

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 五 年 三 月 二 十 八 日

目 次

監査委員告示

○行政監査の結果
○包括外部監査の結果に関する報告の公表

(監 査 委 員)
(同) 四

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第二項の規定に基づく行政
監査（テーマ監査）の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次の
とおり公表する。

平成二十五年三月二十八日

岐阜県監査委員	小 川 恒 雄
岐阜県監査委員	森 正 弘
岐阜県監査委員	鷗 飼 誠
岐阜県監査委員	石 井 直 子
岐阜県監査委員	藤 良 寛

1 行政監査を実施したテーマ
個人県民税の不納欠損処理に関する事務について

【事務の概要】

個人県民税は、地方税法（以下「法」という。）及び岐阜県税条例（以下「条例」という。）の規定により、市町村が個人市町村民税と併せ「個人住民税」として賦課徴収し、個人県民税分を県に払い込む（法第41条・第42条、条例第26条）。

これに対し県は、市町村が個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費を市町村に対し交付している（法第47条、条例第29条）。

そして、市町村は個人県民税に関する、賦課状況、徴収状況、滞納状況、不納欠損等の報告を県税事務所に提出しており、県税事務所はこれらの報告を受けることにより、市町村による個人県民税に係る賦課徴収、滞納及び不納欠損等の状況を把握している。

また、市町村は県に賦課徴収に関する書類を閲覧又は記録させること（法第46条第4項）、県は必要と認めるときは滞納及び不納欠損の状況を調査しななければならない（岐阜県税事務処理規程第73条第1項）等が規定されている。

2 選定理由

個人県民税は市町村に賦課徴収の権限があるとはいえ、県税収入の約3割を占める重要な財源であることから、県は適切な債権管理を行う必要がある。

総務部税務課は、市町村ごとの賦課徴収や不納欠損整理の状況等ととりまとめ、「個人県民税市町村別調定収入状況」（以下「調定収入状況表」という。）の中に一覧で掲載している。平成23年度の調定収入状況表中、市町村ごとの不納欠損額を確認したところ、滞納繰越分がゼロ（不納欠損額がない）となっている市町村が見受けられた。

そこで、①県は、市町村における不納欠損整理の実態等をどのように把握しているか、②上記のような市町村に対し、どのような調査を行い不納欠損額がないことを確認しているか、について検証することとした。

3 監査対象機関

総務部税務課、岐阜県税事務所、西濃県税事務所、中濃県税事務所、東濃県税事務所、飛騨県税事務所
計6機関

4 監査対象年度

主に平成23年度を対象に監査を実施し、経年比較をするため平成19年度から22年度についても対象とした。

5 監査実施期間

（1）予備監査 平成24年10月から平成25年2月まで
（2）本監査 平成25年2月28日（木）

6 実施方法

総務部税務課及び全5県税事務所に対し調査票及び証拠書類の提出を求めて書面調査を行うとともに、総務部税務課、西濃県税事務所及び中濃県税

事務所に対し実地調査を行い、その結果を踏まえて監査委員による監査を実施した。

7 監査の着眼点

（1）不納欠損報告書の提出がない場合に、県税事務所は市町村に対して調査を行っているか。

（2）市町村は不納欠損の整理をした場合、遅滞なく不納欠損報告書を提出しているか。

（3）滞納繰越分について、県税事務所ではどのように債権の把握を行っているか。

（4）不納欠損の理由は、県税事務所においてどのように把握されているか。

8 監査の結果

（1）不納欠損報告書の提出がない場合に、県税事務所は市町村に対して調査を行っているか。

平成19年度から23年度の調定収入状況表中、市町村ごとの不納欠損額を確認したところ、単年度又は複数年度に亘って滞納繰越分がゼロ（不納欠損額がない）となっている市町村が見受けられた。

不納欠損報告書は市町村が不納欠損の整理をしたときに提出する（岐阜県税条例施行規則第53条第4項）とされており、不納欠損額がない場合の報告については規定がないため、これらの市町村から当該報告書が提出されているか聞き取ったところ、提出されていなかった。

滞納繰越額が僅少である市町村では、年度により滞納繰越分の不納欠損の整理がないために不納欠損報告書が提出されなかったとも考えられるが、滞納繰越額が少なくない市町村において滞納繰越分の不納欠損報告書の提出がないことは、不納欠損の整理自体や不納欠損の報告を失念しているおそれがあるため、県税事務所において不納欠損整理の有無について確認を得る必要がある。

県税事務所が市町村からの不納欠損報告書の提出がない場合に対する理由等を調査しているか聞き取ったところ、電話により確認した程度であり、確認すら行っていない事務所もあった。

上記のとおり、市町村は不納欠損の整理をしたときに県に報告すると規定されているだけであるため、年間を通して不納欠損額がない市町村に対しても、その旨の報告書の提出を求めるなどの検討をする必要がある。

【監査結果】

〔西濃県税事務所、中濃県税事務所、飛騨県税事務所〕

年間を通して市町村から不納欠損報告書の提出がない場合には、市町村が不納欠損の整理を適切に行っているか、報告を失念していないか等を調査されたい。

※岐阜県税事務所、東濃県税事務所については、今回確認した平成19年度から23年度には滞納繰越分の不納欠損額欄がゼロ表示の市町村はなかった。
〔総務部税務課〕

年間を通して市町村から不納欠損報告書の提出がない場合の調査について、その手法等を検討されたい。

併せて、年間を通して不納欠損額がない市町村に対して、その旨の報告書の提出を求めることも検討されたい。

また、市町村課とも連携し、交付税検査の税務調査の際に、消滅時効が完成したものについては不納欠損の整理がされているかなど、債権管理が適正に行われているかについて確認することを検討されたい。

(2) 市町村は不納欠損の整理をした場合、遅滞なく不納欠損報告書を提出しているか。

県税事務所は、市町村から提出を受けた賦課状況、徴収状況、滞納状況及び不納欠損等の報告書を基に、個人県民税事務処理要領の規定により税務システムへ入力し個人県民税の債権管理を行っている。その中で、不納欠損については、入力することにより、入力時点の滞納額から不納欠損額が差し引かれる仕組みとなっている。

実際に不納欠損報告書を確認したところ、市町村において平成24年3月末に不納欠損の整理をしたが、3ヵ月以上後の同年7月4日に県税事務所が受理したものがあった。

このことから、適切に債権管理をする上で、不納欠損報告書の提出についても期限を設けることが必要である。

【監査結果】

〔総務部税務課〕

市町村からの不納欠損報告書の提出が遅滞した事例に鑑み、当該報告書の提出期限を設けることを検討されたい。

(3) 滞納繰越分について、県税事務所ではどのように債権の把握を行っているか。

不納欠損報告書や滞納状況報告書の滞納繰越分欄については、前年度以前の滞納繰越分を合計で記載するのみであり、年度ごとの報告を要しない様式となっている。そのため、県税事務所においては、滞納繰越分について年度ごとに把握できない状態である。

○不納欠損報告書等の滞納繰越分欄が年度ごとになっていない理由については総務部税務課の説明

・滞納繰越分の年度ごとの区分が細くなるほど市町村の負担となることから、その負担軽減を図る必要がある。
・滞納繰越分の年度ごとの報告がなくとも、県による徴収取扱費の算定などに不都合はない。

・個人県民税は市町村が賦課徴収するため市町村において年度ごとに管理されていることから、県において年度ごとに管理する必要はない。

○市町村における状況

書面調査の際に確認した限りでは、納税義務者ごとに年度が記載された一覧表が不納欠損報告書に添付されているものがあり、

少なくともその市町村においては年度ごとに把握していると言える。

例えば、消滅時効が完成しているにもかかわらず不納欠損の整理がされていないものがないかなどの検証を行う上でも、滞納繰越分について年度ごとに把握することは必要である。

なお、個人県民税以外の税目については年度ごとに管理されている。

【監査結果】

〔岐阜県税事務所、西濃県税事務所、中濃県税事務所、東濃県税事務所、飛騨県税事務所〕

不納欠損報告書や滞納状況報告書の滞納繰越分欄については年度ごとの報告を要しない様式となっており、年度ごとの債権額の把握がされていないことから、他の税目と同様に年度ごとに債権額を把握されたい。

〔総務部税務課〕

年度ごとの債権額等の把握方法について検討されたい。

(4) 不納欠損の理由は、県税事務所においてどのように把握されているか。

不納欠損報告書の様式を確認したところ、不納欠損理由*1を記載する欄がないため、理由別に計上できない状態である。

○不納欠損報告書に不納欠損理由を記載する欄がない理由についての総務部税務課の説明

不納欠損理由別に細かく報告を求めることは市町村の負担となることから、その負担軽減を図る必要がある。

○市町村における状況

書面調査の際に確認した限りでは、納税義務者ごとに不納欠損理由が記載された一覧表が不納欠損報告書に添付されているものがあり、少なくともその市町村においては年度ごとに把握していると言える。

このため、飛騨県税事務所においては管内全市町村から自動的に不納欠損額・件数が理由別に報告されており、債権管理に活用されているものの、他の県税事務所においては、市町村に対する電話確認や市町村からの自発的な報告などにより一部把握しているものもあったがすべてについては把握しておらず、市町村における不納欠損整理の実態の把握が十分ではなかった。

そして、「県税還付内訳等の報告*2について」（平成13年経営管理部長通達）では不納欠損の状況について理由別に区分して報告するよう定めているにもかかわらず、理由別に計上できていない状況にある。なお、個人県民税以外の税目については、県税還付内訳等報告書において不納欠損理由別に計上されている。

* 1 不納欠損理由

- ・滞納処分の執行の停止が3年間継続（法第15条の7第4項）
- ・滞納処分の執行を停止し、納付する義務を直ちに消滅（法

- 第 15 条の 7 第 5 項)
- ・ 消滅時効の完成 (法定納期限の翌日から起算して 5 年間)
- (法第 18 条第 1 項)
- * 2 県税還付内訳等の報告
- 毎月、県税事務所から税務課へ還付内訳や不納欠損状況を報告するもの。

【監査結果】

[岐阜県税事務所、西濃県税事務所、中濃県税事務所、東濃県税事務所]

不納欠損報告書には不納欠損理由を記載する欄がないため、不納欠損の理由を適切に把握されていないことから、他の税目と同様に理由別に把握し、適正な債権管理を行われない。

[総務部税務課]

不納欠損理由別の把握方法について検討されたい。

このことにより、例えば、執行停止を行わず消滅時効の完成となったものの額や割合が多い市町村と、より効果的な滞納整理を進めるための協働のあり方について議論を深めるなど、収入率の向上につながるものと考えられる。

(5) その他

県税全体の調定額のうち個人県民税が占める割合は 3 割であるが、不納欠損額においては県税全体の 5 割、収入未済額においては県税全体の 7 割を占めている。また、平成 24 年度からは「清流の国ぎふ森林・環境税」が導入され、さらに 26 年度からは「復興特別税」が加算される予定であることから、県にとって個人県民税はますます重要な財源となり、県民の関心も高い。

既に県は、直接徴収 (法第 48 条) や市町村との相互併任制度の活用により、個人県民税の徴収について積極的に取り組んでいるが、これまで以上に市町村と連携して個人県民税の滞納額を圧縮するよう努められたい。

(参考) 平成 23 年度決算

(単位:円、%)

	調定額 (A)	収入済額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収入率 (B/A)
個人県民税 (①)	69, 085, 723, 363	63, 716, 772, 373	278, 943, 366	5, 090, 007, 624	92. 2
県税全体 (②)	203, 745, 226, 711	195, 962, 783, 504	537, 483, 561	7, 244, 959, 646	96. 2
割合 (①/②)	33. 9	32. 5	51. 9	70. 3	—

岐阜県監査委員会告示第九号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十五年三月二十八日

岐阜県監査委員	小川	恒雄
岐阜県監査委員	森	正弘
岐阜県監査委員	鷗	誠
岐阜県監査委員	井飼	子
岐阜県監査委員	石	良寛
岐阜県監査委員	藤	

第 1 部 監 査 の 概 要

第 1. 監 査 の 種 類

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査

第 2. 選 定 し た 特 定 の 事 件

学校教育に係る事務の執行及び運営管理について

第 3. 監 査 対 象 年 度

平成 23 年度を監査の対象とした。ただし、必要に応じて過年度まで遡及するとともに、平成 24 年度の一部についても監査の対象とした。

第 4. 監 査 対 象 機 関

県立学校 高等学校（11 校）、特別支援学校（2 校）
教育委員会事務局 学校教育に係る事務が執行される関係各課（8 課）、教育事務所（西濃）

※なお、校舎として使用しなくなった下記の 2 校舎について現地往査を実施した。

- ・ 旧県立岐阜藍川高等学校（岐阜城北高等学校旧藍川校舎）
- ・ 旧県立恵那北高等学校（中津高等学校旧恵那北校舎）

第 5. 監 査 実 施 期 間

平成24年4月1日から平成25年3月19日まで

第 6. 事 件 を 選 定 し た 理 由

岐阜県は人口減少など大きな時代変化に直面するなか、希望と誇りの持てるふるさと岐阜県づくりを目指し、長期的に取り組むべき政策として「岐阜県長期構想」（計画期間：平成 21 年度から平成 30 年度）を県民に提示している。この「岐阜県長期構想」では、岐阜県の未来を担う子どもたちを、「自立力」「共生力」「自己実現力」をバランスよく持った、地域社会の一員として考え行動できる「地域社会人」に育てることを重点プロジェクトとして掲げています。また、岐阜県の教育が目指す基本的な方向や

具体的施策を「岐阜県教育ビジョン」（計画期間：平成 21 年度から平成 25 年度）で明らかにし、「きめ細かな教育の推進」「優秀な教員の資質の向上」「安心して学べる教育環境づくり」「地域の特徴を生かした活力ある学校づくり」「学校種間の連携」「家庭教育の支援」「社会全体で子どもたちをはぐくむ教育コミュニケーション」を重点目標とし、確かな教育力をもつ学校づくりを進めている。

しかし、岐阜県の中学校卒業者の約 98%が高等学校に進学するものの、小・中学校の児童生徒数は、平成 47 年には、平成 17 年のほぼ半数になると予測されている。この生徒数の著しい減少は、学校の統廃合や定員割れ、現在の設置学科の維持や多様な教育の編制を困難にするなど、岐阜県の目指す学校運営に大きな問題をもたらす可能性がある。また、岐阜県の財政的な余裕は縮小しており、かつての右肩上がりの時代とは異なる考え方での政策が求められている。

よって、岐阜県の未来を担う子どもたちをはぐくむ教育を推進する上で、学校教育に係る事務が、関係諸法令に従い適法・適切かつ効率的に実施されていることを検証することは有意義であり、また、限られた財源が本格的な人口減少など時代の変化に見合った政策に活用されるよう、監査テーマとして選定した。

第 7. 監 査 の 要 点

- (1) 教職員等の人件費に関する事務の執行は、関係法規等に準拠し適切に行われているか。
- (2) 入札及び随意契約に関する事務の執行は、関係法規等に準拠し適切に行われているか。
- (3) 教育財産の取得及び維持管理は、関係法規等に準拠し適切に行われているか、また、有用に活用されているか。
- (4) 学校徴収金及び団体徴収金（PTA会費等）の金銭の徴収及び管理は適切に行われているか。
- (5) 情報セキュリティ対策は、関係法規等に準拠し適切に行われているか。
- (6) 教育委員会事務局関係各課の業務は適切に行われているか。

第8. 主な監査手続

- (1) 事務執行手続については、担当者への質問、関係書類の照合及び関係法規等への正確性の検討を行う。
- (2) 契約事務については、(1)の監査手続以外に入れ及び随意契約の妥当性の検討を行う。
- (3) 施設、備品及び図書については、取得及び管理状況の調査、現場視察、現品確認並びに台帳との照合を行う。
- (4) 学校徴収金及び団体徴収金（PTA会費等）の金銭の徴収及び管理については、担当者への質問及び関係書類との照合を行う。
- (5) 情報セキュリティについては、現状視察及び担当者への質問並びに関係法規等及び関係書類との照合を行う。

第9. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	高橋 浩彦
同 補助者	公認会計士	杉 原 弘 恭
同 補助者	公認会計士	大 橋 正 明
同 補助者	公認会計士	浅 野 寿 美
同 補助者	公認会計士	道 家 秀 幸
同 補助者	公認会計士	下 村 信 明
同 補助者	公認会計士	佐 藤 幸 秋
同 補助者	公認会計士	浅 野 浩 隆
同 補助者	公認会計士	森 清 秀 健
同 補助者	公認会計士	水 崎 諒 和
同 補助者	公認会計士	山 崎 憲 子
同 補助者	公認会計士	保 彦

第10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2部 監査対象の概要

第1. 県内学校の概況

1. 岐阜県の県立学校等の全体像

岐阜県における高等学校及び特別支援学校別の学校数・在学者数・本務職員数は次のとおりである。
(平成23年度)

区分	設置者別	学校数			在学者数	本務教員数
		計	本校	分校		
高等学校	県立	63	63	-	44,854	3,306
	市立	3	3	-	1,653	136
	私立	18	18	-	11,734	721
	計	84	84	-	58,241	4,163
(課程内訳別)	県立	61	61	-	42,624	3,114
	市立	2	2	-	1,410	105
	私立	16	9	-	11,057	703
	計	79	72	-	55,091	3,922
専攻科	県立	2	2	-	562	31
	私立	2	2	-	677	18
	計	4	4	-	1,239	49
特別支援学校	県立	1	1	-	51	58
	（視覚障がい）	1	1	-	94	76
	（聴覚障がい）	2	2	-	169	141
	（肢体不自由）	5	4	1	926	451
種別	県立	1	1	-	47	39
	（知的障がい）	2	1	1	98	98
	（知的障がい）	5	5	-	645	387
	（知的障がい）	2	2	-	305	127
計		19	17	2	2,335	1,372

また、平成23年度の岐阜県の全ての県立学校等を一覧にしたものは、次のとおりであり、合わせて岐阜県の市立及び私立の高等学校等も参考として、一覧に含めている。

(1) 県立高等学校一覧

(平成23年度)

地区名	学校名	課程	学科	生徒数（人）
<岐阜地区>	岐阜高等学校	全日制	普通	1,085
	岐阜北高等学校	全日制	普通	1,081
	岐阜南高等学校	全日制	普通	1,074
	岐阜東高等学校	全日制	普通・理数	1,034
	岐阜西高等学校	全日制	普通・音楽・美術	1,059
	岐阜総合学園高等学校	全日制	総合	885
	岐阜城北高等学校	全日制	家庭・総合	736
	岐阜商業高等学校	全日制・定時制	商業	1,203
	岐阜工業高等学校	全日制	工業	866
	岐阜南高等学校	全日制	普通・理数・英語	847
	岐阜東高等学校	全日制	普通	880
	岐阜西高等学校	全日制	商業・情報・福祉	712
	岐阜各務野高等学校	全日制	普通	757
	本巣松陽高等学校	全日制	農業	829
	岐阜農林高等学校	全日制	普通	436
	山県高等学校	全日制	普通	573
	羽島高等学校	全日制	普通	870
	岐阜北高等学校	全日制・定時制	工業	1,064
	岐阜工業高等学校	定時制・通信制	普通	1,085
	岐阜フロンティア高等学校			17,086

地区名	学校名	課程	学科	生徒数 (人)
<西濃地区>	揖斐高等学校	全日制	普通・家庭	439
	池田高等学校	全日制	普通	448
	大垣北高等学校	全日制	普通	961
	大垣南高等学校	全日制	普通	841
	大垣東高等学校	全日制	普通・理数	957
	大垣西高等学校	全日制	普通	756
	大垣養老高等学校	全日制	農業・総合	636
	大垣商業高等学校	全日制・定時制	商業・情報	1,005
	大垣工業高等学校	全日制・定時制	工業	1,055
	不破高等学校	全日制	家庭・福祉	590
	海津明誠高等学校	全日制	普通	274
			普通・商業・家庭	574
<美濃地区>	郡上北高等学校	全日制	普通	8,596
	郡上高等学校	全日制	普通・農業・総合	403
	武義高等学校	全日制	普通・商業	813
<可茂地区>	固有知高等学校	全日制	普通・理数・家庭	691
	開高高等学校	全日制	普通	446
<集合計>				841
<可茂地区>	加茂高等学校	全日制・定時制	普通・理数	3,194
	加茂農林高等学校	全日制	農業	1,083
	八百津高等学校	全日制	普通	597
	東濃高等学校	全日制	普通	338
	東濃実業高等学校	全日制	商業・家庭	313
<多治見地区>	可児高等学校	全日制	普通	714
	可児工業高等学校	全日制	工業	951
			工業	564
			普通	4,560
			普通	713
<多治見地区>	多治見高等学校	全日制	普通	836
	多治見北高等学校	全日制	普通	847
	多治見工業高等学校	全日制・専攻科	工業	647
	瑞浪高等学校	全日制	普通・家庭	528
	土岐虹陵高等学校	全日制	総合	340
<恵那地区>	土岐商業高等学校	全日制	総合	715
	東濃フロンティア高等学校	定時制	普通	305
			普通	4,084
			普通・理数	719
			農業	450
<飛騨地区>	恵那農業高等学校	全日制	総合	318
	恵那南高等学校	全日制	普通	632
	中津高等学校	全日制・定時制	商業	577
	中津商業高等学校	全日制	工業	429
	坂下高等学校	全日制	普通・家庭・福祉	288
<飛騨地区>	益田清風高等学校	全日制	普通・商業・総合	3,443
	斐太高等学校	全日制	普通	777
	飛騨高山高等学校	全日制・通信制	普通・農業・商業・家庭	839
	高山工業高等学校	全日制	工業	1,215
	吉城高等学校	全日制	普通・理数	399
<飛騨地区>	飛騨神岡高等学校	全日制	総合	450
			総合	201
<集合計>				3,851
<集合計>				44,554

(2) 市立高等学校一覧 (参考)

(平成23年度)

地区名	学校名	課程	学科	生徒数 (人)	教職員標準法定数 (人)
<岐阜地区>	岐阜市立岐阜商業高等学校	全日制	商業	480	44
	岐阜市立南工業高等学校	全日制・定時制	工業・商業	579	100
<美濃地区>	中津川市立南工業高等学校	定時制	商業・家庭	194	26
				1,653	170
<集合計>				1,653	170

(3) 私立高等学校一覧 (参考)

(平成23年度)

地区名	学校名	課程	学科	生徒定員数 (人)
<岐阜地区>	富田高等学校	全日制	普通・音楽	1,245
	富田南高等学校	全日制	普通・国際・商業	1,650
	済美高等学校	全日制	普通・ビジネス教養・保育教養・衛生看護	1,200
	岐阜東高等学校	全日制	普通	1,890
	岐阜聖徳学園高等学校	全日制	普通・体育	1,680
	岐阜聖徳学園大学附属高等学校	全日制	普通	540
	恵ヶリテ女子学院高等学校	全日制	普通	480
	岐阜第一高等学校	全日制	普通・食物	1,140
	大垣日本大学高等学校	全日制	普通・工業	1,500
	美濃加茂高等学校	全日制	普通・商業	2,100
	帝京大学可児高等学校	全日制	普通	1,350
	多治見西高等学校	全日制	普通	480
<可茂地区>	岐阜女子高等学校	全日制	普通・商業・情報・音楽	1,080
	多治見西高等学校	全日制	普通	630
	中京高等学校	全日制	普通・商業	2,295
<飛騨地区>	富山西高等学校	全日制	普通	900
			普通	20,160
<集合計>				20,160

*このほか通信制独立校2校 (城南高等学校、宮ノ岡南高等学校) がある。

(4) 県立特別支援学校一覧

(平成23年度)

地区名	学校名	生徒数 (人)	教職員標準法定数 (人)
<岐阜地区>	岐阜盲学校 *1	51	69
	岐阜聾学校 *2	94	77
	長良特別支援学校	83	85
	希望が丘特別支援学校	54	43
	岐阜本巣特別支援学校	183	105
<西濃地区>	揖斐特別支援学校	73	61
	大垣特別支援学校	303	158
	海津特別支援学校	67	61
<美濃地区>	関特別支援学校	47	45
	可茂特別支援学校	115	121
	中濃特別支援学校	248	110
<可茂地区>	可茂特別支援学校	184	98
	可茂特別支援学校	200	122
<多治見地区>	東濃特別支援学校	138	96
	恵那特別支援学校	190	127
<飛騨地区>	飛騨特別支援学校 (高山目赤分校) *3	(15)	(22)
		(96)	(19)
<集合計>		2,030	1,378

*1 視覚障がいを対象とする特別支援学校である。

*2 聴覚障がいを対象とする特別支援学校である。

*3 生徒数は内書である。

(5) 市立特別支援学校一覧 (参考)

(平成23年度)

地区名	学校名	生徒数 (人)
<岐阜地区>	岐阜市立岐阜特別支援学校	242
	各務原市立各務原養護学校	63
<集合計>		305

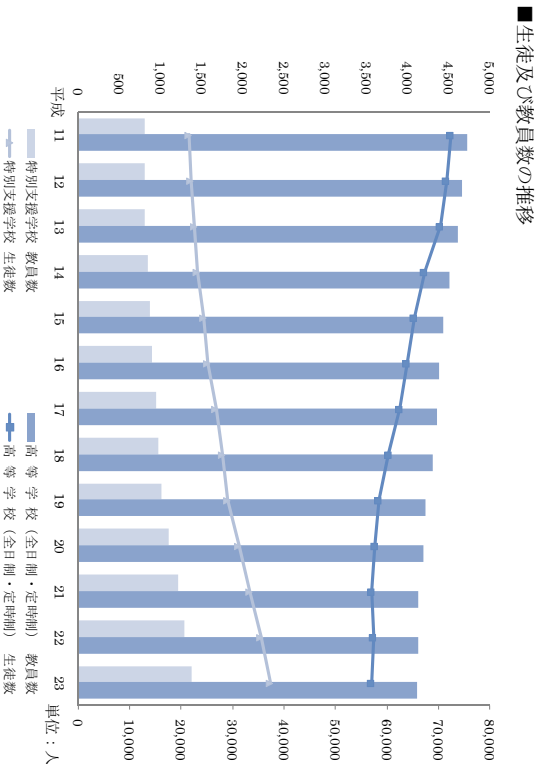
2. 監 査 対 象 と し た 県 立 学 校 等

監 査 対 象 と し た 県 立 学 校 等 と 選 定 理 由 は 次 の と お り で あ る 。

学 校 名	課 程	属 性	選 定 理 由
岐阜高等学校	全日制	普通	生徒数で県内最大規模の普通科高校であり、最近、大規模な改築が行われている。
岐阜商業高等学校	全日制・定時制	商業	生徒数で県内最大規模の商業高校である。
岐阜農林高等学校	全日制	農業	生徒数で県内最大規模の農業高校である。
岐阜工業高等学校	全日制・定時制	工業	生徒数、教員数で県内最大規模の工業高校である。
大垣臨海高等学校	全日制	家庭・福祉	園遊デザイン科、食物科、生活文化科、福祉科の4学科があるユニークな高校である。
臨上高等学校	全日制	普通・農業 総合	「生徒いきいきプラン」によりできた従来の普通科と専門学科を合わせた総合学科のある高校。総合学科の他に森林科学科、食品流通科があるユニークな高校である。
多治見工業高等学校	全日制・専攻科	工業	全日間のデザイン科、セラミックス科、電子機械科、電気システム科に加え専攻科の開設科学芸術科をおくユニークな高校である。
中津高等学校	全日制・定時制	普通	「生徒いきいきプラン」により、平成19年に恵那北高校と統合された高校であり、至日前后定時制を採用している。
益田清陵高等学校	全日制	普通・商業 総合	「生徒いきいきプラン」により、益田高等学校と益田南高等学校が統合された高校であり、普通科、商業に関する学科、総合学科がある。
飛騨高山高等学校	全日制・定時制 通信制	普通・農業 商業・家庭	普通科と複数の専門学科を併置しており、一つの学科に属してその学科の学習を遂げるから、学科の枠を超えて他の学科科目も学習できる高校
東濃フロンティア高等学校	定時制	普通	定時制通風の高校の中でもⅠ部（午前）、Ⅱ部（午後）、Ⅲ部（夜間）に授業を行う3部制単位制を採用している高校。
大垣特別支援学校	・	・	教員数で県内最大規模の特別支援学校である。
可児特別支援学校	・	・	平成24年4月に開校した特別支援学校である。

3. 生 徒 数 及 び 教 員 数 の 推 移

県内の高等学校及び特別支援学校の生徒数と教員数を比較したところ、高等学校の生徒数及び教員数が近年減少傾向にあり、これに伴い教育費は減少しているといえる。一方で、特別支援学校における生徒数と教員数は増加傾向にある。



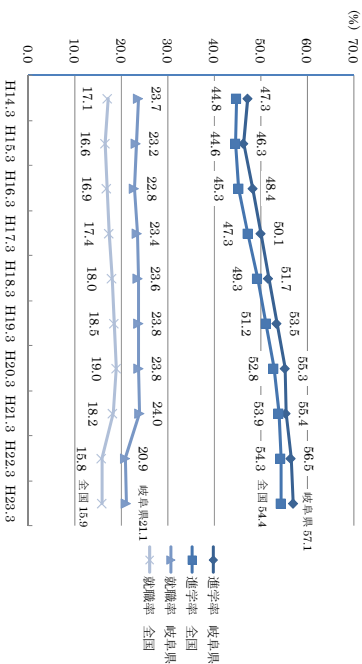
第2. 高等学校卒業後の進路

1. 進路状況 (岐阜県内)

平成 23 年 3 月高等学校卒業生 (全日制・定時制) は 18,503 名であり、大学等進学者は 10,557 名で進学率は 57.1%であった。大学等への進学者は、昭和 80 年代から上昇傾向が継続しており、特に平成元年の進学率 34.5%から大きく上昇している。平成 23 年の進学率は、過去最高であった。

就職者は 3,892 名で就職率は 21.1%であり、過去最低となった前年より 0.2%ポイント上昇した。進学率の上昇に伴い、就職率は低下傾向である。(参考:平成元年の就職率 42.9%)

■高等学校卒業生 (全日制・定時制) の大学等*進学率及び就職率の推移



*大学等とは、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学、大学・短期大学の別科、高等学校専攻科が含まれる。

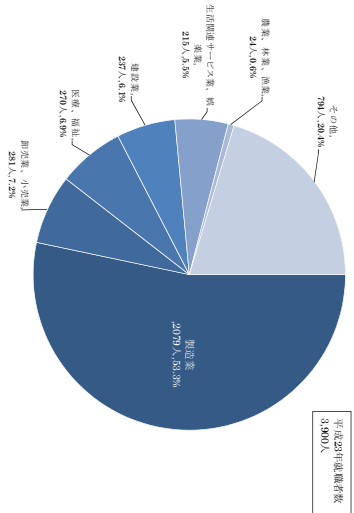
2. 就職状況

平成 23 年の就職者総数 (就職・進学・入学者を含む) 3,900 人のうち、構成比でみた産業別就職者の状況は、製造業が 53.3%で最も多く、次いで卸売業、小売業が 7.2%、医療、福祉が 6.9%と続く。

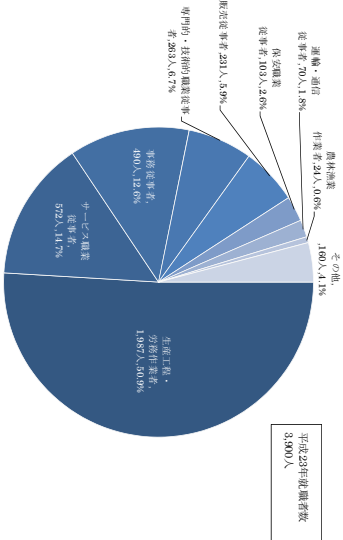
また、構成比でみた職業別就職者の状況は、生産工程従事者が 50.9%で最も多く、次いでサービス職業従事者が 14.7%、事務従事者が 12.6%と続く。

県内就職者は減少傾向が続いていたが、平成 23 年度は前年より 53 人増加して 3,032 人であり、就職者総数のうち、県内就職者が占める割合は、前年度より 0.6 ポイント低下して 77.7%であった。県外就職者 868 人のうち、主な県外就職先は、愛知県が 729 人と最も多く、東京都、大阪府が続いている。

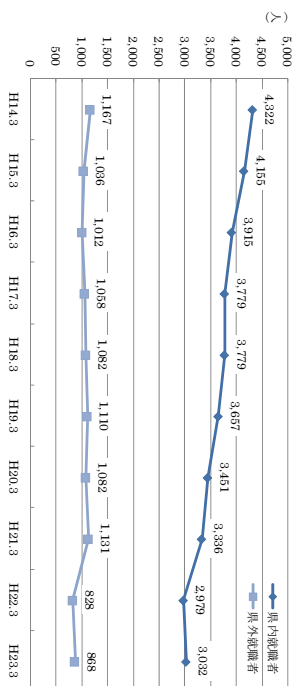
■産業別就職者数及び構成比



■職業別就職者数及び構成比



■県外及び県内就職者数の推移



第3. 岐阜県教育委員会の組織

1. 教育委員会の組織体制

(1) 設置

都道府県、市（特別区を含む）町村及び教育に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条）。

(2) 委員

教育委員会は、5人の委員でもって組織する。ただし条例で定めるところにより、都道府県教育委員会にあつては6人以上の委員をもつて組織することができる（同法第3条）。委員の任期は、4年である（同法第5条）。

(3) 委員長

教育委員会は、教育長を除く委員から委員長を選挙する。委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。その任期は1年で、再選をされることができ（同法第12条）。

(4) 教育長

教育長は、委員長を除く委員である者のうちから、教育委員会が任命する（同法第16条）。教育長は、教育委員会事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する（同法第20条）。

(5) 事務局

教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置き、事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める（同法第18条）。

2. 岐阜県教育委員会の組織

岐阜県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の定めるところにより、岐阜県における教育行政の執行機関として設置されている。

県教育委員会は、6人の委員をもつて組織され、氏名及び任期は次のとおりである。
(平成24年4月1日現在)

職 名	氏 名	任 期
委 員 長	土 屋 嶋	平21.7.18 ～ 平25.7.17
委 員 長 職 務 代 理 者	野 原 正 美	平24.4.1 ～ 平28.3.31
委 員	月 村 時 子	平21.10.15 ～ 平25.10.14
委 員	稲 本 正	平23.3.17 ～ 平27.3.16
委 員	森 口 祐 子	平24.3.24 ～ 平28.3.23
委 員（教 育 長）	松 川 禮 子	平21.4.1 ～ 平25.3.31

3. 教育委員会の会議

県教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めるもののほか、岐阜県教育委員会会議規則の定めるところにより行われている。

会議は、定例会議と臨時会議とし、定例会議は毎月1回開催されている。

平成23年度は定例会議が12回、臨時会議が1回開催された。教育委員会報告、議案一覧は次のとおりである。

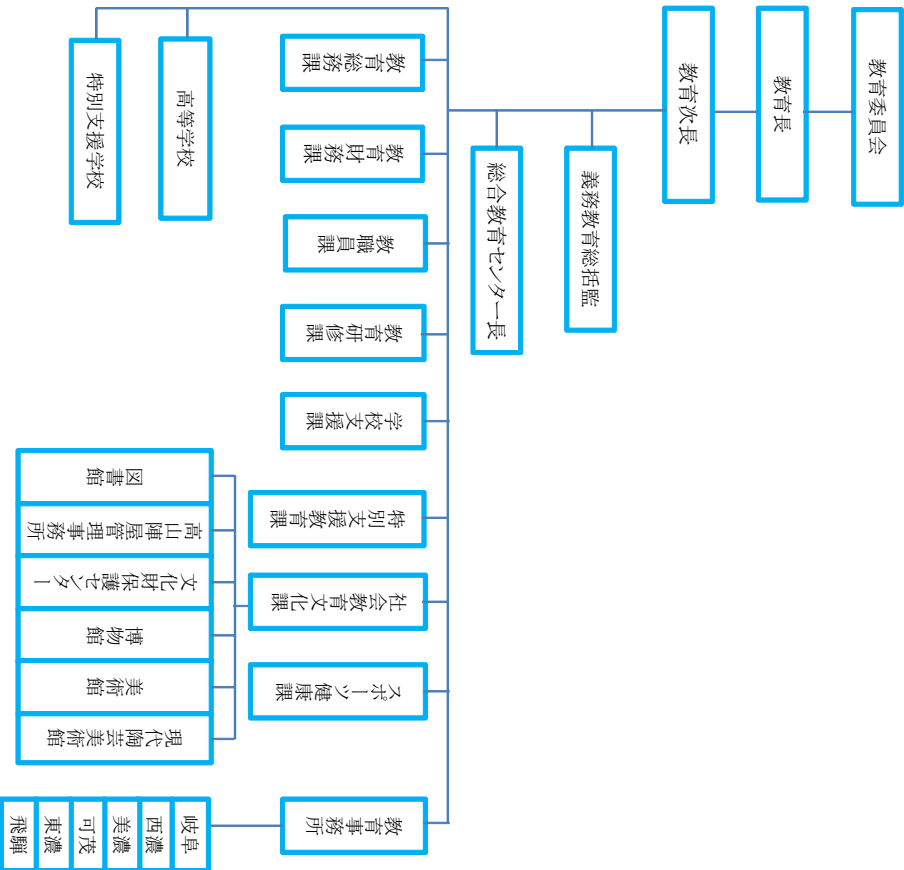
開催年月日		報告・議案	議 事
4月 定例 (H23.4.27)	報 告	1 職員の表彰について	1 岐阜県教育委員会点検評価委員会委員の委嘱について 2 平成23年度岐阜県教科用図書選定審議会委員の任命について
	議 案	3 平成24年度使用小・中学校(特別支援学校)の小・中学部を含む用教科用図書の採択基準について 4 平成24年度使用県立高等学校教科用図書の採択方針について 5 平成24年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択方針について 6 「平成24年度岐阜県立高等学校入学者選抜」及び「平成24年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考の方針」について 7 岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について 8 博物館登録の抹消について	
5月 定例 (H23.5.23)	議 案	1 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について 2 教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則について 3 平成24年度使用小・中学校(特別支援学校)の小・中学部を含む用教科用図書の採択基準について 4 岐阜県現代陶芸美術館協議会委員の任命について	
	議 案	1 教育に関する事務に係る予算に対する意見について 2 教育に関する事務に係る議案に対する意見について 3 岐阜県社会教育委員の任免について 4 岐阜県博物館協議会委員の任免について 5 岐阜県スポーツ振興審議会委員の任免について	
6月 定例 (H23.6.8)	議 案	1 教育委員会事務局職員の人事異動について 2 市町村立学校管理職の人事異動について 3 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	
	報 告	4 岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則について 5 岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について 6 岐阜県教育委員会健情報等管理規程の一部を改正する訓令について	
7月 定例 (H23.7.19)	議 案	1 岐阜県教育功労者の表彰について 2 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰について 3 岐阜県図書館協議会委員の任免について 4 岐阜県生涯学習審議会委員の候補に関する意見について	
	報 告	1 職員の表彰について 2 教育に関する事務にかかる議案に対する意見について 3 公文書の部分公開決定に対する審査請求に係る裁決について	
8月 定例 (H23.8.2)	議 案	3 岐阜県博物館協議会委員の任免について	

開催年月日		報告・議案	議 事
9月 定例 (H23.9.7)	報 告	1 職員の表彰について 2 教職員の懲戒処分について	
	議 案	1 教育に関する予算に係る議案に対する意見について 2 教育に関する事務に係る議案に対する意見について 3 教育委員会の点検評価について	
10月 定例 (H23.10.27)	報 告	1 教育委員会事務局職員の人事異動について 2 平成24年度公立高等学校の入学定員について 3 岐阜県文化財保護審議会委員の任命について	
	議 案	1 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	
11月 定例 (H23.11.24)	報 告	1 教育に関する予算に係る議案に対する意見について 2 教育委員会事務局職員の人事異動について	
	議 案	1 教育に関する事務に係る議案に対する意見について 2 岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則について	
12月 定例 (H23.12.19)	議 案	1 職員の懲戒処分について 2 教育委員会事務局職員の人事異動について 3 不利益処分に関する不服申し立てにかかる事務の委任について 4 給与の支給に関する不服申し立てにかかる事務の委任について	
	報 告	1 職員の表彰について 2 教育に関する事務に係る議案に対する意見について	
1月 定例 (H24.1.18)	議 案	1 教育に関する事務に係る議案に対する意見について 2 職員の懲戒処分について	
	報 告	1 市町村立学校管理職の人事異動について	
2月 定例 (H24.2.8)	議 案	1 平成24年度岐阜県教育委員会の基本方針について 2 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの廃止及び教育に関する事務に係る議案に対する意見について 3 教育に関する事務にかかる議案に対する意見について	
	報 告	1 教育委員会事務局職員の人事異動について 2 職員の表彰について 3 教育に関する事務に係る予算(平成23年度3月補正分)に対する意見について 4 教育に関する事務に係る予算(平成24年度当初予算分)に対する意見について	
3月 定例 (H24.3.1)	議 案	1 退職教職員の表彰について 2 条例による事務処理の特例に係る議案に対する意見について 3 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について 4 岐阜県重要文化財の指定及び岐阜県重要無形文化財の認定について	

開催年月日	報告・議案	
	報 告	事 議
3月臨時 (H24.3.22)		1 職員の表彰について 平成24年度定期人事異動について
		2 職員の懲戒処分について
		3 「平成25年度岐阜県立高等学校入学者選抜」及び「平成25年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考の方針」について
		4 岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
		5 平成25年度県立高等学校における学科改編について
		6 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
		7 岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則について
		8 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について
		9 岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について
		10 岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則について
		11 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営に関する規則を廃止する規則について
		12 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーに関する事務の委任等について
		13 平成25年度開校予定の飛騨北部地域特別支援学校および飛騨南部地域特別支援学校の校名案について

第4. 岐阜県教育委員会の構成図

教育委員会の組織の構成図は以下のとおりである。



(平成24年4月1日現在)

第5. 教育委員会事務局の概要

教育委員会の権限に属する事務等処理させるため、教育委員会に事務局が置かれ、8課（本庁）及び6教育事務所で構成されている。

1. 本庁各課の主要事業

(1) 教育総務課

(主要事業)

- ① 教育委員会における県民の窓口に関すること
- ② 教育委員会における議会の窓口に関すること
- ③ 教育委員会の会議に関すること
- ④ 教育委員会委員の秘書に関すること
- ⑤ 公印に関すること
- ⑥ 法令の解釈及び適用上の疑義に係る助言等に関すること
- ⑦ 教育委員会の政策の総合的な企画立案及び調整に関すること
- ⑧ 自治体教育の推進に関すること
- ⑨ 教育委員会の事務事業の点検及び評価に関すること
- ⑩ 県立高等学校（県立中高一貫教育校を含む。）の設置及び廃止に関すること
- ⑪ 県立高等学校の課程及び学科の設置及び廃止に関すること
- ⑫ 県立高等学校の入学定員に関すること
- ⑬ 県立高等学校の入学者選抜のあり方（通学区域のあり方に関することを含む。）に関すること
- ⑭ 事務局及び教育機関の組織及び編制に関すること
- ⑮ 職員（学校に勤務する職員を除く。）の任免、分限、懲戒、服務、給与その他の人事並びに勤務条件に関すること
- ⑯ 栄典、ほう賞及び表彰に関すること
- ⑰ 広報及び広聴に関すること
- ⑱ 教育に係る調査及び統計に関すること
- ⑲ 予算の編成及び決算に関すること
- ⑳ 教育に関する法人の指導の総括に関すること
- ㉑ 教育事務所に関すること
- ㉒ 事務局内各課の連絡調整に関すること
- ㉓ 他課の所掌に属さない事務に関すること

(2) 教育財務課

(主要事業)

- ① 県立学校の施設の整備（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）及びその他の公有財産の管理に関すること
- ② 県立学校の経理に関すること
- ③ 市町村立学校の施設の整備の助成に関すること
- ④ 県立高等学校の授業料の減免に関すること
- ⑤ 児童及び生徒の就学援助に関すること
- ⑥ 修学奨励に関すること

(3) 教職員課

- ① 学校に勤務する職員の任免、給与その他の人事並びに勤務条件に関すること
- ② 学校に勤務する職員の勤務評定に関すること
- ③ 学級編制及び教職員定数に関すること
- ④ 教育職員の免許に関すること
- ⑤ 職員の福利厚生及び保健に関すること
- ⑥ 公務災害補償に関すること
- ⑦ 恩給、退職料及び退職手当に関すること
- ⑧ 公立学校共済組合及び財団法人岐阜県教職員互助組合（昭和四十七年二月十六日に財団法人岐阜県教職員互助組合という名称で設立された法人をいう。）に関すること
- ⑨ 児童手当に関すること
- ⑩ 県立学校の管理（組織に限る。）に関すること
- ⑪ 市町村の教育委員会及び市町村立学校の組織及び運営に関すること（市町村立学校及び幼稚園の設置及び廃止を含む。）
- ⑫ 公立専修学校及び公立各種学校に関すること

(4) 教育研修課

(主要事業)

- ① 教育職員の研修に関すること
- ② 教育委員会の情報政策の総合的な企画立案及び調整に関すること
- ③ 教育関係機関との連携に関すること
- ④ 情報基盤の整備運用に関すること
- ⑤ 教育の情報化に関すること
- ⑥ 情報教育に係る児童及び生徒の実習に関すること
- ⑦ 教育関係資料の収集に関すること

⑧ 総合教育センターの施設運営に関すること (5) 学校支援課 (主要事業) ① 県立学校の管理（教育活動並びに児童及び生徒に関するものに限る。）に関することと ② 県立学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること ③ 市町村立学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること ④ 学校教育の教科の指導に関すること ⑤ 学校教育の調査研究に関すること ⑥ 教科書その他の教材の取扱いに関すること ⑦ 県立学校の生徒及び児童の入学、就学及び退学に関すること ⑧ 県立高等学校の入学者選抜の実施（調整学区に関するを含む。）に関すること ⑨ 幼稚園教育に関すること ⑩ 人権教育に関すること ⑪ 産業教育の振興及び指導に関すること ⑫ へき地教育の指導に関すること ⑬ 教育研究団体（教育研究部会）の指導及び助言に関すること ⑭ 生徒指導に関すること ⑮ 児童生徒の能力開発に関すること ⑯ 教育相談に関すること (6) 特別支援教育課 ① 県立特別支援学校の設置、管理（教育活動並びに児童及び生徒に関するものに限る。）及び廃止に関すること ② 県立特別支援学校の課程、学部及び学科の設置に関すること ③ 県立特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導の支援に関すること ④ 県立特別支援学校の児童及び生徒の入学、就学及び退学に関すること ⑤ 県立特別支援学校の幼稚園及び高等部の入学定員並びに入学者選考に関すること ⑥ 県立特別支援学校の教科書その他の教材の取扱いに関すること ⑦ 県立特別支援学校の人権同和教育に関すること ⑧ 公立学校の特別支援教育の推進に関すること ⑨ 公立学校の特別支援教育の調査研究に関すること ⑩ 特別支援教育の就学奨励に関すること ⑪ 特別支援教育に関する教育研究団体の指導及び助言に関すること	⑫ 特別支援教育の関係資料の収集に関すること ⑬ 障害のある児童及び生徒に関する教育相談に関すること ⑭ 県立特別支援学校の施設の整備に関すること (7) 社会教育文化課 (主要事業) ① 社会教育委員に関すること ② 成人教育に関すること ③ 社会教育団体に関すること（知事部局の所管に属するものを除く。） ④ 生涯学習に関すること（知事部局の所管に属するものを除く。） ⑤ 青少年の育成に関すること（知事部局の所管に属するものを除く。） ⑥ 社会教育施設に関すること ⑦ 岐阜県図書館に関すること ⑧ 文化芸術に関すること（知事部局の所管に属するものを除く。） ⑨ 文化財に関すること ⑩ 銃砲刀剣類の登録及び製作承認に関すること ⑪ エネコ活動に関すること ⑫ 著作権に関すること ⑬ 博物館施設に関すること ⑭ 岐阜県高山陣屋に関すること ⑮ 岐阜県文化財保護センターに関すること ⑯ 岐阜県博物館に関すること ⑰ 岐阜県美術館に関すること ⑱ 岐阜県現代陶芸美術館に関すること ⑲ 美術館美術品取得基金に関すること (8) スポーツ健康課 (主要事業) ① スポーツの推進に関すること ② 社会体育施設に関すること ③ 岐阜メモリアルセンターに関すること ④ 岐阜県長良川球技場に関すること ⑤ 岐阜県長良川スポーツプラザに関すること ⑥ 岐阜県グリーンスタジアムに関すること ⑦ 岐阜アリーナに関すること ⑧ 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場に関すること
--	---

- ⑨ 岐阜県川辺漕艇場に関すること
- ⑩ スポーツイベントの開催及び支援に関すること
- ⑪ 財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団（昭和五十三年五月一日に財団法人岐阜県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。）に関すること
- ⑫ 学校保健に関すること
- ⑬ 学校安全に関すること
- ⑭ 学校給食及び学校における食育に関すること
- ⑮ 学校体育に関すること
- ⑯ 運動部活動に関すること

2. 本庁各課の分掌事務

課名		分掌事務
教育総務課	管理調整係	公印、予算経理、物品出納、庶務、秘書、文書、事務局等職員の人事・給与、勤務評定、定数、服勞、栄典、表彰
	政策企画係	教育ビジョンの進行政管理、行政改革、各種振興計画の連絡調整、法令審査、訴訟、情報公開、議会窓口、公益法人、教育委員会
	義務教育企画係	義務教育に係る重点課題の総合調整、中高一貫教育の推移、多文化共生に関すること
	中等教育企画係	高等学校の入学定員・学科改編、県立学校の将来構想
	調査広報係	予算の編成・配当・決算 広報、公聴、報道機関との連絡調整、教育調査・統計
教育財務課	管理調整係	物品出納、庶務、国費会計事務
	経理係	県立学校の予算・決算経理、授業料、修学奨励事業
	施設係	県立学校の建設、施設整備、営繕、災害復旧、公有財産管理
	助成係	市町村立学校施設の施設整備費国庫負担（補助）事業
教職員課	技術係	建設指導、技術指導、耐震補強整備
	管理調整係	予算管理、物品出納、県立学校の事務職員人事
	小中学校係	小中学校の教職員人事、服勞、採用試験、学級編制、小中学校の設置廃止届の受理、市町村教委の指導、市町村立学校の組織運営の指導、小中学校の管理運営、教育改革
	高等学校係	県立学校の教職員人事、服勞、採用試験、教職員定数、公立専修学校・公立各種学校の設置、改編、県立学校の管理運営
教育研修課	給与係	教職員の給与・勤務条件
	免許・公務災害係	教職員免除受給・検定、更新、公務災害補償、争訟
	調整係	共済組合の予算経理・物品出納
	厚生係	互助組合の予算経理・物品出納、共済貸付、宿泊所
	年金係	共済年金
	健康管理係	健康管理、人間ドック、特定健康診査、特定保健指導
	給付係	共済短期給付、互助短期給付
	管理調整係	予算経理、物品出納、庶務、庁舎管理
	研修企画係	研修企画、資質向上研修、ALT配置・活用
	基本研修係	研修運営、経年研修、職務研修、幼稚園教育
学校支援課	専門研修係	専門研修、派遣研修（海外派遣、国内派遣）、研修支援（出前講座、自主研修土曜講座、フリースクール講座）
	情報化推進係	ICT活用支援、情報セキュリティ及び情報モラルの指導、岐阜県まるごと学園コンテンツの管理運営、県立学校情報基盤整備
	情報研修係	情報研修、遠隔授業・研修、学校間総合ネットの運営管理
	管理調整係	課内調整、予算・決算、物品出納、国費会計事務
	総合支援係	学校経営、総合的な学習の時間、特別活動、道徳指導、キャリア教育、環境教育、国際教育、道徳教育、へき地教育、幼稚園教育、通学区域、高等学校入学者選抜、教育研究団体の支援、定時制・通信制に関すること、高等学校卒業程度認定試験
学校支援課	教科教育係	教科教育、学力向上総合推進事業、教育課程の指導、図書館教育、教科書事務、学校支援訪問
	産業教育係	産業教育施設・設備整備計画、インターネット、消費者教育、飛び出せスーパー専門高校生推進事業、農業高校生海外派遣、産業教育振興事務
	生徒指導係	生徒指導に関すること、学校適応対策、不登校対策、児童生徒の問題行動等の報告
	教育相談係	教育相談に関すること
学校支援課		人権教育に関すること
	人権教育係	

課名	係	分掌事務
特別支援教育課	管理調整係	課内調整、予算執行、物品出納、就学奨励事業
	特別支援教育係	特別支援教育の振興（体制整備、教育内容の充実等）、就学指導、教育課程の編成、生徒指導、高等部入学者選考、教育相談、特別支援教育研修「子どもがやきヲラフ」の推進、特別支援学校の施設整備、スクールのバスの整備
	特別支援学校整備係	
	自立支援係	進路指導、就労支援、職業教育の充実、雇用企業の拡大
	管理調整係	予算総理、物品出納、庶務及び会計
社会教育文化課	家庭・地域教育係	社会教育調査、社会教育主事等の研修、県図書館、生涯学習（他課の所管に属さないもの）、家庭教育、地域教育、成人教育、PTA、少年団体、PTA・青少年教育団体共済法
	教育文化係	芸術文化事業、ユネスコ活動、著作権、国語問題、高等学校文化連盟、岐阜県美術館、美術館美術品取得基金、岐阜県現代陶芸美術館
	伝統文化財係	有形文化財・無形文化財・民俗文化財の指定・解除・保護、補助金、重要伝統的建造物群保存地区、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、世界遺産、ユネスコ無形文化遺産、鉄砲刀剣類登録、文化財愛護思想の普及、岐阜県博物館、博物館・学芸員
	記念物保護係	埋蔵文化財の保護、史跡・名勝・天然記念物の指定・解除・保護、重要文化的景観、登録記念物、補助金、カモジカ調査、県内遺跡試掘調査、遺跡地図、高山陣屋、岐阜県文化財保護センター
スポーツ健康課	管理調整係	予算総理、物品出納
	企画管理係	県有スポーツ施設整備・管理、条例・規則、県議会
	学校保健給食係	保健指導、保健管理、学校給食管理・指導、食育
	学校体育安全係	体育・保健体育、学校安全、学校運動部活動
	スポーツ振興係	生涯スポーツ・競技スポーツの振興、広報、後援、スポーツイベント開催支援
	イベント・スポーツ振興事業団派遣	産業・文化・スポーツ等のイベント・コンベンションの誘致・開催、優秀選手の育成・強化、県有体育施設の管理運営

3. 教育事務所の分掌事務

名称	分限	担当	分掌事務
教育事務所 〔岐阜県豊濃茂濃飛西美可東飛〕	学校職員課	管理調整係	所内庶務、出納保管・会計総理、給与、福利厚生、教育調査・統計、連絡調整、他課に属さない事務
		学校人事係	人事、研修、表彰、学校改革、市町村教育委員会・市町村立学校の組織運営の指導助言、免許（含検定）
		学校教育係	教育課程・学習指導・職業指導、教科書その他の教材等の取り扱い指導助言、産業教育の振興、学校保健、学校安全、学校教育、食育
		生徒指導係	生徒指導、地域教育の振興、不登校対策、教育相談、青少年教育・女性教育、地域の人材活用
		社会教育係	社会教育の振興、公民館の事業、社会体育、スポーツ及びびレクリエーションの普及振興、芸術の普及向上、文化財の保護

第6. 教育機関の概要

教育委員会の所管に属する教育機関及び所掌事務は、次のとおりである。

教育機関名	所掌事務
図書館	図書館資料の収集・利用相談、図書の閲覧・貸出、郷土及び県民生活に関する情報・参考資料の紹介、他の図書館との資料相互貸借・連携、映画会・資料展示会等の開催、学校等との協力援助
高山陣屋管理事務所	国史跡高山陣屋跡の公開・維持・管理、資料の収集・管理・展示、高山陣屋に関する教育普及
文化財保護センター	国・県・機構の調査事業に係る埋蔵文化財緊急発掘調査、埋蔵文化財等の調査及び研究、埋蔵文化財等に係る調査事業との調整、埋蔵文化財等に関する技術の指導及び研修、出土品の保存管理、収蔵、埋蔵文化財等に関する資料の収集、保存及び刊行、埋蔵文化財等の保護思想の普及
博物館	博物館資料の収集・保管・展示、利用の助言・指導・普及、資料の調査研究、解説書・目録・図録・年報等の刊行、他の博物館や教育機関等との連絡・協力・交流
美術館	美術品及び美術品資料の資料・保管・展示、利用の助言・指導・普及、美術品等の学術的調査研究、解説書・目録・図録・年報等の発行、他の美術品や教育機関との連携・協力・援助
現代陶芸美術館	陶芸美術及び陶芸資料の収集・保管・展示、利用の助言・指導・普及、美術品等の学術的調査研究、解説書・目録・図録・年報等の発行、他の美術品や教育機関との連携・協力・援助

第7. 附属機関等の概要

教育委員会の機関等は以下のとおりである。

1. 教育委員会の附属機関

機関名	設置目的及び審査内容
岐阜県地方産業教育審議会	産業教育の振興に関し、教育委員会が所管に属する調査・研究、教育委員会に建議する。
岐阜県教科用図書選定審議会	小・中学校教科用図書の採択に関し、教育委員会が市町村教育委員会、国立及び私立の学校に対して行う指導、助言又は援助に関し、諮問に応じて調査審議するとともに、必要に応じて建議する。
岐阜県スポーツ推進審議会	スポーツ推進の重要事項を調査審議する。
岐阜県文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存・活用に関する専門的・技術的事項を調査審議し、必要と認める事項を教育委員会に建議する。
岐阜県図書館協議会	岐阜県図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。
岐阜県社会教育委員の会	社会教育に関する諸計画を立案、研究、調査をする。
岐阜県博物館協議会	岐阜県博物館の運営等に関し、館長の諮問に応ずるとともに館長に対して意見を述べる。
岐阜県美術館協議会	岐阜県美術館の運営等に関し、館長の諮問に応ずるとともに館長に対して意見を述べる。
岐阜県現代陶芸美術館協議会	岐阜県現代陶芸美術館の運営等に関し、館長の諮問に応ずるとともに館長に対して意見を述べる。

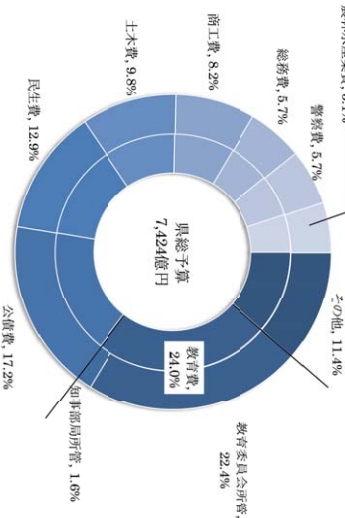
2. 教育に関する知事の附属機関

機関名	設置目的及び審査内容
岐阜県私立学校審議会	県から諮問を受けた私立学校の設置廃止など私立学校に関する重要な 事案について審議し、県に意見を答申する。

第8. 教育予算の状況

1. 平成24年度県予算の内訳

平成24年度岐阜県の一般会計予算は、約7,424億円であり、その中でも教育費（教育委員会所管。以下同じ。）は約1,664億円と、岐阜県予算全体の22.4%を占め、最も多額の費目である。



2. 教育費の推移

■一般会計予算及び教育費予算の推移

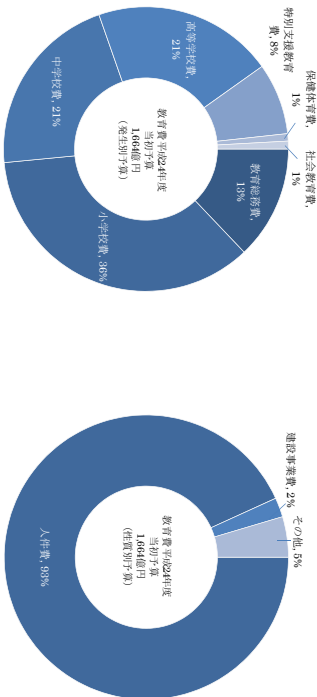
	平成22年	平成23年	平成24年
県予算	772,411	765,240	742,440
教育費予算	172,436	166,602	166,486
教育費予算の占める割合	22.3%	21.7%	22.4%

※平成22年度と平成23年度は、補正後の額。平成24年度は当初予算。

(単位：百万円)

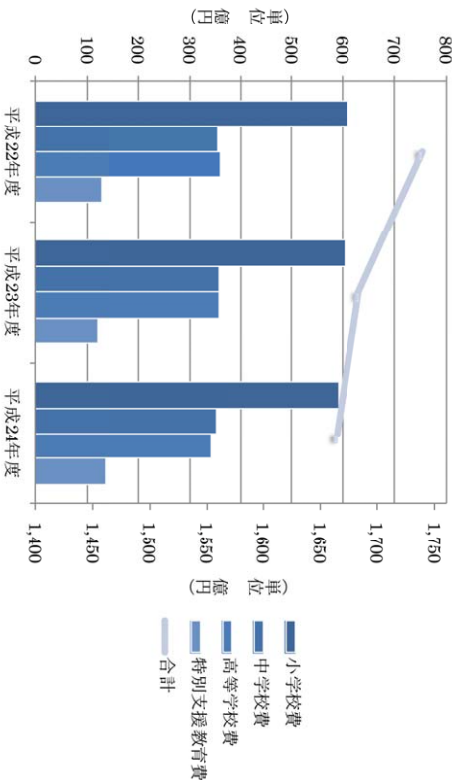
■教育費 当初予算の内訳比推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
教育総務費	13.2%	12.6%	12.9%
小学校費	34.9%	35.9%	35.6%
中学校費	20.4%	21.3%	21.2%
高等学校費	20.7%	21.1%	20.5%
特別支援教育費	7.3%	7.1%	8.1%
社会教育費	1.1%	1.1%	0.8%
保健体育費	2.4%	0.9%	0.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%



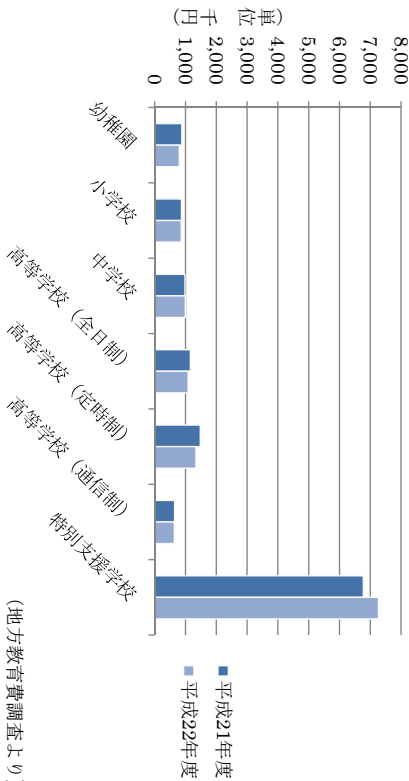
岐阜県予算全体に対する教育費予算の割合には大きな増減はないといえるが、教育費自体は減少している。また、教育費のうち大部分は教職員等の人件費となっており、平成22年度からの教育費全体における各費用の割合に大きな変化は見られない。

■教育費当初予算の推移



岐阜県における教育費予算の減少は近年の少子化を原因とした生徒数の減少にともなうものと考えられる。

■生徒 1 人当たりの教育費



岐阜県では上述の少子化による教育費予算の減少と同時に、特別支援学校を除く各教育現場で生徒 1 人当たりの教育費にも減少傾向がみられる。特別支援学校では 1 人当たりの教育費が増加しているが、これは岐阜県の「一人一人の可能性を引き出す自立支援教育『子どもかがやきプラン』」の推進に基づき、地域に根ざした特別支援教育の充実や、職業教育のあり方を具体化し、特別支援学校の整備計画を作成して対応している結果といえる。

第9. 学校別分析

岐阜県教育委員会から入手した資料に基づき、包括外部監査人が定量分析を実施した結果を以下に記載する。

1. 県立高等学校の生徒数、教職員数、人件費の分析 (平成23年度)

岐阜県の県立高等学校63校の全日制、定時制及び通信制をあわせた平成23年の教職員数 (平成23年度標準法定数) は3,718人であり、生徒数は44,854人である。

教職員一人当たり生徒数は、全体平均で12.1人であり、最大は華陽フロンティア高等学校の20.1人、最低は高山工業高等学校の7.1人であった。

華陽フロンティア高等学校は、定時制及び通信制課程のみであり、全生徒数1,085人のうち通信制課程生徒数480人が在籍しているものの、通信制であるため、教職員数は14人と少ない。そのため、教職員一人当たり生徒数が大きくなっている。

教職員一人当たり生徒数が10人未満の学校は16校あったが、そのうち14校が工業、

農業等の専門学科を有しており、専門教育のための人的整備を行っていることがうかがえる。

また、生徒一人当たり人件費は、全体平均で572千円であり、最大は総合学科を有する飛騨神岡高等学校の1,015千円であり、大部分の全日制普通科高校は、40万～50万円台であった。

■県立高等学校、生徒数、教職員数、人件費の分析					
	生徒数 A	教職員数 B		人件費 C	生徒一人当たり人件費 C/A
		(標準法定数)	A/B	(千円)	(千円)
飛騨ツルギスズ高等中学校	1,085	54	20.1	508,206	468
富山工業高等学校	198	56	7.1	373,786	936
飛騨神岡高等学校	201	26	7.7	204,601	1,015
合計平均	44,854	3,718	12.1	25,693,738	572

*分析対象とした人件費には、退職手当、共済費を含めていない。

*標準法定数とは、配置、規模及び学級編制の適正化並びに教職員定数の確保を図るために「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」で定められた教職員定数の標準を指す。

2. 特別支援学校の生徒数、教職員数、人件費の分析（平成23年度）

特別支援学校17校(分校2校含む)の平成23年度の教職員数(平成23年度標準法定数)は1,378人であり、生徒数は2,030人である。教職員一人当たり生徒数は、全体平均で1.5人であり、最大は中濃特別支援学校の2.3人、最低は岐阜盲学校の0.7人であった。また、生徒一人当たり人件費は、全体平均で約4百万円であり、最大は岐阜盲学校の10,197千円、最低は中濃特別支援学校の2,654千円であった。

人的側面からも特別支援教育の体制整備を推進し、障がいのある状態や発達段階に応じた教育内容により、きめ細かな教育を行っていることがうかがえる。

■県立特別支援学校、生徒数、教職員数、人件費の分析

	生徒数 A	教職員数 B		人件費 C	生徒一人当たり人件費 C/A
		(標準法定数)	A/B	(千円)	(千円)
岐阜盲学校	51	69	0.7	520,076	10,197
中濃特別支援学校	2,030	110	2.3	656,212	2,654
合計平均	2,089	1,378	1.5	8,393,785	4,131

*分析対象とした人件費には、退職手当、共済費を含めていない。

3. 学校建設事業執行額分析

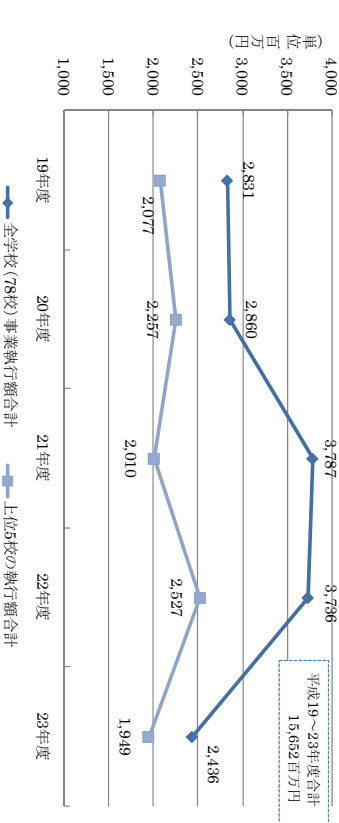
学校建設事業では、県立高等学校の中には建築から50年以上経過した施設があり、老朽化した施設に対応するため、厳しい県財政の中から改築や修繕を行っている。

平成23年度の各学校（県立高等学校及び特別支援学校78校）の建設事業執行額合計は、2,436百万円であった。平成19年度から平成23年度までは、毎年20億円半ばから30億円半ばで推移しており、5年間合計では15,652百万円を執行した。

毎年の執行金額が大きい学校上位5校で執行金額全体の過半を占めており、特定の学

校に集中して投資する傾向がある。なお、平成23年度に執行額が無い学校が52校あった。

■学校建設事業執行額分析



学校単位で平成19年度から平成23年度まで執行額合計が10億円を超える学校は岐阜高等学校、中津高等学校、恵那高等学校及び武義高等学校の4校であった。

岐阜高等学校では、平成21、22年度に校舎改築（特別教室棟、管理棟、教室棟改修）、平成23年度には屋内運動場及び外構工事が完成し、総額33億円の執行額を計上している。

■平成19～平成23年度 学校建設事業執行額 10億円超

学校名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
岐阜高等学校	84	735	782	1,178	664	3,447
中津高等学校	96	556	83	542	0	1,278
恵那高等学校	0	39	74	168	987	1,270
武義高等学校	181	261	311	479	0	1,233
合計	361	1,593	1,252	2,369	1,652	7,229

4. 収入金額分析

県立高等学校全63校の平成23年度総収入金額477百万円のうち、農業科を有する6校の収入金額合計は226百万円であり、全体の5割近くを占めている。

これは、農業学校の生徒が実習の一環で生産した農作物等を近隣住民に販売しているためである。特に県下最大の農業科を有する学校である岐阜農林高等学校では、平成23年度に63百万円の生産物収入があった。

事業種別	金額 (百万円)	割合 (%)
農業学校合計	226	47%
岐阜農林	63	13%
加茂農林	49	9%
恵那農業	36	8%
大垣農業	36	7%
飛騨高山	36	8%
都上	19	2%
その他	250	53%

地方公共団体が所有する不動産、動産などの財産を公有財産といい、「行政財産」として「普通財産」に分類される。(地方自治法第238条)

「行政財産」は、地方公共団体において公用または公共用に供することを目的とする財産であり、庁舎、道路、学校、公園等が例として挙げられる。「行政財産」は原則として貸付等の処分が禁止されているが、その用途又は目的を妨げない限度で、貸付や地上権の設定することができる。

「普通財産」は、「行政財産」以外の公有財産をいう。「行政財産」とは異なり、行政目的のために保有するのではなく、地方公共団体が一般人と同様の立場で保有するため、貸付等の処分をすることができる。

平成23年度の各学校（県立高等学校及び特別支援学校78校）の行政財産台帳金額合計は、120,899百万円であった。そのうち「普通財産」を保有しているのは、岐阜商業高等学校、関有知高等学校、海津明誠高等学校及び中津商業高等学校の4校であり、普通財産台帳金額合計は522百万円であった。

用途は、換地対象または自治体向け貸付であるため、営利目的で利用をしていない。

	岐阜商業高等学校	関有知高専学校	海津明誠高等学校	中津商業高等学校	普通科・理 合計	行政財産 合計
校地面積 (㎡)	1,215	28,602	5,205	21	35,104	4,537,060
建物面積 (㎡)	0	6,080	-	-	6,080	1,038,779
財産付蔵金額合計 (百万円)	55	349	118	0*	522	120,899
備考	同表若田土地區画整理事業 田中養高校校舎跡地で開市 中津川市水道事業に大股分 区画内汲水施設(橋地子記) 海津市給水庁及び市道 敷地として中津川市に貸付 に貸付 業として海津市に貸付中					

各学校の行政財産台帳金額合計の上位3校は飛騨高山高等学校、岐阜農林高等学校及び大垣養老高等学校であった。3校とも農業に関する学科を有し、広い校地面積や建物面積を必要とする学校である。

特に飛騨高山高等学校は、教育課程は全日制、定時制及び通信制を全て揃え、学科は普通科、農業・商業・家庭に関する学科、生徒数は岐阜県で最大の 1,215 人が在籍する高等学校である。

	飛騨高山高等学校	岐阜農林高等学校	大垣養老高等学校
校地面積 (㎡)	344,617	703,407	215,705
建物面積 (㎡)	33,298	23,395	36,159
財産台帳金額合計 (百万円)	11,173	5,018	3,111

校地及び建物を借り入れている高等学校は19校であり、内2校は建物も借り入れていた。借入財産が大きい高等学校は、飛騨神岡高等学校及び加茂農林高等学校の2校であった。

飛騨神岡高等学校は、現在地へ移転時に隣接土地を所有する神岡町から土地賃借の申し出があり、町有地と一体で学校敷地として整備した。(運動場敷地等 27,020 m²)

加茂農林高等学校は、県立に移管前には加茂郡立であったため、県立移管後も引き続き土地賃借の申し出があり、現在に至っている。(主建物及び運動場敷地等 32,698 m²)

借入財産	校数
校地面積 (m ²)	19
建物面積 (m ²)	2

第3部 岐阜県教育関連施策の概要

第1. 岐阜県教育ビジョン

1. 岐阜県教育ビジョンの策定にあたって

岐阜県では、教育施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今後10年先を見据えて、岐阜県の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにする計画として、また教育基本法第17条に基づく教育振興基本計画として、岐阜県議会における議決を経て、平成20年12月に「岐阜県教育ビジョン」を策定した。

教育ビジョンでは、子どもたちに、自ら学び考え行動できる「自立力」、豊かな人間関係を広げ深めていく「共生力」、そして、高い志をもって夢に挑戦していく「自己実現力」の3つの力をはぐくみ、豊かで活力ある地域づくりに貢献できる「地域社会人」を育成することを基本理念として掲げている。

この基本理念を実現するため、教員の資質向上を図るとともに、新しい学習指導要領に基づく基礎・基本の徹底や、幼児教育・特別支援教育の充実、学校種間の連携強化を図るなどして、確かな教育力をもつ学校づくりを推進していく。

同時にまた、学校、家庭、地域、企業等が連携し、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、体験活動や様々な世代の人とふれあう機会を充実するなどして、社会全体で子どもたちをはぐくむ教育コミュニケーションを県民総参加で進めていくことを基本方向として掲げた。

この教育ビジョンは、平成21年度から平成25年度にかけての5年間の計画であり、今後その着実な推進を図ることとしている。

2. 岐阜県教育の現状と課題

(1) 学力の状況

平成19年度及び20年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、岐阜県の児童生徒は、知識を測る問題では、一部課題はあるものの、学習内容を概ね理解していると言える。また、活用力を測る問題では、すべての教科区分で岐阜県の児童生徒の平均正答率は全国平均を上回っている。今後は、日頃の授業の中で、児童生徒が基礎的・基本的な内容を確実に身に付けるとともに、自分の考えを筋道立てて表現できるよう、各学校における指導を一層充実させていく必要がある。

■小・中学生の全国学力・学習状況調査正答率の状況（岐阜県・全国）

小学6年生		小学6年生	
国語A（知識）	岐阜県 65.0%	岐阜県 70.4%	（65.4%） （72.2%）
国語B（活用）	岐阜県 53.2%	岐阜県 52.1%	（50.5%） （51.6%）
※（ ）内は全国		※（ ）内は全国	
中学3年生		中学3年生	
国語A（知識）	岐阜県 75.7%	岐阜県 66.9%	（73.6%） （63.1%）
国語B（活用）	岐阜県 65.3%	岐阜県 52.9%	（60.8%） （49.2%）
※（ ）内は全国		※（ ）内は全国	

資料：平成20年度 全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(2) 学習習慣及び基本的生活習慣の状況

岐阜県が実施している学習状況調査によると、「勉強が好き」「勉強は大切」「努力して勉強しなければならぬ」と回答する小・中学生の割合が、近年、全体的に高まりつつある。また、全国学力・学習状況調査によると、岐阜県の小・中学生が「学校のきまりを守る」、「地域の行事に参加する」と回答した割合は全国平均を大きく上回っている。今後は、小学生の授業の予習・復習など家庭における学習習慣や基本的生活習慣がよりよく定着する取組が求められている。

■学習習慣の状況（岐阜県・全国）

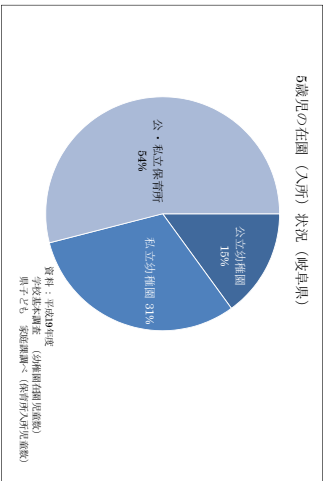
区 分	勉強する時間を自分で決めている	平日、学校の授業時間以上の勉強をしている	休日、1時以上の勉強をしている	家で学校の授業の時間を活用している	家で学校の授業の時間を活用している
小学生	61.0% (52.0)	66.8% (66.1)	61.8% (51.7)	32.2% (35.4)	41.7% (43.4)
中学生	35.5% (34.2)	74.0% (65.4)	71.0% (62.3)	35.3% (28.4)	49.1% (39.6)
※（ ）内は全国					

■基本的生活習慣の状況（岐阜県・全国）

区 分	朝食を毎日食べる	学校への持ち物を事前に確認する	地域の行事に参加している	毎日の起床時間が一定している	学校の決まりを守っている
小学生	96.9% (95.4)	86.4% (85.3)	72.4% (69.9)	90.8% (89.0)	90.4% (88.3)
中学生	94.6% (91.9)	86.5% (83.3)	50.8% (37.0)	90.9% (90.4)	89.5% (87.4)
資料：平成20年度 全国学力・学習状況調査（文部科学省）					

(3) 幼稚園・保育所など幼児教育の状況

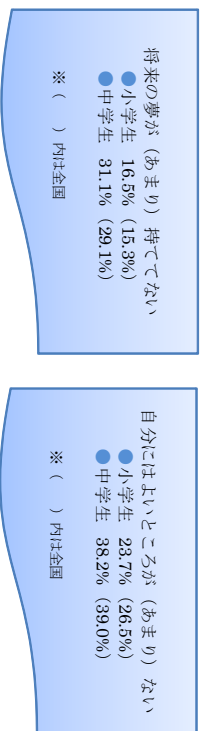
幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期である。平成20年度現在、岐阜県の小学校就学前（5歳児）の在園（入所）状況は、公立幼稚園15%、私立幼稚園31%、保育所54%となっており、幼稚園・保育所ごとに特色ある教育活動が行われている。しかしながら、各幼稚園、保育所ごとの教育方針や入園（所）時のしつけ面で大きな違いが見られる。また、幼稚園と保育所の連携や、幼児教育と小学校教育との連携・接続に課題があるとの指摘がある。今後は、幼児教育から小学校教育へ学校教育としての一貫した流れを形成するために、幼稚園・保育所と小学校の間のさまざまな取組を通じて、連携の推進を図っていく必要がある。



(4) 子どもの意識と自己肯定感の状況

全国学力・学習状況調査によると、岐阜県内小学生の16.5%、中学生の31.1%が「将来の夢が（あまり）持っていない」と考えており、それぞれ全国平均（小学生15.3%、中学生29.1%）をやや上回り、発達段階とともにその数値が高くなっている。また、小学生の23.7%、中学生の38.2%が「自分にはよいところが（あまり）ない」と感じている。

その一方で、「人の気持ちがわかる人間になりたい」「人の役に立つ人間になりたい」「いじめは、いけない」と考える岐阜県の小・中学生は9割を超えており、多くの子どもたちが、他者への思いやりや、人と人との関係を大切にしたいと考えている。今後は、家庭や地域と連携した体験活動の充実などを通して、子どもの将来の夢や自己肯定感をいかに高くしていくかが課題となる。



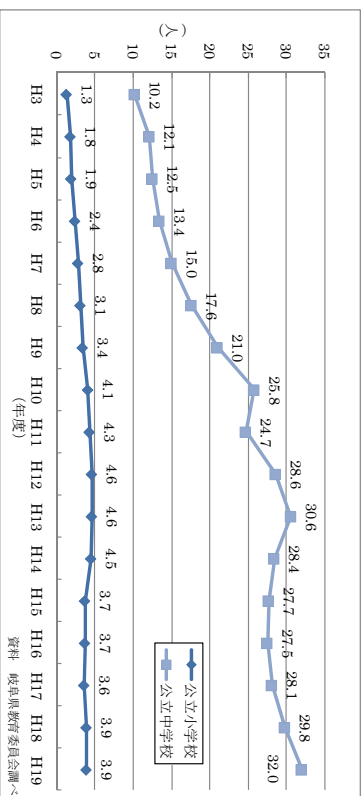
(5) いじめ等の問題行動、不登校、中途退学の状況

平成19年度における岐阜県公立学校のいじめの認知件数は、小学校で5,678件、中学校で2,256件、高等学校で316件、特別支援学校で19件となっている。最近は、インターネットや携帯電話等での誹謗中傷など新しい形のいじめが問題となっている。また、小学校高学年から中学校において暴力行為の発生件数が増加傾向にある。不登校に関

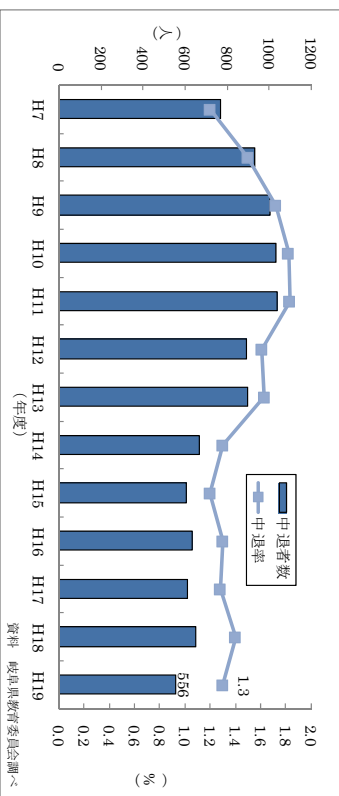
しては、平成19年度における岐阜県内公立小・中学校の不登校児童生徒数は、小学校で482人（千人当たり3.9人）、中学校で2,009人（千人当たり32.9人）となっており、中学校に進級した段階では、学習や生活環境の変化になじまず、不登校やいじめが急増する、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象が見られる。いじめや不登校を未然に防止し、発生した場合には早期発見・早期対応を図ることが重要であり、生徒指導体制や教育相談体制の充実などが課題となっている。

また、公立高等学校全日制の中途退学率は、平成11年度をピークに減少傾向にあつたが、近年は横ばい傾向が続いている。中途退学の理由は、進路変更が78.8%で最も多く、次いで「学校生活・学業不適応」が12.9%となっている。今後は、不登校を経験した児童生徒や高等学校中途退学者が、再び学びたいという意欲をもったときに、学びやすい教育環境の整備を進めていくことも課題となっている。

■ 不登校児童生徒数（千人当たり）の推移（岐阜県公立小・中学校）



■ 公立高等学校（全日制）の中途退学者数・中途退学者率の推移（岐阜県）

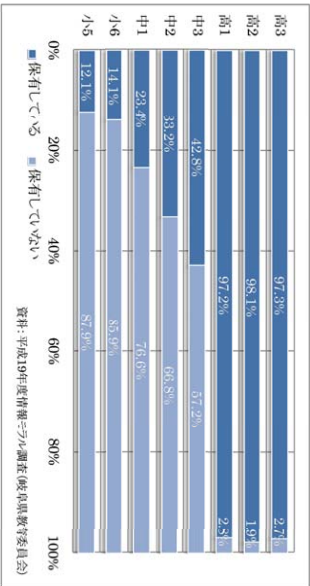


(6) インターネット・携帯電話等をめぐる状況

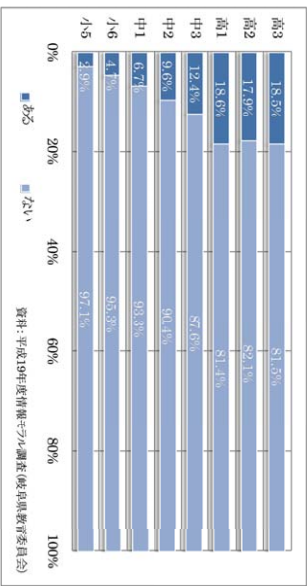
岐阜県の児童生徒が自分専用の携帯電話を保有する割合は年々高くなっており、中学生で約33%、高校生では約97%となっている。情報機器に触れ、慣れ親しむことで情報の収集・活用力が向上するなどのメリットがある反面、インターネットや携帯電話等の不適切な使用により、児童生徒がいじめや凶悪犯罪等、思わぬトラブルに巻き込まれるケースが急増している。また、携帯電話のメールや掲示板等で被害を受けたり、いやな思いをしたことがある児童生徒の割合は学年があがるにつれて上昇しており、中学生で約10%、高校生では約18%となっている。

さらに、携帯電話やメールでの会話に慣れてしまい、人と対面して話をする場合に自分の意思をうまく伝えられないなど、コミュニケーション能力の低下をもたらしているのではないかとといった指摘もある。今後は、児童生徒の情報モラルを向上させるために、教員の情報モラルに関する指導力の向上を図るとともに、家庭や地域と連携した取組が求められる。

■ 児童生徒の携帯電話保有率 (岐阜県)



■ 携帯電話のメールや掲示板等で被害を受けたり、いやな思いをしたことがある児童生徒の割合 (岐阜県)



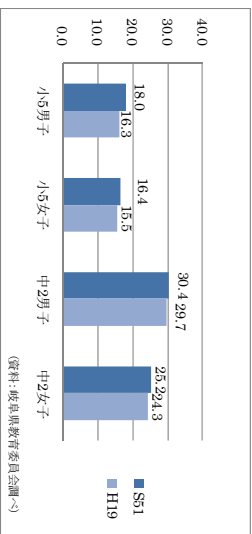
(7) 体力や健康等をめぐる状況

近年、全国的に子どもの体力や運動能力は、下げ止まり、やや上昇の傾向にあると言われている。岐阜県の調査では、約30年前（親の世代）に比べて児童生徒の握力やソフトボール（ハンドボール）投げ、持久力において低下が見られる。また、全国との比較では、小学生は全国平均をやや下回り、中学生は全国平均並み、高校生は全国平均を上回っている。

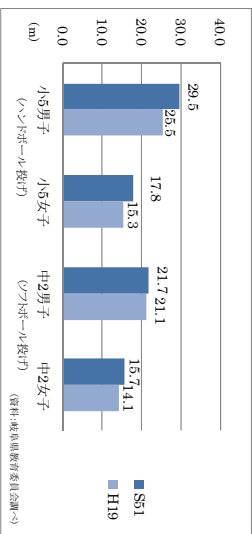
身長・体重については、親の世代に比べて向上しているが、幼稚園から高等学校にかけての年代では全国平均をわずかに下回る傾向にある。

また、岐阜県の児童生徒の朝食欠食については、「週に4～5日食べないことがある」と回答する児童生徒の割合は全国平均に比べて低く、小学生で0.5%（全国平均4.9%）、中学生で2.4%（全国平均7.0%）となっている。体力や健全な食生活は、生活するうえでの気力の源であり、「生きる力」の極めて重要な要素であるため、体力の向上や食生活の改善に向けた取組を充実していく必要がある。

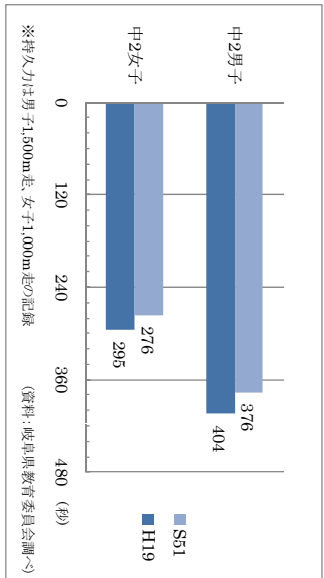
■ 親の世代と現在の児童生徒の握力の比較 (岐阜県)



■ 親の世代と現在の児童生徒のソフトボール投げ（小学生）・ハンドボール投げ（中学生）の比較 (岐阜県)



■ 親の世代と現在の児童生徒の持久力の比較 (岐阜県)

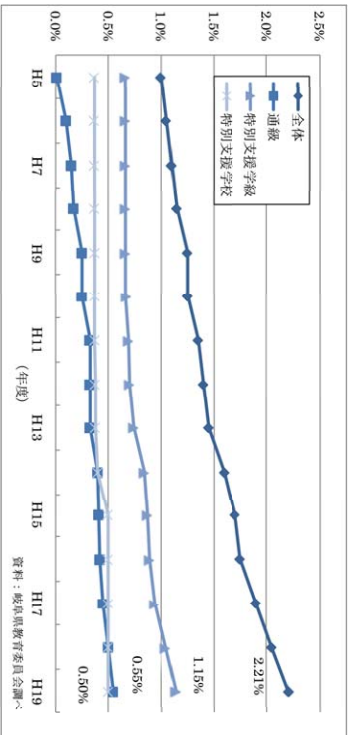


(8) 障がいのある子どもの教育の状況

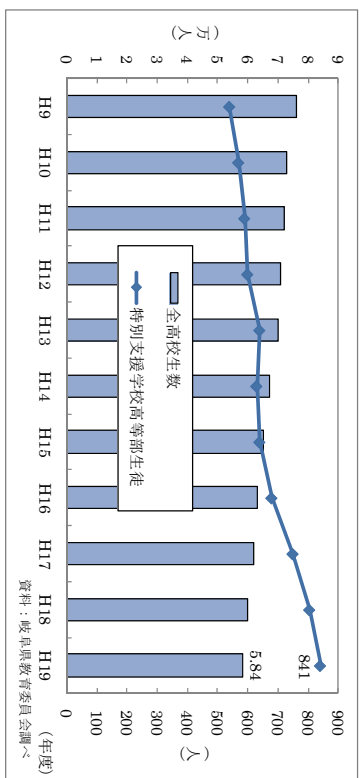
特別支援学校もしくは特別支援学級に在籍し、または通級による指導を受ける児童生徒は、近年大きく増加しており、義務教育段階における比率は、過去10年で1.3%から2.2%へと増加している。なかでも、LD (学習障がい)、ADHD (注意欠陥/多動性障がい) などの発達障がいのある児童生徒が急増している。最近では、特別支援学校高等部に在籍する生徒数も増加傾向にあり、10年前と比べ約1.5倍に増加している。

今後は、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携・協力により、特別支援学校を核に地域のネットワークを構築し、幼児期から学校卒業までの一貫した指導・支援を行うための体制を整備する必要がある。また、現在、特別支援学校高等部の卒業生の約38%が就職しているが、職業的自立を支援する取組の充実も課題となっている。

■ 全就学者に占める障がいがある子どもの割合の推移 (岐阜県)



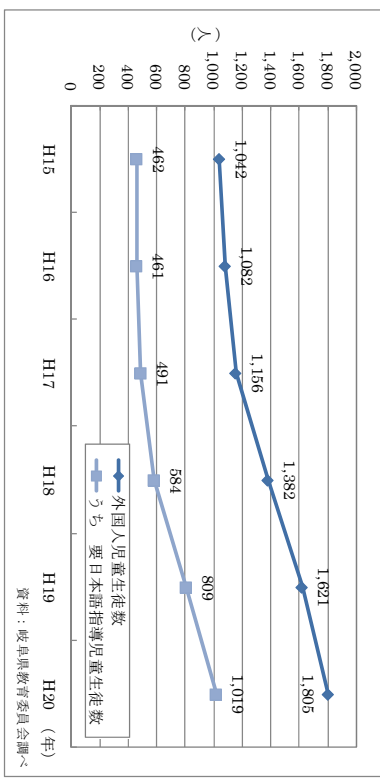
■ 特別支援学校高等部の生徒数の推移 (岐阜県)



(9) 外国人児童生徒の状況

岐阜県の公立小・中学校に在籍する外国人児童生徒数は、平成15年の1,042人から平成20年には1,805人に、うち日本語指導が必要な児童生徒数は462人から1,019人へと急激に増加している。また、高等学校への進学を希望する外国人生徒も増加傾向にあり、今後この傾向は続くものと考えられる。こうした中、学校教育においては、外国人児童生徒の日本語指導や適応指導の充実を図り、教育を受ける機会を保障していくことが求められている。一方で、児童生徒が、外国人児童生徒と学校生活を共にすることで、異文化を理解・尊重し、国際的な視野で考え行動できる能力を高められるなどの効果が期待できる。

■ 公立小・中学校の外国人児童生徒の推移 (岐阜県)



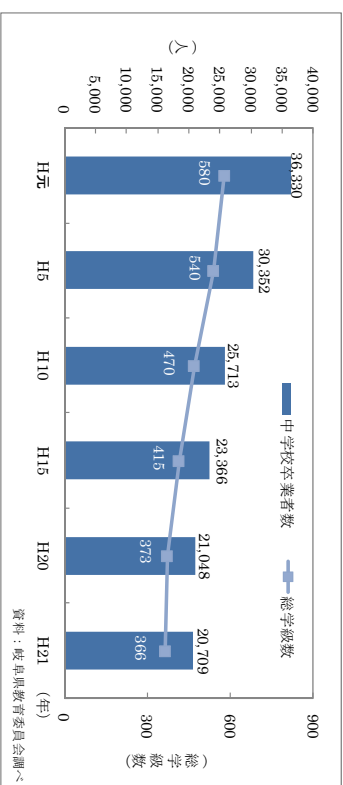
(10) 高等学校の状況

平成 20 年度現在、岐阜県の中学校卒業者の約 98%が高等学校に進学している。また、少子化により、平成元年以降生徒数・学級数が減少傾向にある。

高等学校では、多様な能力・興味等を有する生徒の増加や社会の変化に対応した教育が求められていることから、岐阜県においては、従来の普通科や専門学科に加え、全国的にみても早くから、総合学科や単位制高等学校等「新しいタイアの高校」を順次設置してきた。特に、平成 14 年度に実施計画を発表した岐阜県立高等学校の再編計画である「生徒いきいきプラン」により、6 校であった「新しいタイアの高校」が平成 19 年には 26 校に拡大した。現在、岐阜県における設置学科は普通科系（学級数による割合）が全体の約 55%、総合学科が約 8%、専門学科系が約 37%となっている。

一方で、高等学校への入学者選抜においては、「生徒一人一人の様々な優れた面を積極的に評価する」「生徒の学校選択幅を拡大する」ことを改善の基本的方向として、平成 14 年度選抜から特色化選抜と一般選抜を柱とする現在の入学者選抜制度を導入し、中学校生活における普段の学習状況等を適切に判断するとともに、生徒の多様な個性や能力・適性を適正に評価するよう努めている。なお、平成 25 年度選抜から新しい制度で選抜を実施する。

■ 中学校卒業（予定）者数及び県立高等学校の総学級数の推移（岐阜県）

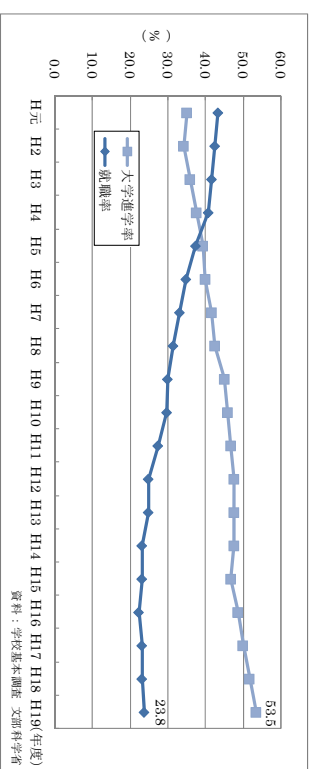


(11) 高等学校の進路状況

少子化により、岐阜県の平成 18 年度の高等学校卒業者数は、平成元年度の 6 割程度となる約 2 万人にまで減少している。うち、大学等への進学率は年々上昇傾向にあり、普通科はもとより、専門高校から大学等への進学率が著しい伸びを示している。その一方で、高等学校卒業後に就職する生徒は減少傾向にあり、特に岐阜県内企業への就職者の割合が低下している。また、こうした傾向には、地域差もあるが、岐阜県外への進学率・就職率が特に高い地域も見られる。今後は、生徒のニーズや社会の変化に

対応した特色ある学校づくりの推進や、高等学校の教育内容のさらなる充実を図り、地域に貢献する人材の育成が求められている。

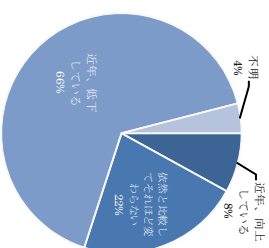
■ 高等学校卒業後の進学率・就職率の推移（岐阜県）



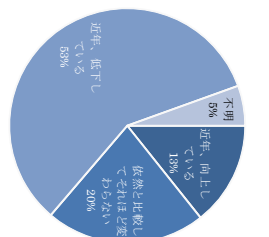
(12) 家庭・地域の教育力をめぐる状況

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や自立心など「生きる力」の基礎を培う上で、重要な役割を担っている。しかしながら、岐阜県政モニターへのアンケート結果では、6 割を超える回答者が、家庭の教育力は低下していると感じており、しつけや教育に無関心な保護者の存在を懸念する声も聞かれる。また、一人暮らしの単独世帯や夫婦のみの世帯が増加するなど、地域社会の世帯構造にも変化が見られ、近所づきあい等他者への関心が希薄化しているとの声も聞かれる。岐阜県政モニターへのアンケート結果では、5 割を超える回答者が「地域の教育力が低下している」と感じており、地域における連帯感や人間関係の希薄化が懸念されている。今後とも、地域住民が子どもたちの教育に参加し、地域全体で子どもをまぐくむ気運の醸成と仕組みづくりを進め、家庭での子育てや教育に不安を抱える保護者を支援するなど、学校、家庭、地域、企業等が一層連携していくことが求められている。

■ 学校の教育力の状況(岐阜県)



■ 地域の教育力の状況(岐阜県)



資料：県政モニターアンケート(平成20年7月県広報調査)

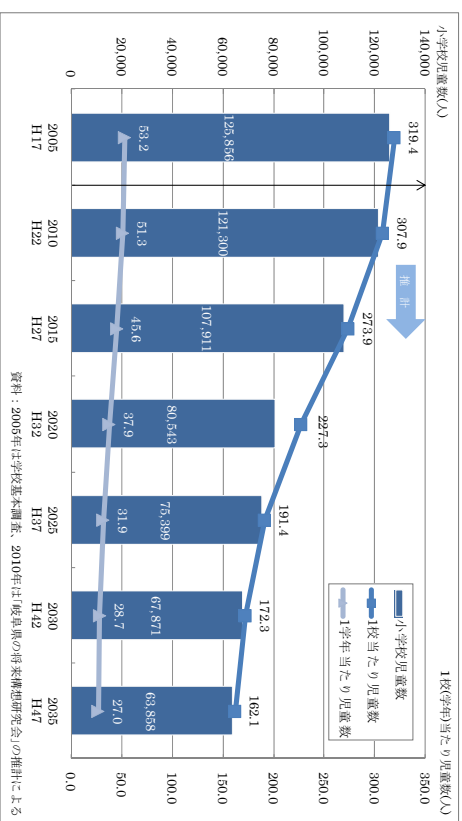
(13) 児童生徒数の減少

岐阜県の小・中学校の児童生徒数は、平成 47 年には小学校の児童数が現在の約 126 千人から約 64 千人へ、中学校の生徒数が現在の約 63 千人から約 33 千人へとほぼ半減すると予測されている。各学校の施設規模や地域性の相違により、単純比較はできないが、現在の学校数が変わらないと仮定した場合、子どもの数の減少によって、1 校当たりの児童生徒数（学校の平均規模）は、平成 47 年には小学校で現在の 319 人から 162 人へ、中学校で現在の 311 人から 160 人へと約 2 分の 1 の規模にまで減少すると予想されている。

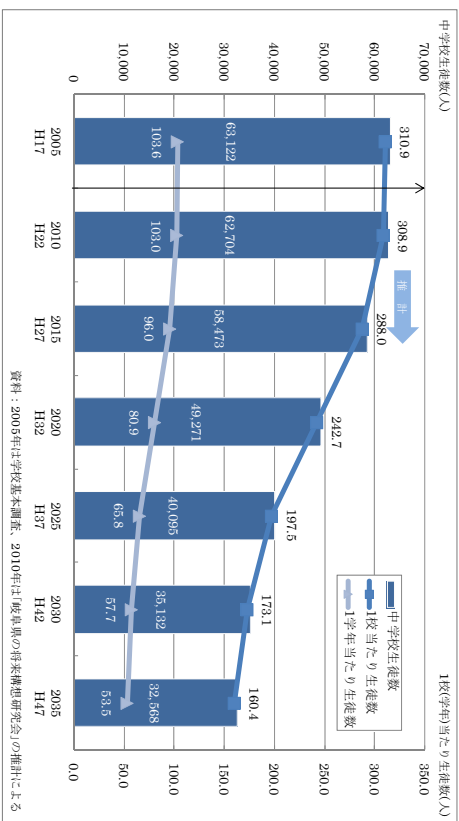
小規模校では、教員が児童生徒の個性・能力を把握し、きめ細かな教育を行うことができるようになることや家庭と地域が一体となって子どもを育てる気運が高まることなどのプラス面も期待できるが、その一方で、小・中学校の統廃合や複式学級の導入、クラブ活動や部活動の縮小化、交友関係が少人数に限られ、社会性が育ちにくいなど、さまざまな問題が懸念される。

また、高等学校においても小規模化が一層進むとともに、生徒数の減少が著しい地域においては、一定の定員を確保することが困難となることも考えられ、現在の設置学科の維持や多様な教育課程の編制が困難になるなどの問題が生じることが懸念される。

■ 小学校児童数の見通し（岐阜県）



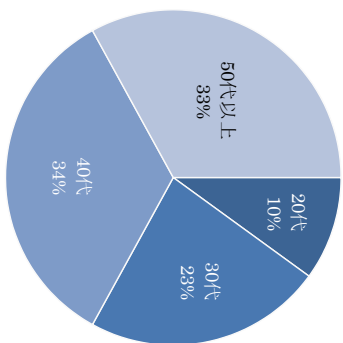
■ 中学校生徒数の見通し（岐阜県）



(14) 教員の大量退職、教員志望者の減少

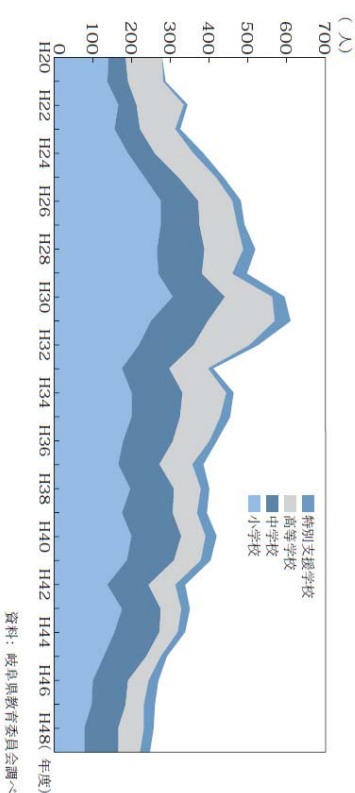
岐阜県の教員の年齢構成（平成 19 年度）をみると、40 歳以上の教員が約 3 分の 2 を占める一方、若手教員が少なく、年齢構成がアンバランスとなっており、学校への教員配置にも年齢的な偏りがみられる。また、平成 25 年度から平成 34 年度の間全国的に教員の大量退職の時期を迎え、岐阜県でもその期間に約 5 千人が退職すると見込まれている。また、さまざまな要因・背景から教員の志望者数は近年減少傾向にあり、いかに優秀な教員を採用していくか、さらには、若手教員に指導・助言する立場にある経験豊富なベテラン教員が大量退職した後、若手教員の資質向上をいかに図っていくかが重要な課題となっている。

■ 教員の年齢構成 (岐阜県 平成19年度)



資料：岐阜県教育委員会調べ

■ 教員の定年退職者 (予定) 数の推移 (岐阜県)



資料：岐阜県教育委員会調べ

3. 教育ビジョンの基本理念と政策の基本方向

(1) 基本理念

現代社会は、さまざまな分野でグローバル化、情報化、成熟化等が進み、大きく変化している。このため、一人一人が自ら学び、自ら考え行動できる力、広い視野をもって社会の変化に柔軟に対応できる力を身に付け、自分の将来に夢をもち、自分らしい生き方を前向きに追求していくことができる人間の育成が求められている。

また、今日の社会は、経済・社会環境や人々の意識の変化に伴い、家庭・地域・職

場での人と人とのつながりが希薄化しているといわれている。今後も、世帯構造、就労形態やライフスタイルの変化などに伴い、人と人、人と地域のつながりが弱まり、特に地域においては、住民が互いに支え合い、助け合う関係や活力が失われていくことが懸念されている。その一方で、安全・安心な地域づくりや地域の教育力の向上など、地域が果たす役割への期待が大きくなっており、地域のつながりの重要性がますます高まっている。

こうした中で、未来へ向けて豊かで活力ある岐阜県を築いていくために、教育ビジョンでは、これからの岐阜県の教育がめざす人間像を次のように定め、岐阜県教育の基本理念としている。

【めざす「ぎふの人間像」】

高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、
家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、
地域社会の一員として考え行動できる「地域社会人」

この基本理念は、次の3つの考え方に基いている。

- ① 人間は、社会の中で共に支え合い、助け合ってこそ生きていけるものである。人と人のつながりが弱くなっている現代社会にあつては、一人一人が社会の中で自立し、家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、互いに助け合い、知恵を寄せ合って、さまざまな集団の中で能力・個性を発揮して生きていける人間を育成する必要がある。
- ② 社会や地域の発展は、それを形成する人々の自己実現への努力なくしてはありえない。このため、自分の将来に夢をもち、その実現に向かって、生涯を通して自ら学び、自らの能力・個性を磨き高め、広い視野をもって、グローバル社会で活躍できる人間を育成する必要がある。
- ③ 豊かで活力ある地域社会を実現するためには、自らが地域社会の一員としての自覚をもち、人や社会とつながり、地域で支え合い、よりよい地域社会づくりに貢献できる人間を育成する必要がある。

この基本理念に基づいて、自立力・共生力・自己実現力の3つの力を一体として、子どもたちをバランスよく育成していく。

(2) 政策の基本方向

基本理念に掲げる「ぎふの人間像」を実現するためには、確かな教育力をもつ「学校づくり」と、社会全体で子どもたちをばぐむ「地域づくり」を進め、これらを車の両輪として、新しい時代に対応した教育を推進していくことが重要である。

このため、教育ビジョンでは、岐阜県の教育政策の基本方向を次のように定め、2つの基本方向に沿って、学校、家庭、地域が連携して、子どもたちの自立力・共生力・自己実現力を育成する教育を推進していく。 基本方向1 確かな教育力で県民の期待に応える学校づくり 基本方向2 ふれあい豊かな地域で子どもたちをはぐくむ「県民総参加教育」	
4. 重点目標と主要施策 岐阜県の子どもたちを取り巻く現状と課題を踏まえたうえで、岐阜県の子どもたちのよいところをさらに伸ばし、弱いところは補強するという視点に立って、次の7つの重点目標を掲げ、その達成を図るための教育施策を推進していく。 (1) 子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にしたい、きめ細やかな教育を推進する。【重点目標 1】 ● 一人一人の子どもに応じたきめ細かな指導を行うことにより、学ぶ意欲を高め、基礎的な知識・技能の定着を図るとともに、個性の伸長を図る。 ● 生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、望ましい生活習慣・食習慣の確立や健康・体力の向上を図る。 ● ささまざまな集団の中で人と関わることで、コミュニケーションの充実を図り、望ましい人間関係をつくる力を養う。また、多様な体験活動・交流活動等を通して、人を思いやる心や命を大切にしたい、自然を愛する心を養う。 【主要施策】 ① 確かな学力の育成 ② 幼児期からの教育の充実 ③ 心の教育の充実 ④ 人権教育の推進 ⑤ 豊かな体験活動の推進 ⑥ いじめや問題行動の未然防止と早期対応、不登校児童生徒等への教育相談体制の充実 ⑦ 健康・体力づくりの推進 ⑧ 食育の推進 ⑨ キャリア教育の充実 ⑩ 産業教育の充実 ⑪ 情報教育の充実 ⑫ 環境教育の推進 ⑬ 読書活動の推進 ⑭ 国際理解教育の推進	⑮ 私立学校教育の振興 (2) 子どもたちの成長をしっかりと支えられるよう、優秀な教員の確保と教員の資質や指導力の向上を図る。【重点目標 2】 ● 教育水準を維持向上させるためには、優秀な教員の確保を図るとともに、教員の資質を高め、指導力の向上を図ることが不可欠である。このため、教員採用選考や管理職登用、人事異動、勤務条件の在り方などについてさまざまな角度から改善の方策を検討する。 ● 一人一人の教員の授業における教科指導力や、教育相談など生徒指導に求められる力、校務を遂行する力量などを高めるとともに、管理職の学校マネジメント能力等を高めるための研修の充実を図る。 【主要施策】 ① 優秀な人材確保のための教員採用選考の推進 ② 適材適所の人事システムの充実 ③ 教員の資質と指導力の向上 ④ 教員免許更新制の円滑な実施と内容の充実 (3) すべての子どもたちが、等しく安心して学べる教育環境づくりを進める。【重点目標 3】 ● 障がいのある子どもたちや、経済的な理由等により修学が困難な子どもたち、外国人の子どもたちも含め、すべての子どもたちが、それぞれの将来の夢や目標に向かって安心して学べるよう、必要な支援を行う。 ● 不登校を経験した後や、高等学校を中途退学した後に、学び直しをしたいという意欲が芽生え、学校生活への復帰を目指す子どもたちが、いつでも「学びの再チャレンジ」ができる教育環境づくりを進める。 【主要施策】 ① 特別支援教育の充実 ② 外国人児童生徒の教育の充実 ③ 学校施設の整備の推進 ④ 学校の安全確保の推進 ⑤ 修学支援の推進 ⑥ 学びの再チャレンジができる教育環境づくり (4) 地域に根ざし地域の特色を生かした活力ある学校づくりを進める。【重点目標 4】 ● 学校が、その教育活動をより豊かなものとしていくため、開かれた学校づくりを推進し、保護者や地域住民との連携・協力を一層図るとともに、校長のリーダーシップのもと、地域に根ざし、保護者や地域から信頼される確かな教育力をもち

学校づくりを進める。 ● 学校、家庭、地域が連携して、地域の自然や歴史、文化及び産業等に関する多様な学習活動を充実し、子どもたちに「ふるさと岐阜」への誇りと愛着をはぐくむ「ふるさと教育」を推進する。 【主要施策】 ① 学校マネジメントの向上 ② 開かれた学校づくりと学校評価 ③ 魅力ある学校づくり ④ ふるさと教育の充実 ⑤ へき地教育の振興 (6) 子どもたち一人一人の成長を一貫して見守り支援できるよう、学校種間の連携を図る。 【重点目標 5】 ● 子どもたち一人一人の心身の発達や学習の連続性を重視した教育活動が展開できるよう、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校、高等学校と大学等といった学校種間の連携を図る。 ● 障がいのある子どもたちの教育にあたり、継続性・一貫性のある支援や指導を充実させるため学校種間の縦の連携を図るとともに、特別支援学校のセンタ－的機能を活用した各学校種との横の連携を推進する。 【主要施策】 ① 幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校との連携推進 ② 特別支援学校のセンタ－的機能を生かした、幼稚園・保育所、小・中・高等学校等との連携推進 ③ 大学等との連携推進 (6) 家庭が子育てと教育の責任・役割を十分に果たせるよう、社会全体で家庭教育を支援し、その充実を図る。【重点目標 6】 ● 子どもの教育については、その保護者が第一義的な責任を有するとの基本認識に立って、学校や教育委員会がPTAとの連携を一層深めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る中で、企業や地域の関係団体が家庭教育の支援に積極的に取り組むことにより、社会全体で家庭の教育力の向上を図る。 ● 児童福祉部局と学校などの教育機関が、それぞれの専門性を発揮しながら一層の連携を図る中で相談機能等を強化し、子どもたち一人一人の自立に向けた支援を充実させる。 【主要施策】 ① 地域や企業等との協働による家庭教育支援の充実	② 教育と児童福祉との連携強化 (7) 多様な学びの場を広げ、社会全体で子どもたちをはぐくむ教育コミュニケーションを進める。【重点目標 7】 ● 学校、家庭、地域、企業等が連携して、社会全体で子どもたちをはぐくむ地域コミュニケーションづくりを県民総参加で進め、地域の自然や歴史、文化、伝統行事、人材、教育文化施設、産業などの身近な教育資源を有効に活用しながら、子どもたちに多様な体験活動の場や機会を広げていく。 ● 地域住民がボランティアとして、学校の教育活動を支援する体制づくりを進める。また、学んだ成果を地域社会に役立てる「地域づくり型生涯学習」を推進し、生きがいづくりや社会参加を通じた自己実現を図るとともに、豊かで活力ある地域社会の実現を目指す。 【主要施策】 ① 地域の教育力の向上 ② 地域と連携を図った防犯対策の充実 ③ 規範意識の醸成 ④ 青少年の健全育成の推進 ⑤ 文化活動の推進 ⑥ 文化財の保存・活用の推進 ⑦ スポーツの振興 ⑧ 「ぎふ清流国体」に向けた取組の充実 ⑨ 生涯学習の推進
--	---

5. 主要施策に対する指標とその目標水準

重点 目標	施策 番号	施 策	指 標	現況値	目標値
1	①	確かな学力 の育成	自ら学習しようとする意 欲のある児童生徒の割合	小学校 82.1% 中学校 69.1% (平成19年度)	小学校 85% 中学校 75% (平成25年度)
			学校の授業がわかる児童 生徒の割合	小学校 75.2% 中学校 58.3% (平成19年度)	小学校 80% 中学校 70% (平成25年度)
			生徒による授業評価を実 施する県立高等学校の割 合	88% (平成18年度)	100% (平成25年度)
	⑥	いじめ・ 不登校	いじめの解消率（公立 小・中・高等学校におい て、いじめが解消した件 数÷いじめの認知件数）	小学校 94.3% 中学校 92.7% 高等学校 91.8% (平成19年度)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% (平成25年度)
			不登校児童生徒の学校へ の復帰率（公立小・中学 校）	小学校 33.6% 中学校 36.5% (平成19年度)	 向上
	⑦	健康・ 体力づくり	体力・運動能力調査結果 において全国平均を上回 る種目の割合（公立小・ 中・高等学校）	小学校 31% 中学校 41% 高等学校 74% (平成15年度～ 平成19年度平均)	小学校 50% 中学校 65% 高等学校 80% (平成25年度)
	⑧	食育	子どもの朝食欠食の割合 （公立小・中学校）	3歳児 5.0% 小学生 4.1% 中学生 8.4% (平成19年度)	3歳児 0% 小学生 0% 中学生 0% (平成25年度)
2	③	教員の指導 力	総合教育センターが実施 する教育研修の受講率	28.8% (平成19年度)	 向上
3	①	特別支援教 育	スクールバスの片道乗車 時間が60分を超える児童 生徒の割合	24% (平成20年度)	12% (平成25年度)
			特別支援学校高等部の卒 業生の就職率	38% (平成20年度)	50% (平成25年度)

4	①	学校マネジメント	学校関係者評価（外部評 価）を実施する学校の割 合（公立小・中学校・県 立高等学校）	75.4% (平成18年度)	100% (平成25年度)
	③	魅力ある学 校づくり	学校目標の達成を目指す ためのマネジメント等を 作成する県立高等学校の 割合	—	100% (平成25年度)
5	②	特別支援学 校のセンタ ー的機能	個別の教育支援計画の作 成率（公立幼稚園・小・ 中学校）	幼稚園 17.4% 小学校 49.0% 中学校 41.1% (平成19年度)	幼稚園 50% 小学校 100% 中学校 100% (平成25年度)
			校内委員会の設置率 （公立幼稚園・小・中・ 高等学校）	幼稚園 58.1% 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 12.1% (平成19年度)	幼稚園 100% （小学校100%） （中学校100%） 高等学校 100% (平成25年度)
6	①	家庭教育支 援	小・中学校において開催 される家庭教育学級への 平均参加率	小学校 18.5% 中学校 13.2% (平成19年度)	小学校 30% 中学校 30% (平成25年度)
7	②	地域と連携 した防犯対 策	学校安全ボランティアの 組織率（公立小・中学校）	小学校 92.7% 中学校 73.3% (平成20年度)	小学校 100% 中学校 100% (平成25年度)
	⑦	スポーツ振 興	総合型地域スポーツクラ ブ	50クラブ (平成19年度末)	100クラブ (平成25年度末)
	⑧	ぎふ清流国 体	国民体育大会の全国順位	天皇杯 17位 皇后杯 11位 (平成20年)	天皇杯 1位 皇后杯 1位 (平成24年)
					※ぎふ清流国体

6. 岐阜県教育ビジョンの推進と進捗管理

(1) 教育ビジョンの周知と岐阜県民意見の把握

教育ビジョンの着実な推進に向けて、ビジョンに掲げた基本理念、政策の基本方向や教育施策などについて、児童生徒や保護者、教育関係者をはじめ、広く岐阜県民の理解と協力を得るため、リーフレットや広報誌、ホームページなど多様な広報媒体を活用しながら、岐阜県民への周知・啓発を図るための広報活動を積極的に推進する。

一日子ども教育委員会、教育モニターなどの広聴の仕組みや、学校や地域で行われる県民との意見交換の場を積極的に活用し、岐阜県民の声を教育ビジョンの見直しや教育行政に反映させるための広聴活動を積極的に推進する。

(2) 目標設定に基づいた進行管理

教育ビジョンの進行政管理にあたっては、外部有識者からなる「教育ビジョン・フォローアップ委員会」（仮称）を設置し、教育ビジョンに掲げた施策の推進状況や、「5. 主要施策に対する指標とその目標水準」記載の施策目標の達成状況を明らかにしたうえで、委員会の意見を踏まえ、毎年度、幅広い観点から客観的かつ公正な点検・評価を実施する。

教育ビジョンの推進状況に関する点検・評価の結果は、毎年度、岐阜県民に公表するとともに、次年度以降の施策に反映する。また、計画期間にかかわらず、必要に応じて計画内容の見直しを柔軟に行う。

第2. 生徒いきいきプラン

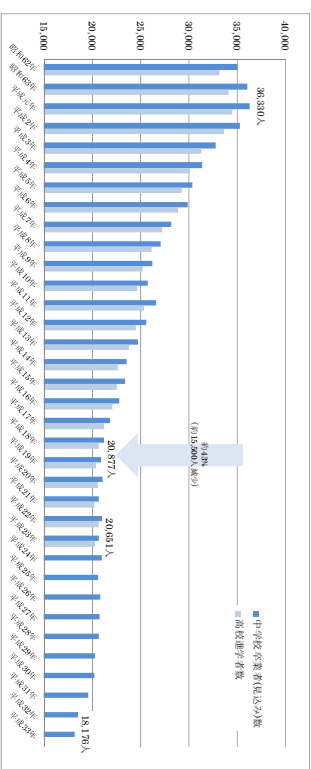
1. 「生徒いきいきプラン」とは

岐阜県内中学校卒業者がピーク時の平成元年の36,330人から平成19年には約20,800人へと約43%も減少した。また、生徒の学習に対するニーズが一層多様化するなど、高校をとりまく社会状況が大きく変化している。

そのような状況下において、岐阜県教育委員会では、高等学校を一定規模に保つことにより教育水準や活力を維持し、未来を担う子どもたちの立場に立った一層魅力ある高等学校づくりを進めるため、平成14年4月に岐阜県教育委員会は、県立学校の再編計画（平成15年～平成19年）である「生徒いきいきプラン」を策定した。

「生徒いきいきプラン」は、普通科と専門学科の垣根を外し、幅広い科目を学ぶことのできる「総合学科」、自分の進路にあわせた科目を選択し学ぶことのできる「単位制の高校」、普通科または専門学科に所属し、専門的な教育を受ける中で、他の学科の選択も可能にした「ぎふ総合型選択制高校」、そして時代の進展や社会変化に対応した「情報科」、「福祉科」などの新しいタイプの高等学校の整備と高等学校の規模の適正化をはかり、また男女共学化を推進することで、生徒の学びの選択肢拡大と一層の高等学校教育の活性化を目指すものである。

■中学校卒業生(見込み)数の推移



2. 「生徒いきいきプラン」経過・経緯

(1) 平成10年3月 フロンティアプラン“教育21”研究委員会

岐阜県教育改革に関する、以下の提言が行われた。

- 6年間の継続的・計画的教育を行う中高一貫教育の導入
- 単位制高等学校や総合学科などの特色ある高等学校の拡充
- 公立高等学校の再編

(2) 平成 13 年 3 月 学校改革委員会

以下の内容を含む「少子化時代に対応した高校づくり」に関する学校改革委員会審議のまとめを発表した。

- 魅力ある新しいタイプの高等学校の設置
- 1 学年 4～8 学級が高等学校の適正規模
- 郡に 1 校は高等学校を設置
- 全ての高等学校を男女共学化

(3) 平成 13 年 12 月 高等学校活力向上検討委員会「活力と魅力あふれる高等学校の整備充実について」

以下の内容を計画した「生徒いきいきプラン」を発表した。

- 未来に向けての高等学校の学習環境整備について
- 魅力ある多様な高等学校の整備について
- 中等教育学校の設置について
- 各高等学校の学習環境の整備について

(4) 平成 14 年 4 月 16 日 岐阜県教育委員会

「生徒いきいきプラン」の実施詳細（整備方針及び実施計画）を発表した。

3. 「生徒いきいきプラン」実施前の状況と実施計画

平成13年度以前は、各高等学校の定員数を毎年減少させることによって生徒数の減少に対応してきたが、各高等学校の1学年あたりの学級数が減少し、全国平均(1学年6学級)以下の小規模な高等学校が増加する結果となった。

全日制公立高等学校の学校規模（平成13年度）
※は市立高等学校

普通科	3学級		4学級		5学級		6学級		7学級		8学級		9学級		10学級	
	普通科のみ		岐阜 龍川 白川 岩村 岐阜北				各務原東 羽島 池田 東濃	大垣西	羽島北 大垣南 大垣東 多治見北 加茂	岐阜北 長良 関 可児	岐阜 大垣北					
普通科	普通科と普通科系の学科・コース(芸術科を含む)		山県 八百津 益田南	海津 土岐北 吉城	不破 郡上北 中濃西	恵那 中津	多治見	各務原	岐阜 加納							
	単位制普通科						各務原西									
総合学科	総合学科のみ		飛騨神岡	土岐紅陵			岐阜総合学園									
	総合学科と他の学科						郡上									
職業科	普通科と職業科		中濃		揖斐 大垣農業 加茂農林	武蔵 益田	瑞浪 高山	本巣								
	農業科のみ		恵大農林	恵那農業												
	工業科のみ			中津川工業	高山工業	可児工業	多治見工業	岐阜工業 大垣工業								
	商業科のみ		明智商業	岐阜女子商業 美老女子商業 ※市立岐阜商業		中津商業	土岐商業	大垣商業	岐阜商業							
職業科	家庭科のみ		坂下女子			大垣桜										
	複数の職業科		海津北				岐阜三田 東濃東葉	※関南工								
学校数			13	10	7	11	11	11	9	3						

平成 13 年度には、76 校の全日制公立高等学校（市立高等学校を含む。）のうち、41 校の高等学校が 1 学年あたり 6 学級以下であり、小規模化が進んでいることが窺える。

このような高等学校の小規模化は、①多様な教育課程の編成が困難になる、②授業の専門性の確保が困難になる、③生徒同士の交流機会が減少する、④特別活動の実施に影響が生じるなど、教育水準の低下や学校活力の低下をもたらすおそれがあった。このため、「生徒いきいきプラン」に沿った高等学校の統合と再編を進めることで学校規模の適正化を図り、魅力と活力ある高等学校にするべく、主に 1 学年 3 学級の高専学校を中心に実施計画を策定した。

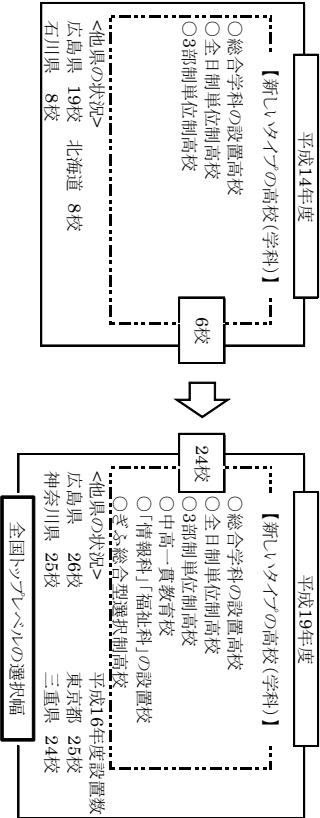
実施計画は、以下のとおりである。

生使いきいきプラン実施計画

予定年度	各学校の整備の内容	
	統合後校名	整備内容
平成16年度	岐阜城北高等学校	岐阜三田高等学校の場所に総合学科及び生活産業に関する学科を置く高等学校を設置。
平成16年度	本巣松陽高等学校	岐阜高等学校
平成16年度	関有知高等学校	中濃高等学校
平成17年度	岐阜各務野高等学校	各務原東高等学校の場所に商業に関する学科、情報に関する学科及び福祉を主とする生活産業に関する学科を置く男女共学の専門高等学校を設置。
平成17年度	海津明誠高等学校	海津高等学校
平成17年度	大垣養老高等学校	大垣農業高等学校の場所に男女共学の総合学科及び農業に関する学科を置く高等学校を設置。
平成17年度	益田清風高等学校	益田前高等学校
平成18年度	加茂高等学校	加茂高等学校の場所に普通科及び理数科を置き、多様な科目選択のできる教育課程を持つ高等学校を設置。
平成18年度	恵那南高等学校	明智商業高等学校の場所に総合学科を置く高等学校を設置。
平成18年度	中津高等学校	中津高等学校の場所に普通科の全日制単位制高等学校を設置。

「生使いきいきプラン」の実施によって、県立学校の数は、平成13年度には75校であったのが、平成19年度には63校となり、また、1学年3学級以下の高等学校の数は、平成13年度には13校であったのが、平成19年度には3校にまで減少することとなった。

また、新しいタイプの学校の設置数は、平成13年度には6校であったのが、平成19年度には24校に増加することとなった。



4. 「新しいタイプの学校」とは

(1) 総合学科

従来の「普通科」と「専門学科」のよさをあわせもった学科である。生徒はきめ細かい進路指導の下、幅広い分野の学習をする中で、自己の能力や適性を見いだし、進路希望や興味関心に応じて、普通科目と専門科目にわたる幅広い科目が選択できる。

【岐阜県での総合学科を設ける高等学校】

平成9年度	岐阜総合学園高校、郡上高校、土岐紅陵高校、飛騨神岡高校
平成16年度	岐阜城北高校
平成17年度	大垣養老高校、益田清風高校
平成19年度	恵那南高校

(2) 全日制単位制普通科の高等学校

学年による区別がなく、学校が定めた単位数を取得すれば卒業が認められる高等学校である。主に普通科目が開講され、生徒は自分の進路決定に必要な科目を選択でき、主体的に学ぶことができる。多くの科目が開校されているために、少人数授業も数多く開講されている。

【岐阜県での全日制単位制「普通科」の高等学校】

平成8年度	各務原西高校
平成16年度	本巣松陽高校、東濃高校
平成17年度	不破高校
平成19年度	中津高校

(3) 3部制単位制高等学校

「定時制課程」の高校の中でも、Ⅰ部（午前）、Ⅱ部（午後）、Ⅲ部（夜間）に授業を行う高等学校である。生活ペースや勤務条件に合わせて好きな時間帯を選択することができる。過去に高等学校に在学していて単位を取得しているときは、その単位を卒業に必要な単位に含めることができる。

【岐阜県での3部制単位制の高等学校】

平成12年度	華陽フロンティア高校
平成16年度	東濃フロンティア高校

(4) ぎふ総合型選択制高等学校

「普通科」と複数の「専門学科」を併置している高校で、一つの学科に属してその学科の学習を進めながら、進路希望や興味関心に応じて、学科の枠を超えて他の学科の科目も学習できる高校である。

【ぎふ総合型選択制高等学校】

平成16年度	関有知高校（普通科、理数科、生活福祉科）
平成17年度	海津明誠高校（普通科、情報処理科、生活福祉科） 飛騨高山高校（普通科、農業・商業・生活産業関係の専門学科）

(5) 連携型中高一貫教育校

地元中学との連携を深めた教育を行う学校である。生徒は、中学校と高校の連携による系統的できめ細かな指導を受けることが可能である。

【岐阜県での連携型の中学校・高等学校】

平成16年度	県立揖斐高校と揖斐川町立揖斐川中学校・北和中学校
	県立八百津高校と八百津町立八百津中学校・八百津東部中学校

第3. 子どもがやきプラン

1. はじめに

(1) 「子どもがやきプラン」の策定

近年、特別支援（養護）学校や特別支援（特殊）学級に通う児童生徒が増加する傾向にあり、障がいへの重度・重複化が顕著になってきている。

こうした状況を踏まえ、岐阜県では、平成18年3月に、障がいのある幼児児童生徒が、就学前から卒業後まで、地域の中で力強く生きていくことができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を推進することを目的とした「～一人一人の可能性を引き出す自立支援教育～子どもがやきプラン」が策定された。

【現 状】

- 特別支援（養護）学校の児童生徒数が増加し、教室不足が深刻化
- 障がいの重度化・重複化が顕著
- 自宅からの通学時間が長時間
- 小・中学校の特別支援（特殊）学級在籍児童生徒の増加
- 高等部における軽度知的障がい生徒の増加

子どもがやきプランにおいては、「地域の子どもは地域で育てたい」「地域の特別支援（養護）学校に通いたい」といった子どもや保護者の願いに応えるため、特別支援（養護）学校を12校から20校になるよう整備することとされている。

【子ども・保護者の願い】

- 地域の子どもは地域で育てたい
- 障がい種別ごとの学校ではなく、地域の特別支援（養護）学校に通いたい
- 就学前から卒業後まで、一貫した教育・支援を受けたい
- 特別支援（養護）学校が地域（小・中学校等）のセンターとして機能して欲しい
- 職業的自立のための専門教育を受けたい

岐阜県では、特別支援（養護）学校の整備や特別支援教育体制の整備を推進するため、「特別支援（養護）学校整備基本方針」に基づき、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を充実するための教育環境整備に取り組んでいる。

平成20年4月には、岐阜本巣特別支援学校、海津特別支援学校を新設するとともに、可児市立南帷子小学校内に東濃特別支援学校可茂分教室、恵那特別支援学校に高等部を設置した。さらに、平成21年4月には、揖斐特別支援学校、飛騨特別支援学校下呂分校（高等部より順次入学）を開校することとなった。

【特別支援（養護）学校整備 基本方針】

- ① 「地域化」
地域ごとに適正配置する
「地域の子どもは地域で育てる」ことを目標に整備
- ② 「総合化」
多様な障がいに対応できる特別支援(養護)学校を整備する
知的障がい、肢体不自由、病弱等、どの障がいにも対応
- ③ 「一貫化」
小・中・高等部の整備により一貫した教育を行う
すべての特別支援（養護）学校に高等部を設ける
- ④ 「センター化」
地域の特別支援教育のセンター的役割を果たす
小・中学校等への支援（研修・相談・情報提供等）
- ⑤ 「専門化」
社会的自立のため専門教育を充実する
高等部における職業教育の充実や高等特別支援（養護）学
校の新設

(2) 特別支援教育制度のスタート

平成19年4月、学校教育法等の一部を改正する法律（通称特別支援教育法）の施行により、「特別支援教育」が本格的にスタートした。

これまでの「特殊教育」では、障がいの種類や程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級といった特別な場で指導を行うことにより、手厚くきめ細かい教育を行うことに重点が置かれていた。

一方、今回創設された「特別支援教育」は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

つまり、障がいの程度等により「場」を特定した「特殊教育」から障がいのある幼児児童生徒一人一人の「教育的ニーズ」に応じた「特別支援教育」へと大きな転換が図られることとなった。これは、昭和22年の学校教育法制定による戦後の新たな「特殊教育」制度成立以来、約60年ぶりの一大改革であり、学校教育法の改正に先駆けて平成18年12月22日に改正施行された教育基本法（平成18年法律第120号）においても、「第4条第2項 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に並び、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならないこと。」と新たに規定され、障がいのある子どもに対する教育の大きな転換期を迎えることとなった。

今回の改正の趣旨を踏まえ、平成19年4月1日から、岐阜県立の養護学校の名称を「特別支援学校」に改めた。また、各小・中学校の特殊学級の名称も「特別支援学級」に変更された。

子どもがやきプランにおいても、障がいのあるすべての幼児児童生徒やその保護者に対して、各地域で就学前から卒業後まで一貫した支援を行うこととし、個別の教育支援計画の策定や特別支援教育コーディネーターの養成、特別支援学校における研修、教育相談の実施等、特別支援教育の推進に取り組んでいる。

【学校教育法改正のポイント】

- ① 特別支援学校の創設
障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、これまでの「盲学校」「聾学校」「養護学校」を、すべての障がい種別に対応することができる「特別支援学校」に一本化する。
- ② 特別支援教育のセンター的機能
特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める。
- ③ 小・中学校等における特別支援教育の推進
「特殊学級」の名称を「特別支援学級」と改めるとともに、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、LD・ADHDを含む教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う。

2.

「子どもかがやきプラン」の改訂について
岐阜県教育委員会においては、平成18年3月に「子どもかがやきプラン」を策定し、各地域に特別支援教育の核となる特別支援学校を整備するとともに、特別支援教育を推進するための体制整備に取り組んできた。

その後、「子どもかがやきプラン」の進捗状況を踏まえながら、今後の特別支援教育のより一層の充実を目指し、平成21年3月、下記の3点について新たな計画が立てられた。

- 特別支援学校未整備地域における特別支援学校整備候補地やスケジュール等の具体的計画を策定
 - 就学前から高等学校卒業後までの一貫した特別支援教育体制の確立に向けた具体的計画を策定
 - 地域における就労支援システムの構築、職業教育の充実を図るとともに、職業教育に特化した高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた具体的計画を策定
- 当該改訂は、『岐阜県長期構想』、『岐阜県教育ビジョン』が目指す方向性、子どもや保護者のニーズを踏まえ、「子どもかがやきプラン」の今後10年の方向性や取り

3. 改訂の基本的な考え方

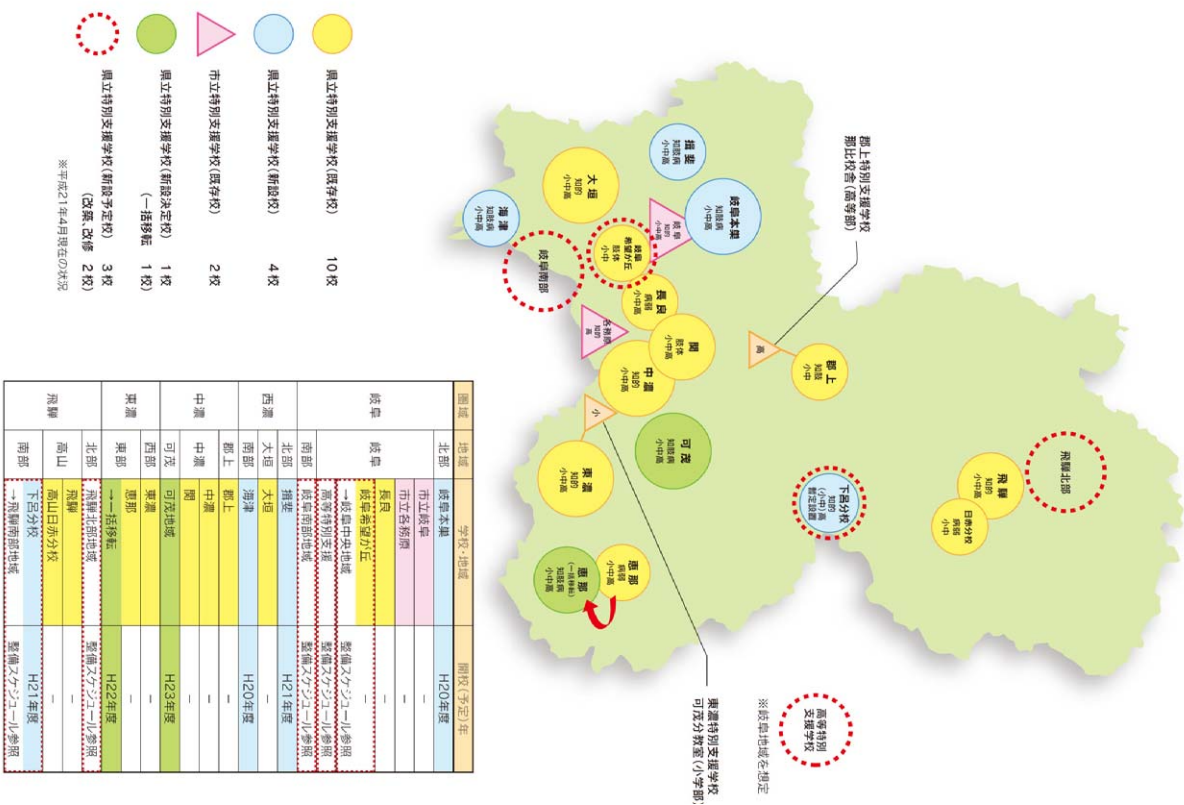
(1) 特別支援教育の現状と課題

- ① 新設特別支援学校6校が開校

- 平成20年4月に、岐阜本巣特別支援学校、海津特別支援学校が開校
 - 平成21年4月に、掛妻特別支援学校、飛騨特別支援学校下呂分校が開校
 - 平成22年4月に、恵那特別支援学校が移転開校
 - 平成23年4月に、可茂特別支援学校が開校
- 小学部・中学部・高等部を設置し、知的障がい、肢体不自由、病弱等どの障がいにも対応した特別支援学校を各地域に整備

平成18年3月に策定された「子どもかがやきプラン（以下、「当初プラン」という。）」に基づき、先述した ①「地域化」地域ごとに適正配置する ②「総合化」多様な障がいに対応できる特別支援学校を整備する ③「一貫化」小・中・高等部の整備により一貫した教育を行う ④「センター化」地域の特別支援教育のセンターの役割を果たす ⑤「専門化」社会的自立のため専門教育を充実するの5つの基本方針のもと、将来的に12校から20校に増やす計画で、特別支援学校の整備に取り組んでいる。

岐阜県の特別支援学校設置状況は以下のとおりである。



② 特別支援学校、特別支援学級の児童生徒数が急増 【現状】 ● 特別支援学校（知的、肢体不自由、病弱） 平成14年から平成19年の5年間に 全国 18%増加 岐阜県 31.1%増加 ● 特別支援学級 平成14年から平成19年の5年間に 全国 39%増加 岐阜県 46%増加 【必要な対応】 ● 特別支援学校の整備による狭域化の解消 ③ 障がいへの重度・重複化が顕著 【現状】 ● 肢体不自由特別支援学校では、83%が重複障がい、 ● 医療的ケアを必要とする児童生徒数が急増 平成14年から平成20年の6年間で約3倍 【必要な対応】 ● 総合化した特別支援学校の適正配置 ● 障がいへの重度・重複化、多様化に対応する教員の専門性の向上 ● 適正な看護講師の配置 ④ 自宅からの通学時間が長時間 【現状】 ● 通学時間1時間以上の児童生徒数 359人 20% 【必要な対応】 ● 各地域に特別支援学校を整備し、長時間通学を解消 ● スクールバスの整備 ⑤ 発達障がいのある幼児児童生徒への対応に課題 【現状】 ● 校内委員会の設置率（H19文部科学省調査） 小・中学校 100% 幼稚園 58% 高等学校 12% ● 特別支援教育コーディネーターの指名率（H19文部科学省調査） 小・中学校 100% 幼稚園 35% 高等学校 8% 【必要な対応】 ● 幼稚園、高等学校における支援体制の構築 ● 特別支援学校のセンターの機能の充実	⑥ 知的障がい・特別支援学校の高等部生徒数が急増 【現状】 ● 知的障がい・特別支援学校高等部生徒数 5年間で46%増加（H15→H20） ● そのうち軽度知的障がいの生徒数 5年間で56%増加（H15→H20） ● 軽度知的障がいの生徒の割合 45%（H15）→49%（H20） 【必要な対応】 ● 社会的自立に向けた職業教育の充実 ● 職業教育に特化した高等特別支援学校（専門学科）の整備 (2) 子ども・保護者のニーズ 当初プランの策定においては、平成17年度に県が実施した「政策総点検」で寄せられた岐阜県民からの意見や各地域の団体等からの要望を「子ども・保護者の願い」として次のようにまとめられている。 ● 地域の子どもは地域で育てたい ● 障がい種別ごとの学校ではなく、地域の特別支援学校に通いたい ● 就学前から卒業後まで、一貫した教育・支援を受けたい ● 特別支援学校が地域（小・中学校等）のセンターとして機能して欲しい ● 職業的自立のための専門教育を受けたい 特別支援学校の整備等を進めるにあたっては、岐阜県民の意見を十分に把握し、児童生徒数の推移、整備の進捗等、毎年見直しながら整備することとしており、子どもがやきプランの発表と同時に子どもがやきプラン推進委員会を設置し、専門家や保護者、地域の関係者等の意見を聴収しながら、プランを推進している。 子どもがやきプラン推進委員会は、医療、福祉、教育、保護者等の8人の委員から構成されている。平成18年度においては7回、平成19年度においては6回、平成20年度においては7回の委員会を開催し、特別支援学校整備、特別支援教育体制整備について協議を行った。また、特別支援学校の整備を計画している地域においては、子どもがやきプラン説明会を開催し、保護者や地元住民から意見や要望を聴収している。 今回示した施策を推進するにあたって、子どもがやきプラン推進委員会や子どもがやきプラン説明会等において、保護者や専門家、地域の関係者等の意見や要望を把握し、その願いを十分に踏まえながら実施することとしている。
--	---

「地域で学び 地域で育ち 地域に貢献する」

*以上の整備については、県民の意見を十分に把握し、児童生徒の進修、整備の進捗等、毎年見直しを行い進める。また、子どもがびきびきクラブ推進委員会において、専門家や保護者、地域関係者等の意見を踏まえて検討する。

学校・地域	H17	H21.4	～H30
大垣	4	5	4
東濃	4	7	4
関濃	5	6	5
長良	1	1	1
岐阜希望が丘	-	1	1
飛騨・日赤分校	2	3	3
恵那	-	2	3
岐阜本巣	-	1	4
津	-	2	3
海津	-	2	2
揖斐	-	1	2
可児	-	-	5
岐阜南	-	-	3
飛騨北	-	-	2
飛騨南	-	-	3
合計	16	31	45

- 既存の特別支援学校が知的障がい、肢体不自由、病弱などの障がいにも対応できるよう、それぞれの地域の実情を踏まえ、総合化に向けた方向性の明確化と段階的实施
- すべての地域に総合化された特別支援学校が整備されることを見通した、就学区域の望ましいあり方の検討と、それぞれの地域における段階的な再編の

実施 ● 視覚障がい、聴覚障がいのある幼児児童生徒が、各園域の特別支援学校で支援を受けることができるような体制の整備 iii. 基本施策③ 一貫した教育を行うための小・中・高等部の設置 平成20年4月の段階で、高等部が設置されていない岐阜希望が丘特別支援学校と飛騨特別支援学校高山日赤分校の2校について、基本施策①又は②の計画と合わせ、高等部設置の計画を策定する。 ● 飛騨南部地域及び飛騨北部地域の特別支援学校整備及び飛騨特別支援学校の総合化に合わせた高山日赤分校高等部の設置 ● 岐阜中央地域の特別支援学校整備に合わせた高等部の設置 ② 基本方針2 「地域で育つ」 支援体制の確立 特別支援学校のセンター的機能を充実することで、教員の専門性の向上や関係機関との連携を図るとともに、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校等すべての学校において適切な指導・支援を行う等、発達障がいを含めた障がいのあるすべての幼児児童生徒が生き生きと地域で育つことができるよう一貫した支援体制を確立する。 i. 基本施策④ 就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制の確立 地域の特別支援教育の核となる特別支援学校のセンター的機能のより一層の充実を図り、就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制の確立を目指して、就学前における障がいの早期発見、早期支援を行うことによりスムーズな就学につなげる等、ライフステージ間の接続（移行支援）を充実し、障がいのある子どもが自立や社会参加するために必要な支援を行う。 ● 特別支援教育を推進する役割を担う特別支援教育コーディネーターの専門性の向上 ● 各特別支援学校のセンター的機能（相談機能、研修機能、交流教育機能、連携機能）の充実 ● 幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等との学校間の接続強化 ● 中学校区ごとに教育支援計画作成委員会を設置する等の早期支援システムの構築 ● 総合教育センターにおける専門講座、研修等による教員の専門性の向上 ii. 基本施策⑤ 各ライフステージにおける自立支援の充実 各ライフステージで関わる教員の授業力を向上し、発達障がいを含め障がい持	性に応じたきめ細かな教育の充実を目指して、障がいのある子どもの成長と共に生じるライフステージごとの重点課題を明確にし、高等学校卒業後までを見通した継続的な支援を行う。 ● 就学前のできるだけ早期に障がいを発見するシステムの構築 ● 個別的教育支援計画を作成・活用したスムーズな就学移行の促進 ● 小・中学校における障がい特性や発達段階に応じたサポートシステムの構築 ● 小・中学校の児童生徒や保護者への発達障がい等についての理解啓発 ● 高等学校における発達障がい等の理解と支援の充実 ● 高等学校における中学校との連携強化と就労移行支援の充実 ● 特別支援学校における障がいの重度・重複化、多様化に対応した教材開発、授業改善 iii. 基本施策⑥ 教育と医療・保健、福祉、労働等関係機関との連携 教育と医療・保健、福祉、労働等の関係機関が一体となって支援する体制の充実を目指して、学校と関係機関、保護者が連携を密にして、障がいのある子どもたちが将来自立し社会参加していくために持てる力を最大限発揮するよう支援の充実を図る。 ● 岐阜県及び各地区特別支援教育連携協議会の実施による教育と医療・保健、福祉、労働等との連携強化 ● 重度・重複化に対応する県立看護大学や医療機関等の専門機関との連携強化 ● 共生社会の実現に向けた障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習等の充実 ③ 基本方針3 「地域に貢献する」 職業教育の充実 卒業後、地域で働き、地域に貢献する力を育成するため、社会的自立に向けた就労支援システムの構築や作業学習、職場実習の充実を図るとともに、職業教育に特化した高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた準備を進める。 i. 基本施策⑦ 社会的自立を目指した職業教育の充実 企業内作業学習の開発と導入、職場実習の充実に向けた就労支援ネットワークの構築、実習先・就業先の開拓、卒業後の継続支援等について研究を行い、生徒一人一人の社会的自立を目指した職業教育の充実を図る。 ● 地元経済界と連携した企業内で実施する作業学習の開発と導入についての実践研究 ● 就労支援ネットワーク連携会議の設置による各地域の就労支援ネットワークの構築 ● 地域の高等学校に在籍する発達障がい等の生徒に対する卒業後の就労に向け
---	---

た支援の充実

- 職業自立支援員の配置による企業内作業学習や雇用直結型の職場実習における支援の充実
- 企業への通勤支援や就労後の継続支援のあり方の検討

ii. 基本施策⑨ 高等特別支援学校（専門学科）の整備

各地域で急増傾向を示す軽度知的障がいのある生徒に対して、企業内作業学習の開発・導入や職業教育に特化した教育課程の編成等、社会的自立に向けた支援を行うための教育環境について研究を行い、就職率100%を目指す高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた準備を進める。

- キヤリアップ推進協議会の設置による県レベルの就労支援ネットワークの構築
- 高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた教育課程等、教育環境に関する研究

なお、職業教育・就労支援を進める目的で、岐阜県教育委員会は平成21年度より、「働きたい！応援団 ぎふ」の取組を開始した。これは、県内よりサポーター企業を募集し、当該企業が実施する特別支援学校生徒に対するサポーター項目（①職場見学 ②就業体験 ③企業内作業学習 ④校内作業学習の技術指導 ⑤就労推進の5項目のうち任意の項目）を通じ、地域で働き、地域に貢献することができる人材育成を促進するものである。

平成24年1月31日現在142社の企業がサポーター企業として登録しており、平成23年度では、サポーター企業24社に43人の高等部生徒が雇用された。

※ ロゴマーク

特別支援学校高等部卒業後、「地域で働き、地域に貢献したい」という生徒の強い思いや何事にも前向きに取り組む、働く力を高めていこうとする姿を岐阜県の"G"で表現している。



「働きたい！応援団 ぎふ」の取組開始後の平成21年度の特別支援学校（高等部）卒業後の状況調査結果は以下のとおりであり、就職率は都道府県別で全国第1位となっている。（文部科学省「平成22年度学校基本調査」による全国都道府県教育委員会連合会調べ）

■ 特別支援学校（高等部）卒業後の状況調査～都道府県別～

（平成22年3月）

区分	大学等 進学率	専修学校 （専門課程） 進学率	就職率
北海道	2.9%	0.6%	18.3%
青森	1.0%	1.5%	30.0%
岩手	7.3%	-	20.3%
宮城	6.0%	0.3%	26.4%
秋田	3.2%	-	21.9%
山形	3.6%	-	29.0%
福島	2.2%	-	16.9%
茨城	1.4%	0.2%	25.6%
栃木	2.0%	-	28.4%
群馬	2.6%	-	30.6%
埼玉	2.5%	0.3%	29.6%
千葉	4.2%	-	24.4%
東京都	5.0%	0.3%	32.3%
神奈川県	2.7%	0.1%	24.2%
新潟	1.4%	0.7%	16.6%
富山	0.7%	-	26.2%
石川	1.8%	-	25.7%
福井	4.1%	1.4%	17.6%
山梨	1.9%	0.9%	15.1%
長野	3.6%	0.3%	20.6%
岐阜	3.7%	-	34.7%
静岡	3.2%	1.1%	28.2%
愛知県	3.3%	-	33.9%
三重	9.9%	0.9%	21.1%
滋賀	2.5%	1.0%	22.3%
京都	1.6%	0.3%	24.1%
大阪	2.1%	-	14.7%
兵庫県	1.3%	0.3%	16.6%
奈良	4.1%	-	28.2%
和歌山	3.9%	0.6%	17.2%
鳥取	6.4%	0.9%	29.4%
島根	3.2%	-	30.1%
岡山	-	-	18.9%
広島	1.7%	-	24.2%
山口	1.4%	-	19.7%
徳島	1.9%	-	17.3%
香川	4.3%	0.9%	32.5%
愛媛	1.1%	-	20.3%
高知	5.7%	-	18.0%
福岡	1.4%	0.3%	20.1%
佐賀	1.0%	-	14.4%
長崎	3.6%	-	19.7%
熊本	3.4%	0.8%	14.7%
大分	0.7%	-	15.9%
宮崎	1.2%	0.6%	13.7%
鹿児島	1.7%	-	14.8%
沖縄	1.5%	-	17.3%

第 4 部 往査学校の概要

岐阜県立岐阜商業高等学校

岐阜県立岐阜商業高等学校（全日制、定時制）

学校所在地：岐阜市則武新屋敷 1816 番地 6

往査日 平成 24 年 7 月 11 日

【全日制】

1. 校訓

不撓不屈



2. 教育目標

生徒一人一人に「生きる力」をばぐむ指導をとおして実社会の有為な人材となる人間性豊かな生徒の育成を目指す。

- ① 基礎的・基本的な知識・技術の習得と専門性の深化を図る。
- ② 厳しい鍛錬により、心身ともに調和のとれた、健康で強い意志と実践力を育てる。
- ③ 望ましい職業観を確立するとともに、礼節を重んじる心を養う。
- ④ 学校・家庭・地域社会と連携を図り、開かれた学校づくりに努める。

3. 設置学科・入学定員

設置学科	入学定員			学科の特徴
	1年	2年	3年	
情報処理科	120名	120名	120名	普通科目や共通の商業科目のほかに、特にコンピュータによるシステムの開発、利用に関する学習をする。
国際・コミュニケーション・ビジネス科	40名	40名	40名	普通科目や共通の商業科目のほかに、特に外国語によるコミュニケーションに関する学習をする。
流通ビジネス科	160名	120名	120名	普通科目や共通の商業科目のほかに、販売実習など体験的学習を取り入れ、マーケティング、商品と流通、地域ビジネスなど専門科目は、マーケティング、商品と流通、地域ビジネスなど
会計・ビジネス科	80名	80名	80名	普通科目や共通の商業科目のほかに、特に簿記、会計や金融の学習をする。 専門科目は会計演習、会計実務、原価計算など

4. 生徒数

学科	志願者 数	受検者 数	1年			2年			3年			(平成24年8月1日現在 単位：人)		
			入学 定員	男	女	計	入学 定員	男	女	計	入学 定員	男	女	計
特設科	124	124	59	27	32	59								
情報処理科	62	62	61	36	25	61	73	47	120	120	64	56	120	200
国際・コミュニケーション・ビジネス科	50	50	20	1	19	20	40	5	35	40	9	32	41	40
特設科	22	22	21	2	19	21								
会計・ビジネス科	75	75	39	12	27	39	80	38	42	80	30	51	81	80
流通・ビジネス科	164	164	80	46	34	80	160	64	57	121	71	50	121	217
特設科	80	80	79	36	43	79								
合計	614	614	386	174	222	396	400	180	181	361	380	174	189	383
												合計		
												男		
												女		
												計		
												入学 定員		
												1,120		

5. 組織

職名	配当定数(A人)	現員数(B人)	過不足(△)数(B-A人)	備考	
校長	1	1	0		
教頭	2	2	0		
教諭	66	59	△7		
養育助手	2	2	0		
実習助手	4	3	△1	実習教師1人含む	
事務職員	4	4	0	専任休職1人	
学校司書	1	1	0	(非常勤講師)商業1人 国語1人 社会2人	
学校事務員	1	1	0	英語1人 保健体育1人 芸術2人 実習助手	
計	81	73	△8人	学校業務専門職1人	
非常勤専門職員		34		(非常勤講師)16人	
雇員		0		(学校医等)7人 (ALT)1人	

6. 特色

本校では「商業の各分野における基礎的・基本的な技術を習得させ、ビジネスの意義や役割について理解させるとともに、ビジネスの諸活動を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって行い、経済社会の発展を図る創造的な能力と態度」を育てている。

具体的には専門的な実習、高度な資格取得への取り組みを通じて、ビジネス社会において即戦力となる人材を育てるとともに、さらに高レベルの進学へとつなげている。

また学校生活のあらゆる場面で、実際のビジネスの現場で通用するビジネスマナーを養うことにも重点を置いている。

さらに外部（企業、大学等）との連携によって実務体験や専門教育の充実にも取り組んでいる。

【定時制】

1. 校訓

不撓不屈

2. 教育目標

基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、商業教育をとおして「生きる力」を育成し、地域社会に貢献しうる優位な産業人の育成をめざし、特に次の目標の実現に努める。

- ① 普通教育及び商業に関する専門教育の基礎を着実に習得し、将来にわたって創意をはたらかせ、進歩向上をはかる産業人を育成する。
- ② 心身ともにたくましく、強い意志と実践力のある産業人を育成する。
- ③ 礼儀を重んじ、社会秩序を守り、進んで協力・奉仕する産業人を育成する。

3. 設置学科・入学定員

定時制課程、商業科、40名

4. 生徒数

学科	平成22年度												平成23年度												合計			
	1年				2年				3年				4年				合計				合計							
	定額生	定額外入学者	男	女	計	定額生	定額外入学者	男	女	計	定額生	定額外入学者	男	女	計	定額生	定額外入学者	男	女	計	定額生	定額外入学者	男	女	計			
特色化 25%	23	29	8	10	18	40	16	18	34	40	17	20	37	40	11	12	23	40	59	64	123	160	160	160	320			
商業科	12	11	6	4	10	12	10	6	4	10	12	10	6	4	10	12	10	6	4	10	12	10	6	4	10			
計	35	31	15	14	29	40	16	18	34	40	17	20	37	40	11	12	23	40	59	64	123	160	160	160	320			

5. 組織

職名	配当定数(A)(人)	現員数B(C)	過不足(Δ)数B-A(人)	備考
副校長	1	1	0	
教諭	10	8	△2	習熟休業1人
養護教諭	1	0	△1	
実習助手	0	0	0	
事務職員	1	1	0	
学校司書	0	0	0	(常勤講師)
学校目標員	0	0	0	保体1人 商業1人 国語1人 養護1人
計	13	10	△3	(非常勤講師)5人
非常勤専門職		15		(学校医等)6人 うち5人全日制と兼務
雇員		3		(炊事員)第2種 3人

(平成24年8月1日現在 単位:人)

岐阜県立多治見工業高等学校

岐阜県立多治見工業高等学校 (全日制、専攻科)

学校所在地：岐阜県多治見市陶元町 207

往査日：平成 24 年 7 月 12 日

【全日制】

1. 校訓

正しく、強く、明るく

2. 教育目標

「正しく、強く、明るく」の校訓を体し、豊かな人間性と創造性に富む実践力のある人材の育成を図る。

- ① 多工生としての自覚をもとう
- 集団生活の中で、責任と規律を大切にした生活をめざす。
- 基礎学力の向上をめざすとともに、主体的、継続的な学習態度を養う。
- 豊かな心を持って国際理解につとめるとともに、精神力、体力の向上をめざす。
- 時代の変化に対応し得る知識、技能の修得を図る。
- 豊かな感性と個性を伸ばし、併せて地域活動への協力や、社会奉仕の心を養う。
- ② 進路目標をもとう
- 高校生活への適応を図り、将来の進路について具体的な目標を持つ。
- 自己の能力・適正を正しく把握し、それを伸ばし発展させ、進路について自己決定ができる力を養う。

3. 設置学科・入学定員

設置学科	入学定員			学科の特徴
	1年	2年	3年	
セラミックス科	40名	40名	80名	セラミックス科では陶芸作品や陶磁器製品の製作から超伝導、光触媒などでの最先端のセラミックスに関する学習する。
デザイン科	40名	40名	40名	写し取る力(デッサン力)、創り出す力(創造力)、相手の考えを読みとる力(洞察力)、アピールする力(表現力)を要請するための幅広い学習を行っている。
電子機械科	80名	80名	80名	「クリエイティブなものづくり」を目指し、機械・自動車・電気・制御の4分野に渡って、広く知識と技術を習得する。
電気システム科	40名	40名	40名	生活に欠かすことの出来ない電気エネルギー。あらゆる分野から電気技術者が求められている。電気システム科は電力と電子の学習を基本にしており、モーターや発電機、コンピュータ制御なども学習する。



4. 生徒数

学科	1年					2年					3年					(平成24年5月1日現在 単位:人)				
	志願者	受験者	入学	男	女	計	入学	定員	男	女	計	入学	定員	男	女	計	入学	定員	男	女
セラミック科	特色化 52	52	20	19	1	20	40	31	2	33	40	51	5	56	80	121	8	120	160	160
	一般 26	26	20	20		20														
デザイン科	特色化 40	40	20	1	19	20	40	36	36	40	9	21	30	40	12	90	102	120	120	120
	一般 16	16	16	2	14	16														
電子機械科	特色化 87	87	40	39	1	40	80	77	1	78	80	71	71	80	226	3	229	240	240	240
	一般 45	45	40	39	1	40														
電気システム科	特色化 39	39	20	20		20	40	36	36	40	37	1	38	40	113	1	114	120	120	120
	一般 19	19	20	20		20														
合計	324	324	160	160	160	144	339	153	200	105	27	195	240	472	102	574	640	640	640	640

5. 組織

職名	能力定数A(人)	現員数B(人)	補充員C(人)	教員数D(人)	備考
校長	1	1	0	0	
教頭	1	1	0	0	
教員	600	339	Δ11	Δ11	育児休業2人
養護教諭	1	0	Δ1	Δ1	育児休業1人
実習指導員	11	9	Δ2	Δ2	
事務職員	5	4	Δ1	Δ1	司書1人
計	629	54	Δ15	Δ15	
非常勤専任職		33			学校業務専門職2人 実習補助専門職1人 常勤講師15人 非常勤講師9人 健康管理医(学校医兼務)1人 学校医3人 学校歯科医2人 学校薬剤師1人
雇員		1			第3種1人

6. 特色

本校は、「美濃焼の街」として知られる多治見市の南東丘陵地にあり、明治 31 年に開設し、平成 24 年度で創立 114 年を迎える歴史と伝統を誇る工業高校であり、卒業生は 2 万余人を数え地元陶磁器産業をはじめ東海企業の産業界を輩出している。

また、県下で唯一の専攻科陶磁科学芸術科を有する県立学校でもあり、人間国宝や文化功労者をはじめとする陶芸家等の著名な方々を輩出各界で有為な人材として活躍している。

【専攻科】

1. 生徒数

学科	1年						2年						合計		
	志願者	受験者	入学者	男	女	計	入学 定員	男	女	計	入学 定員	男	女	計	入学 定員
陶磁科学 芸術科	11	11	7	3	4	7	30	2	6	8	30	5	10	15	60
合計	11	11	7	3	4	7	30	2	6	8	30	5	10	15	60

(平成24年5月1日現在 単位:人)

岐阜県立大垣特別支援学校

岐阜県立大垣特別支援学校

学校所在地：大垣市西大外羽一丁目 227 の 1
往査日：平成 24 年 8 月 29 日

1. 校訓

強く 明るく 仲良く

2. 教育目標

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かい教育を行うことにより、一人一人の可能性を最大限に伸ばす。さらに「強く、明るく、仲良く」生きようとする意欲を高め、可能な限り社会に参加していくための基礎的・基本的な力を身につけ、自ら「生きる力」を培うことをねらいとする。



3. 生徒数

区分	小・中学生										中学生										(平成24年(2012)1月現在 単位:人)														
	1年					2年					3年					4年					5年					6年					特別支援学級				
	児童	生徒	数	計	再帰者	児童	生徒	数	計	再帰者	児童	生徒	数	計	再帰者	児童	生徒	数	計	再帰者	児童	生徒	数	計	再帰者	児童	生徒	数	計	再帰者					
男	2	8	6	3	9	7	10	45	13	21	15	5	54	40	26	37	14	117	1	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21					
女	2	2	4	2	2	4	9	23	8	4	4	8	24	14	10	11	6	41	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8					
計	2	10	10	5	11	11	19	68	21	25	19	13	78	54	36	48	20	158	1	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30					
在学児童生徒数・再帰者数									1	1	1	3	4	4	5	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					

4. 組織

職名	能力定数A(人)	現員数B(人)	補充員C(人)	教員数D(人)	備考
校長	1	1	0	0	
教頭	1	1	0	0	
教員	120	77	Δ5	Δ5	
養護教諭	1	0	Δ1	Δ1	
実習指導員	10	9	Δ1	Δ1	
事務職員	10	9	Δ1	Δ1	
計	142	106	Δ8	Δ8	
非常勤専任職		75			学校業務専門職1人 実習補助専門職1人 常勤講師15人 非常勤講師9人 健康管理医(学校医兼務)1人 学校医3人 学校歯科医2人 学校薬剤師1人
雇員		1			第3種1人

5. 特色

大垣市の西南部、濃尾平野の豊かな田園地帯に立地する本校は、昭和 49 年に知的障がい児の特別支援学校として設立。

魅力ある授業づくりをめざし、教材化された授業、目標や手だてが具体化された授業、チーム・ティーチングが機能している授業に教職員一同気概をもって努めている。また、子どもたちの自立と社会参加をめざすためには、子どもたちの主体的で自立的な活動する姿の実現が大切であるため、①安心できる状況づくり、②気持ちの通じ合える状況づくり、③できる状況づくり、④まかせられる状況づくり、⑤考える状況づくり

況づくり、⑥自己選択・自己決定できる状況づくりの6つの状況づくりを日々の授業の中で取り組んでいる。

岐阜県立岐阜農林高等学校

岐阜県立岐阜農林高等学校（全日制）

学校所在地：本県郡北方町北方150番地

往査日：平成24年8月31日

【全日制】

1. 校訓

不撓不屈



2. 教育目標

校訓「不撓不屈」の精神のもと、生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばし、「豊かな心をもつ自立した人間」を育て、進路実現を図る。

3. 設置学科・入学定員

設置学科	入学定員			学科の特徴
	1年	2年	3年	
流通科学科	40名	40名	40名	・食料の生産と流通・サービスに関する基礎的・基本的な知識と技術を得得する。 ・流通・サービス産業や農業経営のスペシャリストとしての能力と態度を身につける。
園芸科学科	40名	40名	40名	・園芸植物の生産と活用に関する知識と技術を得得する。 ・園芸の意義や役割を理解するとともに、関連産業の発展を図る能力と態度を身に付ける。 ・将来の園芸関連産業を担うスペシャリストを育てる。
動物科学科	40名	40名	40名	・動物の飼育から畜産物の加工に関する知識と技術を得得する。 ・動物の活用を図る実践的な能力と態度を養成する。
森林科学科	40名	40名	40名	・森林や自然環境の保護・育成および調査・計測技術、森林資源の有効活用に関する基礎的・基本的な知識と技術を得得する。 ・関連する産業の意義や役割を理解し、主体的にこれらの産業に従事する者として必要な能力と態度を身につける。
環境科学科	40名	40名	40名	・自然環境、生態系と調和した安全で安心できる社会基盤の創造のための知識と技術を得得する。 ・地域の自然環境を保全、再生できる技術者として、実践的な能力と素養を身につける。
食品科学科	40名	40名	40名	・食品の加工・貯蔵・品質管理および食品衛生に関する知識と技術を得得する。 ・食品加工の能力と態度を身につけ、食品産業のスペシャリストを目指す。
生物工学科	40名	40名	40名	・植物の増殖や微生物の培養に関する基本的な知識や技術を得得する。 ・バイオ産業に従事する技術者を目標して大学へ進学する生徒を育てる。

4. 生徒数

学科	志願者 受験者	入学者	1年				2年				3年				平成24年9月1日現在 単位：人			
			男	女	計	入学 定員	男	女	計	入学 定員	男	女	計	入学 定員	男	女	計	入学 定員
流通科学科	特色化 40 一般 24	20	15	25	40	40	12	28	40	40	18	21	39	40	45	74	119	120
園芸科学科	特色化 43 一般 25	20	9	31	40	40	11	29	40	40	8	31	39	40	28	91	119	120
動物科学科	特色化 50 一般 24	20	11	29	40	40	6	35	41	40	11	29	40	40	28	93	121	120
森林科学科	特色化 46 一般 25	20	34	5	39	40	31	8	39	40	29	9	38	40	94	22	116	120
環境科学科	特色化 51 一般 29	20	35	5	40	40	32	7	39	40	32	5	37	40	99	17	116	120
食品科学科	特色化 46 一般 26	20	8	33	41	40	13	27	40	40	6	33	39	40	27	93	120	120
生物工学科	特色化 42 一般 23	20	32	8	40	40	26	13	39	40	25	14	39	40	83	35	118	120
合計	434	494	281	144	136	280	131	147	278	280	129	142	271	280	404	425	829	840

5. 組織

職名	配当定数A(人)	現員数B(人)	補充不足(○)数B'A(人)	(平成24年9月1日現在 単位：人)	
校長	1	1	0	備考	
教諭等	56	56	0	うち専任34名、非常勤等22名	
教諭等	2	2	0	うち専任2名、非常勤等0名	
実習助手	19	19	0	うち専任19名、非常勤等0名	
初任者研修定数	1	1	0	うち専任1名、非常勤等0名	
事務職員	4	4	0	うち専任4名、非常勤等0名	
学校司書	1	1	0	うち専任1名、非常勤等0名	
学校事務員	0	0	0	うち専任0名、非常勤等0名	
計	84	84	0	うち専任54名、非常勤等30名	
非常勤専門職		20		うち専任1人、非常勤等19人	
雇員		3		うち専任2人、非常勤等1人	

6. 特色

本校は、創立 112 年の歴史と伝統を有する農業専門高校であり、明治 33 年創設の岐阜県農学校を前身として、以来今日まで岐阜県農業教育の中核を担っている。

設置学科は、園芸科学科、動物科学科、食品科学科、流通科学科、森林科学科、環境科学科、生物工学科の 7 学科があり、「生産」「加工」「流通」「環境」「バイオテクノロジー」などすそ野の広い農業の各分野を学ぶことができる。

本校では、基礎的・基本的な知識・技術の習得と活用を重視し、課題解決型のプロジェクト学習に力を入れており、学科の 3 本柱を通して「誰にも負けないもの」を身

に付け、豊かな心をもつ自立した人間を育て進路実現を図る。

進学にも就職にも対応できる学校であり、いずれの進路にしても、校訓「不撓不屈」岐阜三訓「時を守り場を清め礼を正す」を旗印に、将来の社会的・職業的自立を念頭に置き、生徒のキャリア発達を促して将来の地域社会や産業を担う人材を育成していくことを目指している。

岐阜県立岐阜高等学校

岐阜県立岐阜高等学校 (全日制)

学校所在地：岐阜市大畑場 3 丁目 1 番地

往査日：平成 24 年 9 月 10 日

【全日制】

1. 校訓

百折不撓・自彊不息



2. 教育目標

- ① 「百折不撓・自彊不息」の校訓のもと、不屈でたくましい精神力を持った人材を育成する。
- ② 「文武両道」をモットーとして、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな人材を育成する。
- ③ 勤労を尊び、思いやりと奉仕の心を持って社会に貢献する人材を育成する。

3. 設置学科・入学定員

設置学科	入学定員	
	1年	3年
普通科	400名	360名

4. 生徒数

学科	平成29年度										平成30年度										合計	
	1年					2年					3年											
	志願者	受験者	入学	計	定員	志願者	受験者	入学	計	定員	志願者	受験者	入学	計	定員							
特色化 課程 一般	502	199	214	186	400	400	208	155	363	360	217	144	361	360	639							
	241	201																				
全日制 普通科																						
計	743	743	400	214	187	401	400	208	155	363	360	217	144	361	639	486	1,125					

5. 組織

職名	配当定数A(人)	現員数B(人)	過不足(△)数B-A(人)		備考
			過不足(△)	数B-A(人)	
校長	1	1	0	0	
教諭等	60	60	0	0	
教諭	2	2	0	0	教諭2人、教諭58人
実習助手	2	2	0	0	
事務職員	5	5	0	0	一般4人、司書1人
学校事務員	1	1	0	0	
計	71	71	0	0	
非常勤専門職		15			学校業務専門職1人、常勤講師1人、非常勤講師6人、学校医等7人
雇員	0	0			

6. 特色

本校は、明治 6 年に開校、平成 24 年度で創立 139 年目を迎える歴史と伝統を誇る学校であり、在校生は「百折不撓・自彊不息」の校訓のもと文武両道をモットーに活力ある学校生活を送っている。65 分授業の実施や、朝の読書、生徒による授業評価など、特色ある教育を推進し、スクールアイデンティテイ (SI) を明確にし、トータルパーソン (知的・専門的能力に優れ、人道的・精神的価値を兼ね備え、模範の行動で人の心を動かし、真に社会を変革する責任を担いうる個人) の育成を目指している。

卒業生は 4 万人を超え、政・官・財界をはじめ各界各層で有為な人材として幅広く活躍している。

岐阜県立岐阜工業高等学校

岐阜県立岐阜工業高等学校（全日制、定時制）

学校所在地：羽島郡笠松町常盤町1700番地

往査日：平成24年9月13日

【全日制】

1. 校訓

礼儀正しく 勤労を尊び 創意工夫に努めよ



2. 教育目標

地域や社会から期待される魅力ある工業教育の推進

- ① 確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和のとれた人材の育成
- ② 自立力・共生力・自己実現力のある人材の育成
- ③ 高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦できる人材の育成
- ④ 地域社会の発展に貢献できる人材の育成

3. 設置学科・入学定員

設置学科	入学定員			学科の特徴
	1年	2年	3年	
機械科	80名	80名	80名	ものづくりを通して「機械」の基礎や基本を学び、ものづくりの楽しさや充実感により、生涯にわたって学んでいく姿勢と問題解決力を身につける。創造性・豊かで明るく、責任感があがり、機械の技術や技能に秀でたスペシャリストをめざす。
電子機械科	40名	40名	40名	電子・機械の基礎を学び、コンピュータによる制御技術を身につける。身近にある車や家電製品、食品などの生産現場の有効な自動化ができる創造性豊かで地まな活動能を継続できる技術者の育成をめざす。
設備システム科	40名	40名	40名	快適な生活空間の創造ができる技術者をめざして、エアコン、水まわり、電気工事などを学び、電気や管に関する資格取得・検定合格にチャレンジする。
建設工学科	40名	40名	40名	現在、地球環境に優しいエコな社会基盤の整備技術が求められている。その仕事を担う度土木・建築技術者をめざして学習に取り組む。
化学技術科	40名	40名	40名	化学技術は、医薬品をはじめとする化学製品の製造とその成分分析を行う大切な技術である。化学の基礎から最新の技術までを、いろいろな角度から学び、地球環境に配慮した社会に貢献できる化学技術者をめざす。
電気科	40名	40名	40名	電気科では生活（家庭や工場、社会）で使われている電気について、家電から利用まで幅広く学び、社会で必要とされる電気技術者をめざす。
電子科	40名	40名	40名	インターネットや携帯電話などの情報通信社会を支えている電気理論、電子回路、コンピュータ、組み込みシステムや通信技術などを学習する。ものづくりをとおしてたくさん人の技術を取得し、夢と自信を持った電子技術者をめざす。
デザイン工学科	40名	40名	40名	じつわりと作品制作に取り組み、技術と感性を伸ばし、付加価値と思想をもった「ものづくり」に関われる技術者をめざす。

4. 生徒数

学科	志願者 受験者 入学者	1年			2年			3年			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
機械科	特色化 一般	84 41	40 40	78 2	80 80	79 80	1 80	80 78	1 79	80 80	235 4	239 240	
電子機械科	特色化 一般	42 23	19 21	0 41	40 40	40 40	0 40	40 40	0 40	40 121	0 121	120 120	
設備システム科	特色化 一般	48 26	20 20	0 40	40 40	40 40	0 40	37 1	38 1	40 117	1 118	120 120	
建設工学科	特色化 一般	59 28	20 20	5 40	40 40	35 40	5 40	40 33	5 38	40 103	15 118	120 120	
化学技術科	特色化 一般	33 21	20 20	32 8	40 40	27 40	12 39	40 29	11 40	40 88	31 119	120 120	
電気科	特色化 一般	54 22	20 20	0 40	40 40	40 40	0 40	40 40	0 40	40 120	0 120	120 120	
電子科	特色化 一般	36 21	19 21	1 38	40 39	39 40	0 39	38 1	39 1	40 115	2 117	120 120	
デザイン工学科	特色化 一般	46 23	20 20	8 32	40 40	6 40	35 41	5 40	5 35	40 19	102 121	120 120	
合計		607 607	360 360	312 48	380 380	306 306	53 359	360 360	300 54	354 360	918 155	1,073 1,080	

（平成23年10月1日現在・単位:人）

5. 組織

職名	配置定数(A)	現員数(B)	過不足(A) 要B(A)	備考
校長	1	1	0	
教 長	2	2	0	
教 一 助	74	69	A 5 専任休業2人、再任用1名	
初任研修修了数	1	0	A 1	
専任教諭	2	2	0	
実習助手	19	14	A 5	1 専任休業2人
事務職員	4	5	1	
学校司書	1	1	0	
計	104	90	A 14	
非常勤専任職員		39		常勤講師12人、常勤実習助手8人、学校事務専門職2名、実習補助専門職1人、非常勤講師13人、学校医・学校薬剤師6人
雇 員		0		

6. 特色

本校は、メカニクス、エレクトロニクスからマテリアル、そしてデザインまでの工業に関するほとんどの分野を網羅する8つの専門学科が設けられている。大正15年に創立されて以来、卒業生の総数は3万人を超え、岐阜県だけでなく東海地区の工業界をリードする人材を多く排出し、ものづくり日本を支えている。

また、仕事で役立つ高難度の資格取得を目指す「資格取得日本一」、全国大会での

優勝を目指す「部活動日本一」、技能五輪をはじめものづくりの大会で技を光らせる「ものづくり日本一」の三つの目標を掲げ、全校をあげて取り組んでいる。その日本一の工業高校を目指す過程のなかで、精神力や高度な技術、そして豊かな心を持つ真に社会で役に立つ工業人の育成に努めている。

【定時制】

1. 校訓

礼儀正しく 勤労を尊び 創意工夫に努めよ

2. 教育目標

- ① 基本的生活習慣の確立
勤労と学習の両立を図るため、規律ある生活習慣を確立させる指導に努める。
- ② 基礎・基本の確実な定着と発展
生徒一人ひとりの実態に即した、よくわかる授業を展開し、基礎的・基本的な内容の確実定着と発展を図る指導に努める。
- ③ 工業技術科の活性化
ものづくりを通して「匠の技」の研修と継続を指導するとともに、資格取得にも積極的に挑戦させる指導に努める。
- ④ 学習環境の整備
愛着もてる学校にするため、美しく落ち着いたある学習環境づくりを推進する指導に努めるとともに、心の教育の充実を図る。
- ⑤ 部活動の振興
健康の保持、体力の増進のため、特に体育系部活動に積極的に参加させる指導に努める。

3. 設置学科・入学定員
定時制課程、工業技術科、40名

4. 生徒数

学科	1年				2年				3年				4年				合計	
	定員	在籍者数	男子	女子	定員	在籍者数	男子	女子	定員	在籍者数	男子	女子	定員	在籍者数	男子	女子	定員	在籍者数
普通科	44	28	37	2	39	40	30	1	31	40	26	1	27	40	24	0	40	117
工業技術科	17	17	12														4	123
																		160

5. 組織

職名	配当定数(A人)		現員数(B人)		過不足(Δ)数(B-A人)		備考	
	定数	1人	1人	6人	0人	Δ4人		
副校長								
教諭								
養護教諭								
実習助手								
事務職員								
学校栄養職員								
計								
非常勤専門職								
雇員								

(平成24年10月1日現在 単位:人)

常勤講師4人、常勤栄養教諭1人、常勤実習助手1人、非常勤講師7人、学校医・学校薬剤師6人
第2種 3人

岐阜県立東濃フロンティア高等学校

岐阜県立東濃フロンティア高等学校（定時制）

学校所在地：土岐市泉町河合 1127-8

往査日：平成 24 年 9 月 14 日



【定時制】

1. 教育目標

一人一人の個性を大切に、主体的に生きる人間の育成に努める

- ① 真理の探究 . . . 創造力豊かな自ら学ぶ生徒の育成
- ② 人格の陶冶 . . . 他を思いやる心豊かな生徒の育成
- ③ 体力の増進 . . . 心身ともに健康でたくましい生徒の育成

2. 教育方針

- ① 3 部制・単位制・普通科の特色を生かした「マイペースで自ら学ぶ学校」「学び直しのできる学校」づくり
- ② 生徒一人一人に存在感・充実感を持たせ、「生きる力」をはぐくむ指導の充実

3. 設置学科・入学定員

普通科、120 名

4. 生徒数

学科	19				20				30				40				合計					
	定員	男子	女子	計	定員	男子	女子	計	定員	男子	女子	計	定員	男子	女子	計	定員	男子	女子	計		
普通科	120	93	51	42	93	120	44	51	95	120	39	34	73	120	1	0	1	—	142	133	275	300
養正科	122	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一 般	21	17	9	8	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	144	141	115	52	106	120	44	51	95	120	39	34	73	120	1	0	1	0	142	133	275	300
	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)	(194年度)

※括弧内数字は定員数(19年度)と定員数(20年度)との差(増減)を示す。19年度は、19年度末の生徒数(275人)と定員数(120名)との差(255人)を示す。

5. 組織

職名	配置定数(A)	現員数(B)	過不足(△)数B-A
校長	1	0	△1
教務主任	31	27	△4
初任・専任・非常勤	1	1	0
養護教諭	20	1	△1
実習助手	1	0	△1
事務職員	4	4	0
学校司書	0	0	0
学校栄養職員	1	1	0
学校用教員	0	0	0
非常勤職員	41	35	△6
日雇労働者	27	0	△27

備考 配置定数()内書は、追加(増定)定数

6. 特色

本校は、平成 16 年 4 月に開校した 3 部制・単位制・定時制の普通科高等学校である。「学び直しのできる学校」、「マイペースで自ら学ぶ」をモットーに、「一人一人の個性を大切に、主体的に生きる人間の育成に努める」ことを目標とする。

生徒一人一人の個性にあった豊かな「学びの場」であるために、基礎基本の学力の定着を図ると同時に、進路実現に向けた幅広い科目選択の自由やホームルームにかわる少人数のゼミ活動、制服着用などの自由など、生徒ひとりひとりが各自の目標に応じて自分の生活スタイルや学習のペースに合わせて学習できるシステムを取り入れている。

また、自己責任を果たすことや、マナーやモラルを尊重することも大切に行っている。本校は学ぶ目的を持ち自分の夢の実現に取り組もうとする生徒の自主性を重んじ、自立して生きる生徒の育成を目指す。



4. 生徒数

学科	志願者 (総数)	1年			2年			3年			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
普通科	特色化 101 一般 47	60	46	106	120	40	59	99	51	61	112	137	181
総合学科	特色化 85 一般 39	40	19	60	80	23	49	72	24	52	76	80	161
ビジネス会計科	特色化 30 一般 15	20	13	33	40	16	22	38	10	26	36	40	39
経営情報科	特色化 35 一般 17	20	10	30	40	33	5	38	22	10	32	40	82
合計	370	369	258	105	258	280	112	284	107	149	256	280	437

5. 組織

職名	配置定数(A人)	現員数(B人)	過不足(A)数B(A人)	備考		
				校長	教頭	教諭
校長	1	1	0			
教頭	2	2	0			
教諭	54	46	8	常勤休職1人		
養護教諭	2	2	0	常勤休職1人		
実習助手	3	3	0	常勤休職1人		
事務職員	3	3	0			
学校司書	1	1	0			
学校用務員	1	1	0			
計	67	59	8	常勤講師9人(初任者研修定数1人、音見休業補佐1人、欠員補充4人、加員配属3人)、内科医3人、歯科医2人、薬剤師1人、非常勤講師6人、業務専門職1人、ALT1人		
非常勤専門職等		33				

6. 特色

本校は、平成 17 年 4 月に益田高等学校と益田南高等学校が統合して誕生した学校である。「地域に根ざした学校」、「地域から期待される学校」としての使命を担いながら、両校の伝統を受け継ぎ、力強くその歩みを進めている。

普通科、総合学科、ビジネス会計科、経営情報科の 4 つの学科からなり、それぞれに学科の特色を生かした教育活動を展開し、進学就職に、また資格取得や検定合格にと、確実に実績を積み上げて発展をしている。

下呂市唯一の高等学校として、「理想を掲げ、主体的に考え行動できる、心豊かでたくましい精神を持った人間の育成を図る」の教育目標のもと、地域に根を張り、地域から応援してもらえる学校づくり、ひとづくりを目指している。

岐阜県立飛騨高山高等学校

岐阜県立飛騨高山高等学校（全日制、定時制、通信制）

学校所在地：

（岡本校舎） 高山市下岡本町 2000 番地 30
（山田校舎） 高山市山田町 711 番地

往査日：平成 24 年 9 月 19 日



【全日制】

1. 校訓

快活・友愛・創造

2. 教育目標

社会への貢献や地域の発展に寄与できる人材育成を目指し、一般教養及び専門的知識や技術を身につけさせるとともに、創造性あふれた明朗快活で心豊かな人間性を養う。

3. 設置学科・入学定員

設置学科	入学定員			学科の特徴
	1年	2年	3年	
普通科	80名	80名	80名	上級学校への進学を目指す。国数英は1年次には少人数分補授業、2年次よりコースごとに進路に対応した授業を行う。
情報処理科	40名	40名	40名	高度情報通信社会に対応して、コンピュータをより効率的に活用するための知識と技術を習得し、情報通信社会のスペシャリストを目指す。
ビジネス科	40名	40名	40名	会計・流通の基礎的な学習から専門的な知識を身に付け、社会で広く活躍するスペシャリストを目指す。
生活文化科	40名	80名	80名	調理実習、施設製作、食品加工、手芸、コンピュータ、保健園実習など様々な実習を通して、幅広い実践的な技術を身につける。
園芸科学科	40名	40名	40名	作物の栽培、加工、販売や植物を用いた交流を学び、野菜・草花・果樹の栽培や食品の流通に関するスペシャリストを目指す。
生物生産科	40名	40名	40名	動物の飼育と活用、食品の製造や衛生管理を学び、動物や食品の専門分野に関するスペシャリストを目指す。
環境科学科	40名	40名	40名	自然のしくみや関わり方を学び、環境の調査と保護、環境づくり、自然環境の活用に関するスペシャリストを目指す。

4. 生徒数

区分		1年				2年				3年				合計	
		定員	入学	男子	女子	定員	入学	男子	女子	定員	入学	男子	女子	男子	女子
普通科	特色化	76	70	40	26	53	78	80	37	44	81	80	32	43	75
	一般	37	37	37										94	140
	計	37	37											140	234
情報処理科	特色化	43	43	20	32	7	39	40	29	11	40	40	26	12	38
	一般	19	19	19										87	30
	計	19	19											117	120
岡本校舎	特色化	44	44	20	5	35	40	40	5	34	39	40	5	35	40
	一般	20	20	20										40	15
	計	20	20											104	119
山田校舎	特色化	52	52	20	1	39	40	40	1	77	78	80	2	74	76
	一般	20	20	20										80	4
	計	20	20											194	200
山田校舎	特色化	50	50	20	18	22	40	40	19	17	36	40	19	36	40
	一般	20	20	20										56	56
	計	20	20											112	120
山田校舎	特色化	40	40	20	22	18	40	40	24	9	33	40	26	9	35
	一般	20	20	20										40	72
	計	20	20											108	120
山田校舎	特色化	39	39	20	35	3	38	40	36	1	37	40	34	1	35
	一般	19	19	19										40	105
	計	19	19											110	120
山田校舎	特色化	188	188	119	72	43	118	120	72	27	106	120	72	97	330
	一般	499	499	315	138	177	315	320	151	193	344	360	144	390	433
	計	499	499											961	994

5. 組織

全日制課程(岡本校舎)					(平成24年9月1日現在 単位:人)	
職名	配当定数(A人)		現員数(B人)	過不足(△)数B-A(人)	備考	
校長	1		1	0		
教務主任	48		51	3	育児休業2人、休職1人、常勤講師6人	
養護教諭	1		1	0		
実習助手	3		3	0		
事務職員	3		4	1	育児休業1人、臨時任用職員1人	
学校司書	1		2	1	育児休業1人、臨時任用職員1人	
学校事務員	1		1	0		
計	58		63	5		
非常勤専門職			20		学校医:3人 学校歯科医:1人 学校薬剤師:1人 非常勤講師:14人 県立学校業務専門職:1人	
全日制課程(山田校舎)					(平成24年9月1日現在 単位:人)	
職名	配当定数(A人)		現員数(B人)	過不足(△)数B-A(人)	備考	
副校長	1		1	0		
教務主任	30		31	1	育児休業1人 常勤講師4人	
養護教諭	1		1	0		
実習助手	10		10	0	臨時任用実習助手3人	
事務職員	2		2	0		
学校司書	0		0	0		
実習補助員	2		2	0		
計	46		47	1		
非常勤専門職			15		学校医(兼教職員健康管理医:1人):3人 学校歯科医:1人 学校薬剤師:1人 非常勤講師:8人 県立学校業務専門職:2人	
雇 員			2		第2種:2人(炊事員)	

6. 特色

本校は、平成 17 年 4 月に高山高校、斐太農林高校、斐太高校通信制が統合され、「ぎふ総合型選択制高校」として設立した。2 校舎（岡本校舎・山田校舎）3 課程（全日制・定時制・通信制）4 大学科（普通科・農業科・商業科・生活産業科）を持つ、県下最大規模の学校である。「1 つの学校」のなかに数多くの引き出しがあり、学科の枠を超えた学習など、いろいろな可能性に挑戦することができる。

【定時制】

1. 校訓

快活・友愛・創造

2. 教育目標

社会への貢献や地域の発展に寄与できる人材育成を目指し、社会人としての一般教養を身につけるとともに、創造性あふれた明朗快活で豊かな人間性を養う。

3. 設置学科・入学定員

定時制課程、普通科、40 名

4. 生徒数

学科	1年				2年				3年				4年				合計			
	総額	定員	男子	女子	総額	定員	男子	女子	総額	定員	男子	女子	総額	定員	男子	女子	総額	定員	男子	女子
特色化	7	7		7																
普通科	8	8	10	4	40	3	9	40	8	4	12	40	7	0	7	40	28	14	42	100
計	15	15	10	4	40	3	9	40	8	4	12	40	7	0	7	40	28	14	42	100

5. 組織

定時制課程				(平成24年9月1日現在、単位:人)			
職名	配当定数A(人)	現員数B(人)	過不足(△)数B-A(人)	備考			
副校長	1	1	0				
教諭等	8	8	0	常勤講師3人			
養護教諭	1	1	0	養護助教諭1人			
事務職員				臨時任用職員1人			
計	11	11	0				
非常勤専任職		6		学校医:3人 学校歯科医:1人 学校薬剤師:1人、給食業務専門職:1人 第2種:3人(教職員)			
雇 員		3					

【通信制】

1. 校訓

快活・友愛・創造

2. 教育目標

社会への貢献や地域の発展に寄与できる有為な人材育成を目指し、一般教養及び専門的知識を身につけさせるとともに、創造性豊かで明朗快活かつ心豊かな人間性を養う。

3. 設置学科・入学定員

通信制課程、普通科、80 名

4. 生徒数

学科	1年				2年				3年				4年				5年			
	総額	定員	男子	女子	総額	定員	男子	女子	総額	定員	男子	女子	総額	定員	男子	女子	総額	定員	男子	女子
普通科	14	14	16	10	10	80	11	12	21	80	13	14	25	80	6	7	14	80	2	0
計	14	14	16	10	10	80	11	12	21	80	13	14	25	80	6	7	14	80	2	0

5. 組織

通信制課程				(平成24年9月1日現在、単位:人)			
職名	配当定数A(人)	現員数B(人)	過不足(△)数B-A(人)	備考			
教諭等		8	0	常勤講師3人			
事務職員		1	0				
計		9	0				
非常勤専任職		7		学校医:3人 学校歯科医:1人 非常勤講師(養護)1人:3人			

岐阜県立郡上高等学校

岐阜県立郡上高等学校（全日制）

学校所在地：郡上市八幡町小野 970 番地

往査日：平成 24 年 9 月 20 日

【全日制】

1. 校訓
凌霜



2. 教育目標

- ① 授業を中心とした学習活動の充実
- ・高い志を持って困難を乗り越え、忍耐強く努力する。
 - ・基礎学力を充実させ、さらに進路実現を意識し応用力を伸長する。
- ② 部活動を中心とした課外活動の充実
- ・高い目標に向かって日々忍耐強く取り組み、身体を鍛え、心を養う。
 - ・挨拶、社会人マナー、人品の向上を図る。
- ③ 地域社会との連携を図りながら、開かれた学校づくりに努める
- ・地域社会との情報交換を積極的に推進する。
 - ・国際理解と交流の推進を図る。

3. 設置学科・入学定員

設置学科	入学定員			学科の特徴
	1年	2年	3年	
普通科	120名	120名	120名	創立以来の歴史と伝統を誇る普通科です。大学進学を目標とし、幅広い知識と数 量を身につける。
総合学科	80名	80名	80名	カリキュラムは、3つの系列の専門科目と普通科目から構成されており、大学進学 から就職まで多様な進路希望に対応している。2、3年生からは、生徒一人一人が 自分の進路実現に向けて、自分のオリジナルの時間割で学ぶ。
森林科学科	40名	40名	40名	森林科学科では環境の各種調査・資源の有効利用・機器を使った操作や計測など、 幅広い知識と確かな技術を身につける。
食品流通科	40名	40名	40名	食品流通を核とした幅広い学習を進め、生産者と消費者をつなぐ“心と技術”の育 成を図り、地域に貢献する人“を育てる。

4. 生徒数

学科	志願者 受検者	1年				2年				3年				合計					
		入学 者	男	女	計 定員	入学 者	男	女	計 定員	入学 者	男	女	計 定員	入学 者	男	女	計 定員		
普通科	特色化 一般	101	59	63	52	115	120	51	63	114	120	65	53	118	120	179	168	347	360
	特色化 一般	56	56																
総合学科	特色化 一般	90	40	33	44	77	80	32	47	79	80	30	50	80	95	141	236	240	
	特色化 一般	37	37																
森林 科学科	特色化 一般	43	20	0	40	40	34	1	35	40	40	0	40	40	114	1	115	120	
	特色化 一般	21	20																
食品 流通科	特色化 一般	37	20	6	31	37	40	3	33	36	40	3	37	40	40	12	101	113	120
	特色化 一般	16	17																
合計		401	269	142	127	269	230	144	264	280	138	140	278	280	400	411	811	840	

5. 組織

職名	配当定数A(人)	現員数B(人)	適不足(△)数B-A(人)	(平成24年8月1日現在 単位:人)
校長	1	1	0	備考
教諭等	54	50	△4	初任者研修
初任者研修	0	0	0	見学休業2人、病欠休職1名
養護教諭	2	1	△1	見学休業1人
実習助手	6	4	△2	
事務職員	4	4	0	
学校司書	1	1	0	
計	68	61	△7	
非常勤専門職 員		27		臨時の任用職員11人、 非常勤講師7人、校医等6人 学校業務外の職2人、ALT1人 第2種 2人

6. 特色

本校は、普通科と総合学科、森林科学科、食品流通科の 3 つの専門学科を置く。総合学科は自分の将来を見通すために、「産業社会と人間」という授業を設け、職業や上級学校の内容だけでなく、大学の先生による特別講義や、働く事の意味などを社会人の方の話を聞き、将来に対する展望を広げている。

森林科学科は、専門的知識を実習を通して学ぶことができる学科である。資格取得についても様々な分野で役立つ資格が取得でき、進路は、大学進学と専門学校への進学、就職する人数の割合が、それぞれ約 3 分の 1 である。

食品流通科では、栽培・加工・流通の 3 つの分野を学び、普段、口に入っている食品がどのように作られ、どのように消費者の手元まで届くのかを実習を通して学ぶ。販売活動や商品開発なども生徒が行う。

岐阜県立大垣桜高等学校

岐阜県立大垣桜高等学校(全日制)

学校所在地：大垣市墨呉町上宿465番地1

往査日：平成24年10月4日

【全日制】

1. 校訓

賢く つよく 美しく



2. 教育目標

- ① 人間としての在り方・生き方を考えさせ、人間性豊かな生徒を育成する。
- ② 専門的知識・技術を生かして、生活産業や地域社会に貢献できる生徒を育成する。
- ③ 広く社会において、信頼と尊敬を得る社会性のある生徒を育成する。

3. 設置学科・入学定員

設置学科	入学定員			学科の特徴
	1年	2年	3年	
服飾デザイン科	40名	40名	40名	ファッションに関する感性・技術を磨き、ファッション産業界での活躍を目指す。
食物科	40名	40名	40名	専門調理師の指導を受け、和・洋・中国料理を基礎から学び、知識・技術を身に付ける。
生活文化科	80名	80名	80名	衣食住、保育、家庭看護・福祉など幅広い知識・技術を身に付ける。
福祉科	40名	40名	40名	福祉の心・知識・技術を身に付け、地域社会のメンバードンとなることを目指す。

4. 生徒数

学科	志願者 受検者	1年						2年						3年						合計													
		入学 者		男		女		計		入学 定員		男		女		計		入学 定員		男		女		計		入学 定員		男		女		計	
服飾 デザイン 科	特色化 26	26		20		0	40	40	0	40	40	0	40	40	0	38	38	40	0	118	118	120											
	一般 18	18		20																													
食物科	特色化 57	57		20		2	38	40	4	34	38	40	40	2	37	39	40	8	109	117	120												
	一般 23	23		20																													
生活 文化科	特色化 95	95		40		1	79	80	0	80	80	80	80	1	78	79	80	2	237	239	240												
	一般 50	50																															
福祉科	特色化 33	33		20		7	33	40	0	40	40	40	40	2	35	37	40	9	108	117	120												
	一般 18	18		20																													
合計		320	320	200	10	190	200	200	4	194	198	200	5	188	193	200	19	672	691	690													

5. 組織

職名	配当定数A(人)	現員数B(人)	過不足(C)数B-A(人)	(平成24年5月1日現在 単位：人)	
				備考	
校長	1	1	0		
教諭等	40	38	△2	首任休業1名、期休1名、研修1名	
教諭補助	1	1	0	首任休業1名	
実習助手	3	1	△2		
事務職員	4	4	0		
計	49	45	△4		
非常勤専門職 雇員		40		学校業務専門職2人、 校医5人、 常勤講師9人、 常勤実習助手2人、 非常勤講師22人	

6. 特色

本校は、「服飾デザイン科」「食物科」「生活文化科」「福祉科」の4つの科をもつ、生活産業に関する専門高校である。それぞれ4つの科は、将来のスベリリストを育成するために基礎的・基本的な知識や技術の定着を図るとともに、プロの講師から直接指導を受けたたり、各種コンクールに挑戦するなど、一人一人の知識・技術の確実な定着と伸長を目指し、日々学習に取り組んでいる。また、各種検定への挑戦を通して資格取得を目指したり、積極的に地域交流に参加して地域との交流を深めるなど特色ある学習活動を展開している。

岐阜県立可茂特別支援学校

岐阜県立可茂特別支援学校

学校所在地：美濃加茂市牧野 2007-1

往査日：平成 24 年 10 月 5 日



1. 学校教育目標

一人一人の子どもの発達や障がいに応じて、もつとも必要で適切な教育活動の創造に努めるとともに、すべての子どもが主体的に一杯伸びていくため、きめ細かな指導や必要な支援の充実をめざす。

2. 教育方針

- ① 一人一人の教育的ニーズを十分に把握し、個に応じた学習指導の徹底を図る。
- ② 豊かな心を養うとともに体力の向上を図り、心身の調和的発達を促す。
- ③ 勤労についての理解を深め、社会参加・自立できるように進路指導の充実に努める。
- ④ 家庭、地域社会、関係機関との連携を図るとともに、居住地域交流、交流及び共同学習を積極的に推進する。

3. 生徒数

学科	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
通 常	9	1	10	7	4	11	8	2	10	11	2	13	10	3
小 学 部	2	1	3	3	2	5	1	0	1	3	2	5	0	0
小 学 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11	2	13	10	6	16	9	2	11	12	2	14	13	5
中 学 部	11	9	20	15	5	20	6	3	9				32	17
通 常	2	0	2	2	0	2	0	1	1				3	1
小 学 部	13	9	22	17	5	22	6	4	10				35	18
計	20	12	32	24	12	36	14	2	16				58	27
高 等 部	4	2	6	3	1	4	3	0	3				10	3
計	24	14	38	27	13	40	17	2	19				68	30
合 計													163	72

4. 組織

職 名	配当定数(A人)	現員数(B人)	過不足(C)数(B-A人)	備 考
校 長	1	1	0	
教 諭 等	73	76	3	
専任教諭	2	2	0	
学習助手	2	2	0	
事務職員	3	4	1	(休職)人、臨時任用1人
計	81	83	2	
非常勤専門職		58		常勤講師39人、非常勤講師6人、業務専門職1人、学校介護専門1人、作業補助員3人、給食配膳補助員3人、その他5人
雇 員		10		第2種 10人

5. 学部の重点

小学部	・生活リズムを整え、基本的な生活習慣を身につける。 ・自分の思いを周囲の人に伝える力を育てる。 ・仲間とともに生き生きと活動し、助け合う気持ち育てる。
中学部	・体力の向上を図り、最後まできちんとやり通す力を育てる。 ・自分の意思をきちんと伝え、周囲の人とかわわる力を育てる。 ・生活体験を拡張、自ら進んで活動する意欲や態度を育てる。
高等部	・健全な身体と豊かな心を育てる。 ・生活を豊かにし他人を思いやる心を育てる。 ・社会人として自立するための態度、知識、技能を身につける。

6. 特色

本校は、「子どもがやきழらん」の基本理念である「地域で学び、地域で育ち、地域に貢献する」の実現をめざし、可茂地域における初めての特別支援学校として平成 23 年 4 月に新設開校された。対象とする児童生徒は知的障がい者、肢体不自由者、病弱者であり、総合的な特別支援学校である。

開校以来、障がいの状況にかかわらず、様々な教育活動に全校一丸となって取り組むことをモットーとしている。また、地域に根ざした特別支援学校を目指し、地域住民や近隣学校との交流、地元関係諸機関との積極的な連携、地元企業との協力によって職業体験の充実に取り組んでいる。

岐阜県立中津高等学校

岐阜県立中津高等学校 (全日制、定時制)

学校所在地：中津川市中津川 1088-2

往査日：平成 24 年 10 月 10 日



【全日制】

1. 教育目標

知・情・意の調和がとれた、人間性豊かな、たくましい生徒を育成する。

2. 教育方針

- ① 「自由と個人の尊厳」を指導の根底に置き、「自主自律の精神」「豊かな情操と道徳性」「確固な意志と実行力」をもった生徒の育成を図る。
- ② 生徒一人一人の個性を生かした自己実現の推進を通して、国際的な視野をもちながら、思いやりと奉仕の心で社会に貢献する、次世代を担う生徒の育成を図る。

3. 設置学科・入学定員

設置学科	入学定員		
	1年	2年	3年
普通科	200名	200名	200名

4. 生徒数

学科	志願者 受検者 特色化 205 一般 113 普通科	1年					2年					3年					合計				
		入学 男子	入学 女子	計	入学 定員	入学 男子	入学 女子	計	入学 定員	入学 男子	入学 女子	計	入学 定員	入学 男子	入学 女子	計	入学 定員				
合計	318	318	201	93	108	201	200	94	108	202	200	94	105	199	200	281	321	602	600		

(平成24年9月1日現在 単位:人)

(平成24年9月1日現在 単位:人)

5. 組織

職名	配当定数A(人)	現員数B(人)	補充不足(人)数B-A(人)	(平成24年9月1日現在 単位:人)
校長	1	1	0	備考
教頭	1	1	0	
教諭	36	33	3	不足分は非常勤講師(欠員補充)で対応
初任者研修定数	0	0	0	
養護教諭	1	1	0	Δ 1
生涯学習	1	1	0	意見(休業)1人、非常勤講師で対応
事務職員	3	3	0	
学校司庫	1	1	0	
計	43	41	2	非常勤講師3人、 非常勤講師9人、 学校区等6人、 養護専門職1人、社会人特別講師1人
非常勤専門職 雇員		20	0	

6. 特色

本校は、創立以来の卒業生数は 28,000 人を超え、数多くの卒業生が地元はもとより世界を舞台に各分野で活躍している。単位制を有効に活用し、国公立大学をはじめ、生徒一人ひとりの進路希望を実現できる教育課程を編成。32 単位(週 2 回の 7 限授業)で授業を行い、進路実現のために、基礎から応用まで学力向上のための様々な授業を用意している。

【定時制】

1. 学校教育の重点

人間尊重の精神を基調として、生徒一人一人との心の触れ合いを深め、信頼と愛情に基づく教育実践に努める。

勤労生徒としてのたくましい心身と強い責任感を高揚し、民主的社会的の担い手としての調和のとれた人間性豊かな生徒を育成する。

2. 設置学科

普通科

3. 生徒数

学科		1年			2年			3年			4年			合計									
		志願者 特色化 9 一般 9	受検者 9 9 原級 留級 3	入学 男子 計 入学 定員	男子 女子 計 入学 定員	男子 女子 計 入学 定員	男子 女子 計 入学 定員	男子 女子 計 入学 定員	男子 女子 計 入学 定員	男子 女子 計 入学 定員	男子 女子 計 入学 定員	男子 女子 計 入学 定員											
普通科		9	9	16	0	16	40	9	1	10	40	11	1	12	40	8	1	9	40	44	3	47	100
合計		18	18	19	0	19	40	9	1	10	40	11	1	12	40	8	2	10	40	47	3	51	100

(平成24年9月1日現在 単位:人)

4. 組織

職名	配当定数A(人)		現員数B(人)		満ち足(△)数B-A(人)		備考
	1	2	1	2	0	△	
副 役 長	6		3		△ 3		常勤講師で対応
教 諭 等	1		0		△ 1		常勤講師で対応
進達教諭	1		1		0		
事務職員							
計	9		5		△ 4		
非常勤専門職 職員			3				常勤講師3人 第2種1人

(平成24年9月1日現在 単位:人)

第 5 部 監査の結果及び意見

第1. 岐阜県教育委員会及び教育事務所に關する事項

1. 教育ビジョンについて（意見）

(1) 概要

岐阜県では、岐阜県の教育施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今後 10 年先を見据えて、岐阜県の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにする計画として、また教育基本法第 17 条第 2 項に基づく教育振興基本計画として、県議会における議決を経て、平成 20 年 12 月に「岐阜県教育ビジョン」を策定した。

岐阜県教育ビジョンでは、子どもたちに、自ら学び考え行動できる「自立力」、豊かな人間関係を広げ深めていく「共生力」、そして、高い志をもって夢に挑戦していく「自己実現力」の 3 つの力をはぐくみ、豊かで活力ある地域づくりに貢献できる「地域社会人」を育成することを基本理念として掲げている。

〔岐阜県教育ビジョン〕の詳細は、「第 3 部 岐阜県教育関連施策の概要 第 1. 岐阜県教育ビジョンの概要」参照)

(2) 監査の結果

岐阜県教育ビジョンの中で、主な施策については、目標水準（「第3部 岐阜県教育関連施策の概要 第1. 岐阜県教育ビジョンの概要 5. 主要施策に対する指標とその目標水準」参照）が示され、平成23年度の点検結果報告書においても、数値目標に対する現況値が計算され、現状分析と今後の取組が検討されている。この現状分析や今後の取組が形式的な記載に留まっており、実際にどのように検討されているか内容が確認できないものがあつた。また中には、数値目標の設定が理想としての目標値であるために、達成が困難と考えられる内容のものもあつた。

例えば、

- ① 点検結果が今後の改善に資するように、現状分析や今後の取組について、もう少し具体的な検討を行うべきである。具体的には、「重点目標3 施策番号(1) 施策：特別支援教育」の指標として、スクールバスの片道乗車時間が60分を超える児童生徒の割合があるが、この場合、スクールバスを2台新規に整備したことにより、該当する児童生徒の人数が具体的に何名から何名に減少したことにより、該当する児童生徒の割合が1ポイント減少させることができた、というように検討し、その内容を公開することで、各重点目標の進捗状況が、よりわかりやすく県民に示されることができると考える。

② 数値目標の設定が理想としての目標値であるために、一部達成が困難と想定される数値目標があることから、その設定自体が妥当なものであるかどうか、検討が必要である。具体的には、「重点目標1 施策番号(6) 施策：いじめ・不登校」の指標として、いじめの解消率（公立小・中・高等学校において、いじめが解消した件数÷いじめの認知件数）が設定されており、その目標値が小・中・高等学校ともに100%と設定されている。実際、いじめが発見されるすべてのケースでいじめが解消されるのであれば、理想的であるが、いじめの問題は数値でなかなか図れないものであるとともに、数値で示してしまうと表面上、形式的な対応になるおそれもある。

③ 点検結果報告書において、達成できなかったかどうかの結果のみ記載されていて、達成できなかった理由についての分析が記載されていないものがあつた。達成度を評価する際には達成できたかどうかの記載にとどまらず、なぜ達成できていないのか内容を検討し、今後の対応計画も含めて記載すべきである。

今後、第二次岐阜県教育ビジョンを策定する予定であるため、その際には、実際に達成見込みがあるか、また差異分析ができるような目標値を設定するよう、目標値の設定について慎重に検討すべきである。

2. 学校再編について (意見)

(1) 概要

岐阜県では、県立学校を取り巻く社会状況が近年大きく変化している。具体的には、県内の中学校卒業者がピーク時の平成元年の36,380人に比べ、平成19年では20,877人へと大幅に減少していることから、高等学校の学級数を一定規模に保つことにより教育水準や学校活力を維持する必要があつた。

また、高等学校では、多様な能力・興味等を有する生徒の増加や社会の変化に対応した教育が求められていることから、総合学科や普通科単位制高等学校など新しいタイプの高等学校・学科を設置することにより、学ぶ場の選択肢を拡大する必要がある。

このことから、県立学校の再編成を通じ、未来を担う子どもたちの立場に立ったより一層魅力ある学校づくりを進めるため、平成14年4月に岐阜県教育委員会は、県立学校の再編計画(平成15年～平成19年)である「生徒いきいきプラン」を策定した。〔生徒いきいきプラン〕の詳細は、第3部 岐阜県教育関連施策の概要 第2. 生徒いきいきプランの概要」参照)

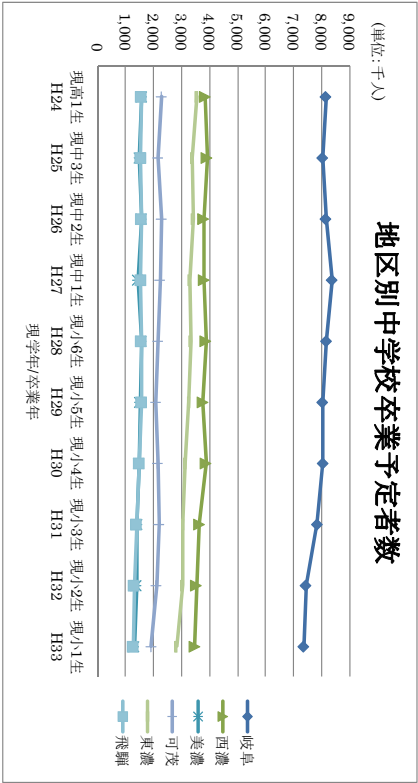
(2) 監査の結果

「生徒いきいきプラン」計画期間終了後、現在に至るまで、生徒数はほぼ同水準であり、各高等学校の学級数についてもほぼ一定数を確保できていたが、平成31年度以降生徒数の減少が予想されているため、県立学校の適正規模を再検討する必要がある。

以下は、平成24年度における全日制公立高等学校（市立高等学校を含む。）における1学年あたりの学級数を示した表である。63の高等学校のうち、35の高等学校において1学年あたりの学級数が6学級以下となっており、さらに1学年あたりの学級数が3学級以下の高等学校は8校存在している。

全日制公立高等学校の学校規模（平成24年度） ※は市立高等学校											
	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	10学級		
普通科高等学校	八百津	池田	羽島	大垣西	大垣南 間多治見北 可児	羽島北 大垣北	岐阜北 岐阜	岐阜	岐阜		
普通科の注か、普通科系の学科・コースを置く高等学校	郡上北 山崎 吉成	多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見		
総合学科	飛騨神岡 坂田	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見		
職業科＋総合学科											
普通科のほか、他の学科を置く高等学校	坂下	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見		
工業科		岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見		
商業科		岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見		
農業科		岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見		
生活産業科		岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見		
職業科の単位制		岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見		
単位制普通科	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見	岐阜 多治見		
学校数	1	7	9	9	9	9	9	9	4		

今後平成 24 年度から平成 33 年度の中学校卒業予定者数の予測数値は以下のとおりとなっており、緩やかながら減少傾向にあるといえる。



「生徒いきいきプラン」による学校再編は平成 19 年度に完了しているが、その後の生徒数の減少により、平成 24 年度時点で 1 学年あたりの学級数が 3 学級以下の高等学校が 8 校となったことや平成 31 年度以降生徒数の減少が予想されていることから、「生徒いきいきプラン」の計画策定時に懸念していた事項、すなわち、①多様な教育課程の編成の困難性、②授業の専門性確保の困難性、③生徒同士の交流機会の減少、④特別活動の実施への影響等、について、教育現場に影響が生じると想定される。岐阜県教育委員会は、現在の少子化傾向が進むことが、教育現場にどのような影響を与えるのかを精査しているとのことであり、今後、高等学校の在り方の検討が行われることが予測される。

検討の際には、「生徒いきいきプラン」の趣旨、及び教育ビジョンの理念や方向性を踏まえた検討を行うべきであり、また、学校の再編を検討する過程でやむを得ず校舎として利用しない学校施設が生じた場合には、統合等の検討時点でその後の利活用を含めた計画的な検討を行う必要があると考える。

3. 校舎として利用しなくなった学校施設の今後の利用計画について（指摘）
(1) 概要

「生徒いきいきプラン」により、平成 15 年以降統合を行い校舎として利用しなくなった高等学校について、岐阜県教育総務課は今後の利用方針について検討している。上記プランにより校舎として利用しなくなった高等学校は全部で 10 校あるが、このうち、監査日現在、今後の利用方法について具体的に決定していない高等学校が存在する。

校舎として利用しなくなった高等学校のその後の状況については、以下のとおりである。

■校舎として利用しなくなった高等学校のその後の状況			
校舎として利用されなくなった時期	学校名	校地面積	現在の跡地利用状況及び今後の活用策
平成18年3月	岐陽高等学校	45,391㎡	①
平成19年3月	岐阜女子商業高等学校	21,279㎡	②
平成19年3月	海津北高等学校	37,207㎡	③
平成19年3月	益田南高等学校	36,056㎡	④
平成21年3月	岩村高等学校	24,513㎡	⑤
平成18年3月	岐阜藍川高等学校	46,826㎡	⑥
平成18年3月	中濃高等学校	30,904㎡	⑦
平成19年3月	養老女子商業高等学校	24,887㎡	⑧
平成21年3月	白川高等学校	57,249㎡	⑨
平成21年3月	恵那北高等学校	45,625㎡	⑩

- 平成 20 年 4 月に岐阜北県特別支援学校を開校している。
 - 平成 20 年度に各務原市所有地と等価交換方式で譲渡し、校舎は隣接する那加第一小学校の教室として使用している。
 - 平成 20 年 4 月に海津特別支援学校を開校している。また、海津市学校給食センターの敷地として、校地の一部(約 5,000 ㎡)を使用貸借している。
 - 平成 21 年 4 月に飛騨特別支援学校下呂分校 (高等部) を開校している。また、平成 25 年 4 月に下呂特別支援学校 (小学部、中学部、高等部) として開校予定である。
 - 平成 22 年 4 月に恵那特別支援学校を移転開校している。また、岩村高等学校同窓会が、同窓会館(知新会館)を継続して使用している。
 - 体育館及び武道場を体操競技・新体操競技の強化拠点として岐阜県体操協会が使用している。また、グラウンドは岐阜城北高等学校野球部が使用し、学校活動日以外は地域に開放している。
- なお、今後の活用策については、高等特別支援学校の候補地として、整備を進めていく予定である。

- ⑦ 関市に対し、学校施設全体を貸与し、地域に開放している。また、ライフル射撃場については、関有知高等学校ライフル射撃部が使用している。
- ⑧ 体育館は、大垣養老高等学校バレー部が使用している。また、国体期間中は練習会場（軟式野球、サッカー）としてグラウンドを使用していたが、国体期間終了後は、グラウンドを社会教育施設として地域に開放している。
- なお、今後の校舎の活用策については、養老町と活用方策を検討中である。
- ⑨ 国体の競技会場（ライフル射撃）として整備している。また、白川町が体育館、武道場を社会教育施設として使用している。
- なお、今後の活用策については、白川町に対し、学校施設全体を貸与し、地域に開放していく予定である。
- ⑩ 監査日現在、何も使用されていなかった。
- なお、今後の活用策については、跡地利用に対する中津川市の意向を確認中であるが、現在今後の活用方策は未定となっている。

(2) 監査の結果

「生いきいきプラン」において、統合の結果、校舎として利用しなくなった高等学校について、現在その後の利用方策が決まっていない学校が1校ある。

この高等学校は、現在教育資産として使用されていないが、資産保全のために外部の警備会社に委託し、学校施設の警備を行っており、一定の警備費用が発生している。また、敷地内に生える草木を除草するための役務費用が発生するなど、学校管理経費が毎年発生し果費から支出されている。

この高等学校における学校管理経費で、平成23年度において発生したものは、以下のとおりであった。

■平成23年度経常経費					(単位:円)
学校名	電気保安	警備	役務	計	
恵那北高等学校	94,500	299,000	387,000	780,500	

この高等学校では、上記のとおり、直接的な学校管理経費約78万円に加え、学校職員による巡回等が行われている。活用方策が決定されないままに遊休状態となっている高等学校については、このままではコストだけが発生することになるため、利用や処分計画を早急に策定し、当該建物や敷地の有効利用が図られるよう何らかの対策をたてる必要がある。

有効利用の事例としては、以下のようなものがある。

- ① 栃木県芳賀町
閉校となった小学校を「芳賀町シルバー人材センター及び第二けやき作業所、県東ライオンサポーターセンター」へリニューアルし、老人の作業の轉旋、授産施設、精神障害者の地域生活支援のための施設として、普通教室等を知的障害者の生活支援施設、特別教室をシルバー人材センターのように複合的な社会福祉施設として活用し、知的障害者の就業支援を行っている。
- ② 岩手県巻町
閉校となった小学校を「森と風のがっこう」へトリニューアルし、自然エネルギー・自然体験活動等の研修施設として利用し、環境教育の拠点施設として活用している。
- ③ 奈良県川上村
閉校となった中学校を「トントン工作館」へトリニューアルし、地場の吉野杉を利用した親子等が木に親しむことができる木工の体験工房及び宿泊施設、すなわち自然体験交流施設として利用している。
- ④ 熊本県中央町
閉校となった小学校を「中央町福祉保健センター 湯の香苑」へトリニューアルし、デイサービス、介護支援、各種健診等の保険事業のほか、こどもからお年寄りまで幅広い世代が集う町の交流拠点として利用し、高齢者の生きがいづくりの機会を創出している。
- ⑤ 長崎県小値賀町
閉校となった小学校の活用方策について、県、町、長崎総合科学大学によるプロジェクトチームを結成し、検討を行った結果、閉校施設を「野崎島自然学塾村」へとリニューアルし、豊かな自然環境を活かした、自然体験のための体験型の宿泊施設として活用している。

(出所：文部科学省ホームページ、閉校リニューアル50選より)

岐阜県は、活用策が未定の学校施設及び今後の活用策を検討中の学校施設についても、学校としての校舎や敷地の再利用方法だけではなく、上記の事例にも見られるような、社会教育施設や社会体育施設、さらには自然体験交流施設や老人福祉施設などに転用するなど、行政、地域住民、民間企業等とも協働して、あらゆる可能性を考慮した学校施設の利用方法について検討を行っていく必要がある。

4. 校舎として利用しなくなった学校施設の管理状況について
(1) 概要

校舎として利用しなくなった高等学校のうち、平成 18 年 3 月に校舎として利用しなくなった旧県立岐阜藍川高等学校及び平成 21 年 3 月に校舎として利用しなくなった旧県立恵那北高等学校について、その校舎や備品の管理状況を確認するために現地視察を平成 24 年 11 月 9 日に行った。

① 旧県立岐阜藍川高等学校

i. 校内の状況について

今年度、岐阜県内で国民体育大会が開催されたことから、本校の校舎を大会関連用品置き場として利用していた。しかし、未だ大会関連用品が大量に校舎の中に残っていた。現地視察時において、これらの回収及び処分は平成 24 年 12 月中には終了する予定であることを確認した。

その他、教育関連備品で本校に残っているものは、備品管理台帳を作成していたが、大会関連用品置き場となっていた影響により、備品管理台帳記載の保管場所と違う場所に保管されていた。大会関連用品の整理が終了次第、備品管理台帳を整理するとともに現物確認を行うことである。学校に残存している教育備品のうち、一部転用可能な教育備品もあったが、岐阜県内の高等学校ではすでに需要がないため、今後岐阜県内の中学校や小学校に問い合わせることも検討し、教育資産の有効活用を図りたいとしている。

(参考) 校内の様子



ii. 施設の利用状況について

運動場については、県立岐阜城北高等学校の野球部が土日に利用し、学校活動日以外の利用予定の無い日は、地域に開放している。体育館及び武道場については、岐阜県体操協会により体操競技及び新体操競技の強化拠点として利用されている。

(参考) 運動場並びに体育館及び武道館の様子



iii. 除草作業や施設の管理について

グラウンドや体育館等の施設管理は、主に学校施設を利用している部活動や体操協会により実施されている。グラウンド横の法面の草木の管理については、県立城北高等学校が年一回果費から支出し、実施している。

iv. 校舎の警備態勢について

校舎等の施設の警備は、岐阜県で一括して警備会社と契約している。また、定期的に岐阜城北高等学校の職員が校内巡視を行い、異常がないかどうか確認を行っている。

② 旧県立恵那北高等学校

i. 校内の状況について

教育備品は主に 2 箇所(進路指導室及び生物教室)にまとめられ、岐阜県内の他の高等学校の担当者が管理換えのための備品確認の際に現物を確認しやすいようにまとめられていた。今後転用可能性の低いものが多かったが、一部転用可能な教育備品もあるように見受けられた。

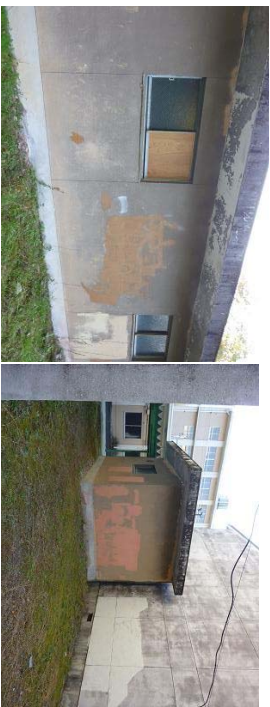
(参考) 校内の様子



ii. 校舎の警備態勢について
校舎等の施設の警備は、岐阜県で一括して警備会社と契約している。旧恵那北高等学校の場合、異常が発生した場合には、警備会社と連絡が入ることとなっている。また、定期的に中津高等学校の職員が校内巡視を行い、いたずらや破損等がないか確認を行っており、恵那北校舎管理簿を作成し、保存している。

iii. 過去の不法侵入やいたずらについて
平成 22 年度には、窓ガラスが割られ、校舎の中に不法侵入される事件が発生した。また、平成 23 年度には、窓ガラスが割られるとともに器具庫の壁面に落書きをされている事実が判明した。放置したままの状態にしていると、今後も継続するおそれもあることから、窓ガラスの修理及び落書きを消す作業は、直ちに行われている。

(参考) 落書きを消した後の写真



これに対応して、立て看板を設置するなどの対策を行った結果、平成 24 年度においては、上記のような被害は発生していない。

(2) 監査の結果

① 校舎管理簿等の作成について (指摘)

旧岐阜藍川高等学校及び旧恵那北高等学校ともに、定期的に職員が巡回を行っているが、旧岐阜藍川高等学校ではその報告書の作成がされていなかった。学校資産の状況を把握するためにも、巡回を行った際には、校舎管理簿等を作成し、巡回の記録を残すべきである。

② 警備体制の強化について (意見)

旧恵那北高等学校においては、過去に不法侵入者により窓ガラスが割られたり、落書きをされたりする被害が発生している。現在は、県費から支出し修繕されているが、今後このような県有資産を壊された場合、その部修繕費用等を県費において負担するこ

とになると考えられる。

したがって、警備体制を強化する等、より強力な対策を講じる必要があると考える。すなわち、現在の警備契約をより強化し、警備を充実させるか、現在の定期的な学校職員による巡回の回数を増やすなどの対応が考えられる。

③ 教育資産の処分と有効活用について (指摘)

未だ処分されていない備品が両校ともに多数存在した。他校より管理換えの要請があれば、管理換えを行うことから処分せずに残してあるが、供用開始から年数も経っていることから他校に管理換えを行うのも困難な備品もある。今後転用の可能性のない教育資産については、処分計画等を策定し、計画的に教育資産の処分を行うべきである。また、多数の教育資産が両校で未使用の状況となっていることは、教育資産が有効利用されているとは言えない状況である。

したがって、現在、岐阜県内の高等学校に対してのみ保有資産の情報を開示しているが、高等学校ではすでに需要が少なくなっている現状を踏まえ、開示対象を県内の小・中学校まで拡大することで、資産の有効活用を図る必要がある。

また、いつまでに備品の処分を完了する予定であるなど、明確な期限が決められていないので、処分完了の期限を設け、それまでに管理換えが行われなかったものは処分するなどの処理を取るべきである。

5. 岐阜県教育委員会について

(1) 概要

教育委員会の構成について、現在 6 名の委員から構成されており、委員 6 名の内訳は委員長 1 名、委員長職務代理人 1 名、教育長 1 名及び、その他の委員 3 名である。

選任方法について、知事の推薦により議会の承認を得て選任される。教育委員のうち、1 名は保護者である者から選任されている。また、教育長及び保護者である者以外の委員 4 名は県内 4 地域 (岐阜、西濃、可茂・東濃、飛騨) からバランスをとって選任されている。さらに、委員長及び委員長職務代理人は委員の中から選挙で選任される。なお、委員の任期は 4 年、委員長及び委員長職務代理人の任期は 1 年であるが、いずれも再任を妨げない。

教育委員会の組織について、委員は教育長を除き全員非常勤である。教育長は教育委員会のすべての会議に出席し、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。また、教育長は、教育委員会の権限に属する事務を処理させるため教育委員会に設置された事務局を統括し、事務局所属の指導主事その他の職員を指揮監督する。

委員会の開催について、定例会議が毎月 1 回、臨時会議が例年 3 月に 1 回開催され

る。出席者は委員 6 名と課長以上の事務局所属の職員である。

市町村教育委員会との連携について、県内 6 地域（岐阜・西濃・美濃・可茂・東濃・飛騨）に教育事務所を配置し、会議や研修会を通じて県の方針・施策の伝達、情報交換・意見交流を行っている。具体的には県教育委員会と市町村教育委員会の間で「教育長研修会」が年 4 回、「課長会」が年 3 回、「指導主事会」が年 3 回程度開催され、「指導主事会」は教育事務所も参加する。また、県教育委員会と教育事務所の間で「所長会・所長協議会」が年 6 回程度、「教育支援課長会」が 10 回、「学校職員課長会」が 6 回開催される。さらに、各教育事務所と市町村教育委員会との間で「教育長会・課長会」が月 1 回程度、「主事研修会」が年 1～2 回開催される。

(2) 監査の結果

① 会議記録の作成について（指摘）

岐阜県教育委員会と各教育事務所並びに市町村教育委員会との間で県の方針・施策の伝達、情報交換・意見交流のための会議が開催されているが、「所長会」の一部を除き会議記録の作成がなされていない。伝達内容や情報交換・意見交流内容の確認のために、必要に応じて会議記録・議事概要の作成をすることが必要である。

② 人材確保について（意見）

教育委員会の人選は知事が関係者と協議のうえ、個別に対応している。今後益々教育問題が複雑化していく中、優秀な人材を確保し、また幅広い分野からの意見を取り入れるため、教育長を含む教育委員の公募制度の導入も検討するべきである。

③ 委員会の開催回数について（意見）

委員会の開催は毎年、月 1 回の定例会議と 3 月の臨時会議の年 13 回開催されている。今後、教育行政が抱える様々な課題に迅速かつ適確に対応していくため、月 1 回の定例会議や年 1 回の臨時会議のみの定期的な委員会にとらわれず、柔軟かつ適時に委員会を開催するなど、委員会の活性化に取り組むべきである。

6. 教育研修課主催研修について

(1) 概要

2007 年 6 月 27 日に公布された「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 96 号）の施行によって、平成 21 年 3 月 31 日までに授与された教員免許状を持っている現職の教員等は、各自の修了確認期限までに 30 時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、各都道府県教育委員会（免許管理者）に更新講習修了確認の申請を行ったうえ、更新講習修了確認証明書を発行してもらう必要がある。

これは、文部科学省が、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指す目的で始めた制度であり、更新制は不適格教員を排除することを目的としたものではない。中央審議会における「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（2006 年 7 月 11 日）においては、「これまで、教員として必要な資質能力の保持と向上は、教員の自己研鑽と現職研修に負うところが大きく、今後とも、現職研修の充実等が重要であることは言うまでもないが、今日の公教育が直面している課題や急激な変化、教員の果たす役割等に鑑みれば、国民の期待に応える公教育を実現していくためには、教員免許制度を、恒常的に変化する教員として必要な資質能力を担保する制度として、再構築することが必要である。」との見解が述べられていることから、教員の資質能力の維持及び向上が日本国内において喫緊の課題である。

平成 23 年度において岐阜県教育委員会では「岐阜県教育ビジョン」の重点目標の一つである「子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にした、きめ細かな教育の推進」に向け、児童生徒が自己の夢や目標を実現できるよう、より質の高い教育を行っていくために、教育の資質や指導力の向上を図ることとしている。そこでさらに、当該目標達成に向け、下記の 7 つの重点目標を設定し、目標ごとに主な施策を謳っている。

- ① きめ細かな教育の推進
- ② 優秀な教員の確保と資質の向上
- ③ 安心して学べる教育環境づくり
- ④ 地域の特徴を生かした活力ある学校づくり
- ⑤ 学校種間の連携
- ⑥ 家庭教育の支援
- ⑦ 社会全体で子どもたちをばぐくむ教育コミュニティづくり

ここで、上記重点目標のうち、「② 優秀な教員の確保と資質の向上」における主な施策として、1)教員採用選考の工夫改善、2)学校が活性化し、教員の資質・能力が生きる人事異動の実施、3)基礎学力定着のための教員研修の充実、教員相互の学び合いによ

る校内研修の活性化、4)事務の見直しによる教員の負担軽減の推進の 4 項目が掲げられている。なお、当該施策は平成 24 年度においても施策体系に大きな変更はない。

上記の 4 項目のうち、3)基礎学力定着のための教員研修の充実、教員相互の学び合いによる校内研修の活性化に關して、県教育委員会は、具体的な施策方法として、文部科学省の制度としての教員免許更新制とは別に、県教育委員会主催で様々な研修を開催し、教員等に研修受講の機会を提供することで、教員の資質能力の維持及び向上に努めている。

教員研修の基本構想における重点方針及び講座開設方針は次のとおりである。

【重点方針】

教科の指導力向上を図る講座や個々の教員の課題や学校のニーズなどに応じた講座を開設するとともに、校内研修への支援を充実し、岐阜県教育推進者として必要な資質、能力の育成を図る
○(校長は)学校経営方針に基づき校内での人材育成を図るため、校内研修の活性化を図り、自己啓発面談により計画的に講座の受講を勧める
○(教員は)確かな教科の指導力を身につけるとともに、自己啓発のためのプランに基づき、教員相互間の学び合いや講座の受講など意欲的に研修する

【講座開設の基本方針】

○「基礎学力」の定着を図る教科の指導力向上のための研修の実施
○「学校経営力向上」「特別支援教育の理解と推進」「情報教育の充実」のための研修の充実
○時代の変化や学校の課題に対応できる能力育成のための研修の実施

平成 23 年度における県教育委員会主催研修内容、及び総合教育センター主催講座における講座区別別受講者数は以下のとおりである。

■県教育委員会主催の研修		平成23年度
総合教育センターの研修	222講座	
経年研修（基幹）	29講座	
職務研修（基幹）	13講座	
専門性を高める講座	119講座	
情報教育関連講座	17講座	
他機関との連携講座等	30講座	
出前講座（主事派遣型研修）	14講座	
学校支援課主催の研修	11講座	
へき地・複式初任者研修会、新任生徒指導主事講座（小・中）、生徒指導主事・連絡協議会（小・中）、進路指導主事等実践講習会（小・中）、人権教育幹部・教育研修会、教育相談実践研修会 等		
特別支援教育課主催の研修	2講座	
就学指導地区研究協議会 特別支援教育コーディネーター研修会		
スポーツ健康課主催の研修	15講座	
小・中学校体育実技講習会、武道指導講習会、運動部活動指導者研修会、学校安全教室推進研修会、防災教育研修会、保健安全研修会、薬物乱用防止教室研修会、栄養教師研修会 等		
社会教育文化課主催の研修	8講座	
人づくり文化課主催の研修	2講座	

■総合教育センター主催研修の講座に受講者

H23年度 基本研修（経年研修）実績		22年度目研修	3年度目研修	4年度目研修	5年度目研修	6年度目研修	7年度目研修	8年度目研修	その他
講座数	29講座	9講座	0講座	4講座	0講座	5講座	7講座	4講座	0講座
受講者数	2070人	651人	0人	336人	0人	342人	138人	603人	0人

H23年度 基本研修（職務研修）実績

	合計	校長研修	教頭研修	主任教諭研修	教務主任	生徒指導主事	進路指導主事	特別支援研修	その他
講座数	13講座	2講座	3講座	1講座	2講座	1講座	1講座	3講座	0講座
受講者数	619人	113人	162人	17人	111人	26人	31人	159人	0人

H23年度 専門研修（希望研修）実績

	合計	教科指導	道・特・総	今日的課題	学級経営	学校経営	教育相談	特別支援教育	情報教育	その他
講座数	180講座	69講座	7講座	8講座	4講座	10講座	13講座	8講座	17講座	44講座
受講者数	3344人	878人	97人	286人	82人	274人	340人	368人	260人	761人

総合教育センター主催の研修は 222 講座開催され、その内訳は基本研修（経年・職務） 42 講座と専門研修（希望研修） 180 講座であった。

また、岐阜県教諭を対象とした研修には、上記の県教育委員会主催研修のほか、23 の市町村教育研究所において主に小・中学校教諭向けの研修、各教育事務所主催の研修及び各教育団体主催の研修等が開催されている。

■県教育委員会主催以外の研修

市町村教育委員会主催研修（小・中）		967講座
経年研修		93講座
職務研修		414講座
専門研修（希望研修）		460講座

各教育事務所主催の研修（例：岐阜教育事務所）

○県教委関係
・小中学校関係（16講座）
・特別支援教育関係（5講座）
・幼稚園教育関係（3講座）
・生徒指導関係等（7講座）
・保健、安全、給食関係（17講座）
・社会教育関係（32講座）
○訪問指導（各教科・領域）
○事務所独自の研修（4講座）
・ジャブUP講座
・学校経営研修会
・常勤講師研修（希望研修）

各教育団体主催の研修

県小中学校教育研究会主催研修（31部会）
○各部会研究大会 ○各部会夏季協議会
○都市共同研修会 ○各市、ブロック研修会（全員参加）
県高等学校教育研究会主催研修（24部会）
○各部会総会、研究協議会 ○各部会研究大会
○各部会全国大会 ○各部の特性に応じた研修会 等
特別支援教育（特別支援学校関係）研修
○県特別支援教育研究大会 ○各障がい別全国研究大会
○各障がい別 各ブロック研究大会 ○各学校公開講座

市町村教育委員会（市町村教育研究所）主催の研修の講座区分別受講者数は以下のとおりであった。

■市町村教育研究所主催研修の講座に受講者

H23年度 基本研修（常年研修）実績									
	合計	初年度研修	2年度研修	3年度研修	4年度研修	5年度研修	12年度研修	特別受講者数	その他
講座数	49講座	156講座	7講座	36講座	2講座	1講座	6講座	7講座	
受講者数	2,089人	703人	129人	264人	20人	288人	108人	524人	57人

H23年度 基本研修（職務研修）実績

	合計	校長研修	教頭研修	主幹研修	教務主任	生徒指導主事	進路指導主事	特別受講者数	その他
講座数	414講座	90講座	74講座	13講座	555講座	32講座	3講座	23講座	124講座
受講者数	5,298人	297人	324人	3人	299人	249人	16人	524人	3,586人

H23年度 専門研修（希望研修）実績

	合計	教科指導	道・特・総	今日的課題	学校経営	学校経営	教育相談	特別受講者数	情報教育	その他
講座数	460講座	140講座	22講座	44講座	32講座	11講座	24講座	28講座	105講座	54講座
受講者数	12,456人	2,679人	470人	2,003人	863人	352人	852人	964人	2,171人	2,102人

総合教育センター主催の研修と市町村教育研究所主催の研修の受講者数は合計で25,876名となり、教員数（小・中・高・特別の教員数）が17,285名であったため、受講率は149.7%であった。これは、教員一人あたり、総合教育センター主催の研修又は市町村教育研究所主催の研修につき、1.5講座を受講している結果となった。

■平成23年度 岐阜県教員の受講率 (単位:人)

	基本研修 (経年&職務)	専門研修	受講者数合計
総合教育センター	2,689	3,344	6,033
市町村教育研究所	7,387	12,456	19,843
県全体	10,076	15,800	25,876
教員数合計	17,285		
受講率	58.3%		91.4%

(2) 監査の結果

① 各教育研修団体間の連携について（指摘）

上記のように、岐阜県では県教育委員会主催の研修のほか、市町村教育研究所主催の研修、各教育事務所主催の研修及び各教育団体主催の研修が常時開催されている。

岐阜県総合教育センターと各市町村教育研究所の両者間では、「岐阜県教育研究所連絡調整会議」が開催されており、その連携の在り方について協議がなされており、各市町村研究所の意見の中には、重複する研修内容の整理を望む声や、県総合教育研修センターで開催される研修を早めに関知りたい旨の意見が確認され、従来、連携がうまく取れていなかったことが伺える。

また、県教育委員会では各市町村教育研究所を含む他団体との関係において、

すべての研修内容や受講者等についての情報を得ておらず、各種団体との連携が不十分であると言わざるを得ない。このような状況下においては、研修内容が重複していたり、他の団体の研修内容を見てから講座開設を決めていたりするなど、岐阜県全体として非効率になっている可能性も捨てきれない。

今後各種団体との連携を深め、効率的な研修の実施に努められたい。

② 専門研修の研修内容について（意見）

総合教育センター主催の研修222講座のうち、専門研修（希望研修）は180講座であった。専門研修（希望研修）の主な研修内容は次のとおりである。

■平成23年度 専門研修（希望研修）概要

種別	講座数	該当する主な研修
専門性を高める講座	119	基礎学力定着講座、課題解決・専門性向上講座（全教科）、少人数指導向上講座（算数）、道徳教育実践力アップ講座、特別活動促進力アップ講座、総合的な学習の時間実践講座、学校組織マネジメント講座、危機管理講座、はじめの教育相談、特別支援教育講座、児童生徒のメンタルヘルス（事例検討）講座 等
情報教育関連講座	17	ネットワーキングの基礎とTV会議、中堅教員・管理職のための学校情報管理、情報化推進担当者研修、情報モラル指導実践講座、表計算ソフトを活用した公務の効率化、表計算ソフト入門(e-Learning) 等
体験学習関連講座	4	体験学習指導者講座（米づくり、花づくり、ぐしと森林）、食と農の体験学習研修（児童等の体験学習の姿から学ぶ）
特別講座	2	第1回重点講話2011（保護者対応） 第2回重点講話2011（学習指導）
土曜講座 イベント講座	10	土曜ステップアップ講座（学級集団づくり、児童生徒理解、分かれやすい話し方、学級担任のための合唱講座、学級経営・HIRE経営事例研修、フアンリナーショ体験 等
連携講座	14	博物館活用講座～地蔵が語る地域の歴史と化石採取～ 博物館（科学館）活用講座～天体学習の魅力と指導のポイント～ 等
出前講座	14	教科会・研究授業・授業研究会の活性化のために、事務職員と学級組織マネジメント、卒業論文の理解と教育の対応、情報モラル教育とセキュリティ、楽しい発声及び合唱指導、楽しく進める外国語活動の授業づくり

上記講座のうち、情報教育関連講座及び土曜講座には以下の講座が開講されていた。

■情報教育関連講座			
講座番号	講座名	対象	おおいと主な研修内容
6502	表計算ソフト入門 ～e-Learningによる研修～	小・中 高・特	表計算ソフトの基礎を習得することにより、学校内で処理される各種数値データを分かりやすく集約し、授業や会議等の場面で児童・生徒・職員に視覚的に示すことにより、表やグラフにまとめる力を養う
6501	表計算ソフトを活用した校務の効率化 ～図表・各種機能を用いた表計算中級～	小・中 高・特	表計算ソフトExcelの中級講座として位置付け、実用的な関数の利用、ピボットテーブルやグラフなどの各種機能を利用したデータ活用での研修を通じて、校務の集計処理などの効率化に向けた知識・技術を身に付ける。
6504	学校紹介ビデオ編集基礎 ～学校活動紹介ビデオ作品の制作～	小・中 高・特	ビデオ編集ソフトウェアの基本操作を学ぶとともに、ビデオ作品の制作を通して、動画処理の実践力を身に付ける。保護者や地域の方々へ学校活動を紹介するビデオの制作を行う。

■土曜講座			
講座番号	講座名	対象	おおいと主な研修内容
8202	土曜講座 表計算ソフト入門 ～図表・各種機能を用いた表計算中級～	小・中 高・特	表計算ソフトを使ってデータ入力・関数を含む計算式の設定・オートフィル機能や書式引きなどの操作を行い、実際の集計処理を通して校務処理能力の向上を図る。
8203	土曜講座 フレゼンテーションソフト入門 ～教材提示のためのPowerPoint初級コース～	小・中 高・特	PowerPoint(プレゼンテーションソフトウェア)の基本的な操作方法を身に付け、授業及び校務等において有効に活用する授業実力の向上と校務処理能力の向上を図る。

このような表計算ソフトやプレゼンテーションソフト等の知識や技術を身に付け、自己の能力を向上させることは、生徒の成績管理や校務の処理及び授業の運営に役立つかもしれない。しかしながら、これらの研修内容は決して高度な内容のものではなく、いずれも基本的な内容となっており、わざわざ人員と時間を割いて県教育委員会で開催すべき研修内容ではない(情報教育関連講座については、平日に実施されており、出張費も県費負担となっている)。もし、教員にこれらの知識や技術がなく、授業の運営等に支障をきたしているならば、教員は自身で努力して知識や能力の向上に努めるべきであるといえよう。

岐阜県教育委員会は、研修講座提供の目的である「基礎学力定着のための教員研修の充実」を再検討し、県教育委員会で開催すべき講座の見直しが求められる。

7. 入学者選抜について (意見)

(1) 概要

岐阜県では、平成12年度岐阜県高等学校入学者選抜に関する諮問会「答申」において、課題を解決し、生徒にとってより良い入学者選抜となるよう、平成14年度入学者選抜の改善の方向性をまとめ、この改善の方向性を踏まえて(表1)、県教育委員会では、平成14年度入学者選抜から、特色化選抜と一般選抜からなる入学者選抜を導入した(表2)。

<平成14年度入学者選抜の改善の基本的方向>(表1)

① 生徒一人一人のさまざまな優れた面を積極的に評価する。

② 生徒の学校選択幅を拡大する。

③ 各高等学校が自校や学科等の特色に沿った選抜方法を工夫する。

平成14年度入学者選抜の概要(表2)	
	特色化選抜
実施時期	2月中旬～2月下旬に実施
実施高等学校	全ての高等学校で実施
試験内容	調査書の主な、面接、小論文、実技試験、自己表現、学校独自問題の中から各高等学校が定めるもの
選抜方法	調査書の評価と実施する検査の結果の比率を7:3～8:7の範囲内で各高等学校が定める
受験可能学区	普通科(単位制を除く)、理数科、英語科は居住する学区のほか、隣接学区の高等学校が受験可能。その他の学科は、学区の指定なし。

しかし、平成14年度から実施している入学者選抜制度について、平成23年度の岐阜県高等学校入学者選抜に関する諮問会において、検証を実施した結果、①「多様な選抜方法による多面的評価」については、現行の入学者選抜制度の特長として評価することができると一方、評価する観点をより明確なものとすると、高等学校入学者選抜における明瞭性及び公平性の担保といった観点からの改善が必要であるとともに、高等学校入学者選抜の本来の機能を十分に踏まえた在り方の検討も必要であること、②「生徒の学校選択幅の拡大」については、現行の入学者選抜制度は、「行きたい学校」を最大2回まで受験できることを保証した制度として定着しているものの、入試期間の長期化による影響は予想以上に大きく、特に、15歳という精神的に成熟しているとは言いがたい時期の受験生にとって、過度の精神的負担を強いることによる弊害は深刻であると言わざるを得ないこと、また、不合格となることへの不安感から、第一志望ではない学校へ出願先を変更する状況がみられる等、2回の受験機会を確保するという導入時の理念が、十分に達成されていない場合もあること等、現行の入学者選抜制度について、改善すべき点が指摘されたことから、平成25年度入学者選抜から新しい入学者選抜制度を導入することが決定された。

(2) 監査の結果

入学者選抜制度については、中学生の今後の将来を決定する可能性のある非常に重要な試験であるので、一度採用したら、頻繁に変更することは避けるべきであり、このためにも広く一般からも意見を募集するなどして、十分、審議を尽くしたうえで結論を出すべきである。

なぜなら、従前より実施されていた高等学校入学者選抜試験より現行の試験制度に変更されたのが平成14年度であるが、前回変更されてから10年足らずしか経ってお

らず、また平成 14 年度入学者選抜試験導入以降も入試改善懇談会での議論を受けて、毎年度、高等学校入学者選抜に関する事務的事項について、必要な改善を図るとともに、平成 17 年度及び平成 20 年度には、諮問会を開催し、それぞれの答申に基づき、平成 19 年度及び平成 22 年度に入学者選抜の改善を実施している。

このように 3 年に一度程度の頻度で入学者選抜制度の見直しが行われていることから、実際に受験した中学生及びその保護者に多大な影響があったものと考えられる。入学者選抜制度については、導入時よりもより、変更についても慎重に審議されるべきである。

8. 入札執行について（教育研修課）（意見）

(1) 概要

岐阜県は、学校間総合ネットワークセンター機器のリース期間満了に伴い、新たな機器のリース契約を締結し、同業者と学校間総合ネットワークセンターの管理運営業務（システム管理運用・保守）委託業務契約も締結している。リース契約及び管理委託契約の契約期間は、約 5 年間であり、ともに競争入札を実施している。

当該リース契約の入札業者数は 6 業者であり、落札価格 188 百万円で落札していた。これは他業者と比較して著しく低い金額である。また、管理委託契約の入札業者数は 1 業者であり、落札価格 176 百万円で落札していた。

■更新契約に係る入札

入札者	入札金額 (税込)	落札
A 社	188 百万円	☆
B 社	249	
C 社	279	
D 社	334	
E 社	342	
F 社	360	

■管理委託契約に係る入札

入札者	入札金額 (税込)	落札
A 社	176 百万円	☆

(2) 監査の結果

管理委託契約の入札業者が 1 業者であるのは、機器を調達した業者でなければ管理運営は困難であるとの理由であった。そのため、管理委託契約は、1 業者のみの入札になり、競争原理が働かない結果となった。

実質的に同一業者が機器のリース契約と管理運営業務を行う必要があるのなら、入札自体も両者をまとめて行うのが、経済的に合理的であると考える。

9. 企業内家庭教育研修について（意見）

(1) 概要

社会教育文化課及び各教育事務所教育支援課社会教育係では、家庭教育に関する各種団体の育成指導や、家庭教育に係る親の学習団体等への啓発・育成指導に関する業務を行っている。その取り組みに関連して企業内家庭教育研修を実施している。

財団法人岐阜県経済同友会、岐阜県及び岐阜県教育委員会の 3 者は連携・協力して家庭と地域の教育力向上を図るため、平成 20 年 10 月に「企業における家庭教育・子育て支援等の推進に関する協定」を取り交わした。岐阜県では、平成 20 年 12 月策定の岐阜県教育ビジョン 基本方針の 7 つの重点項目のひとつに「家庭教育の支援」を掲げ、主な施策として「企業・事務所と連携した家庭教育の支援」を位置づけた。これに基づいて、企業内家庭教育研修は行われている。

企業内家庭教育研修では、研修テーマに合わせた講師（県の教職員等）が企業を訪問し、「食育（心と体の健康）」、「携帯・インターネット問題」、「子育て（父親 育休中社員対象）」、「親子コミュニケーション」、「防犯対策」等のテーマで研修を行うこととしているが、各地区とも、平成 23 年度に企業内家庭教育研修を行った企業は数社に留まっている。県内全体で見ても 21 企業に留まっている。（ちなみに平成 22 年度以前の県内全体の実施企業数は、平成 21 年度 6 企業、平成 22 年度 12 企業であった）

平成 23 年度

地区	企業内家庭教育 実施件数
岐阜	6 社
西濃	2 社
美濃	3 社
可茂	1 社
東濃	3 社
飛騨	6 社
岐阜県全体	21 社

(2) 監査の結果

家庭教育を推進するための取り組みとして、企業内家庭教育研修を実施していることは、大きく評価できる。しかし、実施企業数が非常に少なく、せっかくの素晴らしい取り組みが有効に機能しているとは言えない。これについて、これまでの各教育事

務所の取り組みと現状分析を示すと次のとおりである。

地 区	これまでの取り組み	実施企業が伸び悩んでいる現状についての分析
岐 阜	・各市町の商工会、青年会議所に依頼のための訪問。 ・各市町で行われている PTA の役員会に出席し、啓発を依頼。 ・各市町の社会教育担当課に事業の説明及び実施可能企業の紹介を依頼。 ・前年度実施した企業を訪問、開催の依頼。	・家庭教育研修の大事なことは理解していただいても、会社業務にかかわる必要な研修があるため、それを優先しなければならない。 ・パートの方が多い中、研修のために残ってもらうと、その分の賃金を支払わなければならない。 ・全員が集まり研修を受ける体制ができていない。
西 濃	・市町へ企業内家庭教育研修のお願い文書を送付。 ・市町から各事業所に勧誘→市町より希望企業もしくは関心のある企業を報告→各前の準がった企業に訪問し、説明。 特に大垣市の場合、商工会議所にも訪問し宣伝活動を行った。	・企業内家庭教育研修の存在を知らない企業がほとんどであり、地道な勧誘活動が大切である。 ・事業の良さはわかるが、時間を取って研修会を実施するような物理的な余裕がないという企業側の声がある。 ・企業は職員の質を向上させるような、直接的に業務に関係した研修を求めているという現状がある。 ・ゼロ予算の事業であるため、講師が県職員等に限られており、企業が求めるジャンルに対応する講師の選定が難しいことがある。
美 濃	・商工会議所やロータリークラブ等の団体に出向いて役員会等で説明。 ・社会教育関係の会議で社会教育委員や市の担当者などに事業説明や協力依頼。	
可 茂	・美濃加茂市と可児市の商工会議所の会議に出向き、本研修宣伝チラシを配布し、勧誘（商工会議所加盟の全企業に配布）。 ・可茂地区社会教育振興大会において、本研修について説明し、研修の宣伝等について参加者に協力を依頼。 ・昨年度本研修を実施した企業の企業主に、実施が可能な企業を紹介していただき、その企業主による実際の研修の參觀。	・可茂地区においては、本研修の良さが、ようやく広まり始めたという段階。企業主の中には、「従業員には、仕事＝お金儲けだけでなく、人としての生き方も見つけながら成長していってほしい。そのことが企業の発展にもつながる。」という高い志をもっておられる方も多い。そのカネへのアプローチを続けていく予定である。

	・本研修担当の知人に直接依頼。等	
東 濃	・管内各市の商工会議所、ロータリークラブを通じて案内。 ・当研修に興味がありそうな企業（5社程度）にも直接案内を実施。	・企業側としては、この不況下で家庭教育研修は企業内の研修の中の優先順位が低く、積極的に取り組もうとする企業があまり見当たらない。
飛 騨	・5月～6月、各市の商工会議所を訪問し、啓発活動（概要説明、チラシ配布）。 ・企業関係者の会合等に出席時、折にふれ啓発活動と情報収集。 ・実施できそうな企業に対し、個別に直接訪問して勧誘（主にこの方法が有効）。 ・実施企業に対しては、成果の有効性をアンケートの評価で検証するなど、全面的に支援。	・企業経営者に、企業内家庭教育研修の重要性が認識されていない。 ・重要性が分かっているいても、現実的な企業側のメリットが少くない。 ・実施企業数が少ないため県民の認知度が低く、宣伝も限られているため、優良企業としての宣伝効果が低い。 ・社員研修として、企業側が必要としているニーズに当たられない。

取り組みについては、各地区により、独自の取り組みもあるため、地区事務所間で情報共有を行い、効率性と思われる勧誘方法を教育事務所全体として検討し、実行していく必要がある。

また、実施企業が伸び悩んでいる現状についての各地区事務所の分析を見ると、主に次のような原因があると判断できる。

- (ア) 企業側の時間的制約
- (イ) 企業側のメリット不足
- (ウ) 企業内研修における、家庭教育研修の位置づけの低さ

(ア)については、個々の企業の事情もあり、岐阜県として対応できるものではない。一方で、(イ)や(ウ)については、説明の仕方次第で理解を得られる企業もあると推測される。実際に、分析にもあるように、可茂地区においては、本研修の良さが広まり始めているという現状もある。企業側のメリットの説明や、企業内家庭教育の重要性についてもっと理解が得られるような説明の仕方を工夫して見る必要がある。企業側のメリットとしては、直接的なものはいくつかないが、次のようなメリットは存在すると思われる。

- ・研修の受講機会を得られる従業員のメリットはあるはずであり、従業員の企業に対する評価がアップする。
- ・家庭における教育が行き届くことは、家庭におけるトラブル防止に繋がり、従業

員の精神的安定による労働生産性のアップが見込める。

- 素晴らしい取り組みを行っている企業という一般住民からの評価の向上（宣伝効果）

これらのメリットを引き出すには、企業だけではなく、従業員や一般住民への周知が不可欠である。飛騨地区の分析においても、「実施企業数が少ないため県民の認知度が低く、宣伝も限られているため、優良企業としての宣伝効果がない。」とある。企業側への勧誘と同時に、一般住民への周知にも力を入れる必要がある。

また、この事業はゼロ予算で実施されているとのことであるが、家庭教育の推進のため、更に開催件数を増やしていくということであれば、素晴らしい取り組みであるということを外にも示すためにも、ある程度の予算取りは必要である。企業側のニーズに合った適切な講師を招致するためにも、検討していただきたい。

10. 理科教育振興法に基づく設備整備率について（意見）

(1) 概要

高等学校及び特別支援学校の理科及び算数・数学の設備整備（以下、当該整備に係る設備を、理振設備とする。）については、以下の省令により設備基準値が定められている。

- 理科教育振興法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 186 号）
- 理科教育振興法施行令（昭和 29 年 12 月 16 日政令第 311 号）
- 理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和 29 年 12 月 28 日省令第 31 号）

高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の趣旨・内容に沿った指導を効果的に行うために必要と思われる理振設備が、学級数に応じた設備基準値として金額基準で定められている。現有額がこの基準値に達した状態を整備率 100%として、各校の理振整備率は算出される。

もちろん理振整備率が高ければ高いほど教育の幅は広がるため、望ましいといえるが、当該基準値は理科及び算数・数学科目のすべての詳細論点にまで対応可能なほど完璧な整備状況を基準としており、設備を利用した授業時間や県及び学校の予算を鑑みると、100%になることは想定されておらず、岐阜県の理振整備率それ自体に著しい問題はない。

しかし、この理振整備率は、学校により著しく差があり、県内全域の学校別理振整備率は以下のとおりである。（平成 23 年度現在）

■県立高等学校別理振整備率

学校名 （高等学校）	理科設備 整備率	数学設備 整備率	学校名 （高等学校）	理科設備 整備率	数学設備 整備率
岐阜高等学校	21.8%	-	郡上高等学校	9.5%	-
岐阜北高等学校	7.6%	-	武義高等学校	11.9%	-
長良高等学校	16.4%	11.3%	関有知高等学校	20.5%	1.7%
岐阜高等学校	24.3%	28.4%	関高等学校	11.3%	3.0%
加納高等学校	12.7%	0.3%	加茂高等学校	29.3%	16.2%
岐阜総合学園高等学校	10.5%	-	加茂農林高等学校	9.0%	-
岐阜城北高等学校	15.5%	-	八百津高等学校	10.2%	-
岐阜商業高等学校	12.0%	-	東濃高等学校	15.6%	-
岐阜工業高等学校	8.8%	-	東濃実業高等学校	7.5%	-
各務原高等学校	23.9%	0.9%	可児工業高等学校	11.1%	0.5%
岐阜各務原高等学校	9.2%	28.6%	可児工業高等学校	8.9%	-
各務原西高等学校	11.1%	-	多治見高等学校	16.4%	-
本巣松陽高等学校	17.4%	-	多治見北高等学校	8.6%	0.7%
岐阜農林高等学校	6.6%	-	瑞浪高等学校	9.3%	-
山県高等学校	14.9%	-	瑞浪高等学校	9.1%	-
羽島高等学校	10.9%	-	土岐紅陵高等学校	13.5%	27.9%
羽島北高等学校	12.9%	-	土岐商業高等学校	11.4%	11.2%
岐阜工業高等学校	12.0%	-	恵那高等学校	27.3%	5.6%
揖斐高等学校	8.0%	-	恵那農業高等学校	8.7%	-
池田高等学校	14.0%	-	恵那南高等学校	10.7%	0.3%
大垣北高等学校	12.8%	-	中津高等学校	15.0%	-
大垣南高等学校	13.9%	-	中津南高等学校	7.9%	-
大垣東高等学校	13.1%	12.1%	中津川工業高等学校	11.8%	0.9%
大垣西高等学校	14.4%	3.3%	坂下高等学校	12.3%	-
大垣養老高等学校	6.5%	-	益田清風高等学校	22.9%	-
大垣商業高等学校	8.2%	-	斐太高等学校	11.8%	0.9%
大垣工業高等学校	7.2%	-	飛騨高山高等学校	14.8%	-
大垣桜高等学校	7.1%	-	高山工業高等学校	9.7%	-
不破高等学校	18.1%	13.3%	吉城高等学校	19.7%	4.0%
海津明誠高等学校	12.7%	-	飛騨神岡高等学校	12.5%	-
郡上北高等学校	16.6%	-	平均	12.9%	3.2%

■県立特別支援学校別理振整備率

学校名 （特別支援学校）	理科設備 整備率	算数・数 学設備 整備率	学校名 （特別支援学校）	理科設備 整備率	算数・数 学設備 整備率
岐阜盲学校	4.7%	4.5%	関特別支援学校	4.3%	2.3%
岐阜聾学校	2.7%	6.5%	中濃特別支援学校	1.2%	3.1%
長良特別支援学校	3.3%	5.8%	可茂特別支援学校	-	-
岐阜希望が丘特別支援学校	15.6%	3.5%	東濃特別支援学校	1.6%	1.8%
岐阜本巣特別支援学校	0.6%	1.7%	恵那特別支援学校	3.0%	0.6%
揖斐特別支援学校	0.6%	2.3%	飛騨特別支援学校	2.6%	1.4%
大垣特別支援学校	0.8%	3.4%	下呂分校	0.9%	-
海津特別支援学校	0.9%	2.6%	高山日赤分校	14.4%	4.5%
郡上特別支援学校	1.1%	-	平均	3.4%	3.4%

(2) 監査の結果

高等学校及び特別支援学校の理振整備率のうち、もっとも高いもしくはもっとも低い整備率は以下のとおりである。

	理科設備整備率		算数・数学設備整備率	
	最高	最低	最高	最低
高等学校	29.3%	6.5%	28.6%	0.0%
特別支援学校	15.6%	0.0%	6.5%	0.0%

上記のとおり、高等学校においては、理科設備整備率、数学設備整備率ともにもっとも整備率の高い学校と低い学校で20%を超える差がある。数学設備整備率については、整備なしという学校が61校中41校と半数以上を占めている。

また、特別支援学校においては、整備率の高低差だけでなく可茂特別支援学校において理科設備、算数・数学設備ともに整備なしとなっている。

設備整備に関しては、各校の申請により購入されることとなっているため、各校の設備整備に対する意識の違いにより差が出してしまうものと推測される。また、可茂特別支援学校のように開校もない学校において予算が割けずに整備が進まないといった実情がある。

しかし、設備整備率の差は、少なからず教育の質に影響を与えると考えられる。同じ県立学校に通っているながら、教育の質に差があることは好ましくないため、県として各校の設備整備率がおよそ均一化するように統制をとり、なんらかの対策をとる必要がある。

11. スクールカウンセラーについて (意見)

(1) 概要

学校支援課生徒指導係では、スクールカウンセラー・スクール相談員の設置に関する業務を行っている。スクールカウンセラーとは、児童、生徒、保護者、教師の相談にのる臨床心理士などの専門家であり、主に不登校やいじめ等の対策として、学校におけるカウンセリング機能を強化するために配置されている。岐阜県では、スクールカウンセラーは中学校187校には全て配置されており、また、小学校では本年度から配置を拡大し54校の配置となっている。(平成24年11月末現在)

平成24年度における小学校へのスクールカウンセラーの配置率は14.4%である。スクールカウンセラーを配置していない小学校は、校区の中学校に配置したスクールカウンセラーを活用することとなっているため、すべての小学校がスクールカウンセラーを活用できる体制となっている。また、1回の勤務時間を6時間とすることで、小学校への対応時間を確保している。

平成24年11月末現在

地区	全校校数(校)	小学校		全校校数(校)	中学校		配置率
		スクールカウンセラーの設置されている 学校数(校)	配置率		スクールカウンセラーの設置されている 学校数(校)	配置率	
岐阜	106	14	13.2%	48	48	100.0%	
西濃	78	11	14.1%	34	34	100.0%	
美濃	46	8	17.4%	21	21	100.0%	
可茂	41	5	12.2%	21	21	100.0%	
東濃	63	11	17.5%	40	40	100.0%	
飛騨	39	5	12.8%	23	23	100.0%	
岐阜県全体	373	54	14.5%	187	187	100.0%	

(2) 監査の結果

近年では、不登校やいじめ問題、通称、“モンスターペアレント”と呼ばれるような学校などに対して自己中心的ともいえる理不尽な要求をする親に対する対応等、教師の精神的負担も以前と比べものにならないくらい大きくなっている。そのため、生徒のみならず、教師に対する心理的なケアも非常に重要となってきたしており、スクールカウンセラーの存在意義は非常に大きい。

予算不足やスクールカウンセラーの人材確保の難しさを理由として、全ての小学校にスクールカウンセラーを配置できないという現状も理解できるが、早急に県内全ての小学校にスクールカウンセラーが配置され、カウンセリング機能が強化されることを期待したい。

学校現場に携わる人が元氣であってこそ、岐阜県教育ビジョンで掲げる目標の達成に繋がっていくはずである。

12. 岐阜県教育人材バンクについて

(1) 概要

岐阜県には、臨時的任用・非常勤講師等の登録を行っている「岐阜県教育人材バンク」が存在する。県内の公立小・中・高・特別支援学校の臨時的任用・非常勤講師等（常勤・非常勤講師、養護助教諭、小中学校の事務職員及び学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員）を常時募集しており、その管轄は以下のとおりである。

小・中学校：各地区の教育事務所 学校教員課
高等学校・特別支援学校：教育委員会事務局 教職員課

一定の資格を有する者で「岐阜県教育人材バンク」への登録を希望する者は、上記管轄場所へ所定の申込書を提出することとなっている。

この「岐阜県教育人材バンク」に関して、平成 24 年 11 月末現在の各地区の登録者数及び平成 23 年度の教職員補充実績は、下の表のとおりである。

一方、産前産後休や育児休業、休職者等、本務者の補充が必要な状況が生まれており、上記の登録者数を増やすことで、より優秀な人材の確保が可能となる。

このような状況の中、県内の教育事務所および教育委員会事務局の各担当課では、教育事務所ごとの人材バンク登録は、その地区を中心に任用するが、各教育事務所でも連携して、近隣の地区で講師を依頼する等の工夫や、ここ数年の間に退職した教職員への電話勧誘等により、人材を確保する努力を行っている。

■岐阜県教育人材バンクの登録者数（平成24年11月末現在）

		（単位：人）	
小・中学校		常勤講師	非常勤講師
岐阜教育事務所管轄	727	183	
西濃教育事務所管轄	302	283	
美濃教育事務所管轄	125	105	
可児教育事務所管轄	269	200	
東濃教育事務所管轄	387	178	
飛騨教育事務所管轄	159	108	
高等学校・特別支援学校 ※	677	112	

※ 高等学校・特別支援学校への登録について
人材バンク登録制度は単年度ごと登録制であり、上記は平成23年度の年間登録者数である。

なお、登録された人材は各地域において実際に現場に補充されている。平成 23 年度実績は以下のとおりである。

■岐阜県教育人材バンクから教職員を補充した実績（延べ人数／平成23年度実績）

		（単位：人）	
小・中学校		常勤講師	非常勤講師
岐阜教育事務所管轄	726	224	
西濃教育事務所管轄	305	267	
美濃教育事務所管轄	128	108	
可児教育事務所管轄	172	141	
東濃教育事務所管轄	281	173	
飛騨教育事務所管轄	102	98	
高等学校・特別支援学校		人数統計なし	

(2) 監査の結果

① 登録の促進について（意見）

各地区において数百名の登録があるものの、臨時的任用職員・非常勤講師等の需要に対して、岐阜県教育人材バンク登録者数が不足しているため、登録を促すための具体的方策を検討すべきである。定年や、やむを得ない事情により退職することになり、退職後も働きたいという意思を持っている教員は相当数存在すると推測される。以前に教員として勤務されていた方であれば、岐阜県教育人材バンクについて認識していることが多いと推測されるが、教員免許を取得したものの、教員とせずに民間に就職した人には、このような人材バンクの存在が知られていない可能性もある。こういった人を多く採用できれば、人材不足の解消に加え、民間での経験を生かした授業が展開され、生徒にとって、進路選択を行う上での貴重な体験となるはずである。よって、岐阜県教育人材バンクへの登録者を増やすため、退職校長会、教頭会への協力依頼、教員採用試験時の人材バンク登録説明など、近年積極的に進めており、今後さらには様々な方法で広報を行うことも検討する必要がある。

また、常勤登録者の不足といった事実についても、広く周知し、非常勤を希望している場合には、常勤講師としての勤務についても十分な説明と共に登録を促す等、岐阜県教育人材バンクが今以上に有効に活用されることを期待したい。

② 登録者の管理方法について（意見）

岐阜県教育人材バンク登録者情報について、上記のとおり各地区においてそれぞれ 100～700 名程度の登録があるにも関わらず、高等学校・特別支援学校を管理する教育委員会を除き、小・中学校を管理するすべての教育事務所で、書きもしくは Excel で作成したデータを出力し、紙資料として管理している。

多数の登録者が存在するにもかかわらず、登録者情報を紙資料として管理することは現実的ではない。人材を検索する際にも、条件に見合う人材を、資料一枚一枚から目視により探すことになるため、非常に煩雑な状態となっている。

したがって、岐阜県教育人材バンクの登録者管理について、県下全体の方針としてデータによる管理、もしくはシステムの導入を検討することは有効である。そうすることにより、必要な人材の発見スピードが向上し、人材比較が容易になり、また管轄地域外との情報交換が容易になること等により、業務の有効性及び効率性が一層高まると考えられる。

13. 教員の勤怠管理について (指摘)

(1) 概要

教員の職務は自発性・創造性に期待する面が大きく、一般の公務員と同様な時間管理を行うことは必ずしも適当ではなく、とりわけ時間外勤務手当は教員になじまないと考えの下(今後の教員給与の在り方について(答申) 平成 19 年 3 月 29 日 中央教育審議会)、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法において、公立の義務教育諸学校等の教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しないとされている。

ここで、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に規定する公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校または幼稚園をいう。

上記の要因から、県立の高等学校及び特別支援学校においては、勤怠管理として年休の取得状況は把握しているが、一般企業のタイムカード等の方法により、教員の勤務時間については明確に把握しておらず、部活動顧問等として対応した時間を記録しているのみである。

現在、県立の高等学校及び特別支援学校においては、勤務時間を確認するシステムはないため、定期的に抽出校を対象に実施している勤務状況調査や、教育委員会の職員が学校訪問を行った際にヒアリングにて勤務実態を確認する等を行っている。

(2) 監査の結果

勤務時間の把握が十分でない現状では、長時間勤務を助長する可能性があり、また、給与条例第 32 条第 2 項で定められた勤務時間より短い勤務となっても、それが把握できない可能性もある。教育職員の職務と勤務態様に特殊性があるとしても、教育職員の健康管理上並びに勤怠管理上問題があるといえる。

教育職員の勤務時間を把握できるようなシステムを教育委員会等で構築し、教育職員の勤務時間を把握し、労働環境を改善することにより、優秀な教育職員を確保する必要がある。

第2. 県立高等学校及び特別支援学校の収入事務等に関する事項

1. 奨学金の滞納整理について

(1) 概要

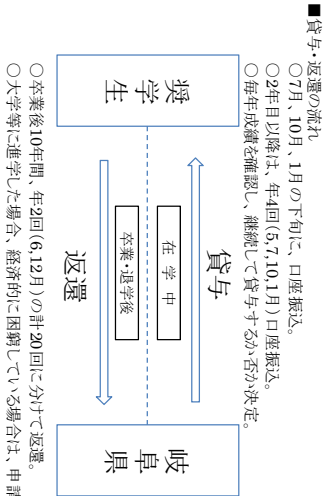
岐阜県は現在、経済的理由等によって修学が困難な者等に対し、3 種類の奨学金を設定し、予算の範囲内で審査を実施のうえ、貸与を行っている。3 種類の奨学金の概要は以下のとおりである。

種類	1. 岐阜県選定奨学金(大学生等)	2. 岐阜県選定奨学金(高校生)																												
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・人物、学業も優秀であること (新入生の方は前学年の評定平均が3.5以上、 在学生(2年生以上)の方は前学年の評定平均が3.0以上) ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること (家族支持者の全収入がおおむね1,000万円以下) ※収入基準は家族構成により異なります。	以下の要件を全て満たす生徒・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・人物、学業も優秀であること (新入生の方は中学3年生の評定平均が3.5以上、 在学生(2年生以上)の方は前学年の評定平均が3.0以上) ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること (家族支持者の全収入がおおむね800万円以下) ※収入基準は家族構成により異なります。																												
対象校種	大学 短期大学 高等専門学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校の高等部 専修学校の高等課程	高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校の高等部 専修学校の高等課程 高等専門学校																												
貸付月額	<table><tr><td>県選定奨学金 のみの場合</td><td>18,000円</td></tr><tr><td>奨学金併用者</td><td>14,000円</td></tr><tr><td>県選定奨学金 のみの場合</td><td>32,000円</td></tr><tr><td>奨学金併用者</td><td>16,000円</td></tr></table> <table><tr><td>自宅通学</td><td>18,000円</td><td>自宅外通学又は 通学費高額負担者</td></tr><tr><td>国公立 高校</td><td>18,000円</td><td>23,000円</td></tr><tr><td>私立 高校</td><td>30,000円</td><td>35,000円</td></tr></table>	県選定奨学金 のみの場合	18,000円	奨学金併用者	14,000円	県選定奨学金 のみの場合	32,000円	奨学金併用者	16,000円	自宅通学	18,000円	自宅外通学又は 通学費高額負担者	国公立 高校	18,000円	23,000円	私立 高校	30,000円	35,000円	<table><tr><td>自宅通学</td><td>18,000円</td><td>自宅外通学又は 通学費高額負担者</td></tr><tr><td>国公立 高校</td><td>18,000円</td><td>23,000円</td></tr><tr><td>私立 高校</td><td>30,000円</td><td>35,000円</td></tr></table> <table><tr><td>入学支援金 (希望者のみ)</td><td>75,000円</td></tr></table>	自宅通学	18,000円	自宅外通学又は 通学費高額負担者	国公立 高校	18,000円	23,000円	私立 高校	30,000円	35,000円	入学支援金 (希望者のみ)	75,000円
県選定奨学金 のみの場合	18,000円																													
奨学金併用者	14,000円																													
県選定奨学金 のみの場合	32,000円																													
奨学金併用者	16,000円																													
自宅通学	18,000円	自宅外通学又は 通学費高額負担者																												
国公立 高校	18,000円	23,000円																												
私立 高校	30,000円	35,000円																												
自宅通学	18,000円	自宅外通学又は 通学費高額負担者																												
国公立 高校	18,000円	23,000円																												
私立 高校	30,000円	35,000円																												
入学支援金 (希望者のみ)	75,000円																													
利息	無利息	無利息																												
種類	3. 岐阜県高等学校奨学金	4. 岐阜県子育て支援奨学金																												
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること (世帯全員の全収入がおおむね350万円以下) ※収入基準は家族構成等により異なります。	以下の要件を全て満たす生徒・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・生徒自身が第3子以降であること																												
対象校種	高等学校 中等教育学校の後期課程 高等専門学校	高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校の高等部 専修学校の高等課程																												

申請時期は 4 月初旬から 5 月中旬までとなっており、在学学校を通じて申請受付を行っている。

貸与の決定は、岐阜県知事が申請内容（成績、所得要件等）を審査することで、貸与可否の決定を行う。貸与の期間は、貸与を受ける者の在学する学校等の正規の修学年限を超えない期間とされており、返還方法は、卒業後貸付総額を最長 10 年、半年賦均等方式によって計 20 回で返還することとされている（一括返還、一部繰上返還も可能）。

平成 24 年度岐阜県選奨生奨学金における貸与及び返還の流れを示すと次のとおりである。



○卒業後10年間、年2回(6,12月)の計20回に分けて返還。
○大学等に進学した場合、経済的に困難している場合は、申請によりその期間は返還の猶予可能。

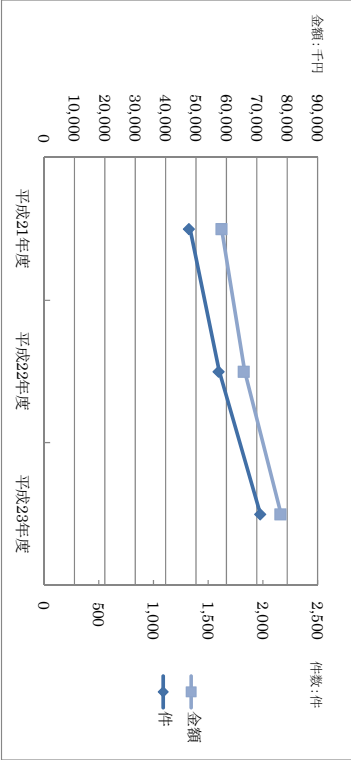
平成 24 年度予算を含む 3 年間における奨学金の貸与状況は次のとおりであった。

貸与状況	平成22年度		平成23年度		平成24年度(予算)	
	人	金額	人	金額	人	金額
選奨生奨学金	681	191,282	620	177,421	625	180,834
高等学校奨学金	98	21,248	115	24,480	162	33,654
子育て支援奨学金	125	30,525	107	26,031	111	27,000
定時制通信制奨励金	48	8,064	48	8,064	48	8,064
合計	952	251,119	890	235,996	946	249,552
一人当たり貸付額	—	263.8	—	265.2	—	263.8

奨学金貸与の対象人数、貸与金総額について平成 22 年度から平成 24 年度（予算）で大きな変化は見られず、一人当たりの貸付金額についてもほぼ一定である。

次に、平成 21 年度から平成 23 年度までの過去 3 年間における奨学金の滞納状況を示すと次のとおりであった。

滞納状況	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件	金額	件	金額	件	金額
選奨生奨学金	790	29,491	898	33,042	1,045	37,748
高等学校奨学金	190	4,601	285	6,727	392	9,418
子育て支援奨学金	16	392	36	1,215	71	2,446
定時制通信制奨励金	46	594	46	594	46	594
地域改善対策奨励金	283	23,331	331	24,149	422	27,588
合計	1,325	58,409	1,596	65,727	1,976	77,795



奨学金貸与の対象人数及び貸与総額は毎年一定であるのに対し、奨学金の滞納状況は件数、金額ともに年々増加傾向にある。岐阜県教育委員会では、昨今の景気低迷による経済的理由や返還意識の欠如、モラルの低下などにより、滞納額は年々増加傾向にあると分析している。

平成 23 年度における滞納状況の詳細は以下のとおりである。最も年齢の古い債権は平成 5 年に履行期限を迎えたものであった。奨学金制度別では、最も多額だったのは岐阜県選奨生奨学金貸付金 37,748 千円 (1,045 件) であり、次いで地域改善対策奨学金貸付金 27,588 千円 (422 件) であった。

(2) 監査の結果

① 滞納整理に対する取り組みについて（指摘）

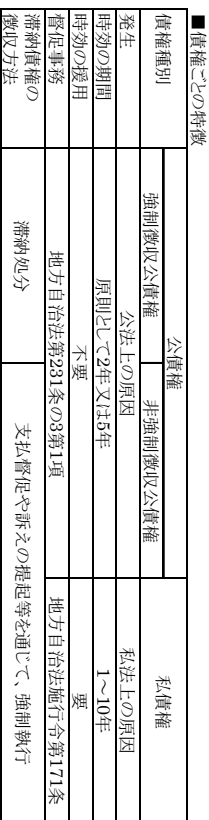
岐阜県は滞納対策として以下の手続を実施している。

- 本人及び保護者、又は連帯保証人に対し、文章や電話による督促、催告を実施
- 所在不明者については、転居調査等を実施
- 平成21年度から、滞納者の父母以外の連帯保証人に対して返還請求を実施
- 口座振替制度の導入の検討

平成19年度からは7月と12月の夜間の一斉電話督促を実施（督促の結果を以下のとおりであった）

上記、一斉電話督促によって平成22年12月においては、1.8百万円程度返還を受けているが、滞納額は年々増加する一方である。

奨学金は債権の種類上、「私債権」に分類すると考えられ、「私債権」に分類されたものは、強制徴収ができない債権とされており、履行期限までに履行されない場合は期限を指定して支払督促などの法的手続きを取らなければならない（自治令第171条）。さらに、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合は、債務名義を取得し、強制執行の手続きを取ることが必要である（法施行令第171条の2）。ただし、債務者の所在が不明であり、かつ、差押えることができない財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときや、債権金額が少額で立ててに要する費用に満たないと認められるときなどはこの限りではない（法施行令第171条の5）。



滞納額が毎年増加する近年の状況に鑑み、岐阜県は滞納整理に対する取組みをより強化する必要がある。

具体的には、岐阜県は債権管理条例の制定や債権管理マニュアルの見直しをするなどとして、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営が図られるよう、検討を行う必要がある。

② 延滞金について（指摘）

平成 24 年 6 月に開催された、岐阜県議会定例会において、県議会議員の高木貴行氏から教育長である松川禮子氏に対し、岐阜県奨学金制度の滞納の現状と、解消に向けた今後の対策について質問があった。松川禮子氏は奨学金の滞納について平成 23 年度末時点で約 7,800 万円と答えており、解消に向けた今後の対策や取組みについては、上記のとおり、口座振替制度の導入の検討を進めているとのことであった。

監査の結果、滞納金額は 77,795 千円（1,976 件）であることが確認できた。

ただし、この滞納金額は奨学金元金を指しており、滞納した場合の延滞金は含まれていない。『岐阜県選奨奨学金貸与規則』第 17 条、「岐阜県高等学校奨学金貸与規則」第 13 条、「岐阜県子育て支援奨学金貸与規則」第 14 条で、「延滞金」について定めている。

岐阜県選奨奨学金貸与規則
（延滞金）

第十七条 選奨生は、奨学金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額（その額に千円未満の端数があるときはその額が二千円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた額）に年十四・六パーセント（返還すべき日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント（当該期間のうち平成十二年一月一日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四・パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年四・パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額（その額に百円未満の端数があるときは又はその額が千円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた額）の延滞金を支払わなければならない。

延滞金の割合は以下のとおりである。

返還すべき日の翌日から1ヶ月を経過する日まで	年7.3%
その後返還する日まで	年14.6%

延滞金は、奨学金元金が返還された日において、延滞期間に基づいて確定する。各種奨学金貸与規則にもとづいて計算された延滞金で、平成23年度末時点で未回収のものは次のとおりであった。

■平成23年度末における奨学金延滞金一覧

発生年度	金額
H16	97,700円
H17	487,100円
H18	241,100円
H19	1,780,300円
H20	2,028,700円
H21	1,983,100円
H22	943,800円
H23	1,718,000円
合計	9,279,800円

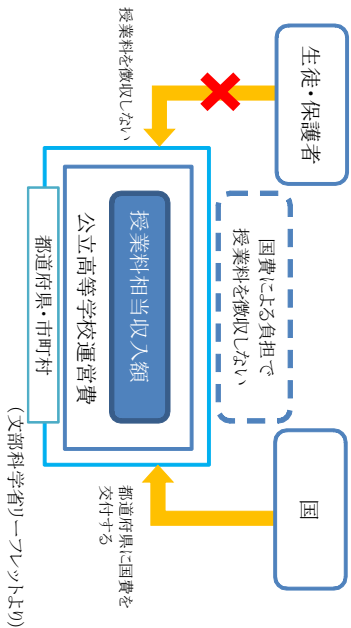
上表の金額には、未回収の奨学金元金に係る延滞金は含まれていないため、未確定の延滞金を考慮すると確定した延滞金と合わせて、合計で5,000万円を超えることが予想される。岐阜県は、早急に奨学金元金滞納額77,795千円の滞納整理事務を進めるとともに、確定した延滞金9,279千円についても同レベルで滞納整理を進める必要がある。

2. 授業料の収入未済額に関して
(1) 概要

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が平成 22 年 3 月 31 日に成立し、公立高等学校については、平成 22 年 4 月 1 日から授業料の無償化が始まった。ここでいう公立高等学校とは、都道府県及び市町村立の高等学校（全日制、定時制、通信制）、公立中等教育学校の後期課程、公立特別支援学校の高等部を指す。当該制度はこれまで生徒本人（又は保護者）が負担していた授業料について、原則として徴収しないという制度であり、保護者の所得による制限や区別なく、対象となるすべての生徒に適用される。不徴収となるのは正規の修業年限内で在学している生徒の授業料のみで、入学金や教科書代、修学旅行費など授業料以外の費用は不徴収の対象とはなっていない。

国は、各都道府県に対して、毎年 10 月 1 日現在の生徒数を基礎に算定する年間の授業料に相当する「公立高等学校授業料不徴収交付金」を交付することとなり、各都道府県教育委員会が生徒数の報告等も含め、交付金の申請を行うことになっている。

■制度のイメージ図



岐阜県においても、同制度下で平成 22 年 4 月 1 日より授業料は不徴収となったが、平成 21 年度以前における授業料の滞納が現在も存在している。

下記表は、各年度末までの授業料の収入未済額の推移である。授業料を徴収していた最終年度の平成 21 年度では 31 校において合計 8,557 千円の収入未済額が存在していたが、授業料の不徴収が始まった平成 22 年度決算以降その金額は減少しつつある。

■年度別の授業料の収入未済額推移

	H20決算		H21決算		H22決算		H23決算	
授業料	金額	学校数	金額	学校数	金額	学校数	金額	学校数
	4,968千円	26校	8,557千円	31校	3,026千円	22校	2,626千円	17校

しかしながら依然として収入未済額は残っており、平成 23 年度決算における当該金額は 2,626 千円（17 校で合計 451 件）と決して無視できない水準にある。

■高等学校授業料収入未済内訳表

平成23年度

科目	発生年度	件数	金額	収入未済内訳	
教育使用料 高等学校授業料	H15	7件	65,100円	A高等学校	3件 27,900円
				B高等学校	4件 37,200円
	H16	6件	52,800円	A高等学校	1件 9,300円
				C高等学校	5件 43,500円
	H17	26件	86,400円	D高等学校	23件 57,800円
				E高等学校	3件 28,600円
	H18	77件	463,004円	F高等学校	24件 172,800円
				G高等学校	2件 5,200円
				H高等学校	4件 38,400円
				I高等学校	5件 27,000円
				D高等学校	5件 27,000円
				E高等学校	3件 28,800円
				F高等学校	6件 57,600円
				G高等学校	5件 39,404円
				H高等学校	3件 28,800円
				I高等学校	12件 31,200円
				M高等学校	13件 33,800円
				N高等学校	2件 19,200円
				F高等学校	1件 9,600円
				G高等学校	14件 106,400円
	H19	50件	301,450円	H高等学校	9件 43,200円
				I高等学校	8件 67,450円
				D高等学校	2件 19,200円
				L高等学校	12件 31,200円
				M高等学校	2件 5,200円
				A高等学校	5件 27,750円
				O高等学校	10件 99,000円
				P高等学校	5件 36,600円
				N高等学校	12件 57,600円
				F高等学校	15件 119,090円
				G高等学校	5件 13,500円
				E高等学校	7件 64,100円
				J高等学校	2件 7,980円
				C高等学校	10件 63,686円
				L高等学校	39件 104,100円
				A高等学校	2件 7,920円
				O高等学校	32件 316,800円
				N高等学校	12件 118,800円
				G高等学校	13件 38,100円
				D高等学校	8件 79,200円
				I高等学校	9件 79,171円
				Q高等学校	10件 99,000円
				E高等学校	14件 9,900円
				C高等学校	22件 158,400円
				L高等学校	67件 163,350円
				合計	452件 2,626,811円

※今後の債権回収業務への影響が懸念されるため、学校名は伏せている。

また、現在、生徒本人（又は保護者）から一律に徴収するもので県の歳入となるものに入学金が増えるが、当該入学金の収入未済額の推移と平成 23 年度決算額における収入未済額の内訳は以下のとおりである。

■年度別の入学金の収入未済額推移

	H20決算		H21決算		H22決算		H23決算	
入学金	金額	学校数	金額	学校数	金額	学校数	金額	学校数
	36千円	5校	19千円	4校	47千円	6校	29千円	6校

■高等学校入学料収入未済内訳表				平成23年度			
科目	発着年度	件数	金額	収入未済内訳			
教育手数料 高等学校入学料	H18	3件	13,400円	F高等学校	1件	5,650円	
				G通等学校	1件	2,100円	
				H通等学校	1件	3,650円	
	H19		3,650円	I高等学校	1件	3,650円	
	H22	1件	5,650円	R高等学校	1件	5,650円	
	H23	3件	6,300円	S高等学校	1件	2,100円	
				D高等学校	2件	4,200円	

※今後の債権回収業務への影響の懸念されるため、学校名は伏せている。

上記のような収入未済額に関しては、岐阜県は次のような方針で未納者への対応を行ってきた。

- 学校で整理簿を作成し滞納管理を行う（督促、催告、面接指導、家庭訪問等）
- 平成 16 年度からは分割納入も可能とする。
- 平成 20 年度からは「滞納がある学校」の事務長や教頭を集めて、現場の意見の聴取と助言を行う。
- 平成 20 年度からは学校で回収計画を立てて滞納整理を行っている。

(2) 監査の結果

- ① 授業料滞納者との接触について（指摘）
- 往査した X 高等学校における、授業料の収入未済額は平成 23 年度末において次のとおりであった。

■X高等学校における授業料収入未済額					平成23年度末	
債務者	債務発生 年度	件数	収入未済額		滞納理由	
			金額	合計		
A	H16年度	5件	43,500円	43,500円	生活困窮	
	H20年度	3件	23,121円			
B	H21年度	10件	99,000円	122,121円	生活困窮	
	H20年度	3件	8,100円			
C	H20年度	4件	32,475円	8,100円	生活困窮	
	H21年度	12件	59,400円			
D			91,875円		生活困窮	

X 高等学校における授業料の収入未済額は 265,596 円と岐阜県全体の 10%超を占めている。上記収入未済案件（以下、「滞納案件」という。）における対象債務者は 4 名であるが、往査日において、授業料等滞納者記録簿を閲覧したところ、いずれも平成 23 年 11 月 8 日を最後に滞納者との接触がされていなかった。

平成 24 年度に入って、一度もアクションが無いため、早急に滞納案件の解消を進める必要がある。

② 授業料等未納対策検討委員会について（指摘）

「授業料等徴収事務等の取扱要綱（以下、「要綱」という。）」によれば、校長は授業料等の納入状況を常に把握し、必要がある場合は、督促・催告・面接指導・再催告を行うとともに、校内に授業料等未納対策検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置し、授業料等の徴収促進、滞納解消を図らなければならないと規定されている。

検討委員会の設置基準等は、要綱に定められており、以下のとおりである。

■別表第1(第1関係)	
区分	内容
必置条件	次のいずれかに該当することとなったときは、必ず設置するものとする。 (1) 学校全体で、滞納繰越額（過年度の収入未済額）が発生したとき。 (2) 1生徒で、授業料の滞納月数が5ヵ月に達したとき。 (3) 学校全体で、毎月末での未納額が50万円以上又は未納率（収納すべき額に対する未納額の割合）が10%以上になったとき。
所掌事項	検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。 (1) 生徒及び家庭状況の把握と今後の徴収事務に関すること。 (2) 聴聞の実施に関すること。 (3) 除籍の実施に関すること。 (4) その他校長が必要と認めた事項に関すること。
組織	検討委員会は、校長を委員長とし、副校長、教頭、事務（部）長、学年主任、学級担任、事務担当者、その他校長が必要と認める教職員を委員として組織する。
委員の役割	各委員の役割は次のとおりとする。 (1) 校長 収支等命令者として、授業料等の徴収事務を管理するとともに、授業料等未納者に対する措置を決定する。 (2) 副校長及び教頭 事務（部）長と協働して校長を補佐し、関係教職員との調整を行うとともに、必要に応じて保護者及び生徒との面談に立ち会う。 (3) 事務（部）長 副校長及び教頭と協働して校長を補佐し、出納員として徴収事務を行うとともに、必要に応じて保護者及び生徒との面談に立ち会う。 (4) 学年主任及び学級担任 授業料等未納者に対する納入指導に努めるとともに、保護者及び生徒に対する面談等を通じて家庭状況を把握するなど、徴収事務を補助する。 (5) 事務担当者 授業料等の事務担当者として徴収事務（保護者及び生徒に対する面談を含む。）を行うとともに、未納状況に関係教職員に適宜報告する。

X 高等学校において、上記の 4 つの滞納案件のうち、債務者 B 及び債務者 D に関しては、いずれも平成 21 年 9 月 29 日に検討委員会が開催されている。しかし、上記規定に従えば、必置条件(1)の適用によって債務者 D については平成 21 年 1 月に、また、必置条件(2)の適用によって債務者 B は平成 21 年 6 月、債務者 D は

平成 21 年 5 月に少なくとも検討委員会を設置する必要があり、当該委員会にて徴収方針を定めるとともに滞納解消に努める必要があった。

また、同要綱に従えば、4 ヶ月分以上滞納しており、面接指導に応じない場合は、再催告書を発送するよう規定されており、当該再催告書には指定納期限までに納入されないときは、連帯保証人への連絡並びに除籍処分及び裁判所への支払督促の申立ての手続きをとることが明記されている。しかし、上記の滞納案件については、これらのいずれの手続もとられることもなく、現在に至っている。

授業料の滞納等によって、生徒の除籍を求めるのは教育者として酷な判断であるかもしれないが、規定に従った手続きをとったうえ、要綱により難しい事情がある場合は随時、校長は教育長へ協議し、必要な手続きをとる必要がある。

3. 生産物収入のある学校について

(1) 概要

岐阜農林高等学校や郡上高等学校、特別支援学校などにおいては、実習生産物の販売を実施している。販売物はイチゴやトマトなどの野菜・果物、シクラメンやポインセチアなどの草花の他、アイスクリームやプリンなどの加工物、鶏卵などの生産物まで多岐にわたる。販売形態としては、校内販売やイベント販売のほか、地元を中心としたスーパーへの卸売や県立岐阜商業高校ベンチャー部への販売などが代表的である。

また、生産物の生産にかかる費用は各学校に予算合達され、生産物の売却収入は、岐阜県の収入となる。

岐阜農林高等学校流通科学科では、“食料の生産”から、それらを消費者へ供給する“流通・サービスまで”の知識と技術について学習している。具体的には、単に生産物を販売するだけでなく、市場動向の分析をもとに商品に付加価値をつける工夫、イベント販売の企画・運営、さらには的確な会計処理を行い、消費者に喜んでもらえるよう届けるところまでを学んでいる。また、“生産”“簿記”“流通実践”を学習の3本柱とし、教室だけでなく農場等での実験実習を通した学習を行っている。

郡上高等学校食品流通科では、農産物（食品）の生産・加工・流通・販売までの一貫した幅広い学習を実施し、生産者・消費者双方の気持ちができる“心”の育成を図りながら、地域社会に貢献できる人材の育成を目指している。

このような学習は、実習授業を通しての生産から販売に至る幅広い学習を目指すこ

1 同校では、イベント販売時にレジを持参し、生徒が精算処理を行う。イベントが終了したら、担当の教諭等がレジから出力される売上高総額とレジ内の売上現金（レジ現金から釣銭を差し引いたもの）の照合を行い、売上現金を学校事務室に預け、収入調定を行う。手作業で売上現金や釣銭のやり取りを行うレジのため、場合によっては、釣銭間違い等によって売上高と売上現金に不一致が生じるケースが想定されるが、担当教諭へのヒアリングでは、過去にそのような不一致が生じていた事実はないとの回答を得た。

とで、社会の仕組みや生産者・消費者の喜びや苦勞を理解し、将来の進路の決定に役立てるための非常に貴重な機会であると考えられる。

(2) 監査の結果

① 生産物の販売価額決定について（岐阜農林高等学校）（意見）

岐阜農林高等学校では生産物の販売価格を決定する際に、「生産物販売価格決定調書」を作成し、価格の妥当性について検証している。「生産物販売価格決定調書」には、価格決定資料を添付する。その資料としては、i．新聞における卸市場価格、ii．近隣小売価格、iii．原価計算のいずれかとしている。

「生産物販売価格決定調書」を閲覧した際、赤米（平成 23 年 12 月 1 日以降に販売）にかかる販売価格について以下のように販売価格が決定されていた。

価格決定資料：近隣小売価格

調査日：平成 23 年 11 月 28 日

調査小売店 A：598 円／300g

調査小売店 B：738 円／300g

⇒学校販売価格であり、精米の精度が市販品より多少落ちるため、上記の小売店 A、小売店 B の平均価格の 50%程度の価格とする。

■ 販売価格算定結果

小売店 A	598 円／300g
小売店 B	738 円／300g
平均価格	668 円／300g
平均価格×50%	334 円／300g
端数処理後販売価格	300 円／300g

近隣小売価格を参考として価格の決定されている白米の場合、販売価格は小売価格の 85%程度としており、また、これが学校の方針として一定の基準となっている。しかし、上記赤米については、精米の精度が落ちるとはいえ、著しく販売価格を下げている。

生産物の販売にあたっては、小売価格よりもある程度下げることが、地域貢献として許容できるが、あくまでも生産物の販売収入は県の収入であり、著しく低い販売価格を設定するべきではないと考える。

なお、現在、生産物の販売価格設定方法は特に定められていないことから、マニュアル等を作成することも考えられる。

② 原価計算の実施について (可茂特別支援学校) (意見) 可茂特別支援学校では、作業学習において製作した作業製品の価格の妥当性について学校評議員へ意見を求めている。学校評議員の意見は、値段自体は高くもなく安くもない値段であり妥当である、とのことであった。 本校では作業製品の製作に関して、原価計算を行っておらず、値段の妥当性を検証する手段としては市場価格を勘案するのみである。販売価格が妥当かどうかの判断は、原価計算を行ったうえ、さらに市場価格を勘案することが望ましい。担当教諭にヒアリングしたところ、「教育上も、製品がいくらかかって出来ているか生徒に計算させ、それを把握したうえで販売することによって、世の中の商売についての学習がより一層深まる」とのコメントを頂いており、次年度以降、原価計算を実施し、販売価格の妥当性を検証する際の資料とともに、生徒の学習に役立てていただきたい。 4. 学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について (1) 概要 岐阜県は、学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な処理に関して、平成14年3月に学校ごとに「学校徴収金事務取扱要領」並びに「PTA (育友会) 会計事務取扱要領」を策定したうえで、県会計規則に準じた取扱いに努めている。 往査にて、各学校の学校徴収金及び団体徴収金について監査を行った結果、以下の事案が検出された。 ② 監査の結果 ① 運営委員会の設置について (岐阜農林高等学校) (指摘) 「岐阜農林高等学校学校徴収金事務取扱要領」第5条第1項において「校長は、学校徴収金に係る予算の編成から保護者への報告までの一連の会計事務について、適正かつ効率的な運営を確保するため、教職員及び保護者等を構成員とする学校徴収金運営委員会 (以下、「運営委員会」という。) を置かなければならない。」と定められている。また、同条第2項において「運営委員会は、各会計担当者及び岐阜農林高等学校育友会 (以下、「育友会」という。) の執行委員会をもって充てる」との定めがある。 この他、運営委員会が関わる定めとして、同取扱要領には以下の条項が存在しており、学校徴収金の徴収・運用に関してその存在の重要性が窺い知れる。 第6条 校長は、毎会計年度開始前に、学校徴収金の会計種別ごとに事業計画 (案) 及びこれを実施するために必要な予算 (案) を運営委員会に諮	り、承認を得なければならない。 第14条 校長は、年度終了後すみやかに決算 (案) を調整し、監査委員等の監査終了後、運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。 岐阜農林高等学校においては、学校徴収金全体の適正化を図る目的で、運営委員会に代替する会議体として「補助教材等選定審査会」を設けており、学校徴収金については当該審査会にて協議・承認を行っている。 しかしながら、当該審査会の構成員は、校長・教頭・事務部長・教務主任・各部長・各学科主任・各教科主任・教務補助教材係から成っており、「岐阜農林高等学校学校徴収金事務取扱要領」第5条に反して保護者等の学校外部の者は入っていない。 学校徴収金は私費であるものの、学校運営に欠かすことのできない重要な資金であり、独立した立場の第三者であるところの学校外部の者が構成員に加わるよう規定されている趣旨は、学校徴収金について不正のないガラス張りの運用がなされることを担保するためであると考えられる。したがって、現在存在する「補助教材等選定審査会」による協議・承認だけでは、学校徴収金全体の適正かつ透明性のある運用を行う上で十分とは言いがたい。 学校長は、保護者等も交えた運営委員会を設置し、毎期の事業計画 (案) や予算 (案)、及び決算 (案) について当該運営委員会に諮り、適切な承認を得る必要がある。 ② 学校徴収金事務取扱要領の柔軟性について (大垣特別支援学校) (指摘) 「岐阜県立大垣特別支援学校学校徴収金事務取扱要領」第14条において「校長は、監査終了後すみやかに決算 (案) を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定されている。 しかしながら、卒業年次の学年会計の決算報告 (4月1日から3月31日までの決算報告) については、児童・生徒在学中 (3月中) に保護者に対して行わなければならないため、運営委員会承認前に「仮決算」の状態で行っている。 保護者への報告が、仮決算の状態にて報告となってしまうことは、3月終了時点でなければ決算が確定しないことから致し方ないものと考ええるが、現状では上記学校徴収金事務取扱要領に定められた規程を遵守していない状態となっている。 決算は「承認」の後「報告」という流れが原則であるが、規程の作成は柔軟であってしかるべきであるため、規程上、なお書きを付すなどして「承認」と「報告」が前後してしまうという例外の存在を認める、もしくは報告の前に「仮承認」を実施し、報告後に正式な承認をする旨の記載に変更する必要がある。
---	--

③ 退学者への還付金について (岐阜工業高等学校) (指摘)

岐阜工業高等学校における「1年生定時制学年会計」について、年度途中の退学者1名につき、還付額の計算を担当者が誤ったために、20,000円過大に還付していた事例が監査で発見された。原因は担当者の勘違い及び決裁段階でのチェック不足であった。

その後、学校長は、速やかに当該退学者に対して誤って還付した理由を説明するとともに、過大還付した20,000円を返納していただくよう依頼し、返納を受けた。これを受け、学校長はさらに他の退学生の還付額についても再調査したが、同様の誤りはなかったとのことであった。

還付計算は非定形・非経常的なものであるため、より慎重に計算するとともに、決裁者のチェックも深度あるものとする必要がある。

④ 学校徴収金会計の決算業務について (岐阜工業高等学校) (指摘)

岐阜工業高等学校にて、平成23年度における各学校徴収金会計に係る決算書、及び会計監査報告を閲覧した結果、すべての学校徴収金会計について平成23年度末日である平成24年3月31日における決算書を作成していないまま、会計監査を受けていた。

これに伴い、「進路指導部会計」、「定時制給食会計」及び「3学年建設工学一括会計」において、決算書における次期繰越額と会計別普通預金口座の平成24年3月31日時点の預金残高が不一致となっていた。

各会計の不一致の要因は、以下のとおりであった。

○進路指導部会計

決算書作成日	平成24年3月19日
会計監査報告書日	平成24年3月21日
決算書残高	54,177円
平成24年3月31日通帳残高	52,977円
差額	△ 1,200円

差額の原因としては、決算書作成日以降である平成24年3月22日に、模擬試験受験料を生徒に返金したためであった。

○定時制給食会計

決算書作成日	平成24年3月16日
会計監査報告書日	平成24年3月21日
決算書残高	854,356円
平成24年3月31日通帳残高	909,081円
差額	54,725円

差額の原因としては、決算書作成日以降である平成24年3月21日に、職員に係る3月分給食費が職員給与より天引きされ入金されていたためであった。なお、入金日が会計監査報告書日であることから、通帳残高と決算書残高の照合を行っていれば、差額が発生している事実は当然に発見されていたのではないかと考えられる。

○3学年建設工学一括会計

第3学年にかかると学校徴収金については、卒業生への返金処理があるため残額を一旦「学年会計」へ振替し、卒業生へ返金処理を行っている。「3学年建設工学一括会計」については、通帳残高は「学年会計」へ振替が行われているものの、出納簿上では振替が行われずそのまま決算書を作成し、会計監査報告が行われていた。

以上のような差額の発生原因は、年度末以降での決算書の作成及び会計監査の実施により防ぐことが可能であり、これらの手続きの実施時期を見直すべきである。

⑤ 会計事務引継書の正確性について (岐阜高等学校) (指摘)

岐阜高等学校における「岐阜県立岐阜高等学校学校徴収金事務取扱要領」第15条において、会計担当者の異動があった場合においては、会計事務引継書を作成のうえ、速やかに後任者に引き継ぎを行わなければならない旨が規定されている。

岐阜高等学校22年度生学年諸費会計において、通帳残高及び出納簿では残高は1,070,019円であったが、会計事務引継書には1,037,968円と記載されていた。当該差異理由は、平成21年度生3名分(留学等をしたため、平成21年度入学生ではあるが、学年は平成22年度生と同学年の生徒)を別で管理していたため、平成22年度生のみを残高を会計事務引継に記載していたとのことであった。会計事務引継書を作成する目的は、年度末時点での預金残高と出納簿残高の一致を確認するとともに、後任の会計担当者に適切に預金残高、及びその事務を引き継ぐことである。会計事務引継書には、通帳残高及び、出納簿の残高を適切に記入し、根拠資料を示したうえで、引継人から引受人へ事務を引き継ぐ必要がある。

⑥ 会計証憑の管理不足について (大垣桜高等学校) (指摘)

岐阜県立高等学校における学校徴収金事務取扱要領には、いずれの学校においても以下の趣旨の条文が存在している。

「収入・支出に係る事務は文書により起案し、事実ごとに適切な者による決裁を受けることを原則とする。」

当該文書には、収入・支出の根拠となる証憑を添付する必要があり、作成・承認された文書は会計調書として一定期間保存される必要がある。

大垣桜高等学校において 2 年生学年会計調査ファイルを開覧したところ、生徒への各種返戻金（未利用のバス代・傷害保険料等）の受領書が、支出金調書に添付されず未整理であり、受領日付が記載されていないものが存在した。

支出の相手方から入手した受領書は、支出の事実を裏付ける最も有力な証拠であり、例外なく支出金調書に添付する必要がある。支出金調書と分離された保管では、受領書の紛失リスクが高く、さらに、事後的な検証の場などにおいて、担当者以外の者にはいずれの支出に対する受領書であるのか判別することが困難となる。

また、受領日付のない領収書は、仮に返金を巡った紛争が発生した際の対抗力が十分ではない。相手方が記載を忘れていた場合は、追記を求めることが最善ではあるが、それが難しい場合は学校側で受領日付印を押すなどして、その入手日を明確にする必要がある。

⑦ 未利用口座の定期的な検証について（大垣桜高等学校）（意見）

大垣桜高等学校には、「国際交流基金会計」なる会計が存在するものの、当該会計の平成 23 年度収支決算書を閲覧したところ、収入は繰越金及び預金利息のみであり、支出はゼロであった。同会計及び金融機関の専用口座は、平成 21 年度よりこれ以外の利用はない。平成 21 年度は新型インフルエンザの発生で海外研修は中止となり、平成 22 年度からの海外研修は保留（休止）決定されたため、当該会計及び金融機関の専用口座は利用されていないが、毎年会計報告されている状態である。

また、同様にして「芸術鑑賞積立金会計」なる会計が存在するものの、当該会計及び金融機関の専用口座は、平成 13 年、16 年、19 年に利用があったが、その後一切の利用がないままにされていた。なお、当該会計については、当該目的を達成するための収支は別会計で揃うようになったため、当該会計及び金融機関の専用口座の今後の利用はない見込みである。

一般的に、未利用口座は管理者の目が届きにくく、不正な目的に使用されるリスクが相対的に高い。また、上記 2 会計口座のうち、「国際交流基金会計」の口座には残高が存在しており、他の会計への適切な流用や寄付等を行えば、資金を有効に利用できる可能性も考えられる。

会計及び金融機関の専用口座について、現在利用していない場合はもちろんのこと、今後の利用予定が不明な場合には、今後の使用見込み等を定期的に検証し、適切な処理を検討すべきである。

⑧ 支出金調書添付の領収書等への検査について（大垣桜高等学校、可茂特別支援学校）（指摘）

地方自治法第 234 条の 2 第 1 項には、「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他のについての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」との定めがあるが、ここに定められている「検査」に関して、岐阜県会計規則（昭和 32 年 3 月 28 日 規則第 19 号）第 122 条第 2 項では、以下の事項が定められている（＜＞内は監査人補足）。

「前項の検査をした者は、検査調書（第三十九号様式（工事及び物件に係るもの以外のものは適宜の様式とする。））を遅滞なく作成しなければならない。ただし、契約金額が百万円（建設工事に限っては百五十万円）を超えないものその他検査調査を作成することが適当でないと認められるものについては、契約の相手方の履行についての届出書等の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名又は記名押印＜以下、検査の署名等とする。＞としてこれに代えることができる。」なお、岐阜県会計事務 **Q&A** によれば、立替金の支給は職員と果との契約に基づくものではないため、立替に係る領収書に関しては、検査の署名等は不要とされている。

高等学校及び特別支援学校における学校徴収金に係る会計では、上記、岐阜県会計規則に規定されている事務手続きに準拠した事務処理を行っている。ほぼすべての収支について契約金額は百万円以下であるため、根拠として契約の相手方から入手した納品書や請求書に検査の署名等を行うことにより対応している。

大垣桜高等学校及び可茂特別支援学校では、科によつては納品書への検査の署名等を行うが領収書へは行わない、という認識で運用がなされていた。ただし、検査の署名等が確認できなかった領収書はおよそ立替に係るものであり、監査上確認した限りにおいてはこの手続に問題は存在しなかった。

しかしながら、現場によつては、立替に係る領収書への検査手続が不要との認識はなく、立替に係る領収書への検査を行っているものがあつた。したがつて、業務の効率性の観点から当該検査手続について、現場での周知徹底を行うべきである。

⑨ 会計間の振替処理及び証拠保存について（大垣桜高等学校）（意見）

大垣桜高等学校では、文化祭・バザーに関する収支を「家庭科（文化祭・商工祭）バザー決算報告」として一冊のファイルにまとめて管理しており、文化祭・バザー

に関する収入について、「家庭クラブ会計」に振り替えるという処理を行っている。バザーでの収入に関する調書は、「家庭クラブ会計」の収入金調書として作成されていたものの、「家庭科（文化祭・商工祭）バザー決算報告」の中には「家庭クラブ会計」への支出を示す調書は作成されていなかった。

また、「家庭科（文化祭・商工祭）バザー決算報告」におけるバザーでの直接の収入に関しては、その収入額についての資料は存在したものの、根拠となる証憑はすべて「家庭クラブ会計」の収入金調書に添付されていた。

複数会計に跨る収支の証憑については、そのいずれの会計においても収入及び支出を示す調書を作成すべきである。現状では、「家庭科（文化祭・商工祭）バザー決算報告」を閲覧するだけでは、これらの収入が「家庭クラブ会計」に振り替えられていることがわからず、好ましくない。

なお、本件の場合、同じ事象に対して二つの会計で収入が発生することになるが、根拠証憑は一つしか存在しない。いずれか一方の会計において、コピーを添付すること等により対応する必要がある。

⑩ 利息収入について（大垣桜高等学校）（指摘）

大垣桜高等学校には、各科の実習費会計からの振替で、生徒が被服製作技術検定や食物調理技術検定等を受験する際の検定料等を一時的にプールし、当該検定を取りまとめている学校（専門課程のある高等学校が毎年持ち回りで取りまとめている。）へ支払うための素通り会計が存在する。専用の銀行口座も存在しているが、毎年振替額と支出額が一致しているため、学校側に会計としての認識はなく、決算報告は行っていない。

しかしながら、期中に一時的に資金がプールされることから預金利息が発生しており、数十年の時を経て、現在 5,000 円程度の残高があるものの、決算報告を行っていないため、簿外資産となっている。

上記の口座に振り替えられ、検定料として支払われる資金は、もともとは学校徴収金の一部であり、当該資金によって発生した利息収入は、本来学校徴収金を負担している生徒に還元されるべきである。今後も毎年数十円の利息収入が発生すると考えられることから、適切な収支決算報告を行い、生徒会や育友会へ寄付する等して、残高を適切に処理するべきである。

⑪ 帳票の二重チェックの必要性について（可茂特別支援学校）（意見）

可茂特別支援学校では、児童・生徒からの学校徴収金の徴収があった場合、その総額を学年会計等の細分化された会計口座に振り替えるための「口座振替一覧」を、事務長がその都度作成している。そして、作成された振替一覧を銀行へ提出し、それに基づき口座振替が実施される。振替が完了した時点で、事務長が、そ

の結果を各会計の主事へ連絡する。

しかしながら、「口座振替一覧」作成から振替の完了までを事務長が単独で行っているため、年間平均して 2.3 回程度、その内容を間違えてしまい、誤った振替が行われていることが判明した。その誤りは、通常各会計主事へ連絡した段階で判明し、その後、振替伝票を作成の上、資金の移動を正すという措置を取っている。

「口座振替一覧」の作成ミスは、単純な事務作業ミスであり、二重チェック等の統制が入ることにより、格段にその発生率は低下すると考えられる。したがって、現在、各会計主事への報告は事後となっているが、これを事前に行う等により、事務長以外の者のチェックが入る体制をとるべきである。

たとえば、「口座振替一覧」を作成後、銀行提出前に各会計主事へ回覧する等が考えられるが、回覧に際して時間的な制限がある場合は、「口座振替一覧」を作成者以外の者が一括チェックするなどによっても、作成間違い回避に資すると考えられる。これにより業務の有効性及び効率性を向上させることを推奨する。

⑫ 支出金調書添付の領収書不足について（可茂特別支援学校）（指摘）

可茂特別支援学校における学年会計の支出金調書記載の支出金額に対して、添付されている領収書金額合計が不足しているものが存在した。

当該支出の内容を詳しく知る教員は、すでに他校へ異動となっており、領収書の添付漏れであるのか、領収書受領漏れであるのか、もしくは不正支出であるのか、判別することができなかった。

「岐阜県立可茂特別支援学校学校徴収金事務取扱要領」第 10 条第 3 項には「支出金調書に基づかない預貯金の払出しは、これを認めない。」との定めがある。支出金調書の記載方法の詳細についての定めはないが、調書に添付される証憑と調書記載の決裁金額を一致させるべきであることは当然のことであり、不一致であるにも関わらず、理由の記載もなくそれが承認されている状態は不適切な支出を防止するためにも、看過できない。

支出金調書の承認者は、支出理由の確認及びその金額の妥当性確認に細心の注意を払い、調書と証憑の金額が不一致の場合には、その理由の正当性が確認できるまで、決裁承認すべきではない。

⑬ 印鑑と通帳の分別管理について（可茂特別支援学校）（指摘）

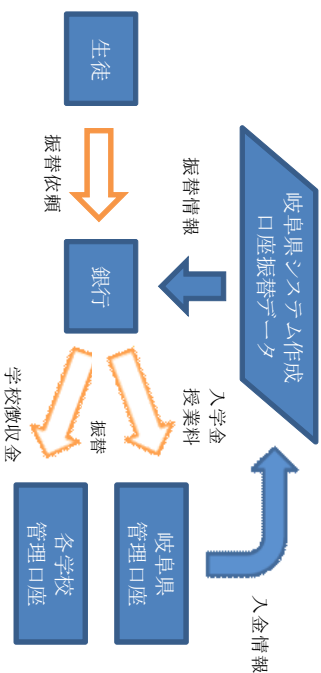
「岐阜県立可茂特別支援学校学校徴収金事務取扱要領」第 11 条には以下の定めがある。

第2項 預貯金通帳は、事務長以外の教職員が管理するものとする。
第3項 預貯金口座の登録印鑑は、公印とは別に作成し、事務長が管理するものとする。

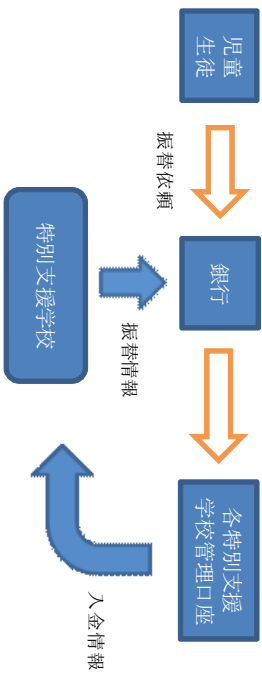
「学校徴収金チェック表」には、印鑑管理者として事務長の名前が記載されており、預貯金通帳の管理者には、それとは別の担当者の名前が記載されている。しかし、印鑑が保管されている金庫と、通帳が保管されている金庫は別のものとなっているが、両金庫の鍵は同じキーリングについており、事務長が一括して保管している。

現状の管理では、印鑑管理者も通帳管理者も実質的には事務長であると考えられる。印鑑と通帳管理者を分けるべきであると定めた意図は、口座及びその資金の不正利用防止のためであるため、通帳が保管されている金庫の鍵は別の担当者が保管することにより、その目的達成に資する必要がある。

- ⑩ 学校徴収金振替手数料の負担について (特別支援学校) (指摘)
- 岐阜県立高等学校では、生徒から徴収する資金の中に入学金のように県歳入となる項目がある場合、それ以外の私費 (PTA 会費や実習費等、学校が独自に徴収する費用) も含めて、岐阜県の生徒情報を管理するシステムで口座振替データを作成し、そのデータによって銀行が口座振替処理を行っている。
- (下図参照) …… I



一方、特別支援学校では、児童・生徒から入学金を徴収しないため、県歳入となるものが存在しない。このため、岐阜県のシステムの対象外とされてきたことから、直接それぞれの学校が契約する銀行において、口座振替によって学校が管理する口座に学校徴収金が振り替えられることとなっている。(下図参照) …… II



ここで、上記 I のケースにおいて、口座振替による授業料等の収納事務は、岐阜県と銀行との協定上、振替手数料が無料となっており、生徒の口座振替手数料はかからないこととなっている。

しかし、上記 II のケースにおいては、銀行の口座振替システム (自動集金サービス) 等が活用され、その振替手数料は一部学校を除き有料となっており、当該手数料は児童・生徒が負担している。

児童・生徒にとり、高等学校であっても特別支援学校であっても、岐阜県立の学校に通っているという意味において同様であるため、必要経費の支払いにおける振替手数料負担の違いについては検討の余地がある。

県立学校に通う児童・生徒の資金負担の平準化のために、児童・生徒から徴収する資金の中に県歳入があるか否かに関わらず、県システムを利用するなどして徴収事務を行い、協定の中で統一した取扱いをするなどの検討が必要である。

- ⑪ 学校徴収金の徴収方法等決定事務の効率化について (特別支援学校) (意見)
- 特別支援学校では、先述⑩のとおり公金の徴収がないことから、学校徴収金の徴収方法等について学校長の決定に委ねており、県としては明確な指針を示していない。そのため、銀行との契約締結等すべての準備を学校事務担当者が行うこととなっており、学校設立当初、その方向性決定から銀行との契約締結に至るまで多大なる時間と労力を要することとなり、業務の効率性を欠いている。
- 私費である学校徴収金の徴収方法等について県が指針を示さないことは、学校側の選択の幅を広げ、かつ決定権を与えることで、児童・生徒の保護者等の意向を踏まえつつ学校の裁量で対応できるという利点があるが、一方で、私費といえども県教職員がその取扱事務を行う以上、その業務の効率性を改善するために、県として対策を講じる必要性もある。

高等学校と特別支援学校教職員の事務負担の平準化、及び特別支援学校における事務作業の効率化のために、特別支援学校における学校徴収金の徴収方法等に

ついて、県が基本指針（推奨モデル、実例等）を示すなどして主導的に動くことも検討が必要である。

5. 学校徴収金等チェック表の記載及び利用方法について

(1) 概要

教育財務課は、各振興局出納課が実施する会計事務実施検査と併せ、学校徴収金等の執行状況についても確認しており、多くの学校において会計処理や書類整備方法に不十分な事例が散見されていることから、各県立学校長に対し、学校徴収金等の執行状況を把握するべく、「学校徴収金等チェック表」の作成を依頼し、教育財務課経理係へ提出を求めている。

「学校徴収金等チェック表」は「PTA（育友会）会計・部活動後援会会計チェック表」及び、「学校徴収金チェック表」によって構成され、それぞれの作成にあたっては、基本的事項及び個別事項が記載事項として設けられている。

「学校徴収金チェック表」における「個別事項」についての記載内容と留意事項は以下のとおりである。

会計名 ①	子連託託(H23)		会社管理託託(H24)				出納簿記載 （連託関係）⑥		監査実施日 （監査者）⑦ （引継日）⑧	
	予算額 ②	決算額 ③	会計責任者 ④	会計担当者 （通帳を記入） ⑤	印鑑管理 ④	通帳管理 ⑤	（ ） 同	（ ） 有・無		
	千円	円								

留意事項

- ① 学校徴収金のすべての会計名を記入してください。
 - ② 会計毎の平成23年度予算額及び決算額を記入してください。
 - ③ 平成24年度の会計責任者及び会計担当者、及び通帳名義人を記入してください。
（準則第4条第3項）
 - ④ 平成24年度預貯金口座の登録印鑑の管理者（事務長等）を記入してください。
（準則第11条第2項）
 - ⑤ 平成24年度預貯金通帳の管理者（事務長等以外の教員又は事務職員）を記入してください。
（準則第11条第3項）
 - ⑥ 会計毎の出納簿及び通帳の定期確認者（校長又は事務部長）と確認回数（原則：年2回以上）を記入してください。
（準則第10条第5項）
 - ⑦ 会計監事による監査年月日と監査者氏名を記入してください。
 - ⑧ 会計担当者に異動があった場合の、会計事務引継書を確認いただき、直近の引き継ぎ年月日を記入してください。
（準則第15条）
- ※ 平成24年4月以前のものについても、引継書を参照のうえ、記載してください。

(2) 監査の結果

① 決算額欄への記載方法について（指摘）

上記の留意事項②の区分においては、会計毎で平成23年度予算額及び決算額の数値を記入することとしている。ただし、決算額について収入面の決算額であるのか支出面での決算額であるのか記載要領から判断できないため、往査した学校によってある学校では収入面の決算額をある学校では支出面での決算額を記入するなど、記載内容に不整合がみられた。

統一した記載がなされるよう、記載要領の見直しや、学校関係者への周知徹底が求められる。

② PTA(育友会)会計の記載漏れについて（多治見工業高等学校、岐阜高等学校、大垣校高等学校）（指摘）

多治見工業高等学校において「入会金積立会計」「整備促進積立金会計」「部活動積立金会計」が、岐阜高等学校において「PTA財源調整基金積立金会計」「創立140周年記念事業基金積立金会計」「空調設備基金積立金会計」「部活動遠征費基金積立金会計」が、大垣校高等学校において「同窓会会計」が、PTA（育友会）会計・部活動後援会会計チェック表」に記載されていた。

留意事項には PTA（育友会）会計のすべての会計名を記載する旨が記載されているので、上記高等学校はすべての PTA（育友会）会計について報告する必要がある。

③ 繰越残高欄の報告について（意見）

「学校徴収金等チェック表」には上記のように予算額及び決算額を記入することが求められているが、年度末時点での繰越残高（収入決算額－支出決算額）を記載する箇所が設けられていない。

学校徴収金については、受益者負担の原則に基づき、学校における教育活動の必要性から保護者からの負担を受けて取り扱うものであり、校長は誠実かつ適正に処理しその活用経過及び結果について保護者に報告する責任がある。また、PTA会費をはじめとする団体徴収金についても、保護者と学校の協力により生徒の健全な教育的環境を供与するとともに、会員相互の教養を高めることを目的として徴収されるものであり、会計事務を負託された校長は会計事務処理の経過及び結果について会長に報告する責任がある。

両者はいずれも積立目的で徴収していないのであれば、当該年度に活用されるべきものであり、繰越金が生じることが適正に予算が活用されなかった可能性がある。このため教育財務課は、適正に予算の活用がなされたかどうか確認するため、繰越残高についても報告を求める責任があると考える。

④ 部活動会計の記載と報告について (指摘)

「学校徴収金等チェック表」にて教育財務課へ報告する学校徴収金は、各学校が定めている「岐阜県立〇〇〇〇学校学校徴収金事務取扱要領」に列挙されている会計が該当する。学校徴収金については、正確な定義がなく、各学校の判断に委ねられているが、主に修学旅行等積立金、実習費、部活動費、生徒会費など各県立学校において徴収する費用を指し、入学金、PTA 会費などの団体徴収金以外のもものが該当する。

ここで、部活動会計 (部活動振興会会計を除く) に関しては「学校徴収金事務取扱要領」に記載されていないため、「学校徴収金等チェック表」の記載から漏れ、教育財務課への報告対象になっていない。このため、往査した学校の学校徴収金等チェック表を閲覧した結果、部活動会計が学校徴収金等チェック表にて報告されていたケースは見受けられなかった。また、学校内における部活動会計の管理については、通帳や銀行届出印の管理状況及び収支報告の有無に関して、学校長や事務部長が情報を網羅的に把握していないケースが散見された。

部活動会計においても、他の学校徴収金と同様、教職員が学校において扱うお金に変わりはない。管理責任が教職員にあるならば「学校徴収金事務取扱要領」において学校徴収金、もしくはこれに準ずるものとして位置づけたうえで、学校内における管理や報告のルールを見直し、教育財務課は各学校から網羅的に報告を求める必要がある。

⑤ 総括 (意見)

各県立学校から決算額や管理状況について情報収集をすることで学校徴収金等の適正かつ効率的な処理が県会計規則に準じて行われているかどうかを確かめることは有意義である。今後、岐阜県は管理状況の検証だけに留まらず、県の予算以外で県立学校の運営に使用されているお金がどれくらいあるかを分析したうえで、教育費への予算案分等に役立てていく必要がある。

6. 私費会計について

(1) 概要

学校教育が必要とされている経費には、税金等によって賄われる公費 (県費) と、生徒及び保護者が自らのために負担する私費に分けられる。さらに私費は一般的に、学校徴収金 (学校指定物品購入のための徴収金も含む。) 及び団体徴収金に区分することができるとができる。

公費とは、議会の議決を経て成立した予算 (国庫補助事業含) であり (地方自治法第 211 条)、各学校に令達される予算はすべて公費に該当する。

学校徴収金とは、教材費や学年諸費、修学旅行積立金など教育活動において必要となる経費のうち、生徒及び保護者が受益者負担の考え方に基ついて負担している経費である。学校徴収金は学校が生徒各個人別に年間必要額を予定徴収し、学校が一括して教材等を購入したり模試代金を支払ったり、修学旅行やアルバム制作のために積立目的で徴収される経費である。

また、団体徴収金とは PTA (育友会) 会費や部活動後援会会費に代表されるもので、生徒及び保護者が教育の充実や部活動の充実を図るために支出するものであり、PTA (育友会) や同窓会などの各団体の運営に使用される経費をいう。

学校教育法第 5 条では、「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」と規定されていることから、県立学校においては教育活動において必要となる経費については、設置者負担の原則によって基本的に公費で全て賄われるべきであると解される。しかし、「学校の経費」の範囲について、必ずしも明確でないため、どのような経費を公費で負担すべきであり、また、どのような経費について私費の使用が認められるか等、各学校によって判断が異なっているのが現状である。

この点、地方財政法 27 条の 3 によれば都道府県は、当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対して、直接及び間接に関わらず、「その負担を転嫁してはならない」と規定されていることから、少なくとも高等学校の施設の建設事業費については、生徒及び保護者が直接負担するべきものではないし、PTA や同窓会を通して間接的に負担を強いるべきものではないといえる。

地方財政法 第27条の3
(都道府県が住民にその負担を転嫁してはならない経費)
都道府県は、当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

ただし、地方財政法 第 4 条の 5 において、住民等に対し直接であると間接であるとを問わず、寄付金を割当て強制的に徴収するようなことをしてはならないと規定されているものの、篤志家等の自発的な寄付までは禁止されていない。

地方財政法 第4条の5
(割当の寄附金等の禁止)
国(国の地方行政機関及び裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含む。)は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金(これに相当する物品等を含む。)を割当てて強制的に徴収(これに相当する行為を含む。)するようなことをしてはならない。

また、建設事業費以外の経費については、その負担先について法令で明文化されていないため、自治体によっては、公費と私費の定義を明確にした上で、判断基準等を示し、学校教育に係る公費及び私費負担の適正化に努めている。

和歌山県のガイドラインでは、学校の管理運営・教育活動に必要な経費については、設置者である県が負担することが原則であり、安易にPTA等会費に負担を求めることは、適切ではなく、PTA等学校関係団体からの支援を受ける活動についても、社会通念に照らして適切に判断することが重要であるとしている。

そこで、公費と学校徴収金との負担区分をその性格に応じて「公費負担とすべき経費」、「PTA等学校関係団体から支援を受けることが可能であると考えられる経費」、「私費負担を求める経費」の3つの区分に分類した。

和歌山県のガイドラインでは、学校の管理運営・教育活動に要する経費で、学校の通の教育水準維持に必要な経費は、公費負担とし、学校徴収金により支出してはならないとしている。

区分	内容	具体例
学校施設・設備の整備	施設の建設に要する経費	校舎、体育館等の施設の建設・増改築等
学校施設・設備等の維持管理	設備・備品の整備に要する経費 施設・設備・備品の修繕、保守管理等に要する経費	空調・給排水設備等の設備整備、備品の整備等 校舎・グラウンド、体育館・プール等の施設修繕、空調・給排水設備等の設備修繕、備品修繕、施設・設備の保守管理等
教職員の人件費等	教職員の給料、手当 非常勤職員等の報酬、賃金 教育活動・管理運営に要する教職員の旅費	非常勤講師の報酬、代行員、介助員等の賃金
教育活動費	学習指導要領等に基づく教育を行うために必要な経費	授業・実習等の教科活動、学校行事等の特別活動などのための教員、教材等 進路・生徒指導、業務に係る経費等
管理運営費	その他管理、指導のために要する経費	教務・学校維持運営活動のための消耗品、印刷製本費等、光熱水費などの管理、運営費等

和歌山県のガイドラインでは、学校の管理運営・教育活動に要する経費に属するもののうち、PTA等学校関係団体が主催する事業及びPTA等学校関係団体からの要望により、部活動の充実や各学校の特色ある教育を実現するため必要な経費は、PTA等学校関係団体会計から支援を受けることが可能であるとしている。

区分	内容	具体例
PTA等学校関係団体から支援を受けることが可能であると考えられる経費		学力向上のための講習会(講師等謝金、講習用教材・教具等)、各種講演会、その他の事業
PTA等学校関係団体が主催する事業に要する経費	PTA等の団体が各学校の教育活動を支援するために主催する事業に要する経費	学方向上のために係る経費、技術力・競技力を高めるための設備・用具、強化合宿・練習等のための経費(施設使用料、引率旅費等)等
PTA等学校関係団体の要望等に学校関係団体に要する経費	公式大会等の通常活動を除き文化部・体育部活動とより一層充実するに要する経費	国際交流活動(講師等の謝金・旅費、教材等)、地域交流・ボランティア活動(講師謝金、備品、消耗品等)、高大連携等校種間連携事業、学校・企業情報管理等(賃金、通信運搬費等)、その他特色ある事業

和歌山県のガイドラインでは、学校の管理運営・教育活動に要する経費に属するもののうち、児童生徒の個人の所有物に係る経費や教育活動の結果として生じる直接的利益が児童生徒に還元される経費等は受益者負担、個人への還元等の観点から、個人負担によることが適当であるとしている。

■私費負担を求める経費	
区分	内容・具体例
児童生徒個人の所有物に係る経費	- 学校、家庭のいずれにおいても使用できるものに係る経費 - 筆記具、ノート類、参考書、辞書等
教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、又は、それらに生じる利益が児童生徒個人に還元するものに係る経費	- 学級、学年、特定の集団の全員が個人の所有物として使用するために係る経費 - 生徒個人の制服、体操服、名札、校章、生徒手帳、実習服等
	- 書道、絵画、調理、手芸などの実習用材料費等 - 修学旅行、遠足、映画・観劇等の参加費等に係る経費 - 模擬試験、資格検定料、進路資料代等の個人又は特定の集団の進路指導に係る経費 - 行事保険料等、給食費等

このように、学校の管理運営・教育活動に必要な経費について、考え方を整理し、公費負担すべきか私費負担すべきか、県下統一の判断基準を明確化することは、有用である。

県民の目録からは、公費負担の経費はもとより、私費負担による経費についても学校教育活動に必要な経費であることに変わりはない。その源泉が税金であるのか、直接学校が徴収したものなのかの違いに過ぎず、学校という公の施設において会計処理が行われる以上、私費も公費同様の適正な事務処理を行うことが必要である。

なお、岐阜県では現在、上記、和歌山県のガイドラインのような学校で発生する経

費をその性格に及び、公費負担すべきか私費負担すべきか一定の例示を示した判断基準を明確化したものはない。

(2) 監査の結果

① 公費と私費の使い分けについて (指摘)

往査した県立学校について、私費会計における、収支計算書、出納簿及び支出金調書等を閲覧した結果、以下の事案が確認できた。なお、下記経費は代表的な支出を載せたのみであり、これ以外でも往査した学校すべてにおいて類いの事案の存在を確認している。

■私費で支払を行った経費			
学校名	支出会計	支出内容	支出価額
① 多治見工業高等学校	PTA(育友会)会計	e-教務ソフトウェア保守料	189,000
② 飛騨高山高等学校	PTA(育友会)会計	成績処理システム設定業務	2,497,215
③ 飛騨高山高等学校	PTA(育友会)会計	体育館窓ガラス修理代	47,869
④ 大垣桜高等学校	PTA(育友会)会計	放送設備点検 (設備・一般選抜入試)	21,000

まず、①における「e-教務ソフトウェア保守料」であるが、e-教務とは生徒の出席状況、成績、進路及び時間割等を一括して管理するソフトウェアである。その保守料は学校の教育活動に係る経費といえ、直接的に教育活動に要する経費そのものである。このような経費は当然に公費負担とすべきであり、その財源をPTA会計に求めるべきではない。また、和歌山県のガイドラインに当てはめた場合でも学校の管理運営・教育活動に要する経費で、学校共通の教育水準維持に必要な経費といえ、公費負担すべき経費であるといえよう。

また②については、PTA(育友会)会計から教育備品購入費として「成績処理システム設定業務」の名目で支出がなされている。当該支出の内容は、成績処理サーバー、ソフトウェア及びクライアントパソコンであった。当該システムの使用目的もまた①と同様に、生徒の成績処理を主目的としており、直接的に教育活動に要する経費であり、当然に公費負担とすべきである。その財源をPTA会計に求めるべきではない。和歌山県のガイドラインに当てはめた場合でも学校の管理運営・教育活動に要する経費で、学校共通の教育水準維持に必要な経費といえ、公費負担すべき経費であるといえよう。

次に③については、体育館の窓ガラスの修理代がPTA会計から支出されている。部活動によりガラスを破損したものであるが、PTA組織の目的からすれば、この会計で負担することが適当であると考えにくい。設置者負担の原則からすれば基本的に管理上必要な経費として、公費でガラスの修理を負担すべきであるうし、

明らかに原因者が認められるような場合は、個人に対し負担を求めることも考慮すべきである。また、それぞれの会計の目的に沿った適正な執行について徹底することが必要である。

最後に④については、高校入試に向け、放送設備の点検費用をPTA会費から支出しているものであるが、当該経費についても学校の管理運営・教育活動に要する経費といえ、設置者負担の原則から公費負担とすべき費用であるといえる。和歌山県のガイドラインに当てはめた場合でも同様である。

以上のように、私費会計からの支出のうち、公費負担とすべきであると考えられるものを一部抽出したが、監査の過程で判断に困る性格の経費も多々存在した。近年、新聞記事でも取り沙汰されているように、全国的にPTA会費の使途については関心が高まっており、公費及び私費の明確化の試みが進められている。

例えば、上記、和歌山県その他に、長野県教委では平成22年度に「学校徴収金の基本的な考え方について」を公表し、その中で①学校徴収金の定義、②学校徴収金に関する基本原則、③公費負担と私費負担との区別の考え方をまとめている。岐阜県においても、各県立学校ごとで学校徴収金の使途等についてバラツキがみられる現状を整理するためにも、公費及び私費の範囲を明確にし、会計事務担当者に周知徹底させることが必要である。

また、岐阜県は現在、各県立学校長に対し、学校徴収金等の執行状況を把握するべく、「学校徴収金等チェック表」の作成を依頼し、教育財務課経理係へ提出を求めている。今後、「学校徴収金等チェック表」を利用し、各学校で公費以外にどのような経費が発生しており、公費予算の十分な計上がなされているかどうかを精査した上で、学校徴収金や団体徴収金の使途が誤っていないかどうかチェックする体制を築く必要がある。

② 領収書の宛名について (指摘)

PTA会費から支払われた経費の領収書について、その宛名が「〇〇高等学校」もしくは「〇〇高等学校校長」となっていた事案が多々見受けられた。PTAは任意団体であり、学校とは組織を別にするため、領収書の宛名は「〇〇高等学校PTA」や「〇〇高等学校PTA会長」とすべきである。

領収書は一般的に以下の役割があると言われている。

- 債務を弁済したことの証拠
- 物品を購入、又はサービスの提供を受けた場合、対価としての代金を支払ったことを証明する役割を有す。
- 二重の支払いを請求されることを防止する

既に支払済みの代金について再度請求されることを防止。

県立学校においては、公費、私費（学校徴収金、団体徴収金）と様々な会計があり、どの会計から支出した経費かを明確にするには領収書の宛名は非常に重要である。経費負担者が明確な領収書を受領できるよう、関係者に周知徹底させる必要がある。

7. 私費会計から支払われる報酬等の源泉徴収事務について
(1) 概要

源泉徴収制度において、所得税を源泉徴収して国に納付する義務がある者を「源泉徴収義務者」という。源泉徴収義務者の対象とされる者は、会社や協同組合の他、学校、官公庁、学校のPTAや同業者団体など人格のない社団・財団、また個人もその範囲に含まれる（所得税法第6条）。ただし、個人が①常時2人以下の家事使用人のみに対して給与や退職金を支払う場合、②給与や退職金の支払いがなく税理士へ報酬を支払う場合、などは源泉徴収義務者には該当しない（所法184、200、204②二）。

源泉徴収の対象となる所得の範囲は以下のとおりである。

■源泉徴収の対象となる所得の範囲	
支払を受ける者	源泉徴収の対象となる所得の種類
居住者	1. 利子等 2. 配当等 3. 給与等 4. 退職手当等 5. 公的年金等 6. 報酬・料金等 7. 生命保険契約、損害保険契約等に基づく年金 8. 匿名組合契約等に基づく利益の分配 9. 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 10. 金融類似商品 11. 割引債の償還差益 12. 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等
内国法人	1. 利子等 2. 配当等 3. 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 4. 金融類似商品 5. 匿名組合契約等に基づく利益の分配 6. 馬主が受ける競馬の賞金 7. 割引債の償還差益

居住者：国内に住所を有する個人または現在まで引き継いで1年以上住所を有する個人
内国法人：国内に本店または主たる事務所を有する法人

各県立学校において、PTA会計及び学校徴収金会計から源泉徴収の対象と考えられる所得の支払いがあり、以下の事項が発見された。

(2) 監査の結果
① 源泉徴収漏れについて（指摘）

学校名	支出会計	支払内容	報酬の受取人	源泉徴収の有無	徴収額	源泉徴収額
① 岐阜商業高等学校	PTA会計	保健講話講師お礼	岐阜県総合広域センター 岡崎1区（個人）	有り	20,000	2,000
② 郡上高等学校	第2学年学校運営費会計	保健講話講師謝礼金	講師1区（個人）	無し	19,530	-
③ 大垣高等学校	3学年職業探究プログラム 実習費会計	講師謝礼	講師1区（個人）	無し	10,000	-

「報酬・料金等」に該当する場合で講演料を支払う場合は、支払額の10%を源泉徴収する必要がある（所法204）。上記①の県立岐阜商業高等学校では保健講話講師に対する謝礼金20,000円のうち、10%にあたる2,000円を源泉徴収しているのに対し、上記②の郡上高等学校のケースでは、保健講話講師に対する謝礼金19,530円に対して源泉徴収はされていなかった。また、上記③の大垣高等学校のケースにおいても講師謝礼金10,000円に対して源泉徴収はされていなかった。

①はPTA会計からの支払い、②及び③は学校徴収金会計からの支払いの違いではあるが、いずれの場合も源泉徴収を行う義務があり、郡上高等学校のケースでは1,953円の源泉徴収漏れ、大垣高等学校のケースでは1,000円の源泉徴収漏れとなっていた。

源泉徴収漏れを防ぐために、源泉徴収の事務マニュアルを整備し、各学校は徹底する必要がある。

② 日雇い雇用における源泉徴収事務について（指摘）

学校名	支出会計	支払内容	報酬の受取人	源泉徴収の有無	1人当たり 報酬費	1人当たり 源泉徴収額
①	2学年福祉会計	2年生10月通研学カラス 鑑賞料	岐阜商業高等学校 鑑賞料	無し	10,000	-
②	岐阜商業高等学校 2学年福祉会計	2学年通研学カラス 鑑賞料	2学年通研学カラス 学生アルバイト 19名	無し	7,200	-

日雇い雇用のアルバイトやパートに給料を支払う場合、源泉所得税の徴収が義務付けられている。模擬試験や検定試験のテスト監督者に対して、監督料を支払う場合は日雇い雇用に該当すると考えられ、源泉所得税の税額は「日額表」を使用し、「丙欄」により源泉所得税を計算する。（なお、「丙欄」を使用する際は、次のいずれかのケースの該当する必要がある。A.雇用契約の期間があらかじめ定められている場合には、2ヶ月以内であること。B.日々雇われている場合には、継続して2ヶ月を超えて支払をしないこと。）

給与区分	税額表		扶養控除等申告書の提出		適用する欄	
	月給	月額表	有		甲	
			無		乙	
			有		甲	
			無		乙	
日給・週給（日雇賃金を除く）	日額表	無		丙		
日雇賃金		不要				

上記④のケースでは、一人につき 27 円の源泉徴収を行う必要があった。また、⑤のケースでは源泉徴収額は 0 円であるが、その場合においても源泉徴収票を発行する必要があったが、これを行っていなかった（所法 226）。法令に従って、適正な源泉徴収事務がなされるべきである。

③ 私費会計から教諭へ支払われる報償について（指摘）

学校名	支出合計	支払内容	報酬の受取人	源泉徴収の有無	時間単位の有無	単価
④ 岐阜高等学校	2914000円合計	29名生1011 通研カテ外 監督料	岐阜高等学校 教諭4名	無し	無し	-
⑤ 龍上高等学校	平成22年度生学校議員会計	監督料	龍上高等学校 教諭1名	無し	有り	1,100

模擬試験や検定試験の監督料等のアルバイト料金を支払う場合の料金体系については、学校ごとで取扱いが異なっており、上記④のように一律に支払われているケースもあれば、上記⑤のように時給単価 1,100 円で実労働時間に乗じた額が支払われていたケースも確認できた。いずれも源泉徴収は行われていなかった。両者は学校徴収金の中の模擬試験代金から支払われたものであるが、徴収金を生徒から集める際は模擬試験代金その他、監督者への監督料を含めて徴収していたものと思われる。例えば、上記⑤においては、外部ラスト業者への模擬試験代金の支払額は一人当たり 2,600 円であったが、生徒からの徴収額は一人当たり 3,000 円であり、監督料は差額の 400 円を源泉として支払われていたことが推察される。

上記の監督料の支払いはいは、県費以外からの教職員への支払額であるが、生徒及びその生徒保護者に対して、徴収金額の根拠とその使用用途について、合理的な説明責任を果たすためにも、岐阜県の県立学校で統一した基準を設けるべきである。また、源泉徴収を行う必要があるかないかを都度検討し、適正な支払がなされるべきである。

④ 学校評議員に対する報償費について（指摘）

学校名	支出合計	支払内容	報酬の受取人	源泉徴収の有無	1人当たりの報償費	1人当たりの源泉徴収額
⑦ 中津高等学校	県費	学校評議員報酬費	学校評議員 4名(個人)	有り	1,500	45
⑧ 中津高等学校	PTA会計	学校評議員報酬	学校評議員 4名(個人)	有り	1,500	150

平成 23 年度において、中津高等学校では学校評議員会が合計 3 回開催され、第 1 回及び第 2 回の学校評議員会については、各学校評議員に対して県費から報償費が支払われており（上記⑦）、第 3 回については私費（PTA 会計）から報償費が支払われていた（上記⑧）。

⑦のケースでは、各学校評議員に対する報償費を「給与等」と考え、「日額表」の「乙欄」を適用し 3%源泉徴収していたのに対し、⑧のケースでは各学校評議員に対する報償費を「報酬・料金等」として、支払額の 10%を徴収していた。

両者は源泉徴収義務者が岐阜県であるのか PTA であるのか異なるが、学校評議員会への参加に対する学校評議員への報償費に何ら変わりはなく、源泉徴収額が異なるのは違和感がある。

岐阜県及び中津高等学校 PTA は学校評議員に対する報償費の性格を日割で支払う「給与等」に該当するののか、「報酬・料金等」に該当するののか整理したうえで、適正な源泉徴収が求められる。

【補足事項】私費への指摘・意見に対する包括外部監査人の考え

岐阜県は県立学校が取扱う学校徴収金等（以下、「私費」という。）の適正かつ効率的な処理について、学校ごとに「学校徴収金事務取扱要領」及び「PTA（育友会）会計事務取扱要領」を策定したうえで県会計規則に準じた取り扱いに努めている。

◇PTA（育友会）会計について

「岐阜県立〇〇学校 PTA（育友会）会計事務取扱要領（案）」によれば、以下の事項について校長、教頭、教員、職員（事務部長等）に対して、以下の事務処理を求めている。

- 校長は会計事務について、適正に処理を行い、会計処理の経過及び結果について会長に報告する責任を負う。
 - 事務部長等、及び教頭は会計事務の適正な処理に関して校長を補佐する。
 - 校長は、「PTA 会計運営連絡委員会」、「PTA 会計契約審査会」を設け、教職員を構成員に含める必要がある。
 - ①契約事務、②資金前渡及び立替事務、③支払事務は公費に準じた処理を行う必要がある。
 - 予算・決算事務、収入・支出（支払・出納）事務、物品購入・管理事務等において、校長までの決裁を受ける必要がある。
 - 預貯金口座の印鑑は事務部長等が保管する必要がある
- また、会計事務をはじめとする諸事務は学校において行われ、PTA 会費の徴収は県システムを使用している。

◇学校徴収金会計について

「岐阜県立〇〇学校学校徴収金事務取扱要領（案）」によれば、以下の事項について校長、教頭、教員、職員（事務部長等）に対して、以下の事務処理を求めている。

- 学校徴収金について、校長は適正に処理を行い、会計処理の経過及び結果について保護者に報告する責任を負う。
 - 校長は学校徴収金の取扱い全般について責任を負う。
 - 事務部長等、及び教頭は学校徴収金の適正な経理、運営に関して校長を補佐する。
 - 校長は、「学校徴収金運営委員会」、「学校徴収金契約審査会」を設け、教職員を構成員に含める必要がある。
 - ①契約事務、②資金前渡及び立替事務、③支払事務は公費に準じた処理を行う必要がある。
 - 預貯金口座の印鑑は事務部長等が保管、通帳は教職員が保管する責任がある。
- また、会計事務をはじめとする諸事務は学校において行われ、学校徴収金の徴収は県

システムを使用している。

以上、私費については、教育財務課が主体となっており、その取扱いの適正化を進めている。当該私費は公費ではないものの、学校運営にとって欠かさない経費であり、会計事務をはじめとする諸事務の執行責任は校長及び教職員が負っていることや、金額的重要性やその事務負担量を考慮した場合、私費会計事務を本外部監査の対象範囲に含めることは、本外部監査の目的である地方自治法第二十四条及び第十五項の規定の趣旨を決して阻害するものではない。

また、県下統一の公費と私費の明確な使い分け等に関する規定類が無いために、監査の過程で本来公費にて負担すべき経費を私費で負担している事例も散見されたことから私費の一部は準公費としての性格を有するものが観察されたこと、他の包括外部監査対象団体の過去の包括外部監査にても私費を監査対象に含めている事例が観察されたことから、本外部監査の対象とした。

教育委員会及び学校長をはじめとする学校関係者には監査に快くご協力いただいたことに心より感謝の意を表したい。

公費及び私費が効率的かつ効率的に利用されることにより、岐阜県の学校教育のさらなる充実が図られるよう今後期待したい。

第3. 県立高等学校及び特別支援学校の支出事務等に関する事項

1. 非常勤専門職等管理システムについて（意見）
(1) 概要

非常勤専門職等管理システム（以下、「管理システム」という。）とは、各所属で雇用している非常勤専門職及び日雇用職員（以下、「非常勤専門職等」という。）の基本情報、雇用条件、勤務実績等を入力することで報酬・賃金の支給額、各種控除金の計算などを誰でも簡単に行うことができることを目的として開発したシステムである。岐阜県では、非常勤専門職等の毎月の報酬・賃金の支給額、各種控除額の計算等については、「システム化・集中処理による効果が期待される事務」とされ、平成 19 年度より管理システムの試行的運用が始まり、現地機関には平成 22 年度より導入されている。

なお、管理システム導入にあたって期待していた効果として、以下がある。

- 非常勤専門職等の報酬・賃金の支給額の計算等については、システム化することにより、正確な報酬・賃金支給額の計算が可能となる。
- 社会保険料等の計算、所得税の計算、年末調整などを一元的に処理することができる。
- 事務担当者の業務負担の軽減を図ることができる。

複数の県立学校を往査した際には、管理システムの利用状況について管理システムを利用して回答する学校がある一方、利用していないと回答する学校もあり、学校間で異なる状況があると思われた。そこで、管理システムの利用度について網羅的に検証するため、監査範囲内の県立学校及び教育事務所（以下、「学校等」という。）全 84 箇所に対しアンケートをとり、全件回答を入手した。回答結果は以下である。

（質問 1）

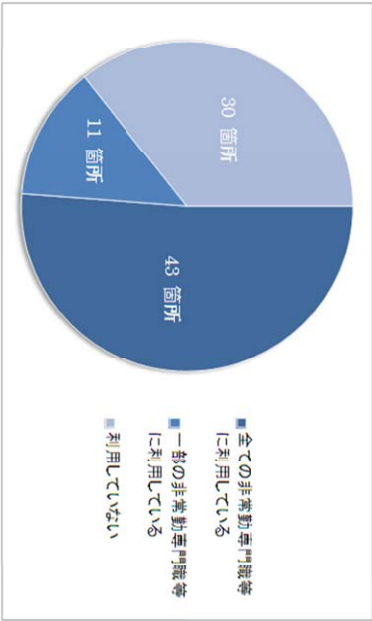
非常勤専門職等を雇用しているか。

この質問については、全ての学校等で非常勤専門職等を雇用しているとの回答を得た。

（質問 2）

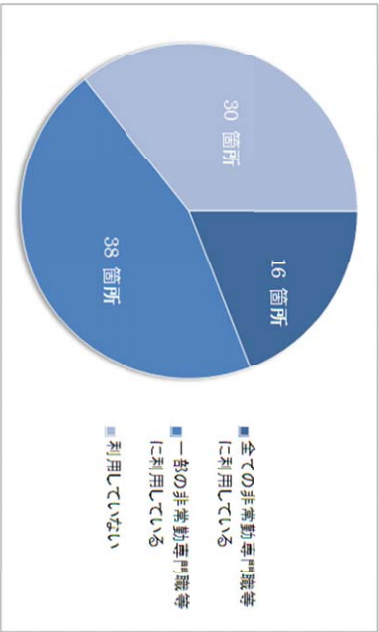
（質問 1）にて「非常勤専門職等」を雇用していると回答した学校等のうち、管理システムを利用しているか。

■ 質問 2 の回答結果



上記アンケートにつき、管理システムを所管する総務事務センターにより、外部監査人のアンケートとは別に再度学校等にアンケートを行い、その結果は、以下であった。

■ 質問 2 について、総務事務センターによるアンケート結果



上記結果の相違は、当初外部監査人がアンケートを行った際に、学校等でシステムの利用対象となる非常勤専門職等の捉え方が異なったためであった。そこで、総務事務センターにおけるアンケートでは、対象となりうる全ての非常勤専門職等を対象に

実施し、上記結果を得た。

なお、外部監査人がアンケートを行った際に、「一部の非常勤専門職等に利用している」「利用していない」を選択した学校等の理由は下記であった。

- (少人数のため) 管理システムを利用するよりも既存の表計算ソフトを使う方が効率的である。(21件)。
- 過去から利用していない。(3件)／利用の仕方がわからない。(2件)
- 税額等が正しく計算できない。(1件)※1
- 外国語指導助手の場合、管理システムを利用できない。(3件)※2
- 管理システムの処理が事務担当者の業務スケジュールに合わず利用できない。(3件)※3

上記理由のうち※1～※3については、総務事務センター担当者より以下の説明を受けている。

※1 税額等が正しく計算できない。

給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理する場合、月額表の甲欄を適用する給与等については「電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法を定める財務省告示」を用いて源泉徴収税額を求めることができる特例が設けられている。一方、この回答を行った事務担当者は、当該特例について認識がなかった。なお、管理システムの操作マニュアルにも、当該特例を適用する旨が記載されている。

※2 外国語指導助手の場合、管理システムを利用できない。

外国語指導助手のうち平成 24 年 3 月 31 日以前に採用された者については、所得税及び住民税が控除された手取額を 30 万円とする旨定めがあり、通常の給与計算方法とは異なり逆算して報酬支給額を計算する必要がある。一方、管理システムにおいてはこのような計算機能を備えておらず、利用できない。

なお、総務事務センターからは、平成 24 年 4 月 1 日以降に採用された者については、管理システムで対応しているが、それ以前に採用された者(県内で 10 名程度)は管理システムでは対象としていないとの説明を受けた。

※3 管理システムの処理が事務担当者の業務スケジュールに合わず利用できない。

管理システムは各非常勤専門職等の勤務実績を登録した翌日に帳票出力ができることになっているが、当該事務担当者は勤務実績を計算した当日に処理をしたいと考え

ており、別途独自に計算しているとのことであった。よって、非常勤専門職等に対する報酬・賃金の支給日に対し、管理システムを利用することにより間に合わないということではないとの説明を受けた。

(2) 監査の結果

上記(質問 2)において、管理システムを利用していないとの回答をした学校等の理由として、「(少人数のため) 管理システムを利用するよりも既存の、表計算ソフトを使う方が効率的である。」ことを挙げている。この回答のように、業務の効率性だけを考えた場合には、管理システムを利用しないことも考えられる。

しかし、報酬・賃金の計算であることから、まずは正確な計算を目指すべきであり、管理システムを積極的に利用すべきであると考ええる。特に近年、社会保険料や労働保険料の料率は定期的に見直しが行われていることから、各自が利用している表計算ソフト等にこのような見直しを反映できていない場合には、計算を誤る可能性もある。

さらに、「利用の仕方がわからない。」という回答があったこと、及び実際に報酬・賃金計算を行う事務担当者から※1～※3 といった回答があったことから、管理システムに対する理解が不足しているながら業務を行っている事務担当者がいることもわかった。

管理システムに対し理解不足がある中で業務を行うことは、誤りを引き起こす要因となることから、教育委員会により管理システムへの理解向上及び利用の促進を図るべきであると考ええる。

2. 講師(常勤・非常勤)の採用について(意見)

(1) 概要

岐阜県に教員として採用されるためには、1 年に一度実施される岐阜県公立学校教員採用選考試験等の採用選考試験を受験し、合格することで本務教員(※1)として岐阜県に採用される必要がある。

また、講師(常勤・非常勤)(※2)が採用されるためには、教育委員会教職員職が作成した「講師名簿(教科順)」の中から、各学校に勤務してもらいたい方を各学校長がピックアップし、学校単位で面接等を実施し、勤務可能と判断されれば採用される。

ここで、「講師名簿」とは、教員免許状は取得しているが、定年ややむを得ない事情により退職した方、採用選考試験では採用されなかったが、教育の現場で働く意思のある方が、「岐阜県教育人材バンク」に登録し、その登録されている方を一覧にしたものである。

本務教員は、採用選考試験に合格したのち岐阜県に採用されることとなるが、講師(常勤・非常勤)は各学校長の面接により採用されることとなり、採用過程に違いがあるが、

特に常勤講師の実際の業務内容については、ほぼ同様である。また、講師（常勤・非常勤）の方は、最長 1 年の雇用契約であるが、継続して勤務してもらうかの決定も学校長の判断で行っている。

(2) 監査の結果

各学校に配置される教員の数は、一部加配もあるが、原則各学校のクラス数に応じて一律に配置されるものである。しかし、特別支援学校や単位制高校などの学校の場合によって、配属された教員のみでは不足する場合があります。その場合には教員のほかに講師（常勤・非常勤）を採用する必要がある。常勤講師の割合が比較的多い学校は、教育の質にばらつきが生じる可能性がある。また、講師（常勤・非常勤）の採用及び契約更新の決定については、各学校長に一任されていることから、採用等の公平性が保たれているか問題となる。

したがって、講師（常勤・非常勤）を採用する場合には、教育の質を一定に保つよう今後も注意するとともに、採用及び契約更新の決定が公平になされていることを確認するためにも、採用及び契約更新の過程に教育委員会がさらに積極的に関与するよう、努めていただきたい。

■平成23年度 住查した学校別の教職員数の状況

学校名	課程	本務教員数合計 (A)	講師数合計 (B)	講師割合 (B)/(A)
岐阜商業高等学校	全日制・定時制	78	6	7.7%
多治見工業高等学校	全日制	54	9	16.7%
大垣特別支援学校	・	125	41	32.8%
岐阜農林高等学校	全日制	57	1	1.8%
岐阜高等学校	全日制	61		0.0%
岐阜工業高等学校	全日制・定時制	88	8	9.1%
東濃フロンティア高等学校	定時制	32	4	12.5%
彦田清風高等学校	全日制	57	4	7.0%
飛騨高山高等学校	全日制・通信制	97	8	8.2%
郡上高等学校	全日制	55	5	9.1%
大垣桜高等学校	全日制	40	2	5.0%
可児特別支援学校	・	84	23	27.4%
中津高等学校	全日制・定時制	45	5	11.1%

※1 本務教員：採用選考試験を受験し、教員等として岐阜県に採用された方
※2 講師(常勤・非常勤)：人材バンクに登録し、学校長の面接等により採用された方

3. 飼料の購入について（飛騨高山高等学校）（意見）

(1) 概要

飛騨高山高等学校の生物生産科では、家畜の生産を行っており、大動物（牛）の飼料の購入については、一般競争入札により単価契約を行っている。
入札にあたっての品目等の仕様書は以下である。

（単位：kg）

品目	規格	購入予定 数量
一般ふすま	—	3,600
牛育成用飼料	哺乳期用	1,300
牛育成用飼料	育成用	18,000
牛育成用飼料	前期	24,000
牛育成用飼料	後期	32,000
代用乳 A	粉末	100
代用乳 B	粉末	500
ネットワラ	中国産 A級品	18,000
スーダン乾草	A級品 細めのもの 繁殖・育成用	30,000

入札結果：

名称	入札金額（円）	
A組合	7,106,793	落札
その他入札者なし		

(2) 監査の結果

競争入札の目的は、入札者間の競争により、適正な予算執行を行うことにある。
当該契約は単価契約であることから、電子調達の適用除外であり、一般競争入札により契約者を決定している。一般競争入札を実施した結果、入札者は上記 1 社のみであり、競争入札の目的である、入札者間の競争が必ずしも達成されていないと考えられる。

この要因の 1 つに、多品目にわたる飼料を一括して調達していることがあげられるのではないかと考えられる。

そこで、飼料品目をそれぞれ分けて一般競争入札を行い、他の事業者も容易に参加できるようにすることにより、一般競争入札の目的が達成されると考えられる。

契約にあたっては、それぞれに合った方法で契約者を選定するべきであり、画一的に定めることはできないため、各契約に応じ、適正な予算執行を考えたいうえで最適な方法を選択するべきである。

4. 入札の見積もりの精度について (岐阜農林高等学校) (指摘)

(1) 概要

平成 23 年度の指名競争入札された取引について資料を閲覧したところ、鶏用飼料の入札において積算額と実際の入札額が大きく乖離していた。積算額と平成 22 年度実績を比較しても乖離率は高かった。

大きなかい離が生じた原因としては、2 月の入試の時期には校舎内での入札が行えず、入試終了後に入札を行うことから、入札が不調となった場合、次の入札まで 10 日かかり、滞りなく入札を成立させるため、積算額を高めに見積もっていた。なお、積算方法は平成 22 年度の積算額から現在まで変更されておらず、平成 23 年 4 月時点の実績や平成 23 年度の平均実績資料を作成していたものの、平成 24 年度の積算額の算出には反映させておらず、積算単価ベースで実績と 10 円近く高値に乖離しており、金額として 50 万円以上乖離していた。

(2) 監査の結果

積算額には、価格の上昇見込みや過去実績を踏まえることが必要である。しかし、当該事例では過去の実績結果を把握・集計しているものの過去の実績結果を踏まえることなく、過去の積算額をそのまま使用していた。毎年実施される入札において、前年度の積算額と最低入札額との乖離率が一定以上生じた場合には、過去の積算方法の見直しを行う等のルールを作る必要がある。

(単位：千円)	
予定価格 (=積算額)	入札額
×,×××	1,965

		(単位：円)	
	平成23年度 予定単価	平成23年 4月実績	平成23年度 平均実績
成鶏	××,××	46.09	46.78
幼びな	×,×××,××	1,012.20	1,034.25
大びな	×,×××,××	856.80	859.95

※ 入札は3種類まとめて入札処理されている。
※ 平成23年度平均は平成23年4月～平成24年1月のデータ
※ 予定価格及び予定単価は非公表のため、数値は伏せている。

5. 入札の方法について (岐阜農林高等学校) (意見)

(1) 概要

飼料の購入契約について一般競争入札のうえ単価契約を行っている。当該契約書には、「契約締結時において予想することのできない経済情勢その他の情勢変化により物価変動を生じ、そのため契約単価が著しく不適当であると認められるときは、協議して契約単価を変更できる」とされている。

飼料の購入単価は、ほぼ毎四半期、単価変更されており、この変更が、「契約締結時において予想することのできない経済情勢その他の情勢変化・・・」に該当するかは、

変更のサイクルが短いことから疑義があり、契約締結後に頻繁に単価変更が可能であれば、競争入札の原理が機能しないと考える。

(2) 監査の結果

指名競争入札の意義を保持し、1 年契約によるスケールメリットとコスト削減を達成するのであれば、安易な単価変更は厳格に制限するべきである。価格変更を行うことを認めるのであれば、競争原理に立ち返り変更毎に入札を行う必要があると考える。

6. 指名競争入札について (岐阜農林高等学校) (意見)

(1) 概要

飼料の購入による入札について、現在 3 種類もしくは 5 種類の飼料をまとめて入札を行っているところ、複数の者 (4～5 名) を指名するものの辞退者が発生し応募者が 2 年連続で 1 者だけとなってしまっているため、結果実質的には随意契約となっている。

(2) 監査の結果

複数の飼料をまとめて入札する手段もコスト削減の観点からは、決して間違いではないが、結果、業者が多数参加出来ないような入札であれば、競争原理は働いていないと見え、業者が多数参入できるように最小の単位で入札することにより競争原理を働かせるか、もしくはは最小の単位に区分しても入札業者が 1 者となり随意契約になるのであれば、電子調達に切り替えることも検討すべきであると考える。

7. 特殊勤務手当の支給間違いについて (中津高等学校) (指摘)

(1) 概要

週休日等に部活動を行った場合や修学旅行の引率等を行った場合には、通常の給与とは別に特殊勤務手当が支払われることとなっている (岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 20 条第 2 項)。

これは、職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別な配慮を必要とするものに対し、その勤務した実績に応じて次のとおり支給されるものである。

- ア. 小・中学校において 2 の学年を 1 学級として担当する業務
- イ. 全日制又は星間の定時制と夜間の定時制との業務
- ウ. 本務以外に通信教育の添削指導を行ったとき
- エ. 本務以外に通信教育の面接指導を行ったとき
- オ. 学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務

カ．修学旅行、林間学校等（学校が計画実施するものに限る。）で児童・生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの キ．学校体育団体、教育研究団体等の主催する競技会等において、児童・生徒を引率して行うもの（学校が直接計画。実施するものに限る。） ク．学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童・生徒に対する指導業務で、週休日等に従事した時間が引き続き 2 時間若しくは 4 時間であるとき ケ．週休日等において高等学校の入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務 コ．主任等の業務を行う教員（教育業務連絡指導手当） サ．農業に関する学科を置く高等学校に勤務する職員が、教育指導業務として農作物等の病害虫防除のために行う農薬の散布作業に従事したとき 上記に該当した場合には、該当する金額の特殊勤務手当が支給されることとなる。 (2) 監査の結果 特殊勤務手当の支払に関して、中津高等学校で、一件支給誤りが発見された。それは、東海高等学校体育連盟が主催する陸上の大会について、第 6 号（対外運動協議等指導手当）『上記、キに該当』で支払われるべきところ、第 7 号（部活動指導手当）『上記、クに該当』で支給されていた。 東海高等学校体育連盟が主催する陸上の大会への帯同も、岐阜県が主催する大会への帯同と同様に第 6 号手当を支給すべきであり、第 7 号手当で支給されるのは誤りである。 今回のケースは、担当者の認識であり、支給される手当の要件について、周知・徹底を図ることが必要である。 また、当該特殊勤務手当が支給されるまでに、特殊勤務実績簿において、上長のチェックがなされ、給与システムに登録する際にも上長のチェックがなされているが、今回の間違いが発見されなかったことは、相互牽制機能が十分に機能していなかったと言わざるをえない。したがって、今後、上長がチェックを行う際には、相互牽制の一層の強化を図るためにも慎重に内容確認を行うべきである。 8. 電子調達について（岐阜工業高等学校）（意見） (1) 概要 岐阜県においては予定価格が 3 万円を超える案件については、建設工事等の請負以外の調達を行うときは、原則として電子調達を行うこととしている（岐阜県電子調達システム事務処理要領第 4 条）。電子調達の目的は、入札に係る一連の業務をインター	ネットを介して電子的に行うことにより、入札業務の迅速化・効率化を図ることにある。 (2) 監査の結果 電子調達の利用が全体の 20%程度に留まっている。 入札業務の効率化、経済効率、発注の計画化の促進の観点から、電子調達の利用度を更に高める必要がある。
---	--

第4. 県立高等学校及び特別支援学校の物品管理に関する事項

1. 自動体外除細動器（AED）設置場所について

(1) 概要

自動体外除細動器（以下、「AED」という。）とは、心室細動の際に使用し、心臓に電氣的なショックを与えることを目的とする医療機器である。AED については、厚生労働省より平成 16 年 7 月に救命の現場に居合わせた市民による使用の取扱いが示されて以降、国内において急速に普及している。これを受けて、岐阜県教育委員会においても、「重点目標 3 安心して学べる教育環境づくり」の中の、「4. 学校の安全確保の推進」の 1 項目として、「心肺停止時における救急救命の観点から、県立高等学校や特別支援学校に AED を設置する」ことを目標に掲げている。

上記指針に基づき、現在、県立高等学校や特別支援学校において AED が 1 台～2 台設置されている。AED を迅速に使用するために適切な箇所に設置することが重要である。

日本循環器学会 AED 検討委員会及び日本心臓財団は、AED の具体的設置・配置基準に関する提言を発表しており、配置にあたって考慮すべき点を下記のように列挙している。

- 心停止から 5 分以内に除細動が可能な配置
 - わかりやすい場所
 - （入り口付近、普段から目に入る場所、多くの人が通る場所、目立つ看板）誰もがアクセスできる
 - （カギをかけない、あるいはガードマン等常使用できる人がいる。）
 - 心停止のリスクがある場所（運動場や体育館など）の近くへの配置
 - AED 設置場所の周知
- （案内図への AED 配置図の表示等）

(2) 監査の結果

- ① AED の設置方法について（岐阜工業高等学校、大垣桜高等学校、中津高等学校）（意見）

岐阜工業高等学校、大垣桜高等学校、及び中津高等学校の AED は、体育館内の体育職員室内に、AED 室外設置用ボックスを使用しないで備え置いている。室内に設置している理由は、人目が多い場所に設置することによる悪戯等を懸念していることであった。しかし、AED の使用は常に緊急性を有するため、室外に設置するなどして、機器へのアクセスを改善しなければならない。

現在、室外設置作業の検討を行っているとのことであるが、明日にでも AED を使用すべき緊急の場面が訪れる可能性があるため、早急に対応するべきである。

また、県担当課も設置場所の指導とその周知徹底をするべきである。

また、高等学校においては、休日も含め一般開放されることはほとんどないとのことではあるが、生徒及び教職員がその主たる対象者であることから、AED 設置場所についてはその場所が分かるように掲示し、体育や全校集会などの機会をとらえて周知を図り、緊急の際に速やかに使用できるよう配慮することが望ましい。

② AED の設置台数について（大垣特別支援学校）（意見）

大垣特別支援学校では、AED が設置されている本校舎から離れた場所に北校舎が存在する。北校舎において、AED が必要となる状況が発生した場合に、本校舎に取りに行つて実際に使用するまでの時間は、最低でも 10 分は要すると考える。上記、日本循環器学会 AED 検討委員会及び日本心臓財団における、AED の具体的設置・配置基準に関する提言では、心停止から 5 分以内に除細動が可能な配置にすべきであると謳っていることから、北校舎など離れた場所に校舎がある場合は、追加して設置する必要がある。

2. 学校開設時の備品不足について（可茂特別支援学校）（指摘）

(1) 概要

岐阜県策定の「子どもがやきプラン」では、平成 20 年 4 月の段階で、整備候補地やスケジュール等が決定されていない岐阜南部地域、飛騨南部地域、飛騨北部地域の特別支援学校整備について具体的整備計画を策定している。「第 3 部 岐阜県教育関連施策の概要 第 3. 子どもがやきプラン」記載のとおり、平成 25 年度以降、新設特別支援学校を 4 校開校する計画である。当該スケジュールに沿って学校運営に必要な備品整備も行っていく。

(2) 監査の結果

可茂特別支援学校は平成 23 年 4 月開校をめざし準備のための開設準備室を設置し、必要な備品の要求申請をしていたものの、児童生徒数の見込が甘く、実際には計画以上の児童生徒数が就学し、申請手続に反映することができなかった。そのため、開校時には掃除道具、図書及び教卓等の必要な備品が揃っていない状況であった。

開校後、他部室からの管理換えや寄贈等によって、一定の備品を整備することができたが、依然として不足する備品について、平成 23 年度学校管理運営費の令達要求で教育財務課に予算要求している（下表参照）。

■平成23年度 要求備品一覧（一部）			
品目	必要数	金額	（千円）
収納棚	40		3,053
作業台	40		2,352
会議用机	30		2,290
教習用机	35		1,929
スチール書庫	14		1,068
渡り廊下用ベント	1		504
その他	-		2,226
合計			13,424

本来、開校時に必要な備品は全て揃えるよう準備するべきであり、開校後に備品不足が発覚し、対応するような事態は避けなければならない。

平成 25 年度以降の新設特別支援学校開校の際、本校のように開校時に備品不足が起きないようにするため、本校での経験を踏まえて、手順書やチェックリストを作成するべきである。

開校前には将来の児童生徒数の見込みをより早く、正確に行うことも望ましい。その上で、必要な備品のイメージを持つため、「ロケーション毎に必要な備品は何か？」といった観点から下記に示したような必要備品チェックリストを作成し、開校後の備品の使用をイメージすることが望ましい。

■必要備品チェックリスト（例）				
ロケーション	必要品目	必要数量	実際購入数量	備考
図書室	本棚	10		
"	図書（絵本）	100		
"	図書（小説）	100		
教室1	教壇	1		
"	生使用机・椅子	5		
"	棚	3		
教室2	教壇	1		
"	生使用机・椅子	5		
"	棚	3		
廊下1	10mベント	1		
"	時計	5		重要度 高

3. 体育館及びグラウンド貸出手続について（東濃フロンティア高等学校）（意見）

(1) 概要

行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい（地方自治法第 238 条 4 項）、県立学校の体育館及びグラウンドも該当する。

行政財産は、その管理及び処分について原則として制限されるが、行政財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において、使用を許可することができる（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項、岐阜県公有財産規則等）。

また、行政財産は、本来の用途又は目的を妨げない限度において、貸し付けすることができる（地方自治法第 238 条の 4 第 2 項、岐阜県公有財産規則等）。

(2) 監査の結果

東濃フロンティア高等学校では、近隣の県立特別支援学校や少年野球チームに対し、体育館及びグラウンドの貸与を行っている。借主は、「岐阜県公有財産規則」等の規定に従い、行政財産使用許可申請書を現地機関である本校に提出し、学校長の許可を経ることにより使用している。

本校が用いている行政財産使用許可申請書は、「岐阜県公有財産規則」に掲載されている様式を利用しており、使用許可物件、使用目的、使用期間及び使用料が記載されている。一方、事故等が発生した場合における本校と借主との責任分担関係については記載されていない。

ここで、「岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領」では、許可権者において管理上必要がある場合には、その他の条件を加えることができる旨規定されている。事故等の発生を考えた場合、本校が管理不能な責任まで負担しないためにも、責任関係を明示した記載を追加することが望まれる。

4. 図書室所在書籍の実地棚卸方法について

(1) 概要

県立学校では、図書室の書籍を対象として実地棚卸を毎年度行っている。一般的に実地棚卸の目的は、現物の実在性を確認するとともに、資産台帳の正確性を担保することである。

(2) 監査の結果

① 実地棚卸の網羅性と実地棚卸要領について（岐阜高等学校）（指摘）

岐阜高等学校では、開架所在書籍は全て図書管理ソフトに登録し、実地棚卸を行っている。但し、書庫所在書籍は部分的には図書管理ソフトに登録しているものの、大部分は紙台帳で図書管理を行っており、実地棚卸も行っていないかった。

実地棚卸の目的は、現物の実在性の確認にあるため、図書管理ソフト登録の有無に関わらず、全書籍を対象として実地棚卸を行うべきである。

図書管理ソフト登録は漸次進めるとのことであるが、図書管理ソフトによる書籍検索は、書籍利用を促進できるメリットもある。書籍の有効利用のため、順次、全書籍を図書管理ソフトに登録するべきである。

さらに、岐阜県は図書室所在書籍の実地棚卸方法に関する全校統一の実施要領は作成していない。県立学校すべてにおいて、図書の実地棚卸が同一水準で適

正に実施されるよう、実施要領を作成し、周知するべきである。

② 実地棚卸の未実施について (郡上高等学校、大垣校高等学校) (指摘)
郡上高等学校では、7～8年前に図書管理ソフトが何らかの理由で故障し、登録データが破損したため、書籍の実地棚卸が行われていなかった。

また、大垣校高等学校では、平成23年度に図書管理ソフトを導入したため、図書の登録が遅れており、往査時点で、全書籍の約4分の1が登録されておらず、書籍の実地棚卸も行われていなかった。

実地棚卸の目的は、現物の実在性の確認にあるため、図書管理ソフト登録の有無に関わらず、全書籍を対象として実地棚卸を行うべきである。

5. 学校敷地内の自動販売機設置について (意見)
(1) 概要

行政財産である県立学校の敷地は本来の用途又は目的を妨げない限度において、使用許可及び貸付が可能である。(「3.体育館及びグラウンド貸出手続について (東濃フロンティア高等学校)」参照)

岐阜県では、行政財産を有効活用し、歳入確保を図る目的で、県有施設の自動販売機設置に係る公募制を平成22年度から順次導入しており、一般競争入札で落札した事業者と地方自治法238条の4第2項の規定に基づき、土地又は建物の賃貸借契約を締結している。

各県立学校においても、一部を除き公募制を導入し、自動販売機設置に係る賃貸借料を事業者から徴収している。

■ 往査先学校自販機設置場所貸付状況

NO	学校名	貸付期間	貸付面積 (㎡)	賃貸借料 (年額)	賃貸借料 (総額)
1	中津	H24.1.1～H26.3.31	4.0	968,620	2,179,179
2	多治見工業	H23.1.1～H26.3.31	11.7	42,000	126,000
3	岐阜農林	H22.10.1～H26.3.31	5.0	824,460	2,061,150
4	岐阜農林	H22.10.1～H26.3.31	1.5	21,000	62,500
5	岐阜農林	H22.10.1～H26.3.31	4.5	2,008,020	5,020,050
6	岐阜農林	H23.4.1～H26.3.31	1.5	99,999	199,999
7	飛騨高山	H22.10.1～H26.3.31	2.8	571,200	1,428,000

(単位：円)

岐阜県では、「自動販売機の設置に係る公募要領」を制定し、設置事業者の選定方法等を規定している。当該要領では、一般競争入札の賃貸借料の予定価格は「岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例」に準拠することとされている。

(2) 監査の結果

公募制導入の趣旨は、行政財産を有効活用し、歳入確保を図ることである。往査先学校での一般競争入札の状況は落札額の大きな案件もあり、公募制導入の目的を達しているといえる。

現行制度上、予定価格は「岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例」に準拠して算定される。予定価格の算定方法は、土地及び建物の財産台帳価格に一定割合を乗じる方法によっている。

しかし、監査対象とした往査先学校での入札7件中、落札金額を予定価格で除した倍率が最低2倍から最高236倍と広く分布している。これは、入札案件によって予定価格と比較して落札金額が著しくばらついていることが原因である。

当該事実は、現行制度上の予定価格及びその算定方法が近隣の賃貸借料相場の実態を適切に反映したものでないことを間接的に実証している。

仮に入札業者が予定価格をわずかに上回る価格で落札した場合、下記の問題があると考える。

- 県は賃貸借料の獲得機会を逃し、公募制導入の目的を達しえない。
- 落札した業者は低い負担で自動販売機を稼働することができるとため、県が特定の民間業者に多くの利益を稼ぐ機会を与えてしまう。

近隣の賃貸借料相場の実態を適切に反映した予定価格の算定が望まれる。

6. 避難物資や備品の保管について (指摘)

(1) 概要

文部科学省は、ホームページの“学校等の防災体制の充実について”において、「学校は教育施設であるが、災害が発生した場合、学校が避難所として重要な役割を果たすことが予想される。災害時における教職員の第一義的な役割は児童等の安全を確保するとともに、学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことにあると考えられ、また、避難所は本来的には災害対策担当部局が運営の責任を有するものである。」と掲載している。

岐阜県立学校の多くは、市町村との覚書において非常災害時の避難場所として指定されているのに対し、非常災害時において必要な物資や備品の保管がなされていない。

(2) 監査の結果

岐阜県立学校は、市町村との覚書の中で、非常災害発生時の毛布や食料等の備蓄は、市町村側に義務があり、特に学校側として義務はなかった。一部の学校では、保護者

の理解を得て私費会計の中から、生徒及び教員の人数分、もしくは最低限の物資や備品を保管している学校もあった。

岐阜県立学校は、非常災害時に備えて、学校防災マニュアル等を改善するなかで保護者の理解をもって、帰宅が困難等となった生徒等に対する方策を講じることが必要である。

① 中津高等学校の取組み

本校立地内の防災倉庫に被災時の用具類（長靴、寝袋、タンク、自家発電機、担架、スリッパ、懐中電灯、薬箱等）が保管されている。

当該用具類は、東海大地震を想定して、十数年前から整備している。当初整備財源は果費負担か私費負担か不明であるが、その中で薬品類に関しては、毎年通常経費で購入し補充している。

本校が指定避難所として有効に機能するための試みとして評価できる。

② 大垣桜高等学校の取組み

東日本大震災以降、災害が発生時の食料及び備品備蓄の必要性が注目されている。事業会社でも帰宅困難者を想定した備蓄準備が進んでいる。学校でも立地によっては、帰宅困難者のための備蓄が必要となると考える。

本校は、岐阜県が進める防災教育推進事業の推進校（県立学校 6 校のうちの 1 校）として平成 24、25 年度の指定を受けており、地域連携等の体制作りを進めている。

本校の立地は、長良川と揖斐川の一級河川に囲まれている。大規模な震災が発生し、両河川に架かる橋梁が落ちるような事態では、本校生徒が帰宅困難者になる可能性がある。そのような事態を想定し、東日本大震災後、本校独自の取組みで 3 日間の食料、水、簡易寝袋及び簡易トイレを全生徒個人別に用意している。準備費用は生徒個人から学校徴収金として徴収しており、立地条件を考慮した試みとして評価できる。

■備蓄品 大垣桜高等学校ホームページより



7. 寄宿舍の利用状況について（大垣特別支援学校）（意見）

(1) 概要

寄宿舍は、遠方に居住しており毎日の通学が困難な生徒が主に利用している。利用日は月曜日から金曜日の授業のある曜日であり、土日は自宅へ帰宅する。

岐阜県においては、平成 17 年度時点では、特別支援学校の設置数が少なく（12 校）、特に西濃地区には、大垣特別支援学校しかなかった。

しかし、平成 18 年度策定の「子どもがやきプラン」の推進により特別支援学校の設置が進められた。その結果、西濃地区には、平成 20 年度に海洋特別支援学校、平成 21 年度に揖斐特別支援学校が設置され、さらに他の地区においても、平成 20 年度に岐阜本巣特別支援学校が設置され、大垣特別支援学校へ通学する生徒数が減少し、寄宿舍を利用する生徒数も減少している。

(2) 監査の結果

大垣特別支援学校の寄宿舍の利用状況は、他の地域に特別支援学校が設置されたため、利用者が少なくなってきた。

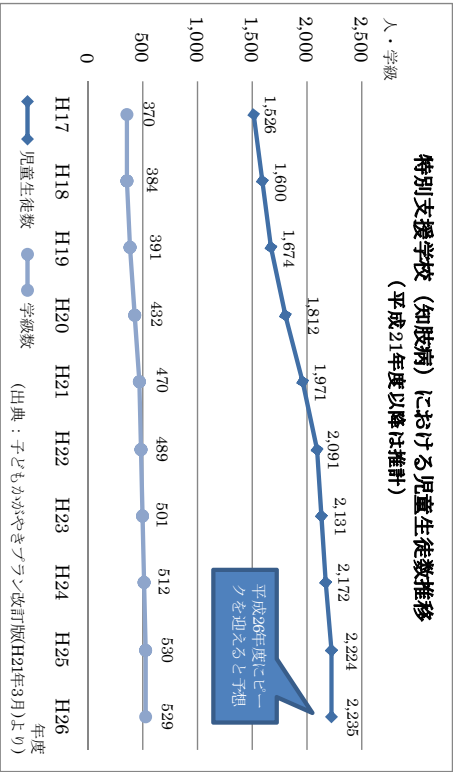
寄宿舍には、男性用の部屋が 13 部屋と女性用の部屋が 10 部屋の計 23 部屋（最大一部屋 4 名利用可）ある。寄宿舍の利用が多かった平成 11 年度においては、男性が 30 名、女性が 19 名の計 49 名の利用があり、すべての部屋が利用されていた。しかし、平成 24 年 5 月 1 日現在では、男性 14 名、女性 2 名の計 16 名の利用に留まっており、女性用の部屋が 8 部屋使用されていない状況である。

特別支援学校に通う生徒自体は増加しており（子どもがやきプラン改訂版によると平成 26 年度には 2,235 人とピークを迎えると想定されている。）、今後考えた場合、寄宿舍を完全に無くせるものではないが、例え、一時的に不足教室の補完として利用することや通学者や他校生並びに入舎希望の児童生徒の生活自立を支援する宿泊体験の場として利用すること、希望する保護者や職員等の宿泊体験の場として利用すること等、効率的な利用方法について検討すべきである。

8. 教室の不足について（大垣特別支援学校）（意見）

(1) 概要

岐阜県においては、特別支援学校に通う生徒数自体は増加傾向にあり、平成 26 年度には、ピークを迎えると想定されている。



(2) 監査の結果

生徒数が増加傾向にあることから、教室は不足気味である。大垣特別支援学校においては、もともと特別教室であった教室をカーテンで区切り、使用している教室があった。

教室の増設、分割、寄宿舎の空き部屋の利用等、教室不足を解消できる方策を検討すべきであり、また、少子化により生徒の数全体は将来的に減少することが見込まれるため、遊休化する高等学校の施設の利用等、中長期の展望から施設の有効利用を検討しておく必要がある。

9. 現物実査の方法について

(1) 概要

物品の現物実査は、岐阜県会計規則（以下、「規則」という。）第92条の3に従い、物品と物品一覧表との照合を毎年度1回以上行うこととなっている。

物品の現物実査では、次の事項を確認している。

- 現物と物品一覧表の整合性の確認
- 利用状況の確認
- 維持管理状況の確認

物品実査後、不整合があった場合には現物実査担当者から出納員へ「現物実査報告書」が提出され、出納員は現物実査担当者からの報告を受け、「年度現物実査の結果について（報告）」を実施機関の長である学校長へ報告書として提出することとしている。

(2) 監査の結果

① 現物実査対象の漏れについて（岐阜商業高等学校、飛騨高山高等学校）（指摘）

岐阜商業高等学校では、年に一度の定期的な現物実査は実施されていた。しかし、物品一覧表のうち供用主任者等が「所属長供用」となっていたものについては、物品の現物実査の実施からは漏れており、「年度現物実査の結果について（報告）」作成後に事後的に実施されていた。さらに事後的に行った実査の結果、一部現物の照合確認ができなかったもの、個々の物品に貼る備品整理票貼付が漏れたものがあった。結果的に、先に提出している「年度現物実査の結果について（報告）」は正確さを欠いている。

現物実査実施計画書により実査担当者が決定されているが、この決定により物品管理表のすべての備品が網羅的に担当者に割振られているかを確かめる必要がある。

また、飛騨高山高等学校においても、年に一度の定期的な現物実査は実施されていた。しかし、生物実験室にある高圧滅菌機について、往査時点で未使用状態にあり、物品一覧表に記載されておらず、現物実査の対象外となっていた。使用されていない資産についても、物品一覧表に記載を行い、現物実査の対象とする必要があり、遊休資産として適切に管理する必要がある。

遊休状態で使用見込みがないものは、保管スペース、安全等を考慮のうえ、速やかに廃棄すべきである。

② 現物実査担当者の不適切性について（岐阜商業高等学校）（指摘）

物品の現物実査実施要領によれば、出納員は現物実査担当者及び現場補助者を指定することとなっている。一方、本校では出納員が自ら現物実査担当者となり、かつ「現物実査結果報告書」を作成している。これにより、「年度現物実査の結果について（報告）」の正確性及び信頼性が担保されていない。

出納員は報告書を作成することとなるため、現物実査実施要領に従い、出納員が実査担当をすべきではなく、実査担当者として報告書作成者は別々の者が担当すべきである。

③ 現物実査担当者の不適切性について（岐阜高等学校）（指摘）

現物実査は、実効性を確保するために現物実査担当者は読上者と記録者の2名1組で行うとともに、実査も1回だけではなく、読上者と記録者を交代し、2回実施することが一般的である。

ところが、岐阜県作成「物品の現物実査実施要領」では、実査担当者的人数や方法までの記載はない。さらに、本校の現物実査は、実査担当者1名で行われており、相互牽制がないことから実物検査漏れ、カウント誤り等が発生するリスク

が存在する。 現物実査の実効性を担保するためには、実施人数や方法等の詳細についてマニュアルで詳述し、現物実査を実施するべきである。 ④ 書類保管の不適切性について（大垣特別支援学校、多治見工業高等学校、岐阜県林高等学校）（指摘） 年に一度の定期的な現物実査は実施されていた。しかし、現物実査を実施した際にチェックした書類がすべて事務局に提出されることなく、見つからなかった資産等の結果報告のみ提出されていた、もしくは、チェックした物品一覧表は出納員に提出されていたものの、出納員の補助担当者の異動等の要因が重なり、チェック済み物品一覧表の保管がなされていなかった。その結果、残っていた書類は、チェックの際に見つからなかった資産等の結果報告書のみであり、現物実査の実施過程を確認できなかった。物品の現物実査実施要領の第10「書類の保管」によれば、現物実査により作成する書類は、物品帳簿とともに保管することとされている。 よって、現物実査が適正に行われていることを確認するため、次年度以降、実査担当者が変更になった場合の効率的な実施に役立てるために、適当な期間において関係書類は保管する必要がある。 ⑤ 網羅性未担保の現物実査について（東濃フロンティア高等学校）（指摘） 年に一度の定期的な現物実査は実施されていた。しかし、物品一覧表から現物をあたる方法でのみ現物実査が実施されているため、実際にある現物が物品一覧表に必ず計上されているかについては検討されていない。そのため、「年度現物実査の結果について(報告)」において、不実原因の「2.物品一覧表への登録漏れ」がゼロとなっているが、当該方法による現物実査では確かめることができないはずである。よって、結果的に先に提出している報告書の正確さを欠いているおそれがある。物品一覧表から現物をあたる方法でのみではなく、現物から物品一覧表をあたる方法についても取り入れる必要がある。 ⑥ 現物実査作業シートの統一について（郡上高等学校）（指摘） 「物品管理のため岐阜県会計規則第92条の3の規程に基づき、管理する物品と物品台帳簿との照合を行うこと（以下「現物実査」）」を「物品の現物実査実施要領」第1で定めているが、詳細な現物実査の方法について取り決めがないため、使用している作業シート（物品一覧表を独自に加工したシート）の様式が現場担当者の創意工夫により担当者ごとに様々な様式となっており、様式が統一されていないかった。	学校内で独自のルールのもと、創意工夫を行い、「現物実査」をすることは望ましいが、現時点では担当者ごとの創意工夫に留まっているため、事後的には、担当者以外の人が確認しにくい状況であった。そこで、「現物実査」について事務の効率化及び事後的な検証のために、学校内で「現物実査」の様式を統一し、「現物実査」を実施すべきである。 ⑦ 現物実査の実施期間について（大垣特別支援学校）（意見） 現物実査は、6月中に実施するのが原則であるが、大垣特別支援学校では、教員が忙しく、6月中に実施することは困難なため、延長申請を提出し、平成23年度は平成24年3月9日までかかっていた。 現物実査の終了日が平成24年3月9日というのは、年度末付近まで、現物実査に要しており、適時性に欠けている。 生徒が学校にいる間、付きっきりで対応しなければならない学校の特性上、現物実査に割ける時間が限られるのは理解できるが、ほぼ一年中現物実査の作業を行うことは非効率であり、根本的に実施方法を見直し（例えば、各担当者の確認すべき現物数を調整するなど）、短時間で現物実査が完了できるよう工夫をすべきである。 なお、備品整理票の貼付が徹底されれば、今後現物実査の実施が容易になると考える。 ⑧ 備品の除却漏れについて（大垣特別支援学校）（意見） 大垣特別支援学校では、平成23年度の現物実査の結果によると、平成23年度は59件の除却漏れがあった。 除却漏れ59件は、件数があまりに多く、平成22年度までの現物実査が適切に行われていたかどうか疑念が生じる。 現物実査の重要性を認識し、正確な現物実査の実施・報告・事後処理を行う必要がある。 10. 図書の貸出期間等について (1) 概要 図書の管理・貸出状況を管理するため、多くの学校で図書管理システムを利用している。図書の管理・貸出状況について、学校ごとに2週間程度の貸出期間を設けて、未返却図書については、担当司書から催促が一般的にとられている。
--	---

(2) 監査の結果 ① 異動教職員への図書貸出について (岐阜商業高等学校、岐阜農林高等学校) (指摘) 未返却の図書(貸出日から1年以上超過したもの)が岐阜商業高等学校では36冊、岐阜農林高等学校では55冊あり、貸出先の大半が教職員であった。これは教職員の異動により追跡が困難で返却が滞っていることを原因とするが、果費で購入している以上、返却義務がある。 図書の返却を義務付けるために、教職員の異動の際は、学校長は図書管理担当者に教職員の異動に関する情報が適時に伝わり、返却を教職員に促す仕組み作りが必要である。 ② 長期に渡る図書貸出について (飛騨高山高等学校、郡上高等学校) (指摘) 長期に渡る未返却の図書(飛騨高山高等学校：貸出日から最長で1,400日以上超過したもの、郡上高等学校：貸出日から1ヶ月以上の延長貸出29人、最長期間756日)があり、教職員への貸出図書もあれば、すでに卒業した生徒への貸出図書も存在した。2年以上という貸出期間は異常であり、一部の長期借り受け者については、担任とともに面談など返却のための方策を実施していたものの長期に渡り貸出となっている。 そこで有効性がない場合には、学校長等の協力を得て、面談等を通じて返却する等の方策も検討すべきである。 11. 備品整理票の貼付不備について (多治見工業高等学校、郡上高等学校、大垣特別支援学校) (指摘) (1) 概要 県の備品を適切に管理する目的で、備品整理票を現物に貼付している。また、備品整理票は、備品等の現物確認を実施する際に、備品の管理台帳である物品一覧表と照合するために必要なものであり、備品整理票が貼付されていないと物品一覧表との突合ができなくなる。また、確認ができたとしても、想定以上に時間がかかるなど、効率的な現物確認の実施ができなくなると考えられる。 よって、備品には、備品整理票を必ず添付すべきであるが、現場視察により以下の事項が発見された。 (2) 監査の結果 多治見工業高等学校では、電力応用実習室の備品において、備品整理票の貼付漏れが発見された。さらに備品整理票の貼付漏れが、「年度現物実査の結果について(報告)」において挙げられることなく、その後も貼付されない状態が監査時まで続いていた。 <td> 郡上高等学校では平成23年度の現物実査の結果、備品整理票の貼付漏れが49件あった。現場視察の結果、これ以外にも現在使用されている備品整理票ではなく、古い整理票しか貼付されていないものも散見された。 大垣特別支援学校ではE305、E306室等で備品整理票の貼付漏れが散見された。 県の備品を適切に管理する目的で備品整理票を貼付しているため、備品整理票の貼付漏れや新しい備品整理票が貼っていないものが発見された場合には放置せず、発見時に速やかに貼付することが必要である。また、備品整理票の貼付場所にベラつきがあり、現物実査時に備品整理票の確認に時間を要することと推測される。備品整理票の貼付場所については、ルールを設けて統一すべきである。 12. 未利用資産及び破損備品について (1) 概要 往査した学校での、未利用資産及び破損備品に関して検出事項を以下のとおり記載する。 (2) 監査の結果 ① 破損備品の長期放置について (岐阜商業高等学校) (指摘) 本校では、壊れたままの椅子が多数あり、長期間にわたって放置されている。物品の現物実査の目的には、利用状況、維持管理状況の確認があり、今後の利用可能性がない備品については、現物実査後に不用決定手続きをとるべきである。 しかし、物品を無償にて処分できない現在の環境下においては、処分のコストが予算化されにくいいため、処分計画を作成し、その計画に従い、実際に不用決定を受けたものについては、予算額の確保が必要である。 ② 未利用資産の発見 (郡上高等学校) (指摘) 遊休物品 (食品加工実習室では冷蔵庫・第2本館4Fの製図準備室では写真測量実習装置のパソコン) 及び遊休消耗品 (林業資材実習室に廃棄予定のヘルメット) が校舎内で散見された。 不要となった遊休資産については、保管スペースや安全面を考慮して、他への転用が出来ない場合については早期に処分するべきである。 しかし、物品を無償にて処分できない現在の環境下においては、処分のコストが予算化されにくいいため、処分計画を作成し、その計画に従い、実際に不用決定を受けたものについては、予算額の確保が必要である。 また、写真測量実習装置のパソコンについては、産振予算からの補助を受けるため、新規購入による予算と買換えによる予算とを比較した場合、買換えによる </td>	郡上高等学校では平成23年度の現物実査の結果、備品整理票の貼付漏れが49件あった。現場視察の結果、これ以外にも現在使用されている備品整理票ではなく、古い整理票しか貼付されていないものも散見された。 大垣特別支援学校ではE305、E306室等で備品整理票の貼付漏れが散見された。 県の備品を適切に管理する目的で備品整理票を貼付しているため、備品整理票の貼付漏れや新しい備品整理票が貼っていないものが発見された場合には放置せず、発見時に速やかに貼付することが必要である。また、備品整理票の貼付場所にベラつきがあり、現物実査時に備品整理票の確認に時間を要することと推測される。備品整理票の貼付場所については、ルールを設けて統一すべきである。 12. 未利用資産及び破損備品について (1) 概要 往査した学校での、未利用資産及び破損備品に関して検出事項を以下のとおり記載する。 (2) 監査の結果 ① 破損備品の長期放置について (岐阜商業高等学校) (指摘) 本校では、壊れたままの椅子が多数あり、長期間にわたって放置されている。物品の現物実査の目的には、利用状況、維持管理状況の確認があり、今後の利用可能性がない備品については、現物実査後に不用決定手続きをとるべきである。 しかし、物品を無償にて処分できない現在の環境下においては、処分のコストが予算化されにくいいため、処分計画を作成し、その計画に従い、実際に不用決定を受けたものについては、予算額の確保が必要である。 ② 未利用資産の発見 (郡上高等学校) (指摘) 遊休物品 (食品加工実習室では冷蔵庫・第2本館4Fの製図準備室では写真測量実習装置のパソコン) 及び遊休消耗品 (林業資材実習室に廃棄予定のヘルメット) が校舎内で散見された。 不要となった遊休資産については、保管スペースや安全面を考慮して、他への転用が出来ない場合については早期に処分するべきである。 しかし、物品を無償にて処分できない現在の環境下においては、処分のコストが予算化されにくいいため、処分計画を作成し、その計画に従い、実際に不用決定を受けたものについては、予算額の確保が必要である。 また、写真測量実習装置のパソコンについては、産振予算からの補助を受けるため、新規購入による予算と買換えによる予算とを比較した場合、買換えによる
---	--

予算の方が比較的補助の承認がおりやすいため、意図的に処分を遅らせていた。意図的に処分を遅らせることは事前の予算確保といえる。また、予算確保の目的で遊休資産の保有を助長させる要因になり得るため、不要となった遊休資産については適時に処分すべきである。

③ 未利用資産の発見（大垣特別支援学校）（指摘）

大垣特別支援学校においては、（財）ユースワーカー能力開発協会から、平成 8 年に寄付された「YT 式コンボスト」（当時の時価 3,000,000 円）という備品を保有している。コンボストとは、生ゴミを肥料化する機械のことである。

上記コンボストは、利用時に悪臭が漂い、近隣住民等に迷惑をかけることから、現在利用されずに倉庫に眠ったままとなっており、有効活用されていない。

また、備品一覧への登録区分については、現在「借入」として登録されており、登録内容に誤りが生じている。

今後も引き続き利用見込みがないのであれば、売却又は廃棄を検討すべきである。また、備品一覧の登録区分は「寄付」に変更する必要がある。

なお、その他のパソコン等の備品についても、その利用状況を再度確認し、利用率の低いものについては、需要のある部署や他校への管理換えを検討し、資産が有効的に利用されるよう検討すべきである。

④ 未利用資産の発見（岐阜農林高等学校）（指摘）

岐阜農林高等学校において、故障したパソコン 84 台及びプリンタ 1 台がマルチメディア教室などに廃棄されないままの状態で保管されていた。これらのパソコンは、産業教育振興費国庫補助金を使って整備した備品であり、現在機器の更新を要求しているが、現時点では更新及び処分されずに校内に保管されていたものである。

一般的には、特別な事情がない限り、不要となった遊休資産については、必要に応じて速やかに更新し、保管スペースや安全面に留意して、他への転用が出来ない不要資産については処分すべきものである。

本校では、新規の取得による場合と買換え更新による場合と比較した場合に買換え更新による取得の方が、比較的に上記承認が得やすいこと、また、上記申請中であることから処分せずに保管していたところである。

意図的に処分を遅らせることは事前の予算確保といえ、また、予算確保の目的で遊休資産の保有を助長させる要因になり得るため、不要となった遊休資産については適時に処分すべきである。

13. 物品帳簿の整備
(1) 概要

岐阜県は物品管理のため、岐阜県会計規則第 88 条の 2 に規定する物品帳簿を作成することが義務付けられている。ここで物品とは、備品、消耗品、動物のことをいい、備品とはその形状又は性質を変更することなく比較的長期にわたり使用できる物品のことをいう（規則第 83 条第 1 項 1 号）。ただし、同項の規定にかかわらず、売買契約の予定価額が五万円以下の物品は消耗品として会計処理する（規則第 83 条 2 項 1 号）。そして、備品は物品一覧表、消耗品は消耗品出納簿をそれぞれ備え（規則 88 条の 2 第 1 項）、管理しなければならない。

(2) 監査の結果

① 登録対象範囲について（岐阜高等学校）（意見）

規則第 83 条第 2 項では、「資料としての価値が高いもの」「その他収支等命令者が消耗品として分類することが適当でないもの」について物品一覧表に登録する必要がある。ここで、会計規則取扱要領第 83 条関係第 2 項第 2 号において「資料としての価値が高いもの」とは、例えば、美術品、骨とう品、図書館に所蔵する図書等とする記載がある。

県は「美術品、骨とう品」の明確な定義を持っていないため、物品一覧表への登録基準が曖昧である。

本監査にて、本校を現場視察した際、複数の絵画や書画等が散見されたものの、物品一覧表にはそのような絵画や書画等を登録していなかった。

「一定程度の流通的価値を有する作品（評価額を付することが可能な作品）」は、鑑定評価額等で物品一覧表への登録する意義がある。しかし評価等のために経費が必要となるため、流通的価値を有する作品の全てを評価することが困難な実態がある。

例えば、著名な作者の作品には、鑑定評価を義務付けるといった物品一覧表への登録要件を取りまとめた県立学校で統一した基準を作成し、運用するべきである。

② 数量管理の未徹底について（岐阜商業高等学校）（指摘）

椅子や机などの数量のみで管理する特定備品について、廃棄、追加の購入により数量が増減しているにも関わらず、物品一覧表上の現在数量はここ数年変更がされておらず、数量管理が徹底されていない。次期以後に、正確な特定備品の数量を把握した後、購入、売却の都度、物品一覧表の数量を物品一覧表に反映すべきである。

③ 遊休物品処理遅れについて（東濃フロンティア高等学校）（指摘） 本校では、実際には使用していない、あるいは使用見込みのないノートパソコンが数十台あったが、物品一覧表上は遊休物品扱いとはなっていないかった。物品の現物実査の目的には、利用状況、維持管理状況の確認があり、今後の利用可能性がない備品については、不用決定手続きをとるべきである。物品を無償にて処分できない現在の環境下においては、処分計画を作成し、その計画に従い、実際に不用決定を受けたものについては、その執行の裏付けとして予算額の確保が必要である。 ④ 本庁一括購入資産の管理について（東濃フロンティア高等学校）（意見） 低額購買のスケールメリットを得るため、プリント等を県下で一括購入している。県下で一括購入した資産は、物品一覧表上、総括での一行登録であり、補助台帳にて内訳の管理を行っている。 物品一覧表上、総括で一行登録されているため、一部が廃棄となった場合に、物品一覧表では一行の変更ができない管理となっている。 廃棄、購入を物品一覧表上、適切に反映するため、補助台帳レベルの独立した資産での登録、管理が必要である。 ⑤ 遊休物品及び破損資産について（益田清風高等学校）（指摘） 遊休物品とは、「所属として、現在利用していない物品」をいう（物品の現物実査実施要領 第2）。本校は、刪削資料から、遊休物品・破損資産がかなり多いことが確認できたが、遊休物品については県内での物品の有効利用を行うため RENTAL 掲示板（県庁及び県現地機関が利用するグループウェア）への早期の登録と破損資産については保管スペースや安全面も考慮して、廃棄を検討すべきである。また、現状予算の兼ね合いから廃棄が困難となっている場合には、遊休物品・破損資産についても処分計画を立てて優先順位を設けて適切な処分を実施する必要がある。 ⑥ 寄贈物品の処理について（飛騨高山高等学校）（指摘） 物品管理の観点から、物品管理台帳の中から特定の物品（物品名：ペーパーツクス）について現物調査を実施したところ、台帳登録された物品以外に学外から寄贈された同様の物品が物品登録されず保管されていた。（主にスキー部が使用するため、教育目的ではない資産として学校としては管理していない。） 現物寄附を受けた場合、校内で合議制の決裁により寄附の承諾を得る。しかし、過去に果費で購入した物品に対しては物品登録を行い、現物寄附を受けた物品（新型）については教育目的の資産ではないとして、物品登録を行っていないかった。	本来、同様の物品について、同様の使用方法であれば、登録の有無に差は出ないと考えられる。そのため、物品登録について統一された処理をするべきである。 ⑦ 物品の区分整理について（東濃フロンティア高等学校）（指摘） 平成24年4月1日以後、岐阜県会計規則の一部改正を行い、消耗品として区分する場合における売買契約に係る予定価格の基準を3万円から5万円に引き上げた。これを受け、売買契約の予定価格が5万円以下の既存登録備品を消耗品に分類換える必要がある。 既存登録備品を消耗品に分類換えるにあたっては、取得原価が5万円以下ではなく、予定価格が5万円以下であることが確認できる備品に限定している。この予定価格は支出金調書を見れば確認できるものの、一覧性はないため、1件1件確認するには非常に手間と時間がかかる作業になる。この作業負担があるため、本来管理上、消耗品へと分類換える必要があるにも関わらず、進んでいないのが現状である。そのため、現場の管理においては、同じ物品であっても平成24年4月以後の購入であれば消耗品として消耗品出納簿にて管理するものと、それ以前で購入であれば備品として物品一覧表にて管理するものとが混在しており、現物を見てもすぐにはどちらに属するか判断できず、アンバランスな状況である。 消耗品への分類換えの基準価格を予定価格ではなく、実際の取得価格とする等の見直しを行い、現場でのより有用な管理が望まれる。 14. 毒物及び劇物の適正な管理について（東濃フロンティア高等学校、多治見工業高等学校、益田清風高等学校）（指摘） (1) 概要 文部科学省では、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」（平成12年1月11日）により、保管・管理の徹底、管理体制の点検強化等が法令を遵守していない等の不適切な状況がみられる旨を全国的に過去から指摘している。そして、文部科学省から薬品の点検等を実施するとともに、その対応状況を把握し、状況に応じて、必要な措置として、以下の項目について各都道府県教育委員会教育長等に点検の指導を講じるように依頼している。 ① 専用保管庫の設置 ② 保管庫の施錠 ③ 保管庫及び容器への表示 ④ 管理記録の整備（管理簿等に品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量が適切に記入） ⑤ 地震等の災害に対する対策
---	---

⑥ 管理体制の充実

⑦ 廃棄処理（長期間保存されている毒物・劇物等で今後も使用の見込みがないものについて、適正な方法により、速やかに廃棄しているか）

また、「学校薬剤師は学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導と助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと」（学校保健安全法施行規則第 24 条 6 項）とされている。

(2) 監査の結果

薬品管理について内部管理規定はないため、薬品管理簿の様式が学科ごとに異なっており、残高のみで管理している学科や受払管理もしている学科がある等、バラつきがある。

内部管理規定を整備する等により統一した管理を行うことが必要である。

東濃フロンティア高等学校では、管理簿を閲覧した結果、取得後相当期間経過した薬品が保管されていた。定期的な現物実査は実施されているが、薬品の残量だけの管理であり受払の記録が存在しなかった。

多治見工業高等学校では、薬品管理簿を閲覧した結果、取得後長期間にわたって、未使用のまま薬品残量に変化のない薬品が多数存在した。

益田清風高等学校では、平成 17 年度の「生徒いきいきクラブ」により、岐阜県立益田南高等学校と統合したこともあり、薬品の保有量が他校と比較して多い状況にあった。また、参考数値であるが、理科の教育に必要な設備の整備率が、統合により増加したことがわかる。

■理科教育等設備					
	H16年度	H17年度	～	H23年度	H24年度
整備率	12.0%	22.5%		22.9%	22.9%

整備率 = $\frac{\text{当年度の現有額}}{\text{基準金額}}$
現有額とは、学校の設備の金額を指す。

安全面や収納戸棚の効率的な利用のためにも、今後の利用可能性のない薬品や利用状況を適切に把握して利用率の低い薬品については、速やかに他校への譲渡や廃棄等の処分を検討すべきである。また、実験等の目的に薬品が使用されたことを確認するため、薬品の受払いを正確に記録する必要がある。

15. 耐震工事の未了箇所

(1) 概要

岐阜県は平成 15 年度に「県立学校施設耐震化整備方針」を策定し、耐震性能及び老

朽化の度合いから、平成 34 年度までに改築により老朽化した校舎の耐震化を計画していた。

しかし、平成 20 年度に中国四川大地震、岩手宮城内陸地震の発生を受け、学校の安心安全を早期に確保するため、平成 21.22 年度に先行して老朽化した校舎の耐震補強工事を実施し、平成 22 年度に従前の計画を見直し、先行して耐震補強工事を実施した。その結果、計画対象となった老朽化した校舎の改築による校舎の耐震化は平成 23 年度で完了している。

なお、「県立学校施設耐震化整備方針」では、校舎棟、武道場、体育館及び寄宿舎を耐震補強、改築による耐震化の計画対象としている。

(2) 監査の結果

① 老朽化建物への耐震工事未了について（岐阜工業高等学校）（意見）

岐阜工業高等学校は平成 19 年までに、本校舎及び実習校舎の耐震工事を完了している。また、平成 21 年に新築校舎を完成させている。包括外部監査では耐震工事が未了箇所の有無を確認した。

本校では「県立学校施設耐震化整備方針」では対象とされていない岐工記念館と、クラフハウスの耐震工事が実施されていない。現在、県内部で耐震工事の要否を調査しているとのことである。

当該建物は、建設後 80 年が経っており、人が継続して使用する可能性が低い建物ではあるが、立ち入りの可能性があるならば、耐震工事の要否の調査を踏まえ早急に対応すべきである。

■岐工記念館（旧岐阜県工業試験場） 岐阜県HPより
昭和4年に建設された、もとの岐阜県工業試験場の本館である。上部をセルタル、下部を板張りで仕上げた洋風建築であり、特に出窓の意匠に特徴がある。
平成12年に登録有形文化財として登録されている。



② 老朽化建物への耐震工事未了について (中津高等学校) (意見) 中津高等学校は平成16年までに、校舎の耐震工事を完了している。また、平成23年に新築校舎を完成させている。 一方で、耐震化の計画対象外とされている生徒会や部活動で使用している研修会館の耐震工事が実施されていない。現在、県内部で耐震工事の要否を調査しており、平成25年度以降修繕計画が策定される見込みである。当該建物は、人が常駐する建物ではないものの、明らかに老朽化しており、現在生徒が使用しているため、耐震工事の要否の調査を踏まえ早急に対応すべきである。	
16. 貸付け及び不用決定の手続について (1) 概要 岐阜県では、保有する物品の有効活用のため、岐阜県会計規則で貸付け(規則第98条) 不用決定(規則第99条)を規定している。規則の趣旨である物品の有効活用を踏まえ、適切な運用がなされているか監査を実施した。	
(2) 監査の結果 ① 物品の貸付けについて (東濃フロンティア高等学校) (意見) 岐阜県の事務もしくはは事業に支障がない場合には物品の貸付けをすることができ(規則第98条第1項)。しかし、物品の貸付期間が3ヶ月を超える場合には貸付けにあたり、あらかじめ県知事の承認を得る必要があるが、手続が煩雑であるため、実効性が低い。本校では過去に吹奏楽部の楽器を他校に貸付けをしようとしたが、手続が煩雑であることを理由として断念したことがある。 手続の煩雑さにより、現場が貸付けの手続を断念しないよう、貸与時の手続の指導を本庁から行う、もしくはサポーターするなどが必要である。	
② 物品の不用決定手続による廃棄について (東濃フロンティア高等学校) (指摘) 供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの、または、供用することができない物品については、不用の決定を行う(規則第99条第1項)。そして、不用の決定がされた物品は、売り払うことが不利または不適当であると認められるもの及び売り払うことができないものは、解体または廃棄されることとなる(同条第2項)。 不用の決定に際しては、第三者による当該物品の現在評価額を示した書類等を入力したうえで、価値がないことが確認された後に、物品処分等調書等が作成され、解体または廃棄されることとなる。 本校では、利用していないレーザープリンタについて、供用物品としての価値	が無いことについて評価額を示した書類を無償で取引業者より入手し、物品処分等調書を作成したうえで、不用決定を受けていた。 一方、レーザープリンタ以外にも不要となったノートパソコン等の備品が存在していたが、評価額を示した書類を無償で取引業者より入手することが困難であったため、不用の決定が行われず、倉庫に保管されたままとなっている。 不用決定手続を行うためには、第三者による当該物品の現在評価額を示した書類等を入力する必要があるが、当該書類を入手するに際し、有償となる場合には、予算制約上入手が困難で、不用の決定が行えない。 供用価値が明らかに失われている物品については、廃棄理由を明確にしたうえで、学校長の判断のもと、機動的な不用決定手続が行えるような規定を設けるなどして、廃棄手続の実効性を高める必要がある。
17. USBメモリのパソコン管理について (岐阜高等学校、多治見工業高等学校) (指摘) (1) 概要 岐阜高等学校では、業務に利用する目的で外部記録媒体であるUSBメモリを使用している。当該USBメモリは、利用する教職員へ貸与しており、利用するUSBメモリには利用者が独自に設定したパスワードが付されている。 教職員1名につき各1つを所有しており、すべてのUSBメモリには利用者が独自に設定したパスワードが付されている。 当該パスワードは、利用者の任意で自由に変更することが可能であるが、その変更は強制されないため、実際には購入当初から一度も変更されていないケースが多いことが判明した。なお、セキュリティ担当教員は、パスワードの定期的な変更を呼びかけているとのことであったが、変更されたか否かの確認までは行っていない。 また、多治見工業高等学校においてもUSBメモリを利用しているが、パスワードは設定されていなかった。	③ 物品の不用決定手続による管理換えについて (意見) 物品の利用状況を確認し、今後の使用見込みがないと判断した場合には、管理換えにより有効な活用の可能性を探ることとなる。管理換えの手続として、RENTAL 掲示板の「(165)遊休物品の有効活用」の階層を活用し、一定期間掲示板にリストアップされ、希望があれば、希望部署に利用されることとなる。 しかし、全体として他部署からの要求がある機会が少なく、実効性が低い。管理換えの制度の周知徹底によって、より一層遊休物品の有効利用を図っていく必要がある。

(2) 監査の結果 USB メモリは、教職員個人に貸与されているものであり、その中には所有者の権限により知り得る様々な情報が保存されている。当該情報は、果もしくは学校のシステム内に存在していればユーザーアカウント及びそれに対応するパスワードにより漏えいが防止されているものであるが、パスワード管理されていないUSB メモリに移された場合、そのセキュリティは皆無となってしまう、情報漏洩リスクが非常に高まる。 また、USB メモリは持ち運びが容易であるがために、紛失の可能性も高い。実際に、過去に岐阜県内の学校で、生徒の成績等個人情報が入ったUSB メモリが紛失する事故も発生している。 したがって、USB メモリ管理の第一段階として、USB メモリのパスワードを設定管理することは、ひとりのユーザーを守るだけでなく、学校全体の情報セキュリティ確保のために不可欠なものである。USB メモリにも必ずパスワードを設定する旨の取扱要領を作成したり、「情報セキュリティチェックシート」(後述)のチェック項目にUSB メモリへのパスワード設定の確認を含めたりすること等により、学校としてUSB メモリにパスワードが適切に付されているかどうかを確認する体制を整えるべきである。 さらに、USB メモリ管理の第二段階として、設定したパスワードを定期的に変更することが必要となる。 パスワードを定期的に変更しなければならない理由として、総務省が公開している「国民のための情報セキュリティサイト 情報管理担当者のための情報セキュリティ対策 パスワード管理の推奨」には、以下のような記述がある。 ● 他人に推測されにくいパスワードでも、ハッキングツールを使って長時間かければパスワードが割り出されてしまうこと ● 仮にパスワードが割り出されてしまっても、なりすましなどの被害を受けることを避けることができること このような理由から一般的に、情報セキュリティの観点からは、PC その他のITツールに対して、パスワードを設定しただけでは万全とは言えず、その定期的な変更まで徹底して実施することが求められる。この点、岐阜県管理のシステムへのログインパスワードや、教職員が利用しているPCのログインパスワードは、システム上、定期的な変更が強制される状態にある。 USB メモリのように、システム上パスワードの定期変更を強制することが難しいITツールについては、変更されているか否かの確認は利用者の申告によるしか方法は無いが、「情報セキュリティチェックシート」(後述)のチェック項目に、パスワード変更の確認を含めること等が考えられる。 このように、パスワード変更について、口頭で促すだけではなく、何らかの対策を講じる必要がある。	18. 情報関連機器の老朽化について (岐阜工業高等学校、大垣桜高等学校) (意見) (1) 概要 岐阜工業高等学校では、工業高校として各学科の専門教育を施すため、パソコン等の情報関連機器の使用頻度や必要性は、普通科高校と比較して高いと考えられる。また、本校の卒業生の約6割が一般事業会社等に就職するため、即戦力育成の観点からも情報教育の重要性は高いといえる。 同じく、大垣桜高等学校における服飾デザイン科でも、パソコンを使用して専門教育を施すため、パソコン等の情報関連機器の使用頻度や必要性は普通科高校と比較して高いと考えられる。また、服飾デザイン科卒業生の約5割は専門学校に進み、より高度な専門教育を受けている。 (2) 監査の結果 情報関連機器の老朽化が進んでおり、新機種導入した高等学校と比較して、使用する機器に学校間格差が広がっていると考えられる。 岐阜工業高等学校では、平成11年度産業教育振興費国庫補助金で導入したパソコン(Windows NT)を生徒定員である40台設置しているが、壊れているものも多く、生徒2人で1台のパソコンを使用している状況であった。また、学校間総合ネットワーク規定である「校内LAN運用要領」では、OS(オペレーティングシステム)のメーカーサポートが終了、かつ最新版のウイルス対策ソフトの導入ができなくなった機器については、その対象となった時点で速やかに校内LANから切り離す旨の記載があるため、本校の老朽化したパソコンでは校内LANの接続条件を満たしていない。 大垣桜高等学校では、平成15年度に導入したWindows XPを使用しているものの、メーカー保証期間を過ぎているものもある。老朽化による故障も頻発しているため、代替パソコンを使用して対応している。しかし、代替パソコンにはデザイン学習のソフトウェアをインストールしておらず、ネット接続機能もないため、授業運営に支障がでている。 現状、情報関連機器は学校単位で備品として購入申請しているので、果予算として認められなければ、備品取替ができない。そのため、学校単位での取替順番待ちで、老朽化や学校間での性能格差の問題が起きている。同じ県立高等学校に通っているが、学校間で使用するパソコンに性能差があることは、技能習熟に影響を与えるため、早急に是正すべきである。 このような情報関連機器の短期的ライフサイクルや学校間格差に対応するため、県下学校間で包括してリース契約を締結する等、調達方法を工夫するべきである。
---	--

19. パソコンの耐用年数について (意見)

(1) 概要

県立学校において、授業用パソコンに不具合等が発生した場合には、修理を行い使用している。これらのパソコンの多くが、購入から10年以上経過している。また、パソコンの型番が古く修理するための部品がなかったり、OS等のサポートが終了していつたりするなどの理由により、修理できずにそのまま放置されているパソコンもある。

(2) 監査の結果

パソコンは機能面で陳腐化が速いことから、一般的に概ね6～7年毎に買換え更新が必要であると考える(法人税法上の耐用年数は、5年である)。また、岐阜県としてもパソコンの耐用年数は6年と設定されている。しかし、学校によっては購入から10年以上経過しても教育用に使用しているところもあり、耐用年数を大幅に超過して使用していた。往査した学校の中には平成11年度に取得したパソコンを使用している学校もあった。このことがパソコンの不具合が発生する一つの要因であると考ええる。

不具合が発生した都度、修理を行っていたのでは、修理されるまでの間パソコンが使用できないことから、授業の運営上支障が生じる可能性があり、修理が頻繁に必要なとなれば、購入する以上に支出が増えることも考えられる。また、パソコンの型番が古く修理するための部品がなかったり、OS等のサポートが終了していつたりするなどの理由により、修理できずにそのまま放置されていることは、県有資産が有効に使用されていないと言える。よって、定期的な買換え更新が必要である。

予算制約の観点から、すべての学校のパソコンについて一度に買換え更新を行うことは困難であるかもしれないが、古いパソコンを授業で使用している学校から優先的に最新のものに買換え更新できるよう、計画を策定すべきである。

20. 情報セキュリティチェックについて

(1) 概要

岐阜県では、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」第7条及び「岐阜県情報セキュリティ対策基準」8(2)に従い、全ての教職員を対象にして情報セキュリティチェックシートの毎月の提出を義務付けている。情報セキュリティチェックシートの提出の目的は、情報の重要性を職員一人一人が認識し、日常業務における取扱いを点検することにより、情報セキュリティに対する意識を醸成し、情報セキュリティ事故を防止することにある。その記載項目の概要は以下のとおりである。

■情報セキュリティチェックシート（一般職員用）例	
区分	チェック項目 例
情報資産の管理	重要な情報については、バックアップを作成するなど、障害時や災害時に復旧が可能な状態にしていますか？
パソコンの管理	パソコンの持出しは禁止だが、やむを得ず庁舎外に持ち出した際には、承認簿に必要事項を記載し、所属長の許可を得ましたか？
記録媒体（USBメモリ等）の管理	USBメモリ等の外部記録媒体は、貸し出し期間が済んだら、管理者に返却して施錠可能な場所に保管しましたか？
県以外の機関等が保有する情報資産	県以外の機関等が保有するパソコン・外部記録媒体等を庁舎内に持ち込むことは禁止だが、やむを得ず庁舎内に持ち込んだ際に、許可記録簿に記載し、所属長の許可を得ましたか？
私物のパソコン・外部記録媒体（USBメモリ等）の取扱	私物のパソコン又はUSBメモリ等の外部記録媒体を庁舎内に持ち込んでいませんか。私物のカメラ等に入った私物のSDカード等を持ち込んでGALILEOパソコンに接続していませんか。
記録媒体の処分	重要情報分類Ⅲ以上の記録媒体が不要となった際には、所属長の許可を得て、すべての情報を消去し、情報を復元できないように処理をした上で破壊・廃棄記録簿に記載しましたか？
インターネット使用	インターネットの使用について、業務目的外的使用はしないなどの注意事項を遵守していますか？（怪しいサイト等を閲覧していませんか？）
電子メール使用	添付ファイルに重要情報等が含まれていないかなどについて確認し、重要情報を添付する場合暗号化又はパスワードを設定して外部に送信していますか？
ID・パスワード管理	ID・パスワードの設定や利用について、メセを作らない、他人と共有しないなどの注意事項を遵守している。
セキュリティ事故報告	情報セキュリティに関する事故を発見した場合や発生する恐れ（ウイルス検知の通知）があった場合に、所属長に報告しましたか？

(2) 監査の結果

① 多治見工業高等学校 (指摘)

多治見工業高等学校において、情報セキュリティチェックシートに署名日付が記入されていないものがあった。情報セキュリティチェックシートの毎月の提出状況の検証のため、情報セキュリティチェックシートには、必ず署名日付を記入すべきである。

② 益田清風高等学校、飛騨高山高等学校 (指摘)

益田清風高等学校では、チェックシートの回答のうち、重要な情報についてバックアップを作成していないという情報セキュリティの遵守に問題ある回答があったにも関わらず、監査対象期間において改善が見られなかった。

飛騨高山高等学校では、チェックシートの回答の内に問題がある回答があった場合、そのフォローが実施されているかが不明であった。また、回答の中には全てのチェック項目に安易に「はい」と回答しているケースも見受けられた。

上記2校は、情報セキュリティチェックシートを活用した情報セキュリティの

遵守が図られているとは言えない状況である。そのため、回答を全ての対象者から回収をし、問題の有無を把握してチェック状況に漏れや問題がないか確認し、問題がある場合には、改善が確認できるまでフォローする必要がある。 ③ 岐阜農林高等学校 (指摘) 岐阜農林高等学校では、書類で確認できる範囲においては、平成 23 年度は毎月全職員に対して情報セキュリティチェックシートによるチェックを行っており、また、県庁へも報告をしていた。しかし、平成 24 年度に入ってから、担当者の異動等もあって、平成 24 年 7 月からしか情報セキュリティチェックシートによるチェックを実施しておらず、さらに全件回答を回収していない状況であった (ただし、RENTAI システムにつながっているパソコンを使用している職員は、平成 24 年度当初から WEB 上で実施している)。 十分な回答の回収を行っておらず、当チェックシートの目的である岐阜県情報セキュリティポリシー (情報資産に対する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたもの) の遵守が出来ているとはいえない。 岐阜県情報セキュリティポリシーを遵守するため、今後徹底した対応が必要である。 21. 情報関連機器の管理について (1) 概要 往査した学校での、情報関連機器の管理状況の検出事項を以下のとおり記載する。 (2) 監査の意見 ① 可茂特別支援学校 (指摘) 可茂特別支援学校では、USB メモリ等の記憶装置は、所定の管理者が現物管理し、全てに管理番号が付けられ台帳管理している。教職員が持ち出す際は、管理者に申請し、持出票に持出期間や目的を記載して返還時に所属長の確認印を押印する手続をとる必要がある。 持出票を閲覧したところ、1 ヶ月間継続して持ち出して、月末時に一旦返還し現物を確認しているケースがあった。持出期間は実際に使用する期間のみとすべきである。また、持出票上に所属長の確認印のないケースも散見された。 所属長は所定の手続として返還時には漏れなく確認印を押印すべきである。 ② 益田清風高等学校 (指摘) 益田清風高等学校では、職員室のパソコン専用保管ロッカーに管理者不明のパソコン	パソコン (以下、「不明 PC」 という。) が 1 台あった。通常、PC の管理は重要な物品であるため、校内 LAN に接続されたパソコンは PC 一覧表において管理されるが、不明 PC は PC 一覧表にも記載されず、保管されていた。 不明 PC は、過去の教職員 (10 年以前に客体が急変したくなられた方) の個人用パソコンが処理されないまま保管されていたものであった。当該不明 PC には、生徒の個人情報も削除されずに保管されていた。情報セキュリティの観点からも、全てのパソコンを管理する体制が必要である。管理者不明のパソコンは放置せず、適切な管理 (LAN 接続の有無に関わらず学校保管のパソコンの台帳管理) が必要である。 ③ 飛騨高山高等学校 (指摘) 飛騨高山高等学校の教務用パソコンの保管状況を確認したところ、職員室のパソコン専用保管ロッカーにはほとんど使用されていない寄贈パソコンが保管されていた。 当該寄贈パソコンの当初の使用目的は同窓会会計及び各種通知案内文書の作成とのことであるが、現在の管理教諭に貸与された後、セキュリティ対策も取られておらず、ほとんど使用されていない状態であった。そのため、使用見込みがある場合は、速やかにセキュリティ対策を講じ、使用見込みがない場合は、他校への転用又は処分するべきである。 個人情報の流出や不正に情報の持ち出しを防止するため、パソコンの外部への持出・外部からの持ち込みに関して、パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿にて管理を行っている。パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿に平成 24 年 1 月 26 日、27 日に持ち出されているものがあつたが、解除日の記載、所属長の確認印が漏れていた。 情報セキュリティの観点から、個人情報の流出や不正に情報の持ち出しを防止するため、解除日の記載、確認印の押印について、漏れることがないような体制の整備が必要である。 また、本校では、平成 15 年度に生徒の授業及び自習での利用や教員の教材作成などの教育活動で利用するために、学校支援用コンピュータが導入され現在も使用されている。本校では図書館での生徒の検索用もしくは非常勤講師用として利用されている。 学習支援用コンピュータの保有台数 110 台の内、使用台数は図書館で利用する数十台と非常勤講師が利用する数台であり、保管台数が使用台数と比較して非常に多い状況にあった。利用する予定のないコンピュータを保有することは、保管するスペースの問題や他校での転用の機会を逸することとなる。学習支援用コンピュータの他の用途での利用方法を考えるか、利用方法がなければ他校への転用
---	---

を図るべきである。

④ 大垣特別支援学校 (指摘)

大垣特別支援学校では、一部の校務用 USB は、支出負担行為兼支出金調書により決裁及び支出がなされ、購入されていたが、「USB メモリ管理台帳」が作成されておらず、少額物品として管理外資産とされていた。また、個々の管理番号も付されていなかった。このため、外部に持ち出されていても把握が不可能な状況である。

個人情報保護及び情報漏洩防止の観点から、校務用 USB については厳しい管理が必要であるため、「USB メモリ管理台帳」を作成することとなっている (外部記録媒体の管理及び利用に関する要領第 5 条)。しかし、適切な管理方法を構築してもそれを周知徹底し、正確に運用しなければ、管理の目的を達成することはできない。

また、本件のような USB メモリ管理台帳への登録漏れを防止するため、情報セキュリティチェックシートによる自己点検が導入されている (岐阜県情報セキュリティ基本方針第 7 条) が、このチェックも有効に機能していたとはいえない。

このほかに、パソコンや端末等の情報資産を外部に持ち出す際には、「パソコン・端末等情報資産の持出に関する申請・承認簿」に持出期間や持ち出す媒体名等を記載する必要があるが、USB メモリの管理番号の記載が行われていないため、どの USB を持ち出したかは、把握困難な状況となっている。

岐阜県の情報セキュリティポリシーに違反した状態となっており、早急に「USB メモリ管理台帳」を作成し、また、個々の USB に管理番号を貼付し、管理すべきである。

22. 個人所有のパソコンの使用について (大垣特別支援学校) (指摘)

(1) 概要

個人の所有するパソコンを校務で使用する場合には、情報セキュリティポリシーにおいて、「個人所有パソコンの使用許可願い (申請書)」を提出し、管理責任者の許可を得る必要がある旨が規定されている。

(2) 監査の結果

大垣特別支援学校においては、個人所有のパソコンを 1 台校務に利用している。これは、職業教育の一環で、フォトショッパやイラストレーターという特別なソフトウェアが必要であるが、貸与されている校務パソコンでは機能的・性能的に対応できないためである。

大垣特別支援学校においては、使用許可に関する申請書は、平成 24 年 4 月 18 日に情報企画課に対して提出している。職業教育の一環で使用していることから、事前に当該パソコンが必要であることは想定できたと考えられるが、使用許可申請書の提出日が申請期間 (平成 24 年 4 月 2 日～平成 25 年 3 月 29 日) の開始日の後となっており、事後申請となっていた。

これは、教育研修課程情報化推進係からの各高校に対する「岐阜県情報セキュリティポリシーに関する例外措置の許可申請」に関する照会が平成 24 年 4 月 2 日付で行われ、その後申請を受けたものから各高校が例外措置許可申請書の提出を行う必要があることから、事後申請になったものである。また、実際に情報企画課より例外措置の許可の通知を受けたのが、平成 24 年 5 月 15 日であったため、平成 24 年 4 月 2 日から許可を得るまでの期間、使用できないこととなる。しかし、本校は職業教育の一環で必要であることから、許可通知を受ける前から使用していた。

上記学校の現状に鑑みると、「岐阜県情報セキュリティポリシーに関する例外措置の許可申請」のフローに従って、申請を行い、承認を行うことによって、今後も情報セキュリティポリシーに反することが予想され、情報セキュリティポリシーの実効性が損なわれる結果となる。

このことから、より機動的に例外措置の許可ができるよう、「岐阜県情報セキュリティポリシーに関する例外措置の許可申請」のフローを見直すべきである。